

5月1日国会前ビラまぎで配ったビラ(原物はピンクB5)



民法900条4号但し書きをなくし、
婚外子と婚内子の法定相続分を同等にしてください。

わたしたちはほかにつぎのことを求めます。

- ・戸籍法13条を改正し、続柄欄をなくしてください。
- ・戸籍法49条を改正し、出生届の「嫡出子・非嫡出子」の別の記載を撤廃してください。
- ・母が外国籍で父が日本国籍の婚外子が日本国籍を取得できるようにしてください。
- ・認知された婚外子への児童扶養手当打ち切りをやめてください。

- 出生差別の法改正を求める女たちの会 〒124 葛飾区
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ 〒166 杉並区
- 婚外子差別と闘う会 〒564 大阪府吹田市
- 民法改正を求める女性議員ネットワーク 〒166 杉並区

子どもはみんな平等です

生まれながらに差別があるなんて
生まれる前は、想像もしていなかった。
お母さんのおなかの中で10か月
気持ちよくふんわりと宇宙遊泳して
ボンと世の中に出てきたら
何と「嫡出でない子」という
なんだかよくわからないレッテルを
貼られることになっちゃった。
時代サクゴ的な言葉でしょ、これって。



「嫡出でない子」の意味はね、正式の婚姻をしていない女の人から
生まれた子どもと言う事らしいんだけど。
戸籍には、長男でも長女でもなく、「男」「女」と書かれるんだって。
わたしはおかあさんの一番最初の子どものみなんだって。
別に「長男」とか「長女」とか書いてほしいわけじゃないんだけど
おかしいんじゃない、わたしだけ違うふうにかかれちゃうの。
なんで、こんなふうに差別して表記されるかという
法律で「嫡出でない子」は「嫡出子」の2分の1の相続権しかないことが
決められているからなんだって。(民法900条4号但し書き)
国が差別をつくりだしちゃうのって、おかしいよね。
子どもにだって
生まれたときから人間として平等に生きる権利があるんだよ。
嫡出子とか、非嫡出子なんて言葉、いらない。

婚外子への差別はもうやめて!!

☆生まれながらに婚外子を選り分け、相続で差別する民法・戸籍法は、憲法、国際人権規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約に違反しています。

(このステキなイラストは、ふぉーらむのAちゃん)

★自由民主党本部組織広報本部女性局の肥塚博志氏に左の申し入れ書を渡しました。(5月1日のビラまぎ後) ➡

彼はいつも自民党の若者風のさわやかな青年でした。当日、私たちは、連休の谷間にも関わらず自民党の法務部会が開かれるという情報を得て、法務委員のみなさんにも、ビラとカーネーションを届けるべく出向いたのですが、彼は「今日は法務部会が開かれません」と言いましたので、その後は法務部会議室を議員会館にたずねて、手分けして、ビラとカーネーションを届けました。

肥塚氏との話し合いの席上で、「民法改正の今国会に上程は微妙で、今のところよくわからない」とのことでした。新聞などの報道もあり、さらに、別姓については自民党内で意見が多様に分かれ、神社本庁を中心に「氏名がしれず」ことを嫌う勢力が、「アメリカのような家庭崩壊が起る」と、強硬に反対を打ち出しているようです。ただ、彼と私は別姓選択制は「オプションを早えるもの」なので、個人的には、それはよいだろうと考えていると言いました。ただし、この民法改正に関しては、「急ぐよりも議論を尽くした方がよい」とも話していました。

婚外子差別撤廃に関しては、「子どもの立場から平等にしよう(見直し)」という動きなので、「個人的にも、党内の様子から見ても、平等化に向かっているのではないか」というコメントを話していました。樂觀はできませんが、ちょっと安心しました。(大田 記)

民法改正、婚外子差別撤廃を求める申し入れ書

- 橋本龍太郎 自民党総裁 殿
- 石井道子 自民党女性局長 殿
- 志村哲良 自民党法務部会長 殿

1993年に批准された、子どもの権利条約では、第2条で出生による差別を禁止しています。また、1970年に日本が批准した、「市民的および政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)」第24条でも、出生差別は禁止されており、1993年11月には国連人権規約委員会は、日本政府に対して、出生差別に関し規約違反であると指摘し、速やかな法改正を勧告しました。

しかし、3年後の今も、婚外子への差別は温存されています。

2月26日には、法制審議会は婚外子の相続分差別の撤廃を含む民法改正案要綱を法務大臣に答申しました。

わたしたちは、政府与党内で大きな力を持つ自民党が、すみやかに民法改正案を国会に上程する決定を行い、婚外子差別の撤廃を以下の通り、早く実現するよう、求めます。

- 1 民法900条4号但し書きをなくし、 婚外子と婚内子の法定相続分を同等にしてください。
- 2 戸籍法13条を改正し、続柄欄をなくしてください。
- 3 戸籍法49条を改正し、出生届の「嫡出子・非嫡出子」の別の記載を撤廃してください。
- 4 母が外国籍で父が日本国籍の婚外子が日本国籍を取得できるようにしてください。
- 5 認知された婚外子への児童扶養手当打ち切りをやめてください。

1996年5月1日

- 出生差別の法改正を求める女たちの会 〒124 葛飾区
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ 〒166 杉並区
- 婚外子差別と闘う会 〒564 大阪府吹田市
- 民法改正を求める女性議員ネットワーク 〒166 杉並区

私たちの運動の原点ともいえるようなステキな文章に出会いました。読んでください

序章 『誕生』から

左の文章は「死にきわのわかま
ま」(高橋卓志著 現代書館
1996)からの引用です。

Remember / 生まれた時 / だれでも言われたはず / 耳をすまして思い出して / 最初に聞いた / Welcome

中島みゆきが歌う『誕生』のリフレインのフレーズである。この曲は映画、『奇跡の山』よなら名大平治——(水島総 監督)のエンディングテーマに使われているのだ。

『奇跡の山』は大分県九重の山のガイド犬「平治」を主人公にした映画である。映画の冒頭でヒロインの母親の入水自殺があったり、父親との葛藤から失語症になったその子を平治がすくったりと、「いのち」をめぐる物語として構成されている。そしてエンディングで、成長した「平治」にオーバーラップして中島みゆきの『誕生』が流れるのである。このフレーズだけではよくわからないが、彼女はたしかこの曲のことを、こんなふうに語っていた。

……この曲は、映画に出てきたお母さんや、あの子に言葉をかけるとしたら、こういうことしかない、という感じで作ったの。英語圏では、赤ん坊を分娩室でとりあげた瞬間に「Welcome」と声をかけるんだってね。どうして生まれたとか、能力があるとかに関係なく、Just「Welcome」と言われるってことを思い出してほしかった。映画ではのっけから重く、自殺の話なんかが出てくるけど、いらぬ子なんていないんだってことを言いたかったの……。

いらぬ子なんていない——つまり、いのちというのが芽生え、生まれてくるとき、その環境や過程がどうあろうと、いのちにいらぬものはないということだ。

だから生まれてくるいのちが男であろうと女であろうと、富める家の子であろうと貧しい家の子であろうと、あるいは障害を持っていようとまいと、産声をあげた瞬間、「Welcome」と迎えられるのだ。そして「Welcome」と声をかけられて、いのちが始まったその日から、だれもがいのちを輝かしながら生きていく権利が生ずる。

でも人生には苦しみや、悲しみや、挫折はつきものだ。悲しくなるとき、苦しめてたまらないとき、死のうと思ふときはだれにでもある。生きることに疲れ、思わず自分のいのちを絶とうとしたとき、相手が憎くて思わずナイフを振りしめたとき、生まれたとき最初に聞いた「Welcome」という言葉が、必ず耳の奥底から聞こえてくるはずだ。その呼びかけを思い出してほしい。いのちに呼びかけられたたくさんの人びとの願いや祈りややさしさを思い出してほしい、という意味を中島みゆきの願いとしては聴きたい。

曲は男と女の深淵なやりとりに入っていくのだが、このリフレインの部分は、強烈にぼくの心を打った。

いま、いろんな場所で、「Welcome」と迎えられたいのちが、危機に瀕している。いのちをめぐる不条理なやりとりが、世界を駆けめぐっている。戦争、民族紛争、飢饉、病氣、自然災害、自然破壊、大事故……。世界はかりでなく日本でもそれは同じことが言える。それらが原因で、いのちの輝きを失う人びとが急速に増えている。

授かった、たったひとつのいのち、一回限りのいのちをどう生きるかは、人それぞれに任されていることなのかもしれない。しかしいのちを生きていく過程では、さまざまに、まさに天文学的な関連性を、苦しみや悲しみや喜びとともに生んでいくものだ。そしてその関連性は、「生きていく」のではなく、「生かされている」という認識を必然的に迫ることになる。

徳島県議会が 今回の民法改正にブレーキをかけるような意見書を採択。怒った市民の集会(3/28)に婚外子ついでからメールを送り、お礼状が送る中2冊は、各地にばんばんと送る人たち。もう少しがんばりましょうね!!

3月22日、徳島県議会会で可決された「夫婦別姓を認める民法の一部改正に慎重を期することを求める意見書」は、私たち女性の人権を踏みにじるものです。

意見書では「現在の法制度で職業上の不利益をこうむる女性については、それを考慮して『同性を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用できる』というように改正すれば済むことである。」としています。これは単に、この10年あまりの間に幅広く行われるようになった通称使用にお墨付きを与えるだけに止まるものです。

通称使用の最大の問題点は、一人の人間が(しかも意見書が図らずも明らかにしているように、ほとんどの場合、女性だけが)、2つの名前を日常生活の中で使い分けなければならないということです。それは、自己のアイデンティティーの根幹にかかわる問題で、一人の人間の人格の分裂をもたらすものです。このことは学術的にも論議されており、「氏名権は人格権の一部である」ということは、既に認められた概念なのです。通称使用をしてきた女性たちは、長い間、まさにそのことを実感してきたのです。

また、意見書で根拠として挙げられている「日本の伝統文化である夫婦の一体感」は、男性社会が生んだ誤解であり、その誤解ゆえに苦しむ女性たちが数多く存在しています。カップルであれ、シングルであれ、すべての個人が尊重される社会をめざすことは、憲法の理念でもあるのです。どんなライフスタイルを選ぶかは、個人が決めるべき事柄であって、一律に規定されるべきものではありません。

徳島県の名産である秋の味覚スダチは、そのさわやかな香りで私たち関西の人間にとって馴染み深いものです。スダチの香りに恥じないような、さわやかな人権感覚があれば、今回の意見書が可決されることは避けられたかもしれません。

私たち婚外子差別と闘う会は、この意見書に抗議する3月28日の集会を支持し、連帯します。

1996年3月28日

〒564 吹田市

婚外子差別と闘う会
(文責・大田季子)

桜の花に魅せられる頃となりました。

その後お元気にご活躍のことと存じます。

私たちの運動は、いろいろな生き方があることを法律が保障し、選択的別姓を認め、人権が守られることであります。「選択肢を認めよ」ということです。「民法の一部を改正する法律案」が国会で審議され、一刻も早く改正されるまで、私たちは活動を続けて参りたいと思っております。

どうか友人、知人にもご理解いただけますようお願いいたします。そして一人でも多くの賛同者をご紹介して下さいますようお願いいたします。

追伸 国会議員の有志から徳島県議会あてに次のような文章が送られています。

徳島県議会殿

徳島県議会が、選択的夫婦別姓を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案」に反対の決議をされたことを、私ども国会議員は大変遺憾に思っています。選択的夫婦別姓は十年以上にわたって、女性が要望してきたことでもあり、今国会にぜひ提出し、制定させたいと願っています。

女性国会議員有志

(4月7日現在、12名の国会議員が提出して下さいます)

1996年4月

選択的夫婦別姓制度導入に賛成する徳島県民の会
(略称：選択別姓に賛成する会)

代表世話人 乾 晴 美
世話人 佐々木宏子
河野南代子

事務局 諏訪 公子 7771-01 徳島市)

河野 和代 7770 徳島市

お礼状は2冊お送り下さい。お礼状を送りたい

事務局 会議録

3月 (参加者5人)

高知新聞記者 逆野さん取材に乗り出し、全島でインタビューに励みました。...

子どもからの面接交渉権(婚外子の父への)を求めた裁判(神戸)の現状報告...

子どもの権利条約市民の報告書をつくる会が募集している意見書を提出する...

国会議員に民法改正の陳述書(お手紙形式)を出すことに決め、骨子を練る...

離婚後、養育費が支払われていない場合、養育費が支払われていない場合...

民法改正(向けた)の1カ月間の活動報告...

子どもの権利条約に関する国会案内...

次回事務局会議は 6月10日(土) 10:00-正午 梅田

闘う顔 今を読む

「婚外子差別と闘う会」

大田 季子さん(37)



「人間が法律婚家族単位でなく、個人として認められるような社会を実現したい」と話す大田季子さん (大阪市北区)

「(3)月、民法改正要綱案が発表された。未婚別姓が認められていない...

「子供」責任はない

明確な格差 非婚出生への差別例を...

家制度が生む偏見

人権問題として考える

「結婚した場合は、養育費が支払われていない場合、養育費が支払われていない場合...



1996年、最高裁で無国籍者に対する日本国籍を認めない判決が出た。...

東京・大阪レポート

シンポ **国会目前! いまこそ話そう**

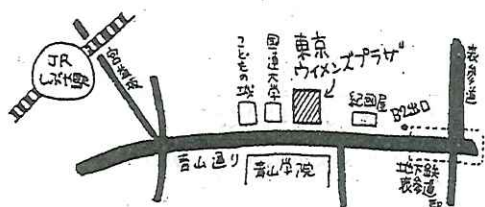
夫婦別姓

議員も
市民も

会場 東京ウィメンズプラザホール

3月23日 (土) 13:30-16:30 (13:15開場)

出演 **国会議員と市民グループ**を予定。
各党議員ほかただいま交渉中!



● JR山手線・東急東横線・京王井の頭線
「渋谷」駅徒歩12分
● 地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線
「表参道」駅徒歩7分

主催 **すすめよう! 選択制夫婦別姓ネットワーク**



夫婦別姓の市民運動もいよいよ本格化!

資料代 800円

- 賛同団体
- アジア女性会議ネットワーク家族法改正プロジェクト
- 結婚改姓を考える会
- 戸籍筆頭者をなくす会
- 婚外子差別と闘う会
- 出生差別の法改正を求める女たちの会

- 新宿シングルマザーズ連合
- 選択制夫婦別姓制度の法律化の早期実現を求める会
- 日本女性学会ワークショップ「家族法改正への提言」有志
- 夫婦別姓の法制化を実現する会 さくら
- 夫婦別姓選択制をめざす きら別姓の会
- 北京JAC家族法改正コーカス

この集いを機に「別姓ネット」が作られました。

いろんな連絡がネットとFAXで届いていますが...

夫婦別姓選択制をはじめとする民法改正の実現を求める要望書

私たち二十六団体が参加する「すすめよう! 選択制夫婦別姓ネットワーク」は、三月二十三日、東京ウィメンズプラザで「国会目前! いまこそ話そう夫婦別姓」という集会を開き、約二百人の市民が参加しました。

二月二十六日に法制審議会からの民法改正要綱が答申されましたが、その後、与党、特に自民党内の反対が強く、いまだに閣議にも上がっておらず、国会に上程されていないことが報告されました。「夫婦別姓選択制をすすめる会」から、「わたしはわたしの姓で生きたい」、通称使用には困難が多く、法改正が必要と発言があり、宮城県で専業婦人をしてる小学校教師の男性からは、福島でも夫婦別姓をすすめる集会有し、百五十人以上の参加があり、仙台でも岩手でも夫婦別姓を早く実現してほしいと言った声が上がっているというのでした。

また、婚外子の相続分の違憲訴訟の原告で九三年東京高裁で勝訴した中田千鶴子さんからは「婚外子の相続分差別は婚外子が二分の一の人間だと言っているようなもの。生まれながらに人権を踏み踏らされている」と相続分差別の撤廃が訴えられました。

つきに、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会(五十一団体)」からは民法改正を実現し、選択制夫婦別姓の導入とくに子どもの姓は出生時に決めること、婚外子の相続分差別だけでなく、戸籍上の差別の撤廃することを盛り込んだ要望書をまとめて法務大臣に提出したことが報告されました。「国際婦人年連絡会」は日本の主要な全国組織の婦人団体が参加しており、二千六百万人が参加しています。

新聞などを見て参加した市民からは、一度結婚届を出したが、自分の姓を名乗りたいので、パーパー離婚している、という横浜在住の教師の女性が、子どもの姓は出生時に届け出たいと発言し、自分はパートナーの姓に改姓してもいいと思うが別姓などいろいろな選択の幅を認めてほしいという会社員の男性、三十年間通称を使用してきた子どもとは違う姓を名乗っていても家族との一体感が変わらない、夫と子どもと共に集會に参加した女性、姓が変わったら家の役割を強調されてきた、という女性などの発言がありました。

また、会社員の男性が、結婚のとき同姓を強制されて「どちらかかどちらかを支配してしまっている」とも発言し、「それだけの姓を尊重するため夫婦別姓にしよう」と思い、会社にも相談して夫婦別姓の結婚届を都内で届け出たが、不受理にされてしまい困っている、早く選択制夫婦別姓を求めたいと発言しました。女性はもちろん、男性の参加、発言が多く見られました。

私たちは十二年前にわたって夫婦別姓選択制を求めて、活動してきました。民法改正は五年前から、法制審議会でも審議されて、二度の中間報告も出され、この間に国連の規約人権委員会からも婚外子差別の撤廃が日本政府に勧告されたことも踏まえ、慎重な審議の結果、夫婦別姓選択制、婚外子差別の撤廃を含む民法改正要綱の答申が出されました。

この集會では、一刻も早く、この民法改正案を国会に上程されることを求めること、選択制夫婦別姓を導入し、その際、子どもの姓は出生時に届け出よう求めていくことが確認されました。

わたしたちは、この集會の参加者の意志として、各党、国会議員のみなさまに、民法改正案を国会へ上程し、一刻も早く民法改正を実現するよう、要望いたします。

おすすめよう! 選択制夫婦別姓ネットワーク T101 東京都千代田区神田錦町1ノ1ノ6 大手町共同法律事務所内 福島瑞穂
03(3291)0809 FAX03(3291)6353

三月二十三日「国会目前! いまこそ話そう夫婦別姓」集會参加者一同

通称使用裁判を支援する会
日本婦人会連
夫婦別姓選択制をすすめる会
婦人民主クラブ
別姓を考える会
民法と戸籍を考える女たちの連絡会

For 419th He @河合会(ようかいひ)ふーりん(フーリン)

この集會は
数団体から
新たに
加勢し
ています。

合宿のご案内



今度は小豆島へ行く!!

集合時間は特に決めていませんが、午後6時半には着につくように各自考えてください。

Q日時 7月13日(土)
14日(日)

Q宿泊 小豆島
香川県小豆郡池田町二面手が浦
「民宿やまぐち」
TEL 0879-75-0979

Q宿泊費 一泊二食 大人¥6,000
子どもは食事をすると多少安くなる程度

Q交通 大阪・神戸～小豆島が便利(坂手)
坂手～オリーブ園(バス)
宿から送迎バスあり

Q交通費 ¥2,400(フェリー)
¥5,390(ジェットライン)
(子どもは半額)
ジェットラインは早目に予約要
(関西汽船 06-572-5181)
合宿申込はがきに予約番号記入してもらえれば、3割引切符を購入して送ります。

同封のハカキに出欠の返事も書いて送ってください。
50円切手を貼って下さいね。
近況報告など送って下さると嬉しいです。
登場するおよその時間も明記して下さい。
(締め切り6月末)



岡山から

岡山発	土庄発	土庄発	岡山着
5:30	6:40	6:30	7:40
6:30	7:40	7:20	8:30
7:20	8:30	8:00	9:10
8:05	9:15	8:45	9:55
8:45	9:55	9:30	10:40
9:25	10:35	10:05	11:15
10:30	11:40	11:05	12:15
12:05	13:15	12:00	13:10
12:50	14:00	13:30	14:40
13:55	15:05	14:30	15:40
14:35	15:45	15:20	16:30
15:00	16:10	16:00	17:10
16:00	17:10	16:30	17:40
16:45	17:55	17:30	18:40
17:30	18:40	18:10	19:20
18:05	19:15	18:55	20:05
20:00	21:10	19:35	20:45

※印は季節定期便とし、次の期間中運航します。
3/20-5/20、7/20-8/25、10/10-11/25
但し○印は、この期間中の土・日・夜のみ運航いたします。

岡山発	土庄発	土庄発	岡山着
7:50	8:25	7:05	7:40
9:20	9:55	8:35	9:10
11:50	12:25	10:05	10:40
14:30	15:05	13:50	14:25
16:05	16:40	15:20	15:55
17:35	18:10	16:50	17:25

岡山駅への直行バス接続あり(所要時間25分)
3/20-5/29の日・祭日、5/2、7/20-8/21、10/1-11/30の土・日・祭日運行 その他、定期バスあり。

●おりんぴあ ●さんおりんぴあ ●にゅうおりんぴあ
●クインオリーブ ●第八しょうどしま丸
(高徳運輸・小豆島高速)

本社	岡山	086-222-3211
岡山港営業所	岡山市岡山港	086-274-1222
土庄代理店	土庄町土庄港	0879-62-1125
高速船	土庄町土庄港	0879-62-0875
フェリー		

姫路から

姫路発	福田発	福田発	姫路着
7:15	8:55	7:50	9:30
8:30	10:10	9:20	11:00
9:45	11:25	10:30	12:10
11:15	12:55	11:40	13:20
12:30	14:10	13:15	14:55
13:35	15:15	14:30	16:10
15:10	16:50	15:30	17:10
16:25	18:05	17:15	18:55
17:25	19:05	18:20	20:10
19:10	20:50	19:20	21:00
21:10	22:50	21:00	22:40

○便は次の期間中運航します。
12/29-1/5、3/20-4/7、4/27-5/6、5/25-26
7月以降の運航期間については060120-80-6161までお問い合わせ下さい。

●第八おりんぴあ ●にゅうめじ ●第三おりんぴあ
(関西急行フェリー)

小豆島福田営業所	内海町福田	080120-80-6161
大阪営業所	大阪市中央区	06-241-6171
姫路営業所	姫路区須加	0792-34-7100
姫路港	姫路区須加	0792-34-7691

日生から

日生発	大郡着	大郡発	日生着
7:30	8:30	8:40	9:35
10:05	11:10	11:15	12:15
12:30	13:40	14:25	15:25
15:30	16:40	16:50	17:55
18:10	19:20	19:25	20:35

●第三ひなせ丸(瀬戸内観光汽船)

日生港本社	岡山県日生町	0869-72-0698
大郡港飯店	土庄町大郡	0879-67-2331

宇野から

宇野発	豊島港発	豊島港着	土庄着	土庄発	豊島港発	豊島港着	宇野着
5:25	6:05	6:45	6:45	7:25	7:45	8:24	8:24
6:45	7:25	7:45	8:14	8:55	9:10	9:30	10:09
8:35	9:15	9:35	10:04	10:40	10:55	11:09	11:39
11:10	11:50	12:10	12:39	13:10	13:40	14:00	14:39
13:40	14:20	14:40	15:09	15:50	16:20	16:40	17:19
15:25	16:05	16:25	16:54	17:30	18:00	18:40	19:19
17:30	18:10	18:30	18:59	19:40	20:10	20:30	21:09
19:25	20:05	20:25	20:54	21:30	22:00	22:40	23:19

(注) 豊島港港での車両扱いの上記○印便のみです。

阪神から

港名	大阪南港発	大阪天保山発	神戸・ランド発	坂手港着	土庄東港着	高松港着
①ジェットライン(高速船)	10:30	11:10	12:29	12:53	13:15	13:15
②小豆島・季節便	9:45	→	→	13:15	→	→
①ジェットライン(高速船)	7:30	7:52	8:17	9:38	10:17	10:17
②小豆島・季節便	15:30	15:52	16:17	17:38	18:21	18:21
②小豆島・季節便	→	→	→	15:40	→	19:10

※ジェットラインは小豆島/高松間もご利用できます。
※小豆島季節便は普通船・日曜・祝日及び、次の季節に運航します。
1/2-5、4/30-5/2、7/15-8/31、12/30-31
※阪神大震災の影響で当時の航路、ジェットラインの神戸発着所がハーバーランドに変更になり、フェリーは大阪-小豆島直行便になっています。

大阪天保山	06-573-0530
神戸中央埠	078-360-3096・331-6601
高松港	0878-51-5211
土庄東港	0879-62-0220
坂手港	0879-82-2221

海上タクシー

やまぐちマリンタクシー.....内海町 0879-82-1493
7/20-8/17 二十四の環映画村-オリーブビーチに渡船を運航します。
大人500円(往復900円) 所要時間 約10分

八木マリン.....池田町 0879-75-1173
明光産業.....土庄町 0879-67-2077

1995年会計報告

(1995年1月～96年5月18日)

収入	金額
前年度繰越金	416509
会費	209500
カンパ	98140
パンフ等売上金	21100
送料	1400
雑収入	4000
合計	750649

支出	金額
会場費	18800
事務用品費(含む紙・封筒代)	36018
他の会 年会費及びカンパ	25000
北京会議関連費用	38000
集会関連費用	95967
印刷費	59359
郵送料	126448
雑支出(含む交流会援助)	23973
Aさん預り金返却	27272
次年度繰越金	299812
合計	750649

(会計 屋代)

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

連絡先／〒564大阪府吹田市

No. 62 1996年8月24日発行

郵便振替口座

一部200円

事務局会議録

6月事務局会議

(6月1日 参加者4人)

●報告事項

住民票続柄裁判交流会の
田中さんからの情報が2件

× × ×

GO報告書をつくる会」など、
国連へのカウンター・レポート
を共同してつくる動きについて
「つくる会」総会に出席し
たが、意見の異なるいろいろな
団体が話し合っておりレポートを一
本化するのは無理がある。自分
たちの思いを全うするためには、
これまでのように独自にする方
がよいと思う。

7月事務局会議

(7月13日合宿時、参加8人)

●報告事項と討論

★民法改正案の国会上げが見
送られたことを受けて、6月19
日、別姓ネットは「今すぐほし
い選択的夫婦別姓、もう待てな
い婚外子差別撤廃」と題した声
明を発表。別姓だけでなく「婚
外子差別撤廃」も要求項目に入
れ、新たに「すすめよう！民
法改正ネットワーク（民法改正
ネット）」と改称して、次期通
常国会上げをめざして活動する
ことになった。婚差会は引き続
き、ネットに参加する。

これを機に、民法改正を要求
するにあたって、婚差会として
原則として守りたい（譲りたく
ない）基本線を話し合ってから再
確認した。まとまったのは、次の
4点。

- ① 婚外子の法定相続差別廃止
- ② 再婚禁止期間は廃止
- ③ 子どもの姓は出生時に決定
- ④ 子どもの姓は不統一でよい

●つうしん62編集会議

(文責、大田)



<この号の目次>

- ・合宿報告 2ページ
- ・ヒューマンライツセミナーレジュメと
出生届の届出人についての情報
..... 3ページ
- ・子どもの権利委員の動き
バルゴ、ユイラ大阪地裁敗訴
認知子扶養係に希望児童育成手当
..... 4ページ
- ・就職履歴書の本籍・家族欄廃止
民生委員 付録したく時
..... 5ページ
- ・民法改正ネット声明書
..... 6ページ
- ・民法改正案上程見送りについて
とネットからのその後の情報
..... 7~8ページ
- ・こやらのステジール 8ページ
- ★次号つうしん集約島津さん
7630 奈良市 (良子)

ヒューマンライツセミナー講演報告

反差別国際運動日本委員会が主
催の「第5回ヒューマンライツセ
ミナー」で、今年には「子どもの権利
条約と日本のマイノリティの子ど
もたちの状況」がテーマに掲げら
れ、婚外子差別の立場から、発表
して欲しいという依頼が舞い込ん
できた。これに参加すれば、子ど
もの権利条約に対する政府報告書
の資料が手に入ると言うことも
あって、(もちろん、第一の目的は
みんなに婚外子差別の実状を訴え
ることにあるのだが)婚差会とし
て誰か送り込むことになる。婚差
会の事務局会議で、「子どもの権利
条約のNGO活動に命を懸ける」
(これは言い間違いで、「命の一部
を懸ける」が正しい)と発言して
しまった私(善積)が婚差会を代
表してやることになった。その時
のレジュメは別紙の通りである。

発言時間10分の制限内で、みん
なにわかりやすく、政府報告書の
問題点や婚外子差別の実状を訴え
るのは至難のワザだったが、無事
終了。このセミナーには、被差別

部落や在日韓国・朝鮮人、アイヌ
民族、障害者などの他のマイノリ
ティーの立場からの発言もあり、
とても勉強になった。政府の報告
書についてのみなさんの発言で共通
していることは、政府は「法律で
は・・・として保障している」と述
べ、日本のマイノリティの子ど
もの差別の現状が全くと言ってい
いほど認識されておらず、今後の
改善の方向性も提示されていない
ことである。

主催者の反差別国際運動日本委員
会は国連で公認されている日本で
唯一のNGOの機関であり、そこ
が、今後、子どもの権利条約に関
する市民レベルでのカウンターレ
ポート作りを企画している。こ
のセミナーはその第一歩と位置
づけられている。婚外子差別に
関して、子どもの権利条約に対
するカウンターレポートを作り
たいと思っている私たちにとつ
て、とてもよいチャンスになっ
た。(善積、京子)

(3面に当日のレジュメあり)

会費の納入を
お願いします。

(96年分会費3000円)

郵便振替用紙を同封
してありますので、余裕のあ
り方はカンパもよろしく。

前年で婚差会会計は
いったん区切り、未納分
あり方も請求はしません。
今年の会費から、よろしくお
願いします。

会計担当は佐々木
に変わりました。(大田)

★「子どもの権利条約市民N

あえず別姓に反対することで、
民法改正をストップさせている
可能性もある。

★子どもの権利条約政府報告
書の問題点を、国内のマイノリ
ティ(*)の子どもたちが置か
れている状況から明らかにする
「第5回ヒューマンライツセミ
ナー」7月5日(金) 大阪市
中央公会堂、反差別国際運動日
本委員会主催で「婚外子の立
場から」発言してほしいと要請
あり、善積さんが報告すること
に。(詳細は別稿)

*「婚外子」以外に発言した
マイノリティは、被差別部落、
在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族、
沖縄、障害者、女性、ニューカ
マー。

× × ×

7月13・14日

この合宿報告

東京から

松本千恵

関西を離れてから5年、東京に住んで2年。久しぶりに瀬戸内の海のそばで過ごして、これこそが海だ!、とほっとする。(私の「海」は、波立ってはいけない)。久しぶりにお会いする人、「つうしん」紙上で馴染みのある方とあれこれ話をするのができて満足して帰郷した。M・Mさん、色々ありがとうございました。

大阪にいたときは、1歳だった子供の最低限のケアと、寝る間のない程の職場の仕事に追われて、合宿にも忘年会にも参加したことはありませんでした。今回の参加は、Mさんに再会したかったこと、人の多い東京を離れてで過ごしかつたことが、正直なところ一番の理由でした。けれども、同時に「別性ネット(民法改正ネットに改称したことは良かったと思う)」への婚差会の賛同が「?」だったので、状況が理解でき、すっかりして帰京できました。今後についての、「親子法だ」も同感です。

さて、娘も小2になりました。母の不在を心待ちにしている(息抜きはできるし?父親を独占できる)子なので、私もそれを幸いとして一人で出かけることがほとんどですが、合宿での子供たちの楽しそうな様子に、次回は同行させたいと思いました。

娘は、両親の姓が違う理由については良く理解しているし、トラブルありません。新潟時代は、離別(子は父親の姓)やペーパー離婚の例で、親と姓が違う子供を知っていたし、今は外国人の友達がいるので、自分を特別違うものとは感じていないようです。娘に関して全く不安はないのですが、母親からの話で知っている例としてではなく、「ああ、あの子ね。」と思いが残る程度のことでもいいから、婚外子仲間(?)に会えるようにすることも大事な、と感じています。連れ歩いていた小さい頃のことは覚えていませんから。とはいっても、実際は面倒くさくて留守番が続きそうです。

国際婚外子の問題から、出入国官理、監獄関係などへと活動が移って、新潟ではこちらが主で、東京でもこれが続いています。「住民票統制裁判交流会」の定例会にもなかなか参加できず、民法改正案についても、議員請願活動や国会前活動に短時間行くのが精一杯でした。

けれども、東京に住んでいるメリットは活かしたいので、裁判や国会請願、法務省や厚生省、外務省等、霞ヶ関周辺の活動で東京に来られる際はご一報ください。

(FAX 03-

7月13・14日の合宿に参加して
今回の合宿は、レジヤームも兼ねてということで行なった。13日にミーティング、14日は、レジヤームが昨年末より事務局会議に出ていることもあって、よく分からないところもあったが、全体的にいつて、昨年の900条4号但し書きの敗訴以降、やはり雰囲気は沈滞気味である。実は、私は、婚外子差別を取り巻く状況について、不安を感じている。運動はここに来て、男の重婚的婚外関係を既得権として認めたいうえで、婚外子を差別することによって法律婚の優位性を保



障しようという人達との、全面对決をよぎなくされてきた。婚差会の私以外のメンバーにとつて、それは不本意な戦いになるのかもしれない。そんなくだらぬものと一緒にされたくないという気分は、多分あるだろう。しかし、婚外子に対する差別は、本来女を結婚制度に追いこむのを、主目的としたものではなく、男が、家制度を維持するため

の性を提供するための女と、快樂のための性を提供するための女を、自由に使い分けるために便宜を図る制度の一つとして存在する。結婚制度に縛られたくないという女の意見には理解を示しても、婚外子を差別することによって、多くの人に利益があるならば、婚外子差別は合理的差別であつて廃止すべきでないと考ええる男は少なくない。母も子も差別を承知で生んだのだから、差別は正当だという意見も多い。これらの意見には倫理も論理もない。ただ剥出しの欲望の追求だけがある。日本には、キリスト教国のよう

な子供を神からのさすかりものとする考えは希薄であり、親の所有物とみなす傾向が強い。私と同世代の婚外子に話を聞くと、母親もまた、婚外で生んだ子が社会の差別を受けるのを見て、自分の罪滅ぼしをしている気になつてしまふことがあるという。少なくとも、子供からはそう見えてくる。母親もかわいそうだけれど、婚外子差別を親の側からみているからで、子供にとっては踏んだり蹴つたりで、どこにも救いがない。

子供が母親の生き方を非難するのは、むしろ婚外で生んだ子が差別されるとき、母親の顔に一種のカルタシスの表情を見つけたときだ。私の感じて生きた不安は、親に望まれて婚内子と同等にするが、親がその子を差別されたままの状況におくことを望んだ場合、子供は継続して差別されるという形で、国と非婚の親たちで合意が成立するのではな

Y・M

第5回ヒューマンライツセミナーのレジュメから(右下に最新情報)

婚外子の立場から

善積京子 (婚外子差別と闘う会)

I 政府報告書の問題点

★ 婚外子差別の現状について全く言及されず、婚外子差別解消に向けた改革の方向性も全く示されていない。

1 第2条 差別の禁止

「憲法第14条「すべての国民は、...社会的身分又は門地により、...差別されない」と規定し、...国による児童に対するあらゆる形態の差別が禁じられている。」

★ 父母が婚姻関係にない婚外子に対する差別が歴然としてある。

2 第7条 登録される権利、国籍を得る権利、親を知り養育される権利

① 「出生届書に父母の氏名を記載しなければならず、また、日本人については戸籍に実父母の氏名を記載しなければならないので、本人は戸籍の謄抄本等により、父母を知ることができる。非嫡出子についても、...父の認知の届出がされた後に、認知された子の戸籍に父の氏名及び認知された事実が記載されることとなり、認知された非嫡出子は、戸籍の謄抄本等により父を知ることができる。」

★ 医師や助産婦による出生証明書があるにもかかわらず、出生届が受理されず戸籍や住民票への登録が拒否されることがある。

② 「我が国の国籍法は、原則として父母両系血統主義を採用しており、出生の時に父又は母が日本国民であるときは日本国民となると規定している」

★ 外国籍の母と日本人父の間に生まれた婚外子は、父が胎児認知した場合を除き、外国籍となる。

3 第8条 生命への権利、生存・発達の確保

「児童福祉法第1条第2項が「すべて児童は、ひとしくその生命を保障され、愛護されなければならない」と規定している」

★ 婚外での妊娠であることを理由に、人工妊娠中絶をするように勧められことが多い。婚内子に比べて、婚外子の中絶・死産の割合が高い。

4 第26条 社会保障への権利

「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために、当該児童について手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給している。」

★ 父から認知を受けた婚外子は、児童扶養手当支給を受けられない。

合宿で議題になり、くわしく調べました。

II 婚外子への制度的差別

1 相続に関する法的差別

民法900条4号但書で非嫡出の相続分は嫡出子の2分の1

2 法的書類における記載差別

- a 戸籍法13条により、戸籍の親と続柄表記が嫡出子・非嫡出子で異なる。
b 出生届の父母との続柄表記も異なる。

3 出生届が受理されず、戸籍・住民票への登録やパスポート発給が拒否される差別

- a 民法772条の嫡出性の推定により、現実の血縁関係にない男性を書類上父としなければ、出生届が受理されない。
b 非婚の父は「同居人」資格でしか出生届出人になれない。
c 戸籍法52条で出生届の届出人順位が決まっいて、嫡出子・非嫡出子で異なる。未成年の非婚の母や拘留中の母は届出人になれない。
d 旅券法および施行規則で定められている「戸籍や住民票の添付」がないという理由で、戸籍のない婚外子にパスポートが発給されない。

4 国籍取得上の差別

1984年国籍法改正付則6条により、外国籍の母と日本人父の間に生まれた婚外子は、父が出生後に認知しても、日本国籍を得ることができない。

5 児童扶養手当支給での差別

父から認知を受けた婚外子は、父からの養育費支払いがなくても、児童扶養手当支給を受けられない。離婚母子家庭には、父からの養育費支払いの有無にかかわらず支給。

III 今後の課題

- 1 <子どもの人権論>から<ライフスタイルの中立論>への展開
2 父系的・家的「認知」制度から、子どもの親を知る権利としての「父の確定」制度へ
3 婚姻の有無に関わらず、親としての扶養責任を追及する制度の確立

出生届の届出人について(重要です!)

- ◆ 拘留中、出生があった場合は、父または母が第1順位として、出生届出の義務を負う(戸籍法第5.2条)。父または母がともに届け出をすることができない場合は、公設所の長または管理人が第2順位の届け出義務者となる(戸籍法第5.6条)。*同居者や医師・助産婦または「その他の者」というのは、届け出義務者ではない。(佐々木 記)
◆ 刑務所は受刑者と子どもの人権については可能な限り配慮しているということです。
1. 出産は必ず外部の産院で行う。
2. 出生届は「父」が届け出ると言えば父にするが、そういう父はほとんどいないので、現状の届出人は「母」となっています。(役場に書類を持っていくのは職員ですが、...)
3. 母子手帳を持っていない者が入所した時は、取得の手続きをしています。(松本千恵さんからの情報)
◆ 未成年の非婚の母が出産した場合も、母が第1順位として出生届出の義務を負うが、民法第8.3.3条の規定による親権代行者が母に代わって届け出をすることができる。(佐々木 記)

No.62-33

婚外子 No.62

196.8.24.

国連・子どもの権利委員会の動向について

善積 京子

七月二四日に、反差別国際連動日本委員会の研究会で、「国連・子どもの権利委員会の動向」をテーマに平野祐一さん(国連小委員会主査)が講演されるというので、参加してきた。そこで得た情報を彼のレジュメをもとにして報告します。

日本政府は五月三〇日付けで、国連・子どもの権利委員会に対して「児童の権利に関する条約 第一回報告」を提出した。この報告書は、子どもの権利条約の締約国はこの条約において認められる権利の実施のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する最初の報告を、発効から二年以内(その後五年ごと)に委員会に対して提出しなければならないという、第四四条の義務に基づいて作成・提出されたものである。

委員会では、他の国際機関やNGOなどから寄せられた情報も参照しながら、その報告書を審査する。そして、「総括所見」という形で問題点を指摘したり、必要な提案・勧告を行ったりする。委員会には、すでに八〇数か国からの報告書が届いており、第一二会期(今年の五月〜六月)が終了した時点で、まだ五六か国の報告が審査されたにすぎず、日本政府の報告書が検討されるのは、早くても一九九八年一月(第一七会期)か同年の五月・六月(第一

八会期)になるだろう、というのが平野さんの予測である。

国連・子どもの権利委員会では、締約国政府が報告書を作成し、委員会がその報告書を公開の場で審査し総括所見を採択し、その所見に従って各政府が実行に移すという一連の過程を「建設的対話」の重要な機会と位置づけている。

子どもの権利委員会の目的は、単に非難し、告発し、対立することにあるのではない。建設的対話が可能になるように、まず政府報告書には、その国の子どもたちが置かれている実態を理解するために必要な情報が過不足なく盛り込まれていることが必要とされている。都合のいい情報ばかりを記述するのでなく、問題点や解決されるべき課題についても言及することが重要とされたという、とのことである。

この平野さんの講演を聴いていて、日本政府は子どもの権利委員会によるこの「報告制度の位置づけ」を全く理解していないことがよくわかった。日本政府の報告書を読んでみると、全く問題のない理想的な国のように思われる。これは、日本政府が子どもの権利条約を積極的に活かして子どもの状況を改善していることと言った姿勢が乏しいためである。

子どもの実態がみえない、法律や政策の差別や欠陥に触れない、中身の薄い報告書ができてきあがつてしまったのだ。

これほど婚外子の相続差別法が裁判でも取り上げられ、法制審議会でも廃止が審議されてきたにも関わらず、婚外子の差別にもひと言も記述がない。「非嫡出子」「婚外子」という用語すら出てこない。報告書からみると、日本という国はすでに婚外子差別を克服したかのようにある。そんな、馬鹿な話があるかい。この研究会で、我々がカウンタートレポーターを作る意義をますます感じた。

認知された非嫡出子でも

扶養なければ児童手当

東京都が 来月から支給

父が家庭、母子家庭などへの児童育成手当の支給に当たり、東京都は20日、父から認知された非嫡出子を除外する従来の規則を改め、認知されていても父親の扶養がなければ支給対象とすることを決めた。8月1日から実施する。認知された非嫡出子への支給は、都による全国で初めて。

当り月額1万3000円 規定、児童が認知されている(1996年度)で、①父または母が死亡、あるいはなく対象外になっていた。重度障害の状態にある児童 ②父母が離婚した児童③これと同様の状態にある児童 ④を対象に、児童が18歳になる年度まで保護者に支給される。これまでは⑤の中で、非嫡出子も支給対象としていたものの「父から認知された児童を除く」と

あるが、申告に基づいて区市町村が支給手続きをしており、毎年40人前後が新たに支給対象となる見込み。

東京都が独自に出している児童育成手当、認知子も扶養なければ支給することに決まりました。(これは各自治体でまちまちの制度です)

婚外子区別は合憲

比女性側の請求棄却

196.6.29 朝日

「認知の効力は出生時にさかのぼらせない」という判決の根拠に、国籍法三条の「準正嫡出子の取り扱いをとり上げている。法律婚でない不利益」という状況を追認する判決に残念。バルゴ、マイラさんの無念を思うと声をもっと上げていく必要を痛感。(大田)



判決を批判する弁護士とバルゴさん(中央)ら
=28日、大阪市北区の大阪司法記者クラブで

婚姻関係にない日本人男性と外国人女性との間に生まれた子どもは、出生前に認知された場合に限り日本国籍の取得を認めるとい

国籍取得で 大阪地裁

国籍法の解釈について、「憲法の平等原則に反する」などとして、大阪市西成区在住のフィリピン人女性マイラ・バルゴさん(30)の長女(当時)が、バルゴさんを法定代理人として国を相手取り、日本国籍を持つことの確認と五十万円の慰謝料を求めた訴訟の判決が二

十八日、大阪地裁であった。鳥越健治裁判長は「国籍法が婚外子について取り扱いは合理的な根拠がある」と述べ、請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

国籍法では日本国籍取得に確定させる趣旨で、「出生時に父または母が日本国民であるとき」(二条一号)と定めており、国は日本文と外国人女性との間の婚外子については、出生前の「胎児認知」が必要としている。このため、胎児認知されたバルゴさんの

次女(3)は日本国籍を得たが、出生後に認知された長女は取得できなかった。国籍法三条は、出生後の認知でも、父母の婚姻で婚内子となれば日本国籍の取得を認めている。

判決は、二条一号の規定について、「三条との関係から、認知の効果は出生時にさかのぼらせないと立場をとっていることは明らか」として、認知の効力の及ぶ範囲をめぐって原告側の主張を退けた。さらに、婚外子の扱いの合憲性について検討。出生後であっても、父母の婚姻による国籍取得が可能であることから、「憲法に違反する不合理な差別とはいえない」とした。

就職履歴書

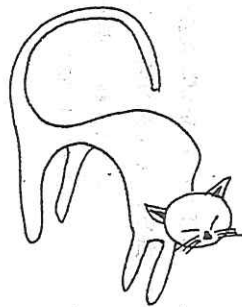
本籍・家族欄を削除

今年度卒業の中・高生から

全国の中・高生が就職活動で使う履歴書や職務経歴書が、本籍や家族欄が削除されることになった。今年度の卒業予定者から新しい書式になる。社会の人権意識の高まりに対応するため、労働省と文部省、全国高等学校長協会が話し合った結果、「全国高等学校統一応募書類」の改定を決めた。中学生用の採用選考書も同様になる。

統一応募書類は履歴書と調査書から成り、一九七三年度から全国ほとんどの高校が、生徒の就職選考時に会社側へ提出している。大きな改定は今回が初めてで、保護者の氏名、年齢や家族の氏名、性別、年齢が一切書かれなくなるほか、「応募書類」の改定を決めた。中学生用の採用選考書も同様になる。

就職を希望する生徒個人「係ない事項」とみなされるの適性や能力と「直接関係」。



96.8.24 朝日

労働省雇用促進室による「履歴書に家族を並べることで、家族構成について興味本位に尋ねられて生徒が傷ついたり、本籍欄の記入が在日外国人生徒に心理的な負担を与える心配があった」という。「企業に採用の自由があっても、応募者の基本的人権を侵害することは認められない」と説明している。

また、履歴書と一緒に提出する調査書も改定された。公共心や情緒の安定、といった項目を教師が評定する「行動及び性格の記録」はなくなり、代わりに「本人の長所・推薦事由」を記述する欄が作られた。学校保健法施行規則の改正で、高校では検査しなくなった「胸囲」「色覚」欄も削除された。

資料

「全国高等学校統一応募書類」及び「中学校卒業生応募書類職業相談票(乙)」の様式の改定について

労働省発表 五月二十八日

1. 様式について
新規高等学校卒業生の採用選考時における応募書類は、応募者の適性と能力に基づいて差別のない公正な採用選考が行われるよう、昭和四十八年度から労働省、文部省及び全国高等学校長協会の協議により、その様式を「全国高等学校統一応募書類」として定め、また、新規中学校卒業生の採用選考時における応募書類は、全国高等学校統一応募書類に準じて、労働省及び文部省の協議により、その様式を「中学校卒業生応募書類職業相談票(乙)」として定め、事業主をはじめ関係者の理解と協力を得ながら使用の徹底を図ってきているものである。

2. 改定について
(1) 改定の趣旨
今般、この制定の趣旨を踏まえた上で、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応し、また、最近における「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」への加入や「人権教育のための国連下年」の取組みの開始など、人権に関わる社会の変化や国民意識の高まり等に適切に対応するため、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って「全国高等学校統一応募書類」の様式の改定を行い、また、この改定に準じて「中学校卒業生応募書類職業相談票(乙)」の様式の改定を行った。

(2) 改定の内容
① 全国高等学校統一応募書類
イ 履歴書(応募書類その一)
「本籍」欄、保護者に係る「本人との続柄」と「年齢」欄及び「家族」欄は、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除した。
ロ 調査書(応募書類その二)
「行動及び性格の記録」欄は、高等学校生徒指導要録の改訂において、同項目が削除されたため、同欄と「備考」欄を合わせて「本人の長所・推薦事由等」欄に改定した。

② 中学校卒業生応募書類職業相談票(乙)
「胸囲」欄、「色覚」欄等を削除し、「身体状況」欄と同様の項目とし、「本人の特長、その他の特記事項」欄を「本人の長所・推薦事由等」欄に改定した。

証明

(住所)
(氏名)

上記の者は、母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定するもので現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳に達する日の属する月の末日までにおいて規則で定める児童を現に監護する者及びその児童を含む母子世帯であることを証明します。

平成 年 月 日
担当員 母子相談員
氏 名

(参考) 一 母子及び寡婦福祉法抜粋
第5条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。
一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
二 配偶者の生死が明らかでない女子
三 配偶者から遺棄されている女子
四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

シングルペアレントが..... 民生委員とつき合いたくない時

こんな方法がありますよ!

(シングルペアレント)
SINGLE-PARENTにとつて、民生委員は、付き合いたくないけれども、付き合わざるを得ない、そんな人々と、されてきました。けれど、絶対ではない、知って頂ければと思ひ筆をとりました。民生委員とうまく付き合えない人、民生委員と付き合いたくない人、理由は色々と思ひます。けれど、理由なんて関係なしに、付き合いたくないければ、付き合わなくていいんです。私が選んだ方法、あまり良い選択肢とはいえませんが、とてあえず民生委員とは関わらなくてもいいので、御紹介いたします。

私は、母子医療の時、市役所の窓口で、民生委員の書類の提出を拒みました。絶対に提出しないとは言わず、今の私の地域の民生委員は信頼できないので、私のPRIVATEなことを話したくない、といひました。すると、母子相談員の署名、捺印を貰ってきてくださったれば結構です、ということ、母子相談員に会い、同様の説明を繰り返して、署名、捺印を貰い、それを市役所に提出して終わりです。

本来は、母子相談員には、このような、権限はないらしいのですが、とにかく、私はOKができました。兵庫県相生市ではOKができました。これを理由に、民生委員と付き合いたくない人は、頑張ってみてください。

大貫 幸治(小田)

～民法改正ネット 声明文と案内～

「今すぐほしい選択的夫婦別姓、もう待てない婚外子差別撤廃」

一九九六年の通常国会が、選択的夫婦別姓制度の導入や婚外子の相続分差別の撤廃を盛り込んだ民法改正案を上げないまま、ついに本日、閉会の日を迎えてしまいました。

選択的夫婦別姓の導入を実現し、婚外子差別を撤廃するために、私たちは十年以上前から全国各地で会をつくり活動を行ってきました。

また、現実には、通称使用や事実婚の形で夫婦別姓を實行している人々や、婚外子として、あるいは婚外子と産んだことはいわれのない差別や偏見にさらされている人々、民法が改正されるまでは結婚をしないで待っている人々が数多く存在し、今も増え続けています。

民法改正は、このように多くの国民が、長い間、真剣に待ち望んできた課題なのです。

さらに、この法案については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が五年間審議し、その過程では「中間報告」や「試案」が国民に向けて公表されています。一昨年の夏に「試案」が出された際には、裁判所や弁護士会、各種女性団体などへの意見照会ももちろん、「家族法ホットライン」を設けて一般からの意見をFAXにより幅広く募集するなど、画期的な試みも行なわれました。マスコミにも何度も報道されました。その結果、選択的夫婦別姓の導入や婚外子差別の撤廃は、まもなく実現することがらとして、広く国民の意識の中に定着してきていたのです。

とくに、これから結婚する人の多い年代（二十代・三十代）では、各種世論調査でも選択的夫婦別姓に賛成する人が反対の人の割合を上回り、職場などでも近年は、別姓という選択肢ができることを前提にして、結婚についての話題が交わられるようになっていました。

一方、婚外子差別は、「国際人権規約B規約」に明らかに違反するものとして国連から日本政府が撤廃勧告を受けるなど、早急に改善しなければならぬ課題として強く意識されるようになっていました。

それにもかかわらず、今国会への民法改正案の上程は、一部の国会議員らの強固な反対により、自民党内での調整がつかないまま見送られてしまいました。選択的夫婦別姓制度の導入や婚外子の相続分差別の撤廃は、国会の場で審議されることもないまま、目前払いにされたのです。

選択的夫婦別姓の導入や婚外子の相続分差別の撤廃に反対する人々は、民法の改正が日本の伝統的な家族を壊し、社会秩序を崩壊させると主張しています。そして、一九九五年の国際家族年の際にたどりつた理想的な家族を追求しないようにと宣言されたにも関わらず、今回の民法改正法案を拒否することで、この人たちにとっての理想の家族像に、全ての国民をあてはめようとしています。

しかし、選択的夫婦別姓の導入も婚外子差別の撤廃も、「男女平等の推進」「人権の尊重」「自由や多様性の尊重」といった民主主義の理念が社会に浸透し、女性の社会進出や少子化・高齢化が進む中で、その必要性と必然性が明確になってきた問題です。

結婚改姓するものが九八％女性の側である現状のもとで結婚するために自分の姓を捨てざるを得ない女性たちや婚外子として生まれた子どもたちにとつては、まさに「人権の問題」であり、家のため家族のために軽んじたり、先送りにしていいことではありません。

今回、国民生活に深く関係するがゆえに衆目を集めてきた民法改正案が、国民に見える形で審議されることも

なく、密室の中で論議され、見送られてしまったのは、たいへん残念なことです。別姓結婚を望む人などの当事者ばかりでなく、自分自身も同姓結婚を選ばれど「個人の自由を尊重すべき」だから選択的夫婦別姓制度の導入に賛成だと世論調査に答えた人々や、日本の法律が子どもを差別する規定を持っていることに恥ずかしさを覚えて多くのの人々にとつても、民主主義の否定ともとれる、全く納得のいかない結果です。

私たちは、こうした事態になってしまったことに大きな憤りを感じています。しかし、今回法案上程が見送られても、社会の変化そのものを止めることはできません。また、別姓にするための結婚を待っているカップルや、婚外子とその親、通称使用などで苦勞している人々など当事者にとつては、もうこれ以上待てない本当に切実な問題です。

一九九六年 六月十九日

すすめよう！民法改正ネットワーク

すすめよう！民法改正ネットワーク

♡こんなネットワークです……

夫婦別姓・婚外子差別撤廃をはじめとする民法改正案の国会成立をめざして活動しています。

1. 民法750条を改正して、選択的夫婦別姓制度を導入し、以下の4項目を盛り込むことを目標にしています。
 - (1) 子の姓はその子の出生時ごとに父母が話し合っで決め、統一しなくてもよい。
 - (2) 既婚夫婦への別姓選択適用の経過措置期間は5年とすること。
 - (3) 既婚夫婦が別姓夫婦に転換するときは配偶者の同意なしに単独でできること。
 - (4) 子は15歳になれば、自らの意思で姓を選択できること。
2. 婚外子の相続分差別をなくすこと。

♡具体的には……

シンポジウム、講演活動、国会議員への説得などをおこなっています。また、実行委員会を随時開催し、賛同団体のメンバーが集まり、活動内容を決めています。決まった内容、ネットワークの皆様へのお知らせは定められた連絡網により、FAX連絡しています。

♡ネットワークに加わるには……

現在、約33の団体がネットワークの賛同団体です（96.5.現在）

右の申込用紙に記入の上、FAXにて下記事務局に送ってください。

♡賛同金は1団体 半年で3,000円です。

★ネットワークのメンバーは次のことを守ってください！

- ・ネットワークから得た情報の取り扱いには十分注意してください。反対派などにもれないよう、信頼のおける人に限って伝えてください。
- ・ネットワークは集合体です。賛同団体の活動状況も実行委員会へフィードバックしてください。

ネットワーク事務局：大手町共同法律事務所 福岡瑞穂弁護士
☎ 03-3291-0808 FAX 03-3291-6353
〒101 千代田区神田錦町1-1-6 神田錦町ビル3階

民法改正案 提出見送り

96.5.22 朝日

「夫婦別姓」動けぬ自民

夫婦が結婚前の姓を名乗れる選択的夫婦別姓制度などを盛り込んだ民法改正案の今国会への提出が...

価値観絡みで難航

大合唱 午前八時半から自民党本部で始まった法務部会。「夫婦別姓」がテーマとあ...



夫婦別姓について話し合った自民党法務部会=21日午前、東京・永田町の党本部で

に、扱い慣れた一般の政策課題とは違った意見集約の難しさが垣間見えた。「女性の社会進出に政治が...

栗本慎一郎代議士「推進派は、別姓に反対する人間は封建的だと決めつけている。」

反対派の「大合唱」に比べると、賛成派の劣勢は否めなかった。森山真弓元官房長官は「様々な価値観が尊重される社会をつくるのが自民党の考え方ではないか。」

火種は絶やさぬ 法務省

長期戦 自民党の法務部会が開かれている時、法務省では長尾立子法相が閣議後の記者会見に臨んでいた。

「火種は絶やさぬ」法務省の富田強兵策があり、家制度を廃した現行民法の制定は、戦後の占領政策の一環だった。それを「平時」に見直そうというのだから、時間がかかるのはある意味...



「国民全員が姓を名乗り、戸籍に登録されるようになった背景には明治政府の富田強兵策があり、家制度を廃した現行民法の制定は、戦後の占領政策の一環だった。それを「平時」に見直そうというのだから、時間がかかるのはある意味...

懸念 「まだまだ、がんばります」。社民党の佐藤樹幹事務局長は記者団にこう語り、あくまで今国会中の提出を目指す考えを強調した。

森山 真弓氏 元官房長官 (自民党) 信用を得ている場合などに、結婚の前後で姓が変わることで困ることがある、というのはいくつもある。個性化、多様化の時代、願いもある。別姓制度の導入で「家庭が崩壊する」と心配する人は同じ姓にすればいいし、「お前は夫と別姓」という人にも、「あなたの家庭も崩壊する」と決めつける筋合いのものではない。

その後の動きを民法改正ネットからの情報で紹介する

①千葉県議会、千葉市議会、野田市議会が6月7月にかけて、夫婦別姓を認める民法改正を慎重に審議するようにという要望書を採択した。

②ネットが作る別姓選択制導入に賛成のリーフレットが11月上旬、かまがわ出版のブックレットとして出来上がる予定。

③11月9日(土)東京ウィメンズプラザでネット主催のイベントあり。

民法改正案上程見送りにつきの報道(抜粋)

民法改正なせ上程しない

'96.6.15. ふじん

【解説】民法改正案が法制審議会から法務大臣に答申されてから四カ月が経ったが、国会で上程の目途はいまだたっていない。

五年半にわたって審議され、国民や各界にも意見照会を行い、審議を重ねてきた民法改正に自民党の一部に反対が強く、与党内の意見がまとまらずにいたためだ。記者は民法改正を進める立場からネットワークに参加して力を尽くしてきた。

「日本を守る国民会議」行動している団体は、反対派の筆頭は、村上正邦参議院議員。ほかに板垣正参議院議員、奥野誠亮元法務大臣、太田誠一衆議院議員など。

★夏に入るまでの別姓報道は賛成派、反対派、エモが非意見が出たが、どちらの意見にも時折「？」と疑問を感じるものが多かった。一人ひとりの価値観のちがいがモロに出ているものだということを再認識しました。例えば、下の朝日の記事ラストから2段落目の論調読んで、私からみると「うん、ここを再認識した。思わぬですか? (大田)

反対派は「国体護持」派?

でも「衛生保護法」改正問題でもネットとなるのは同じ勢力だ。彼らは、「別姓は家族を崩壊させる」「行き過ぎた個人主義は悪」「別姓で親と姓が違つと、子どもが学校でいじめられる」といってきた。

選制制なのに、あたかも別姓の強制のように誤解し、反対する議員もいる。反対派は数の上で、それほど多くない。この問題を判断する立場の自民党の法務部会長の志村哲良議員は改正賛成派だ。森山真一参議院議員、女性問題連絡協議会の佐

藤信二衆議院議員が賛成。しかし法務部会の多くの部会委員は態度を保留にしていたし、この問題を取りまとめている力のある議員はいない。

一方、改正を求める市民たちは、十年の議論の中で、個人籍を求めるなど、要求は深まっていたと「ふじん」の改正案。連合も民法改正推進の立場から動いている。国際婦人年連絡会(連称五十一団体)も、三月始めに各政党に民法改正の意見を聞いて、橋本総理に会い、最近では全国議員にアンケートを送付して努力している。とくに婚外子差別の撤廃について、十六年前には妻の立場から反対もあつたが、今回は要望に入れた。

夫が別姓は一月の橋本政権の政権発足時の合意事項。「二〇〇〇年に向けての国内行動計画」にも入っている。

志村哲良法務部会長はあくまで法案提出でがんばるといふ。会期末まで、あつたか。北京会議後一年、日本の女性たちの力の真価が問われている。(衣)

「神社本庁」(とくに婦人部が活発)などだ。こういって、反対派の顔ぶれを見て分かるのは、敗戦五十年に決議される予定だった不戦謝罪決議に反対の立場から四百万人の署名を集め、さうに都道府県の県議会などで、「戦没者追悼感謝決議」をあげた団体と重なるところだ。「慰安婦」問題などの戦後補償

国会議員は民法改正にはそれほど関心を持っていないので、別姓と同性のはずれに関心を持っていない。別姓と同性の

一方、改正を求める市民たちは、十年の議論の中で、個人籍を求めるなど、要求は深まっていたと「ふじん」の改正案。

連合も民法改正推進の立場から動いている。国際婦人年連絡会(連称五十一団体)も、三月始めに各政党に民法改正の意見を聞いて、橋本総理に会い、最近では全国議員にアンケートを送付して努力している。とくに婚外子差別の撤廃について、十六年前には妻の立場から反対もあつたが、今回は要望に入れた。

夫が別姓は一月の橋本政権の政権発足時の合意事項。「二〇〇〇年に向けての国内行動計画」にも入っている。

志村哲良法務部会長はあくまで法案提出でがんばるといふ。会期末まで、あつたか。北京会議後一年、日本の女性たちの力の真価が問われている。(衣)

「別姓論の背景にある個人主義が家族をバラバラにし、社会を混乱させる」「離婚や婚外子が増える」。一部の勢力がこうした議論を強力に展開し、それが提案として「ふじん」が改定された原因にもなつた。

他人に迷惑にならない限り、だが、どういふ生活方をしようか、自由ではない。個人やその家族の生き方にかかわることは、法律で強制すべきことにはあつた。

「別姓にする」と家族の一体感が損なわれ「別姓」といふ概念が、社会の中に存在していることは理解できる。しかし、姓が家や家族の平和とつながっていたのは、戦前の家制度の下でのことだ。

別姓反対論に潜む時代錯誤

5/31 朝日

住宅金融専門会社の破たん処理をめぐる混迷もあって、国会では、多くの重要な法案が目の目をやまないことになった。そのひとつに、夫婦が別姓を選べるようにする制度を盛り込んだ民法改正案がある。

現在の生活した人は多いだろう。家族や社会の枠組みの根本にかかわる制度の改正である。賛成、反対の立場からさまざまな意見が出るのは当然だ。国民の関心が高まり、現実を踏まえた議論が盛り上がるのは、歓迎すべきことである。

しかし、見過ごせなければならぬのは、この改正にわかに強まった反対論の中に、戦後の日本社会が築き上げてきた「個人の尊重」「男女の平等」といった理念も含まれている

「別姓にする」と家族の一体感が損なわれ「別姓」といふ概念が、社会の中に存在していることは理解できる。しかし、姓が家や家族の平和とつながっていたのは、戦前の家制度の下でのことだ。

個人尊重のいまは、姓名は個人の人格を要するものとされている。姓が家族の名前であるというのには、一般的であるとしても、制度ではなかった。

別姓導入による社会への影響を大きく捉え、いかに不安をかきたてるべきではない。別姓制度を導入して、早く道をひらいていくべきである。

- ＜こみからのスケジュール＞
- ◎ 事務局会議 9月7日(土) 10:00AM~正午 (梅田康生 生涯) 10月5日(土) (学習ルーム)
 - ◎ つりん作成・発送作業 10月26日(土) 10:30AM 阪急茨木市駅改札口 進平門学院大 善積ビル9研究室2
 - ◎ 合宿(忘年会) 11月30日(土)-12月1日(日)
 - ◎ 来日するオーストラリアのシンギル2サーに行政斗争のポイントを学ぶ集会在。大阪見秩連主催で開催中。日時10月27日(土) 2:00~5:00PM 東淀川勤労者センターの予定。北京会議で出会った人を東京しんご子まがあつたあーむか招き。大阪にも来てもらうというもの。2次会あり。同時通訳も準備中。詳しければ06 E じん八。

「とことんやります！」



子どものために」

次女に日本の国籍があって、長女にはない

こんなおかしいことあっていいですか・・・と バルゴ・マイラさん

バルゴ・マイラさん長女の日本国籍確認

控訴審にむけて

あなたの力を

96年11月1日(金)

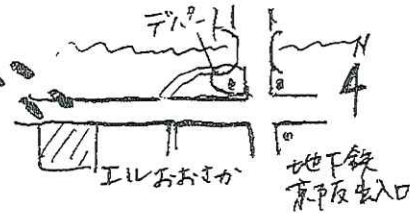
午後6時半-9時

エル大阪

(府立労働センター)

京阪、地下鉄谷町線「天満橋」から3分

参加と資料：500円



- | | |
|-------|-----------------|
| プログラム | 1 今までの経過と裁判の報告 |
| | 2 さらに強化された弁護団から |
| | 3 婚外子差別と闘おう |
| | 4 国籍法改正の動きについて |

当日のお話は

マイラさん、弁護団、婚外子差別と闘う会、国際子供権利センター、RINKから

バルゴ・マイラ母子を支える会・主催

大阪市中央区本町1-2-13 ぼんらいビル602 RINK内

電話 06-910-7103

オーストラリア

シングルマザーが力と自信を

96.11.15. 3.24人

昨年の北京世界女性会議での出会いをきっかけに、日本の母子家庭の団体、しんぐるまザーず・ふぉーらむがオーストラリアの自助組織「シングルマザーとその子どものための全国評議会」の議長、リル・ワルシュさんを日本に招待した。十月二十日、「シングルマザーの生きやすい社会を」というシンポジウムを東京で開催、日本の母子家庭の現状を愛していく方法を探った。

昨年、しんぐるまザーず・ふぉーらむの四人のメンバーが紙芝居を持って北京世界女性会議に参加し、アメリカ、オーストラリアなどの同じような活動家と出会った。とくにオーストラリアのシングルマザーたちが二十五年前にグループを作り、政策を愛してきて、聞いて、今後の自分たちの活動に役立てようという年、リル・ワルシュさんを日本に招待した。



当事者運動が、社会の目を愛してきてきたと語るリル・ワルシュさん(右)

リル・ワルシュさんの話

一九八〇年に、娘を非婚で出産後活動に参加。南オーストラリアのアデレードで、シングルマザーのために、相談、自信をつけるためのクラスを提供するスペース情報センターで働いている。

私自身、結婚しないでシングルマザーになったあと、シングルマザーの組織に出会い、誇りを持つようになり、娘が四歳になったときに大学に入り、経営学を学んだ。

オーストラリアでは、多くのシングルマザーが、よい仕事につくために高校や大学に行く。学びながら大学にいくのは大変だが、大学の授業料は安いし政府は、シングルマザーが大学で学ぶための補助金を出している。

七〇年の少し前、非婚の母たちは、自分たちに経済的な援助を要求し始めた。それまで、非婚の母は、両親のいる家庭に子どもを養子に出すのが一般的だった。

給付を獲得、これが後のひとり親年金になった。政府が、シングルマザーの家まで訪ねてきて、男が家にいないか、清く生きてるか、調べたりした。これに対し、シングルマザーたちは怒り、プライバシーの侵害を止めさせた。

このようにシングルマザーたちが協力することによって、確実に力と自信を持ってきた。また、他のフェミニストもシングルマザーは女性の問題の前線にいると認識して、私たちの活動をもっと尊重している。私はその一員であることを誇りに思う。

北京後一年日本のグループが招待

北京後一年日本のグループが招待。日本の母子家庭の平均年収は二百五十万円と、一般世帯の三分の一。養育費をもらっているという答えた世帯も一四・九%に過ぎない。

現在オーストラリアでは、子どもを扶養している世帯の約一九%がひとり親世帯である(その八六%は母子家庭)。シングルマザーは、豊かではないが、政府からの援助で暮らしている。半年前の選挙で、保守的な政権と選んで、日本の状況を聞いたリル・ワルシュさんと話した。

オーストラリアのシングルマザー、リル・ワルシュさんの講演を聴いて

十月二十七日児童扶養手当改悪に反対する大阪連絡会の「ひとり親家庭が生きやすい社会を」の集会に参加しました。リル・ワルシュさんはオーストラリアにある「シングルマザーとその子どもたちのための全国評議会(NCSMC)」の全国大会実行委員長です。NCSMCはオーストラリアのひとり親の最高組織だそうです。講演会では、彼女の非婚出産からこの組織に関わっていった経過や組織の活動について話されました。オーストラリアのシングルマザーや婚外子の状況について、いろいろ情報を得ることができましたが、ここでは私にとつて興味深く、印象的だった点について報告します。

(次頁へ続く)

リル・ワルシュさんは、二十五年前のオーストラリアの状況に似ていると、日本では、母子家庭に出る児童扶養手当が養育費をもらっていたり、離婚後の感謝料や財産分与があっても支給されるのは不平等と、削減の動きがあるとしんぐるまザーず・ふぉーらむが、危機感を持って報告した。

- オーストラリアのひとり親援助制度
- ひとり親年金 二週間間につき三百三十六ドル
- 家族手当 子どもが十三歳以下 九十三ドル、十三歳から十五歳まで 百二十一ドル。(二週間あたり)
- 他に仕事、教育、トレーニングプログラム

- 3月23日(日)神戸市生活学習センターで「第2回神戸女性フォーラム」。10:00~12:00 オールさんの分科会「戸籍から個籍へ!—民法改正は、今—」講師に北村年子さんを招いて開催します(4団体共催)。午後からは全体会「21世紀へのパートナーシップを考える」。(近の方どう同好)
- 結婚改姓を考える会の諫山陽太郎さんが、2月中旬に勁草書房から「別姓」から問う「家族」を出版。婚差会に1部寄贈いただきました。定価 2,266円(税込み)

—なぜ今でも婚外子差別が必要とされるのか—
 『部落解放』97年3月号に「戸籍と子ども—婚外子差別を中心に—」と題して出生届の差別記載について書きました。戸籍の婚外子差別は、戦後廃止されたはずの父系血統の「家」を色濃く引きつづいています。しかし、現代社会に今なお婚外子差別が温存されるのは、人々を法律婚に追い込み、家族単位の登録に困らぬための悪質な脅しとして使われているからなのだ、という結論をつけました。

興味のある方は、ご一読下さい。

島津良子



児童扶養手当法も「改悪」??

**来年には、児童福祉法が「改正」される、その一貫の目玉商品?

今年の初め児童福祉法を「改正」という事が新聞紙上で書かれていた。現在、中央児童福祉問題審議会で、検討されているのは児童扶養手当法「改悪」だ。扶養手当制度にかかる「予算」を削減したい、という動きが露骨に出てきた。年間予算は約2600億円。児童扶養手当制度の性格が、曖昧であり、年金補完か、児童手当か、福祉手当か、分からないから、この際に制度を、廃止したいという意見すら出ているとか。「生活保護」で事足りるとか・・・好き放題なことを言っているらしい。また「母子家庭の自立支援システム・・・施策、相談、就労支援・・・そして、児童扶養手当制度をどのように考えるか。」などなど審議されているらしいが、「自立支援」という言い方は、怪しい。「国から児童扶養手当を出しているから、子どもの父親が養育費も出さず、母親が国に頼って自立できないのだ。この制度を廃止し、母親に養育費を取らせるように仕向けるべきだ」というような意見まで出ているらしい。「夫から養育費を貰っていたり、離婚の時、不動産や慰謝料を貰っているものが、児童扶養手当も受け取るのはおかしい」というような意見も出ているとか。やれやれ、トウトウおいでなすったか・・・住専の肩代わりは、6800億円也。消費税5%にアップは見え見え・・・シングルマザーの平均年収は約202万円・・・離婚の際の「不動産や慰謝料」が、ナンボのものや。たとえ300万あったとしても、離婚訴訟費、引越、マンションの敷金や家賃当座の生活の再建費などに、アツという間に吹っ飛んでしまう。病気でもしたら、さあ大変!! 「生活保護」があるじゃないかって。制度があったってお金がすってんてんになって5万円未満になってから福祉の窓口に来い!というお役所ですよ。何回も「餓死」事件が起きて、まともに改善された試しがない。本当に「最悪、姑息な切り捨て」の法案が出されて来るかもしれないのです。東京のシングルマザー達が予想するように。

大阪児扶連のピラを

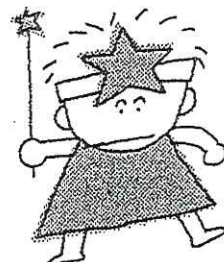
転載せよとお願いしました。



96.10.1 朝日夕刊



児童の権利としての制度の改善をこのでんではいす!



二にも戸籍制度の差別

96.9.3 朝日

日本国籍確認求め提訴

中国残留「帰化の指導は誤り」

終戦を中国で迎え、中国との間に生まれた子ども三人と一緒に一九七五年に帰化した女性が三日、「生れながら日本人なのに、法務局の誤った指導に

よって帰化させられた」として、国を相手取り、日本国籍があったことも帰化手続きが無効だったことの確認を、計十六百万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。

訴えたのは、京都市伏見区の塩見都代子さん(六八)親子四人。

訴状によると、塩見さんは四三年に旧満州(現在の

中国東北部)に移り、終戦後、中国人の男性と同居して子どもを産んだ。男性には別に妻がいたため、正式な婚姻ではなく、外国人登録にあたる「外僑登録」をし続けたうえ、七五年七月、日本大使館の発行した渡航書で帰化した。

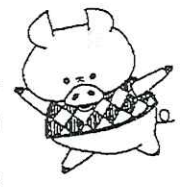
しかし、七六年に子どもは別に妻がいたため、正式な婚姻ではなく、外国人登録にあたる「外僑登録」をし続けたうえ、七五年七月、日本大使館の発行した渡航書で帰化した。

法務局は「子どもまで登録した」として、塩見さん側は「法律を知らざる帰化申請したが、当時

見さんは中国国籍を取得し、と判断。塩見さん本人も帰化する必要があると指導され、七七年十一月に全員が帰化した。

塩見さん側は「法律を知らざる帰化申請したが、当時

提訴後の会見で塩見さん



(入田、記)

論説委員室から

幼い子どもを抱えて離婚する、たいていの場合、児童扶養手当が支給される。

母子二人の世帯で月四万二千円あまり。子どもが高校を卒業するまで続く。国の制度で、財源の四分の三は国、四分の一を都道府県が負担する。

この制度を見直すべきか否かという議論が、厚相の諮問機関である中央児童福祉審議会でもためらいがちに進んでいる。

一九九三年の調査によれば、母子家庭は全国で七十九万世帯ある。うち全体の七三%を占める五十八万世帯が離婚や未婚の母による生別母子家庭だ。夫と死別した世帯は十九万世帯。

死別家庭には、夫が公的年金に加入していれば、子ども一人の場合で月八万四千円余の遺族基礎年金が出る。年金が出ない死別家庭と生別家庭に、児童扶養手当が出る。

手当の支給には所得制限がある。母子二人世帯で年収約二百万円を超えれば、児童扶養手当がなくなる。

母子家庭の八割が死別で、生別は二割だった。いま生別が圧倒的に多くなり、公費負担が大きくなったことも背景にある。

だが、「離婚の際に不動産や慰謝料をもらっている人は多くわすか。ほとんどの生別家庭は厳しい生活を強いられる」とも、むしろ制度の充実を要求する意見もある。

少子化と離婚の増加という社会の変化で、一つの福祉制度が転機を迎えている。(五)

離婚と手当

編集後記

はじめに通信発送作業に参加しました。同じ思いを共有できる方たちとの雑談は楽しいです。これから時々お会いませてもらいます。来年一月二十五日(土)大阪府立中央図書館で「大阪女子大公開講座」の講師をします。民法改正と女性について話をします。よろしければご聴講を。(谷合)

ほんのりと久し振りの婚差会長い休暇のあとの会社のよう仕事に復帰して加わりました。仲間は変わらず楽しく、みんながエールをくれてうれしなりました。(すみ)

ひさしふりの通信発送手伝いでした。10月20日までには衆院選の手伝い。夏休みの一団持たせろみつかれまいた。今まで格別子表別のためによく働いて下さった方々の残念。(Y)

今回通信発送作業にたくさんの方が来てくれて、とても助かりました。これからみんな来て下さるね。今日夕方までに終わらせておいた。(美穂)

婚差会 つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

連絡先 / 〒564大阪府吹田市

郵便振替口座 / 大阪

No. 64 1997年2月22日発行

一部200円

事務局同会会議録

96年11月30日...合宿時

(参加者7人)

●1997年のスケジュール●

～今後の予定を手帳に書いておいてくださいね～

- 1月11日(土)10:30～ 事務局会議
- 2月22日(土)10:30～ つうしんNO.64発行作業
- 3月休み
- 4月5日(土)10:30～ 事務局会議
- 5月 日(土)10:30～ つうしんNO.65発行作業
- 6月7日(土)10:30～ 事務局会議
- 7月12日(土)13日(日) 小豆島合宿
- 8月休み
- 9月20日(土)10:30～ つうしんNO.66発行作業
- 10月18日(土)=予定 「認知制度を告発する～子どもの権利としての父性確定(仮称)」集会
- 11月29日(土)30日(日) 忘年会合宿
- 12月休み

※事務局会議の開催場所は、基本的に大阪・梅田東生涯学習センター(阪急イングストヤンマーディーゼルのビルの東側の小学校の校舎を利用した建物です)

※つうしん発行作業は善積さんの研究室です
◎初めてでも参加してみたい人、当日たまたま大阪に来る予定のある人、歓迎です。お問い合わせは、TEL&FAX06・ 大田まで(金曜夜は残業が多いので、ご連絡は避けてください)。

●1997年の方針決める。
①認知制度の告発・解体↓認知についての個々の思いを数年来、機会あるごとに話し合ってきたが、ここらでそろそろまとめようということになった。具体的には、集会や本づくりに取り組む考え。「次期民法改正は親子法」をにらんで、世間に種を蒔こう!
②国会上げ前で止まっている民法改正の動きをにらむ↓婚差会は最近、力量的に民法改正について精力的に動けないでいるが、可能な範囲で働きかけを継続する。
③児扶手の動きに注意する↓児童福祉法「改正」の情報を集め、改悪の動きを阻止する。

今年、私たちは種蒔く人になりたい

小さな力で少しずつ世の中を変えていくために

- つうしん 64編集会議。
● 会員から提起のあった「養育費立て替え徴収制度等の創設に関する請願」署名への取り組み↓重要な問題提起だが、現状では保留。今後の検討課題に。
● 今回、合宿参加予定者が一人欠席。本人は合宿担当自宅に予定変更し欠席の旨を、事前にFAXしたとのことだが、担当者はFAXを確認していない。したがって、このケースでは、婚差会会計と本人が参加費用を折半して負担することにした。
- 「認知制度を告発する」本誌についての企画を練る↓執筆予定者への連絡を分担して開始。
● 郵便物整理。
- 97年2月22日 (参加者8人) つうしんNO.64発行作業。
- 97年1月11日 (参加者6人) 「認知制度を告発する」本誌についての企画を練る↓執筆予定者への連絡を分担して開始。

<今号の目次>

- ・オーストラリアのシングルマザー...2~3p.
- ・リル・ワルシュエムの講演報告
- ・連絡先に届いたレターから...2p.
- ・なぜ今婚外子差別が必要と叫ぶか...2p.
- ・合宿忘年会雑感...3p.
- ・児童福祉法改正(新聞記事)...4p.
- ・本「21世紀親子法へ」()
- ・住民票の転柄「子」にならぬのにはどんな理由がある? ...5p.
- ・タイチロン国籍獲得へ(新聞記事)
- ・どうなる児童福祉法 ()
- ・バルゴ・マイラ母子を支える会主催「とこしよやります子どものために」集会参加報告と第1審判決要旨...6p.
- ・総理府「家族法に関する世論調査」結果報告(新聞記事)...7p.
- ・民法改正をめぐる動き()...8p.

<編集後記> 昨年にひき続き、2月のつうしん発行作業は雪の日となりました。久しぶりに会う顔もあり、みんなの元気な顔が見られてホッとしました。やっぱり仲間はいいな。(大田記)

3つの署名にご協力ください!

今号には、次の3つの署名を同封しています。ご協力をお願いします。それぞれの締め切りは次のとおり。期限までにそれぞれの署名集約先に直接送ってください。
▽婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願↓住民票続柄裁判交流会へ3月末までに。
▽バルゴ・マイラさんの長女に日本国籍を求める要請書↓バルゴ・マイラ母子を支える会へ3月末までに。
▽選択的夫婦別姓制の法制化を求める請願↓すすめよう! 民法改正ネットワークへ。特に締め切りは設けていないが、国会(6月18日まで)提出用なので5月末をめどによりよく。

全国の非婚の父のみなさん!!

上記のように、婚差会では、現行の認知制度の問題点を明らかにするのための本をつくろうとしています。そこで、婚差会では●認知をす(した)ことについて ●認知をしないまま生活していることについて などあなたのナマの声を募集します。

400字程度にまとめて、4月末までに

〒610-11 京都市西京区

A・K さん まで

※もったく()書きた人、その旨を原稿の末尾に明記してください。

夫婦別姓の法相が時期尚早論

松浦功法相は十八日の参院法務委員会で所信表明を行い、選択的夫婦別姓制度について「なお様々な意見がある」と述べたうえで、同制度を盛り込んだ民法改正案の国会提出は「国民の理解を得ることができず、状況にならなから」とする見解を明らかにした。別姓導入は時期尚早との考えを示したもので、政府とて今通常国会に改正案を提出するのは困難となった。
この日の所信表明で松浦法相は、民法改正を「国民生活に密接なかわりをする重要な問題」と位置付け、「問題の所在を正しく理解し、関係各方面において適切な議論をしていただく」と述べた。法相は昨年十一月に総理府の世論調査結果が発表された際にも、夫婦別姓に否定的な回答が四割近くあったことをとらえ「法改正をあまり急がない方がいい」と示唆しているように思える。

(97.2.19 朝日)

オーストラリア

シングルマザーが力と自信を

96.11.15. 水曜日

昨年、しんべんまきお、
ふおーらむの四人の
メンバーが紙芝居を持っ
て北京世界女性会議に参
加し、アメリカ、オース
トラリアなどの同じよう
な活動家と出会った。と
くにオーストラリアのシ
ングルマザーたちが二十
五年前にグループを作
り、政策を変えてきたと
聞いて、今後の自分たち
の活動に役立てようとい
う、リル・ワルシュさん
を日本に招待した。

昨年、しんべんまきお、
ふおーらむの四人の
メンバーが紙芝居を持っ
て北京世界女性会議に参
加し、アメリカ、オース
トラリアなどの同じよう
な活動家と出会った。と
くにオーストラリアのシ
ングルマザーたちが二十
五年前にグループを作
り、政策を変えてきたと
聞いて、今後の自分たち
の活動に役立てようとい
う、リル・ワルシュさん
を日本に招待した。



当業者運動が、社会の目を惹きつけたと語るリル・ワルシュさん(右)

リル・ワルシュさんの話

一九八〇年に、娘を非
婚で出産後、活動に参加。
南オーストラリアのアデ
レードで、シングルマザ
ーのために、相談、自信
をつけていく
ためのクラス
を提供するス
パーク情報セ
ンターで働い
ている。

私自身、結
婚しないでシ
ングルマザー
になったあ
と、シングル
マザーの組織
に出会い、誇
りを持つよう
になり、娘が
四歳になった
ときに大学に
入り、経営学
を学んだ。

オーストラ
リアでは、多
くのシングル
マザーが、よ
り良い仕事に
つとめるために
高校や大学に
いく。学びながら大学に
いくのは大変だが、大学
の授業料は安いし政府
は、シングルマザーが大
学で学ぶための補助金を
出している。

七〇年の少し前、非婚
の母たちは、自分たちに
経済的な援助を要求し始
めた。それまで、非婚の
母は、両親のいる家庭に
子どもを養子に出すのが
一般的だった。
彼女たちはシングルマ
ザーも当たり前の社会の
一員なのだ。社会の見方
を変えてもらう必要を感
じ、堂々と社会に出てい
くことを始めた。

給付を獲得、これが後の
ひとり親年金になった。
政府が、シングルマザ
ーの家まで訪ねてきて、
男が家にいないか、清く
生きているか、調べたり
した。これに対し、シン
グルマザーたちは怒り、
プライバシーの侵害を止
めさせてきた。
婚外子差別についても
長年、州政府にはたらき
かけて連邦政府に権限を
委譲させて、婚外子への
差別をなくしてきた。
また、税務署の中の養
育費の履行機関が養育費
を別れた親の方から徴収
し、ひとり親に支払う養
育費履行システムもシン
グルマザーの粘り強い働
きかけで八九年にでき、
今では別れた父が養育費
を払うことは当たり前だ
と意識ができてき
た。

北京後一年日本のグループが招待

日本の母子家庭の平均
年収は二百五十万円と、
一世帯の三分の一。養
育費をもらっていると言
えた世帯も一四・九%に
過ぎない。
もうひとりのパネリス
トで、婦人相談員の原田
恵理子さんは、日本の母
子家庭の最大の問題は、
経済的な問題で、「子ども
もがいて資格のない女性
はパートで一月十万円
も稼ぐのがやっと。母子
家庭に出る児童扶養手当
は命綱だ」と話した。
日本の状況を聞いたリ

オーストラリアのシングルマザー、リル・ワルシュさんの講演を聴いて

十月二七日児童扶養手当改悪に
反対する大阪連絡会の「ひとり親
家庭が生きやすい社会を」の集会
に参加しました。リル・ワルシュ
はオーストラリアにある「シング
ルマザーとその子どもたちのため
の全国評議会(NCSMC)」の全
国大会実行委員長です。NCSMC
はオーストラリアのひとり親の
最高組織だそうです。講演会では、

彼女の非婚出産からこの組織に関
わっていった経過や組織の活動に
ついて話されました。オーストラ
リアのシングルマザーや婚外子の
状況について、いろいろ情報を得

ることができましたが、ここでは
私にとつて興味深く、印象的だつ
た点について報告します。

(次頁へ続く)

—なぜ今でも婚外子差別が必要とされるのか—
『部落解説』'97年3月号に「戸籍ヒトコも一婚外子差別
を中心に」と題して出生届の差別記載について書か
れた。
戸籍の婚外子差別は、戦後廃止されたはずの父系血
統の「家」を色濃く引きつづいています。しかし、現代社会に今
なお婚外子差別が温存されるのは、人々を法律
婚に追いつめ、家族単位の登録に困らせた
ための悪質な脅しとに使われているからなのだ、と
結論をつけました。

興味のある方は、ご一読下さい。

島津良子

連絡先に届いたレターから

- 3月23日(日) 神戸市生活学習センターで「第2回神戸
女性フォーラム」。10:00~12:00 井川さんの分科会「戸籍
から個籍へ!—民法改正は、今—」講師に北村年子工
人をお招きし開催し可(4団体共催)。午後からは全体
会「21世紀へのパートナーシップを考える」。(近のオビラ同好)
- 結婚改姓を考える会の諫山陽太郎さんが、2月中旬に
勁草書房から「別姓」から問う「家族」を出版。婚活会に
1部寄贈いただきました。定価 2,266円(税込み)

オーストラリアのシングルマザー
シングルマザーの講演を聴いて

(前頁から続)

合宿雑感

合宿は11月30日から12月1日にかけて、奈良飛火野荘において大人7名、子ども3名の参加で行われた。「奈良は寒いよ」とあらかじめ進藤さんから聞いていたが、待ち合わせ場所の行基像に着いたとたん、毛糸のジャケットに後悔してしまった。当日は、今季はじめての寒波の襲来で、晩秋というよりは一気に冬を味わうことになった。

合宿は、特に議題もなく、古都の自然の中で、秋をじっくり楽しんで交流しようとはじまった。でも、そこはKONSA会の仕事師たちの集まり、来年のスケジュールの予定の中で本を出そうと気分がすっかり盛り上がった。内容についてここではふれないが、未だかつてないもので、広く一般に問題提起できるものになりそう。同室の善積さんが夜半に飛び起きて？ハタと閃いたとつけ加わることでしょう。個々には、本の執筆経験者もいることであり、編集はKONSA会ですることになった。10周年パンフを出すことが幻に終わっているだけに初めて会として本が出来そうで成果が楽しみだ。

振り返れば、出生届の窓口闘争がはじまった当時、生まれたての子どもたちも少女になり時間の流れを感じてしまう。おむつ、ミルク、オマル持参の合宿も、いまや40代が多くをしめ、雰囲気はすいぶんまろやかになった。時には抱えている問題、立場の違いから意見がぶつかり「女」という共通項だけでは、お互いに許容できなく、疲れだけが残る合宿もあった。女と女が会いつながら新しい核が生まれ、湧き水は集まり大きな流れへと変わるだろう。

少なくとも自由でのびやかに生命を燃焼させたいと出会った女たちだから。飛火野、高畑、新薬師寺、いちよう落葉を踏みしめて歩いていると、奈良朝の女たちの声と重なりあった。

帰路、陰陽町の島津さん宅へ全員で立ち寄り暖かいお茶を戴いた。

ありがとう。

(角 保子)

① ひとり親に対する給付や保育費や医療費の補助があるが、収入が一定以上あると減額措置がとられ、中途半端にパートなどで働くとかえって総収入が減るとのこと。たとえば、ひとり親援助制度の1つに「ひとり親年金」(Single Parent Pension)があり、資格はひとり親で、一五歳以下の子ども、あるいは障害児手当を受けている在学の子どもの扶養していること。資産テストがあり、収入が一定の額(二週間に九四ドル)を超えると減額されていく。これでは、働き経済的に自立しようと思つてシングルマザーの意欲を抑えることになり、いつまで経つても経済的に自立できない。

② 子どもを養育していない親に養育費支払い義務があり、その取り立てる制度がきつちりであること。養育費履行機関(COHP Support Agency)が税務局の傘の下にあるためにかなりの力を発揮できる。この機関が養育費の支払い額は計算式に則り算出し、養育費支払い義務者の給与から税金と同じように天引きすること。計算は、前年度の収入から、その人が自活するのに必要な額(失業保険で受給される額に等しい)を引き、そこから一定の割合で養育費が支払われる。たとえば子どもが一人ならばその残った金額の一八%、二人ならば二七%という風に、子どもが増えたとその割合は増えていく。このシステム導入によって、一方の親から定期的な養育費が確保されるようになる。ほとんどのシングルマザーはこの制度の導入を歓迎しているが、父親ともはや一切関わりたくない人が少数であるが、また、この機関に申請せずに直接交渉して相手から養育費をもらう人も、相手からの養育費の支払いがストップして、この機関に申請してくる人もいるとのこと。

③ 養育費履行の申請が義務化されており、例外措置として、父親がわからない場合や父親が暴力的で申請しにくい場合は、ソーシャル・ワーカーに証明書を書いてもらう必要がある。結婚や同棲をするるとひとり親年金はもらえなくなるが、養育費はそれとは関係なく請求できる。

④ 認知制度について 婚外子出生のうち、最近と同様カップルの場合が増加してきている。出生時に医者たちの立ち会いのもとで母と父が署名することが多い(約九〇%)。しかし子どもの父が出生に関わらないシングルマザーの場合では母親が父親の名前を書き、身分登録している役所が父親のもとに出生の書類を送り署名を要請する。父親が署名を拒否した場合、出生届の父親の欄は未届となる。その後の父性の確定は家庭裁判所が行う。日本と違って、裁判所の決定を経ずに父親が勝手に認知することはできない。母親が父親に認知を迫る時、血液検査費用は国が負担し、血液検査の結果によりその男性が父親と認定されれば、その費用はその男性の負担となる。スウェーデンの場合、父性の確定が行政の任務になっていて、そのための担当機関があるが、オーストラリアではそのような特定の機関はない。父の認知が確定すると、出生証明書に父親の名前が記入される。

⑤ 男女平等の進展 最近、男女平等の母親の側の年収が高くなり、養育費の額の見直しの機運が高まっている。母親の収入が多いと養育費も少なくなる。最後に、全体としての感想を一言、厳格な資産テストがあるなど、不十分な点もまだあるが、女たちの運動によってひとり親年金制度が獲得され、養育費履行の行政機関が整っている点はすばらしいと思った。わずか二〇年前までは非婚出産の場合は養子に出すことが強要され、シングルマザーとして子を育てることはきわめて困難な状況だったと言う。最近では子どもを自分で育てるシングルマザーが大半。シングルマザーへの人々の態度も寛容になったきている。家族法で婚外子差別も廃止されているとのこと。こうした状況を改善させてきたのは、オーストラリアの女たちの運動のパワーである。私たち日本の女性もがんばらなっちゃね。(善積)

どうなる・どうする・児童扶養手当と養育費

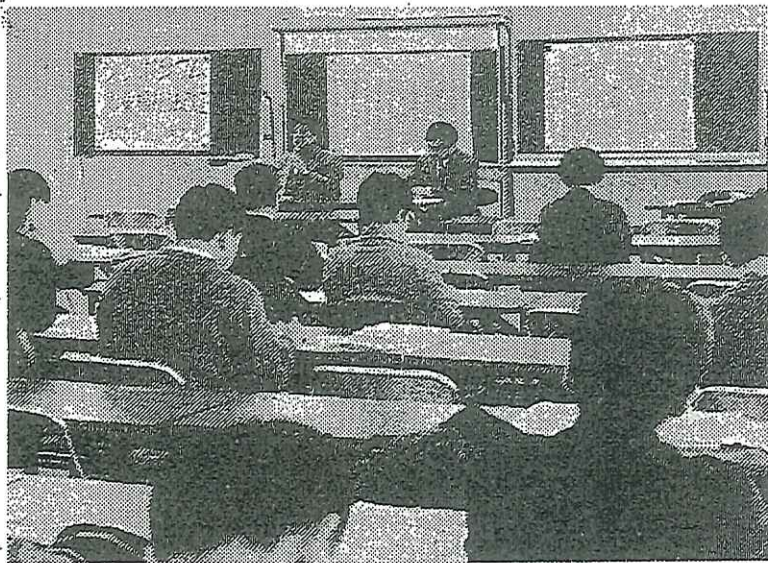
いよいよ来月
改正法案発表か?

現場や市民の声届けよう

児童福祉法改正巡りシンポジウム

「子どもの権利」どう保障

児童福祉法の改正作業で、基本的な方向がまとまったのを受けて、保育所や養護施設の職員、弁護士、学者の十三団体が集まったシンポジウム「児童福祉法改正—私たちどう考える—」が、東京都内であった。参加者から、「保育料の均一化」という改正案は、負担増につながる可能性がある」といった意見が出た。主催者は「改正案作りに現場や市民の声を生かすことが必要だ。シンポジウムを機に、様々なネットワークを作りたい」と話した。



13団体、横のつながり求め初開催

シンポジウムを開いたのは、団体でつなぐ実行委員会。これは、「全国保育団体連絡会」これまで個別には提言や要請書など保育所や養護施設の職を出していたが、横の連絡を、利用者、研究者の十三となる形で、約百人が初めて集まった。

まず、シンポジウムの司会役の一人、吉田恒雄・駿河台大法学部教授が「中央児童福祉審議会や国会での審議で、今後声を上げていく機会はある。継続して訴えていくことが大切だ」と訴えた。今後の働きかけは、「子どもの権利」の観点から、改めて明確に盛り込むことも必要と呼びかけた。

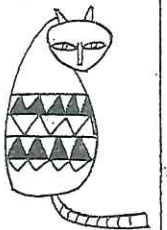
「全国保育団体連絡会」の代表者は、報告書が保育所の利用が広がったとして、「公平な負担のために料金を均一にする」とした点を取り上げた。公費支出を増やさないとするは、低所得者層にとっては「負担増」と指摘した。

養護施設では「子どもの権利条約」養護施設の役割に関する意見が相次いだ。東京都内で

ある日曜日の朝、お祈りに立ちこたえ、TVから「彼がね、もう養育費をもらうな」と言うの、という女性の声が届いてきた。それは、どうやら生命保険の新しい男性と暮らす元妻の元に遺っていた子どもたちのために保険に入っていた。と決意するもの。こんな男ばかりじゃいけません。(大田)

96.12.23. 日

児童福祉法は九四七年の制定から半世紀たつ。厚生省は「社会経済環境の変化に対応した見直しが必要」として、来年三月をめどに改正法案をまとめる予定だ。作業の柱は保育システム、児童の自立支援、母子家庭の三つ。今月初めに、基本的な方向を示した中央児童福祉審議会の基本問題部会の報告書が出た。



審議会「代表者が、一審に十五人まで同数が認められる現行制度をどう改善するかはつきりしない」と心配し、「職員配置や設備の国の基礎が低過ぎる」とも、技術的な改正をしないためだ」と訴えた。

このほか、「児童相談所が統合される傾向にありながら、報告書では相談と指導で高度な役割を担うとされている」などの意見が相次いだ。また、「報告書では論点が煮詰まらず、両論併記の部分もある。性急な改正には反対だ。市民団体側も合意をまとめることが大切だ」との声も出た。

一方、審議会の運営に対して、養護施設問題などに幅広く取り組む日弁連の平湯真人弁護士が「公聴会や子どもの意見を聞く機会を設けず、委員の一部専門家作業が進められている」と批判した。改正への姿勢について、「行政と民間との協力が触れるなど前向きな点も多すが、施設をどう変えるかという視点が強い」として、子どもの権利をどう保障するかという視点の必要性を話した。

呼びかけ人の一人、浅井春夫・白梅学園短大助教授は「市民側の横の連絡が少なく、法改正全体の問題点が明らかにならなかった。これを機会に、児童福祉法に関係する市民団体が緩やかなネットワークを作り、共通のテーマについていきたい」と話している。

21世紀親子法へ

有斐閣選書 1800円

は父からの認知という方法で決めていた。これは、子どもの権利というより家の相続人を確保することが主眼。これを父の認知、母が子どもの同意が必要なる方式に切り替えることを著者は提案する。

国際婚外子の国籍や離婚後の共同親権、子育ての社会保障など、幅広い具体的な提案となっている。

これを元に議論を積み上げ、二十一世紀にふさわしい親子法をつくっていく、そのための労作である。

97.2.5
ふえみん (衣)

民法改正 2ndステージは

やっぱり親子法!

そう考えているのは、私たちだけじゃないという証しの本。

- #### 中央児童福祉審議会基本問題部会報告書の、主な内容
- 【保育システム】
 - 利用者が保育所、保育サービスを選択する仕組みの導入
 - 均一の保育料体系に改める
 - 放課後児童クラブは法体系に位置付けることを積極的に検討
 - 【児童自立支援】
 - 施設の役割、対象児童、名称などの見直し
 - 地域で総合的、専門的な相談や指導をする「子ども家庭支援センター」(仮称)を整備
 - 児童相談所のバックアップ機能を設ける
 - 民間ボランティアも含めた地域関係者との連携強化
 - 【母子家庭】
 - 離婚した夫から、母子家庭の児童扶養手当に必要な費用を徴収する仕組みを導入することを検討
- #### 市民団体などの主な意見・提言
- 【保育システム】
 - 利用者選択制は国や市町村の責任が不明確になる
 - 保育料の均一化は、低所得者層にとっては保育料が高くなる
 - 3歳未満児保育や延長保育などの拡充のための条件整備
 - 【児童自立支援】
 - 子どもの養護請求権や体罰禁止の明記
 - 養護施設などの設備や職員数の配置の基準の引き上げ
 - 【母子家庭】
 - 養育費を離婚した父親から徴収する制度は、拙速を避ける
 - 結婚していない母子家庭の子どもを、父親が認知した時に児童扶養手当の支払いが止められる制度の改正
 - 【その他】
 - 児童買春や児童ポルノの使用を禁止行為に加える

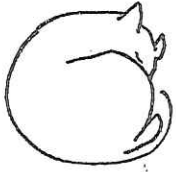
住民票の続柄は「子」に統一されたけど「子」にならない場合もあると聞きました。それはどんな場合ですか？— こんな問い合わせが相次いだので、みこさんと確認してみました。

住民票の続柄は世帯主との続柄です。戸籍の父母との続柄と違い、ある程度、届け出る側の思惑が反映できる点もあります。たとえば、男女が同じ場所を非婚で暮らしているとしても、おれが別の住民票をとり、共に「世帯主」であることもできるし、同じ住民票をとりながら世帯主になり、世帯員の続柄を「妻(未婚)」「夫(未婚)」「同居人」として入るのがあります。— ニコミで基礎知識

日本国籍を認める

和国と原告 口頭の認知「有効」

婚姻関係のない日本人会社員との間に生まれた長男との日本国籍が認められなかったフリーピン人女性などが、日本国籍の確立を母に対して請求する訴訟の和解交渉が十八日、広島地裁民事二部(加藤誠裁判長)であった。原告側は、長男の出生前に会社員が口頭で届け出のあった「胎児認知」を有効と判断。長男の日本国籍と母親の在留許可を認めるとして、内容で和解が成立した。母子ともに、日本に在住することが認められたこと、原告側として事実上の勝訴となった。



女性は、大阪府豊中市在住のフリーピン・ブラレス・フロリダさん。一九八八年に短期で来日し、在留期限が切れた八九年に大阪市内の会社員と知り合い、九一年に長男タイヌを産んだ。タイヌは転勤になった会社員は出生前に父子関係を確定させる「胎児認知」を広島市西区役所に口頭で届けたが、受理されなかった。認知は出生後の扱いになり、長男はフリーピン国籍になった。九三年四月、母子は広島入国管理局から強制退去を命じられたため、提訴した。

96.11.19 朝日

保育の基本部分は？

は養子縁組をしなさいとまでは「妻の子」または「夫の子」となりません。子を認知していない非婚の父が未認知の子と暮らしている場合(母は別世帯) ↓ その子は「同居人」となります。

縁故者という続柄もあり得る。里子や遠縁の子は別世帯の子でも可。

児童福祉法が来年で成立五十年目を迎えるが、法を少子化時代に見合った形で変えよう、見直しが生大の諮問機関、中央児童福祉審議会が検討されている。その大きな柱は、保育、母子家庭支援、要保護児童(養護施設)だ。今回から三回に分けて児童福祉法の改正について動向をさぐる。

する子どもを「保育に欠ける」と定義するのだから、「保育を必要とする」に改めるのかという議論。女性が子どもを家庭で育てるのが基本、という考え方が見える「保育に欠ける」という言葉には違和感があるが、保育を必要とするに改めることで、権利性が失われては困るという意見もある。

働く女性が増え、共働き家庭の方が片働きの家よりも多い中で、子どもの保育は重要な問題だ。都市部では、〇歳から二歳までの子どもで、保育所に入所できない待機児童が増えている。また、逆に四歳以上では定員に空きが増えている。働いている親が、安心して子どもを預けられる保育の整備は急務。また子育て不安に対応する子育て推進センターを七つ位置付けるのか、という問題もある。

今回の審議項目の検討課題は四点。(一) 多様なニーズをどう満たすか、(二) 放課後の児童対策について、(三) 保育内容、保育水準について、(四) 公費負担のありかたについて。直接、措置制度については触れていないが、多様なニーズに見合った保育サービスとして、直接契約についての道を開く可能性もあると、措置制度を守る立場から、九月に発表された日弁連の意見書は危惧を表明している。

どうする児童福祉法

96.11.15 3.24 (1) 保育

審議会の行方はまだ分からないが、議論の主なものは保育所に入所する子どもを「保育に欠ける」と定義するのだから、「保育を必要とする」に改めるのかという議論。女性が子どもを家庭で育てるのが基本、という考え方が見える「保育に欠ける」という言葉には違和感があるが、保育を必要とするに改めることで、権利性が失われては困るという意見もある。

朝七時から夜七時までの延長保育は基本部分に組み入れるべきだと、自治関係者はこう。三つ目に保護者の所得を段階に分けて、定額部分を導入すべきだという方向。定額などの程度にするのか。中央児童福祉審議会は、十一月末に中間報告を出し、十二月半ばに報告書を出す予定。なかなか制度改正のペースが見えないこと、いろいろだもの。

どうする児童福祉法

96.11.25 ふえみん (2) 母子家庭施策

97.1.15.ふえみん

養育費の制度化が先決と児童福祉法改正で要望 12月25日、母子家庭のグループ、しんぐるまざあずふおらむとハンドインハンドの会が生大に、拙速な前夫からの費用徴収やめて欲しいと、要望書を提出した。12月3日に発表された児童福祉法改正の中間報告では、児童扶養手当の費用を前夫から徴収するしくみを検討するとなっており、今、直接もらっている養育費ももらえないようになりかねない。本来、養育費の制度を十分に作ってから導入すべきだし、小泉厚生大臣も別れた夫が払っていないのは問題とした。認知による児童扶養手当打ち切りは、検討項目になっている。

年収二百万円位の離婚の母子家庭だったら、一人の子でも月額四万四千三百九十円支給される。一般世帯の収入の三分の一の二百万円が生別母子家庭の平均年収である。多くが貧困と隣り合っている。

養育費をもらっている母子家庭は、全体の二四・九%と低い。しかも、養育費や離婚の財産分与を確保できる手立てはない。前回、十二年前の児童扶養手当の改正で、別れた夫が高額の所得であれば、児童扶養手当を支給しない、という条文に猛反対が起きた。

児童扶養手当が削減？

母子家庭の施策は、児童福祉法の範囲である。三月の中央児童福祉審議会基本問題部会の発足時に、論点として(一) 母子家庭施策をどうするか、(二) 母子家庭の自立支援システムはどうあるべきか、(三) 児童扶養手当制度についてどう考えているのかの三点があげられた。その後、専門問題部会が設置され、そこで議論されることになった。日本の生別母子家庭に対する施策としては、児童扶養手当が主なもの。当を削っているようなもの(一)と批判があり、審議会でも検討されていると言っている。

専門問題部会の審議は議事録が非公開。しんぐるまざあずふおらむなど当事者グループは、改正の中味が見えないな、十二年前のように突然削減が出てきたら困ると危機感を強めている。

大阪高裁で国籍確認控訴審が続いています

バルゴ・マイラ母子を支える
会集報告

去る11月1日、エル大阪において、出生後認知された国際婚外子である、バルゴ・マイラさんの第一子の、日本国籍確認控訴審に向けて集会がもたれた。「とことんやりませう子どものために」と題されたこの集会では、弁護士、国際子ども権利センター、RINK、婚妻会が報告、マイラさんからお礼のことばがあった。婚妻会からは、屋代が婚外子の立場からみた認知と国籍取得の問題点について報告した。その報告の要旨は、次のようなものである。

(((次女に日本の国籍があって、長女にはない
こんなおかしなことがあっていいですか・・・とバルゴ・マイラさん)))

父が日本人である国際婚外子が、日本国籍を取得する条件として、胎児認知されていることとしたのは、主なものだけで次のような問題点がある。認知は、父親の自由意志によって行なわれるものである。もし父親が認知しないという方向で自由意志を行使したならば、子どもには、胎児のうちからそれを覆す手段は、完全に閉ざされてしまふ。おおよそ日本で暮らしたいと望むものにとつて、日本国籍をもてないことは、多くの点でその基本的人権の行使に制限を

受けることを意味する。また、国籍をもつということ自体が、きわめて重要な基本的人権のひとつである。基本的人権とは、他人や国家の都合で勝手に奪われたり踏み躪られたりしてはならないもののはずである。そして、人間であるかぎり、婚外子であろうと、また他の理由で差別を受けてきた人であろうと、変わりなく人権の主体者として尊重されねばならない。しかるに、国際婚外子の国籍取得の条件を、父からの胎児認知にすることは、国際婚外子の人権の主体者と認めていないということだ。

今回の判決においても、父との関係が希薄であるという理由で、日本国籍を認めてもらえなかった。父が認知しているのに、なぜ他人が希薄と決め付けるのか。失礼な判決である。だが、この判決のさらに重大な問題点は、国籍を持たないことによつて、さまざま苦しみ味わうのは、子ども自身であるにかかわらず、子供がまったく無視されている点である。法的ペナルティーは、故意又は過失によつて法を侵したものに對しておこなわれるべきもので、そのひとの、いわば運命といったもの

に對して加えられてはならない。これは、近代法の根幹ともいうべきもののはずだ。親が子どもに對し、どのような態度をとろうと、国がそれを理由として子どもの人権を制限することは許せない。すべての子どもは、人権の主体者であり、基本的人権は、親からの相続財産ではない。

バルゴ・マイラさんの長女の 日本国籍確認控訴審に対する 要望書署名のお願い

父母が法律上の婚姻関係になかったり、認知が出生後になったことが、子どもたちの国籍取得に差別を生じさせ、子どもたちの生存権が脅かされています。子どもの人権を考えると、これらはまったく理不尽な事柄で、平等原則を規定した憲法に明らかに違反するとしか考えられません。一審ではそんな思いが届きませんでした。今度こそ第二審裁判所では公正な立場で、子どもの人権を考えた判決を出してほしいと思います。どうかなるべく多くの方々の賛同の御署名を再びお願いいたします。

バルゴ・マイラさん 地裁敗訴判決要旨

判決要旨
一 現行法二条一号の解釈について
現行法二条一号に「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と規定されている「父又は母」とは、法律上の「父又は母」をいうものと解され、日本人父と外国人母から生まれた子が非婚出子である場合には、法律上の父子関係の成立のためには認知が必要である。そして、認知の効果については、旧法には、認知による国籍取得の規定が置かれていたが、右規定は昭和二十五年の新法制定により全面的に削除されたうえ、昭和五九年改正による現行法では、準正による国籍の取得についての規定(三条)が新設されたこと、右の準正は、父母の婚姻と父による認知とを要件とするものであるから、認知の効果については出生の時にさかのぼつてその効力を生じると解釈すると、右の三条の規定は無意味な規定ということにならざるを得ないことからすると、現行法は、適及させないとの立場を採っていることは明らかである。

二 憲法一四条等との適合性について
現行法は、血統という単なる自然的・生理的要素を絶対視することなく、親子関係を通じて我が国との密接な社会的結合が生ずる場合に国籍を付与するとの基本的立場に立っているものといふことができる。すなわち、婚外子については、父又は母のいずれが日本人であるかを問わず、親子の實質的結合関係が生ずるから、日本国籍を付与するについて問題はない。しかしながら、非婚出子については、親子の實質的結合関係は一律ではなく、民法上非婚出子は、母の氏を称し(民法七九〇条二項)、母の親権に服する(民法八一九条四項)ものとされていることから明らかなとおり、父子関係は、母子関係に比較して實質的な結合関係が希薄であるのが通常である。現行法は、右の親子関係の差異に着目し、親子関係が希薄な場合の国籍取得について、段階的に一定の制約を設けたものと解することができる。このような現行法の基本的立場は、現今の国籍立法政策上合理性を欠くものとはいえず、このことに準正による国籍取得や簡易帰化等の補完的な制度を具備していることも合わせ考慮すると、現行法が一部の非婚出子について取扱いの区別をもうけたことには、合理的な根拠があるものといふべきであつて、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものといふことはできない。したがつて、右の区別は、憲法一四条の平等原則に照らして不合理な差別といふことはできない。

婚差会つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

連絡先 / 〒564大阪府吹田市

郵便振替口座 /

No. 65 1997年5月11日発行

一部200円

事務局会議録

97年2月22日 (前号続き)

(参加者8人)

- つうしん No. 64 発行作業
- 事務局作業を円滑にするために、会員名簿をデータベースに入れることを了承。氏名、住所、電話番号、入退会年月日、入金状況(会費、カンパ)などをマキントッシュ入力することに。
- 子どもの人権連からの「子どもの権利条約の実施状況に関するアンケート」回答
- 藤原書店で制作中の「女と男の関係使年表」に、婚外子差別撤廃関係の活動記録コラムの原稿を送るための検討をする。(6ページ参照)
- 子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会へ提出する基礎報告書を検討する。(6ページ参照)

97年4月5日

(参加者3人)

- 「住民票綴柄改訂交流会」の3月23日バレットに参加したと安東さんから連絡があった
- 「認知制度を告発する」本の企画を青木書店の編集会議に取り上げてもう一方

針を決める。執筆関係者と青木書店の編集者との顔合わせを兼ねる第一回ワークショップを6月28日(土)に開催する予定。

● つうしん No. 65 編集会議

97年5月11日

(参加者4人)

- つうしん No. 65 発行作業
- 京都地裁で係争中の認知による児童扶養手当打ち切り取り消し訴訟の弁護団から未婚の母子世帯アンケート調査への協力要請↓一部会員へ送付していたので完了。

国連・子どもの権利委員会へ カウンターレポート 善積えんが 原稿を提出

善積 京子
昨年、反差別国際連動日本委員会の主催の「第5回ヒューマンライツセミナー」の講演会で婚外子差別について報告しましたが、この委員会でもインフォリー立場からのカウンターレポートを作成することので、私にも原稿依頼がきました。3月末の締め切りでしたが、なんとか原稿用紙20枚程度に書き上げて送りました。その内容は、また後の通信でご報告します。

会費納入の おねがい

今号に郵便振替用紙を同封しています。97年会費の納入をお願いします。(96年末納の方はその旨お知らせしています。) カンパ歓迎!

● 1996年度収支会計報告 ●

収入	
前年度繰越	299,812
会費	144,000
カンパ	42,186
パンフ等収入	3,010
計	¥489,008
支出	
郵便料等 (つうしん、その他事務連絡 振込み手数料)	131,889
事務経費 (つうしん印刷用紙、封筒 ラベル用紙その他消耗品費)	26,621
会議室使用料 (事務局会)	8,400
負担金 (他団体との交流カンパ等)	7,000
合宿等諸経費 (保育料、キャンセル料)	8,950
次年度繰越	306,148
計	¥489,008

(1997年3月末現在、会計佐木)

[これからスケジュールです。]

- 6月7日(土) 10:00~正午 梅田厚生生涯学習センター 事務局会議 (午前中にけいけい、遅くはないね)
- 6月28日(土) 13:00~ 弁天町市民学習センター 「認知制度を告発する」本ワークショップ (関係者には別にお知らせします)
- 7月12日(土)・13日(日) 小豆島合宿
今日はハカキ同封していませんが、参加ご希望の方は連絡先の大田まで5月末までにご報告ください。
- 9月20日(土) 10:30~ つうしん No.66 発行作業
10時30分 阪急茨木市駅集合 → 追手門学院大学善積研究室で作業 たくさん来て下さいね!!

今号の目次

- 民法改正二の間の動き
- マスコミからの取材協力要請
- 日比混血児(新聞記事)
- マスコミからの取材協力要請
- 新会費と5ページ
- 子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会へ基礎報告書提出
- 藤原書店「女と男の関係使年表」(原稿) 6ページ
- 近代家族を超越する「非法律婚カッパ」の刊行
- 編集後記

必見!!

「呼称の旧姓」で調整

夫婦別姓で自民方針

'97.2.27 朝日

の姓を各業が... 選択的夫婦別姓制度... 議員立法として... 国会に提出する方針を... 決めた。

自民党の原案は、夫婦は... 戸籍上、同じ姓とする原則... を維持しつつ、結婚時に届... ければ、旅券や運転免許証... などの法的な文書を含めて... 結婚後も旧姓を使い続け... 認める、という内容。子... もは両親の戸籍上の姓を... 乗ることになる。

法務省は昨年の通常国会... に選択的夫婦別姓制度の導... 入を盛り込んだ民法改正案... を提出する準備を進めてい... た。しかし、自民党内で... 「家族の絆を弱めること... になる」との反対が出た... ために手ごたえが、提出を... 見送った。党内にはいま... も、別姓制度導入には賛否... 両論がある。

ただ、社民、さきがけ両... 党は選択的夫婦別姓制度を... 支持しており、自民党内が... 「呼称」使用のみであった... としても、与野三党の調整... は難しそうだ。

民法改正 この間の動き

ふえみん フラッシュ

民法改正でバレンタイン作戦

2月13日、福島瑞穂さんはじめ「すすめよう！民法改正ネットワーク」有志が橋本首相や梶山静六官房長官にバレンタインのチョコをプレゼントし、早く民法改正を実現してと手紙を渡した。

14日の与党政策調整会議で、社民党清水澄子参議院議員の3月上旬までに自民党内をまとめてと言う発言を受け、与野3党の座長で話し合いを行うことが確認された。

(197.2.25)

民法改正、自民党の旧姓続称案では不十分

自民党の家族法小委員会が、3月4日、自民党としての民法改正案の試案を検討したが、戸籍上は夫婦同姓を維持した上で、結婚後も旧姓を使えるようにする旧姓続称制度が試案として提示された。民法改正ネットワークは、旧姓続称制度では、混乱を招く、また、婚外子の相続分差別撤廃も法案に盛り込むべきとしている。民法改正に関しては、民主党が議員立法を13日に出す予定で、新進党、社民党も独自の案を検討中。

(197.3.15)

民主党、国際婦人年連絡会が民法改正を求める集会

4月15日、民主党が民法改正について東京で集会を開き若い世代を含めて発言があった。

4月16日、国際婦人年連絡会が東京で民法改正を求める緊急集会を開き、各党が報告した。

自民、社民、さきがけの与党プロジェクトチームは、今週末に開くことになった、と清水澄子参議院議員から報告があった。

(197.4.25)

★国会の方は若干視界が見えませんが、以前よりはずっと民法改正についての理解が国会議員

夫婦別姓セミナー(自由国民社)と共に行われ、福島瑞穂さんの手紙より

真ん中で深まってきたように思います。原点にかえり、しじくくパワフルにがんばろうと個人的な感慨です。いろいろの

緊急要請アピール

来る、3月4日に開催される家族法小委員会に是非ご出席いただき、民法改正において次の2点を強く主張、訴えて下さい。

1. 選択的夫婦別姓制を通称使用で対応することは、本質的な制度改正とはならないので、法制審の答申に沿った、民法改正として進めて下さい。
2. 非嫡出子への差別の根源である民法900条4項については、廃止のため、今国会で必ず上程して下さい。

以上、2点をふまえた民法改正を進めていただきたく要請いたします。

1997年3月3日

婚外子差別と闘う会

夫婦別姓 収拾案

自民小委が了承

社説 与党案作り難航必至

197.3.5 毎日

さきがけ両党も反発しており、仮にこの案に沿って自民党がまぎまぎしても、与野案のとりまぎめは難航しそうだ。

【中村 篤志】

自民党法務部会の「家族法改正に関する小委員会」は1日、選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ法務省案に党内から反発が出ていた民法改正問題で、野中広務委員長代理、党幹事長代理が①現行の夫婦同姓制度を原則維持の結婚の時点で届け出れば、旧姓の公的使用を認める... ②の取捨案を示し、大筋で了承した。

民法改正・自民党小委案のポイント

現行	小委の判断
夫婦は同姓。旧姓使用は認めない	夫婦同姓制度を維持する。書うつ論はきつくない。旧姓を認める。戸籍上の旧姓を認める。公的書類に旧姓を認める。旅券や運転免許証に旧姓を認める。結婚後も旧姓を使い続ける。戸籍上の旧姓を認める。
裁判で認められる離婚原因は「配偶が婚外子と関係する」など	新たに「婚姻関係が破綻している」として、離婚原因を「配偶が婚外子と関係する」などに加える。
離婚した女性は離婚後6カ月(男性は1年)の間再婚できない(男性は1年)	女性の再婚禁止期間を100日間に短縮。法務省案も同じ
女性は16歳から結婚できる(男性は18歳から)	現行通り。法務省案は「女性も男性と同じ18歳へ引き上げ」
非嫡出子(正妻以外の男子)の2分の1	現行通り。法務省案は「嫡出子と非嫡出子の相続分を同一とする」

政局への波及 恐れ収拾図る

夫婦別姓問題

【解説】 夫婦別姓制導入の是非をめぐる政局への波及が懸念されている。自民、社民、さきがけの与野三党は、この問題でそれぞれ異なる立場を表明している。野中広務委員長代理は、自民党としての方針を明らかにし、旧姓使用の範囲を拡大する意向を示している。一方、社民党は、旧姓使用の範囲を拡大しない方針を示している。さきがけは、旧姓使用の範囲を拡大する意向を示している。このように、各党の立場が異なるため、政局への波及が懸念されている。

【中村 篤志】

ご注意!

民法改正ネットワークから5月9日夜
この記事はネットが確認している情報とは
違っている、見送り確定ではないとFAXが

**夫婦別姓制度
提案見送りへ
政府・与党**

民法改正のあり方を検討している自民党法務部会が、家族法改正小委員会(野中広務・委員長代理)が8日午前、開かれた。焦点になっている選択的夫婦別姓制

度導入について、この日「ざるを得ない」と表明し、同小委員会は意見集約に至らなかった。野中氏は来週にも開かれる社民、さきがけ両党との与党協議で党内意見の取りまとめを断念したことを表明する予定で、政府・与党による今国会への民法改正案の提出は見送られることが確実となった。

この日の小委で野中氏は「現状では党内合意が得られず、その旨を法務部会と与党協議の場へ報告する。」

婚外子差別撤廃見送らないで

昨年流れてしまった民法改正案。今年こそ実現させなくてはと考えていた矢先、「自民党法務部会の家族法改正小委員会は三月四日の会議で、非婚出子の相続差別廃止については見送ることを決めた」とのことです。

第一子出産の折、「おめでとう」より「子どもがかわいそう」と言った人が、何人かいました。当時、私に論破できる知識もなかったのですが、かかげその命に向かって「かわいそう」と言う張本人が、国民を守るはずの法律だと知り、怒りがこみ上げ

'97.3.15. 3.24h



「このコーナーは婦人民主クラブ会員の支部報告、思い、提言などの欄です。」

いという理由で、何回も妊娠中絶を繰り返した人がいます。国や政府は、出生率の低下を嘆く眼があらわれ、「歓迎せられ

てきたものです。私の友人で、心底子どもが欲しいのに、お腹の子の父親と法的に結婚できなかった。

「子は、親も親の生き方も選べないで生まれます。自分の親が婚姻届を出してないだけで差別されるなんて、大きな迷惑です。」

日本国憲法でうたわれている「すべて人間は法の下に平等」に反する現行民法。婚外子差別の撤廃を見送ることなく、改正しなければなりません。

オオコリン自民党、君の辞書に「人権」という言葉はないか! (会員 太田清子)

'97.4.5 3.24h

旧姓統称ノ、婚外子改正を

民法改正の国会での論議が山場となってきた。三月二十日、全国三十二団体でつくる「すまよう民法改正ネットワーク」が「せつたいほし民法改正 超党派で今国会で成立せよ」という案を開き、各党の国会議員が国会状況を話し、市民が望む民法改正案を出し合った。

民法改正



もっとも市民の声を国会へ、という堂本暁子参議院議員

昨年、法制審議会が答申した民法改正案は通常国会には上程されず、その後、地方議会などで「夫婦別姓は家族を崩壊させる」という民法改正の反対の意見書が次々に採択されている。

三月四日、自民党の家族法小委員会、野中広務委員長が夫婦同姓を維持した上で旧姓を名乗れるようにする「旧姓統称案」を提案、大筋で合意されたが新聞報道された。しかし、参議院の自民党はこれにも反対。また、婚外子の相続差別の撤廃や婚姻年齢の男女とも十八歳にするなどは自民党は見送るとされた。

与党の社民党、さきがけは、自民党案に反対。与党の中に民法改正に対する与党プロジェクトチームを作ることに合意。

一方、民主連は、三月十三日に参議院に議員立法を提出。国会での論議が始まることとなった。

新進党も離婚後の養育費や居住用財産に考慮した議員立法案を取りまとめようと円より議員を中心に準備中。

社民党は自民党との協議で不調になれば法務省案で議員立法も考えられている。

「こういった活発な動きに対し、市民の集会が開かれた。」

集まりでは、自民党の中では選択的夫婦別姓に理解のある種積良行参議院議員が苦しい立場を説明。「自民党の中は個人主義と共同体意識との対立が起こっている。また、まだ古い考えの人が多

民法改正の各案

	法務省案	民主党案	自民党案(野中案)
夫婦の姓	別姓か同姓か選択	別姓か同姓か選択	同姓
子の姓	婚姻時に決める	子の出生時に決める	夫婦共通の姓(ファミリーネーム)
兄弟姉妹の姓	同じ	異なることもある	同じ
日常生活では	それぞれの姓を称する。公的文書にも使用できる	それぞれの姓を称する。公的文書にも使用できる	届け出れば旧姓を使用できる(旅券、運転免許証など)
婚外子の相続分	婚内子と同等	婚内子と同等	現行通り(婚内子の2分の1)

惟子参議院議員は、「議員立法は党議拘束なし。他党も含めて賛同者を募りたい」と。新進党の円より子参議院議員は「離婚の養育費届け出の欄に養育費の取り決めの有無を書けること法制局とつめて、議員立法を準備中」。

また、婚外子差別の撤廃についても婚外子の工さんから、「本当に差別されている人は声を上げ

あなたの声を届けろ!
野中広務 FAX 03-3502-5003
古屋圭司 FAX 03-3592-9040

☆民法改正を求める4・16緊急集会
6時半 江戸・東京博物館(両国) 主催 国際婦人年連絡会

送りにくい。今回見送りにしないで」と。自民党の「旧姓統称」案をいっまで愛して行けるのか、婚外子差別の撤廃を盛り込んでいけるのか、正念場の四月だ。

三月二十六日、第一回の「与党民法の一部改正に関する協議会」が開かれた。メンバーは、自民党、野中広務(座長)、古屋圭司、成瀬守重、社民党が清水澄子、大脇雅子、さきがけが堂本暁子議員。内閣が提案する法案として民法改正案を出したいと自民党から提案、自民党内部の議論を急がたい。

三月二十七日、お茶の水女子大教員の利谷信義さんなどが法学者二百六十人の賛同を得て、「選択的夫婦別姓制度の導入と婚外子相続分の平等化を求めるアピール」を発表した。

マスコミからの取材協力要請・その2

4ページの読売新聞
大坂本社生活情報部の
辻本洋子氏に読売新聞
日新聞四日市支局当
時(の山本潤子氏)の
も連絡があり、つうしん
その他の資料を送りま
した。いまここに、ま
てい人聞よりも、ち
法律を大切にして、行
政をおかしく思える記者
が多くいふほしいもの(大田記)

前略 先日はたくさんの資料、ありがとうございました。特に、戸籍・国籍について書かれた本は、戸籍・国籍の抱える問題点が読みやすく書いてあり、大変参考になりました。私も個人的には、差別を守る戸籍制度に反対しています。

ところで、先日の閃摩君の件ですが、名古屋本社版の第一社会面に乗りました。戸籍50条の合理性とか、地方自治体の姿勢など書くべき問題はたくさんあるのですが、問題提起に留めた内容になりました。

私事ですが、4月から松山支局に転勤になります。人権問題全般に関心がありますので、もしよろしければ、ご知り合いのグループなどがありましたら教えて下さい。

大新聞の中で、少数者の問題を提起するのは難しいと実感しておりますが、歴史・人間のモラルに逆行する動きが大手を降るなか、えらそうかも知れませんが、そういった動きに「否」を唱える人々を応援したいと思っております。では、失礼します。

97.3.25 朝日(名古屋)

両親「子の名に『閃』の字認めて」 役場「常用平易な文字当たらぬ」



父親の平井多麻さんと遊宮閃摩君(三重県一志郡三雲町の自宅)

三重・三雲町

両親「職権で記載を」

子どもに付けた名前の文字が、戸籍法の定める「常用平易な文字」に当たらないため、出生届が受理されず、住民登録がなされないままに三歳の誕生日を迎えた男の子が、三重県一志郡三雲町にいます。父親は住民基本台帳法(住民票法)に基づいて三雲町長に住民票への職権記載を繰り返して求め、町は「戸籍が必要だ」と難色を示しています。

住民登録されず2歳

福祉施設職員の前井多麻(仮名)と遊宮閃(仮名)の次男閃摩(仮名)君、閃摩君は一九九五年一月二十三日、生まれた。多麻さんは自分の名前の最後の音の「ま」にちなんで、「閃」の字を「速く、ひびく」という意味から選んだという。三月十日、閃摩君が出生届を出した。しかし、この「閃」の字は戸籍法五〇条の「子の名には常用平易な文字を用いなければならない」という「常用平易な文字」に当たらない、との理由で、町は出生届を受理しなかった。

この「常用平易な文字」は、戸籍法施行規則で、常用漢字表に掲げる漢字、人名用漢字別表に掲げる漢字、字、カタカナまたは、ひらがな、と定められている。平井さんは九月四日、町に出生届受理を求め、不服申し立てを津家裁判所に提出した。津家裁判所は、戸籍法五〇条の規定は、戸籍が身分関係の公証制度で、社会的便宜も考慮しなければならぬ合理的な理由に基づいて、「閃」という文字が含まれないのはおかしな話だ」と却下した。

多麻さんは「難しい文字なので、使えないと知って驚いた。公序良俗に反する名前とは思えないし、よく考えた上で付けた名前なので、大切にしたい」と話す。

両親は戸籍の問題とは別に、町長による住民票の職権記載を求めて交渉を続けている。黒宮町長は三雲町長は「戸籍がないと住民登録はできない。奥の指導に従った。名前を変えてもらいたい、受理可能な戸籍にするしかない」と話す。

しかし、東京都内のある自治体では、出生届の非嫡出子の欄を抹消して提出した父親の出生届を受理せず、戸籍を作りなかつたが、住民票については職権で記載をした。この自治体

の担当者「子どもの名前を考えた上での判断」は、同じような職権による記載例は関西でもあった。三雲町と交渉した結果、検診も児童手当は受け付けているようになった。しかし、閃摩君が住民として登録されないと、進学、就職に影響しかねない。住民基本台帳に基づいて選挙人資格、国



の(社)子ども情報研究センター
の田中さんに結婚会の善積さん
の次男(一才と大月)が
生まれた。上の子の児童扶養
手当がうちきりになり
さかのぼって十月月分
返金するここにたりま
した。その時は、国の
法律がそうなると言わ

新会員
金澤
ひとこと
えんから

れ、しかたないなと思
ったんが、ジェンダ
ーを中心にエンパワー
メントの学習をはじめよ
うになって、おかし

思うことは国に対して
びもおかしいと言わ
くちやと思いましたが
皆さんと一緒に考えて
いきなさい

「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」御中

婚外子差別と闘う会 基礎報告書

1997年2月28日

〒564 大阪府吹田市

婚外子差別と闘う会

私たち婚外子差別と闘う会は、「子どもの権利条約」批准に伴い、婚外子差別の法的根拠となっている民法900条4号但し書きの撤廃を日本政府に訴えてきましたが、同条約批准時には、国内法改正は行われませんでした。その後、国連規約人権委員会の「婚外子差別撤廃」勧告や、最高裁の「(民法900条4号但し書きは現状では)合憲だが、立法的な措置が取られるべきである」という判決などを経て、現在、婚外子の法廷相続分同等化を盛り込んだ民法改正の答申が法制審議会から出されています。また、議員立法で民法改正案を国会に上程する動きもあるというのが現在の状況です。

現時点で、日本では次のような婚外子への法的差別が存在しています。

1、相続に関する法的差別

民法900条4号但し書きで非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1である。

2、法的書類における記載差別

①戸籍法13条により、親との続き柄表示が嫡出子、非嫡出子で異なっている。

②出生届の父母との続き柄表記も嫡出子、非嫡出子で異なっている。

3、差別記載を記入しない出生届は受理されず、戸籍や住民票への登録

★子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会へ基礎報告書提出

を拒否されることがある。また逆に、のぞまない差別記載を職権で記載されてしまうこともある。

①民法772条によって、離婚後300日以内に生まれた前夫を父としない子は、現実の血縁関係にない男性を書類上の父としなければ出生後すぐ出生届が受理されず、親子関係の審判が決定するまで社会保障がうけられない場合がある。

②戸籍法52条で出生届の届出人順位が定められている。

非嫡出子は母が届け出義務者で、父は、認知届け出後でなければ父としての届け出ができない(認知届けは母の拒否権がなく、男性の一方的意志で親子関係を確定してしまう問題の多い制度である)

4、国籍取得上の差別

外国籍の母と日本人父の間に生まれた婚外子の場合、子の国籍は外国籍とされる。子の日本国籍は、父が子どもを胎児認知した場合だけしか取得できない(1984年国籍法改正附則6条)。

5、父から認知を受けた婚外子は、父からの養育費支払いがなくても、児童扶養手当支給を停止される。同手当は、離婚母子家庭には、養育費の有無に関わらず支給される。

6、さまざまな事情で戸籍のない子が現実に存在しているにも関わらず、その子どもたちがパスポート申請した場合、旅券法及び旅券法施行規則に定められている戸籍や本籍地を明記した住民票が添付されていないという理由で、申請が受け付けられず、海外渡航の権利が奪われている。

私たちは、これらの問題の所在について日本政府の正確な認識をうながし、日本政府に差別的な現状の改善を求めるため、NGO報告書に上記の報告が反映されることを切に望みます。

今号の編集後記は、送作業の助っ人が少なくて、なごりさ... (善積)

編集後記

5年前に、私が属している家族ライフスタイル研究会で「非婚カップル調査」を行な... (善積)

●法が認める婚外子差別 島津良子
婚外子差別(私生子差別)は、婚姻を届け出さずして、人々を家族単位の登録である戸籍に追い込む脅しとして温存されている。婚外子差別は住民票や戸籍上の差別記載が公開されることによって起こる。1980年代初め、婚姻届を出して夫の戸籍に「入籍」することを拒んだ女たちは、必然的にこの差別記載と闘うことになった。運動の最初の舞台は、市町村の出生届提出の窓口であった。嫡出子、非嫡出子の書き分けをしない出生届を受けさせる運動が全国の窓口で、ねばり強くくりかえされた。そして、住民票の差別記載取り消しを求める裁判、婚外子差別を合法化している民法900条4号但し書き(非嫡出子の相続は、嫡出子の2分の1とする規定)の違憲性を問う裁判へと運動は進んでいった。1995年、最高裁は900条4号但し書きは合憲だが、法改正が必要という判決をくだした。これより前に日本政府は、「出生による差別」を禁じた子どもの権利条約を批准している。法改正が必要であることは国内、外から指摘された。しかし、日本政府は非嫡出子の問題は、子どもの権利条約に含まれないと言い切り、民法改正案も自民党によって国会に上程を阻まれた。婚外子差別を認める民法、婚外子差別を作り出す戸籍法などの国内法は依然として残されたままなのである。(97・2記)

●藤原書店「女と男の関係史年表」へ送った原稿
年表
1975年4月 出生届の非嫡出子チェックを拒否する窓口闘争が、東京都渋谷区役所で開始される
1977年8月 非婚の女たちによって「グループせきらん《籍乱》」が結成される
1979年11月 東京で「《私生児》差別をなくす会」が結成される
1982年2月 大阪府堺市で出生届の非嫡出子チェックを拒否する窓口闘争が開始される(グループせきらん《籍乱》、婚外子差別と闘う会と改称)
1988年5月 住民票続き柄欄の差別記載取り消し請求裁判が開始される(住民票続き柄裁判交流会結成)
1993年6月 非嫡出子の相続差別裁判、東京高裁で勝訴、民法900条4号但し書きは違憲との判決が出る
1994年11月 児童扶養手当認知打ち切り訴訟、奈良地裁で勝訴
1995年3月 自治省通達により住民票の続き柄はほとんど「子」に統一される(94年12月に予定されていた住民票続き柄裁判の判決は2度にわたって延期され、通達後「訴えによる利益なし」とされる)
1995年7月 非嫡出子の相続差別は、合憲であるが、法改正が必要との最高裁判決が出る

様

'97.5.11

前号つうしんで下記の原稿を募集しましたが、
残念ながら、まだ一通も届いておりません。

全国の非婚の父のみなさん!!

上記のように、婚差会では、現行の認知制度の問題
点を明らかにするのための本をつくろうとしています。
そこで、婚差会では●認知をする(した)ことについて、
●認知をしないまま生活していることについて「など」

あなたのナマの声を募集します。

400字程度にまとめて、4月末までに
〒610-11 京都市西京区、

エンまで。

※もったくエン書きたい人は、その旨を原稿の末尾に明記してください。

そこで、あなたに特にお願いいたします。

上記

あ、5月末までに、お忙しいでしょうから原稿を
お送り下さいますよう、よろしくお願いいたします。

婚外子差別と闘う会

「認知制度を告発する」本ワークショップ一同

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

連絡先／〒564大阪府吹田市

No. 66 1997年9月20日発行

郵便振替口座／

一部200円

民法改正について 婚差会の基本的立場を確認

「婚差会つうしん」を購読している会員達から、一連の夫婦別姓をめぐる動きに対して、婚差会はどのような態度をとるのかという質問が寄せられている。婚差会としては、これまでの曖昧な態度を反省し、事務局会議であらためて婚差会の基本的立場を確認することにした。

「家族の絆が壊れる」といったキャンペーンで夫婦別姓反対派・右翼の巻返しが強さを増している。その中で、「夫婦別姓法案が成立しないので、婚姻届を出せないでいる人が多い。もう待てない夫婦別姓！」「何が何でも夫婦別姓の実現を」といった論調で、無原則的に別姓運動が展開してきているように思われる。

婚差会としては、一九八九年に「ちよ、ちよつと待つて！夫婦別姓」の集会をもったように、婚外子や非婚・事実婚への差別を踏み台にした論理を認めることはできない。また、夫婦別姓も1つのライフスタイルの選択として認めるが、「婚姻届は出すべきもの」といった届出婚主義を前提にした発想には反対である。

夫婦別姓が法的に認められた場合に、これまで「夫婦別姓を通じたいから、婚姻届を出していないんだらう」と周囲から寛大にあつかわれていた事実婚カップルに対して、「婚姻届を出せ」といった圧

力がかけられる可能性は否定できない。

婚差会ではこれまで、戸籍制度や届出婚主義に基づく法律婚尊重の(裏返しとして、非婚・事実婚や婚外子への差別がある)制度を批判してきた。「結婚」子どもを生むこと」といった図式を強化する「婚姻届時に子の姓を選択」別姓案や「夫婦と子」を単位に一つの戸籍に押し込めようとする戸籍制度の基本を堅持するための別姓法案には賛成できない。

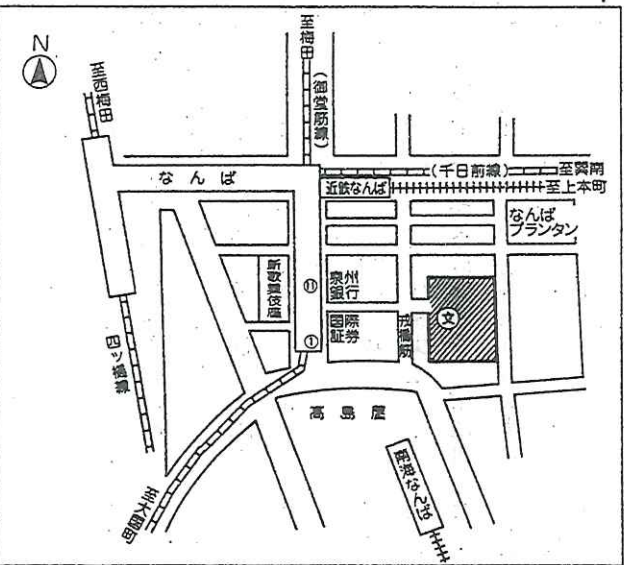
お互いに姓を変えたくないのであれば、今でも非婚・事実婚による方法がある。婚差会としては、これまでの婚差会の思想性を貫徹し、別姓法案に無原則に妥協すべきでないと考え、今後の方向性としては、「婚姻届を出さなくても困らない」社会を作っていくことに力を注いでいく。

●確認事項●

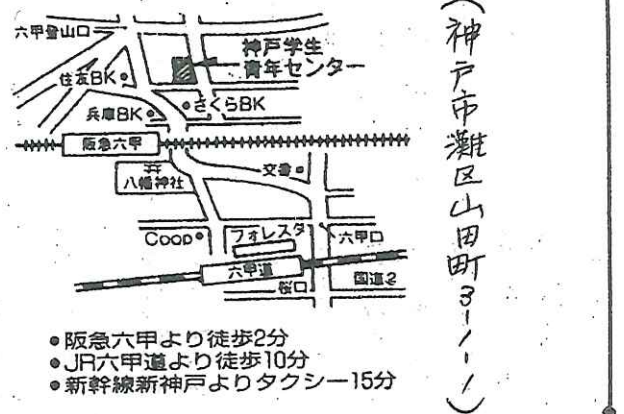
- 一、婚差会の反戸籍制度・反届出制度の思想性を貫徹させ、別姓法案に無原則的に妥協しない。
- 二、「旧姓統稱」や「子どもの姓を婚姻時に決める」という案にはあくまでも反対して、「子どもの姓は出生時に決める」という案を支持していく。
- 三、戸籍制度をやめ個人登録に変えていくために努力する。
- 四、「婚姻届を出さなくても困らない」社会を作ることには力を注ぐ。

前号の自民党議員への「緊急要請アピール」の法省案本とありには「婚外子相殺差別徹廃を落とすな」という趣旨を述べた。言葉不足をすみません。

●精華生涯学習ルーム ☎06-636-1057
〒542 大阪市中央区難波3-2-26



●神戸学生青年センター
☎078-851-2760 FAX 078-821-5878



【これからスケジュール】親子法学習会やってみよう。

- 10月4日(土) 梅田東生涯学習センター
10:00～正午 事務局会議
13:00～16:30 親子法学習会
午前中事務局会議をいそいで午後から親子法学習会のすその方を検討します。
- 10月18日(土) 13:00～16:30
なんば 精華生涯学習ルーム
親子法学習会 (左の地図参照)
4日の提起をうけて、いよいよ具体的な課題に入ります。
- 11月29日(土) 30日(日)
29日18:00集合(夕食を2時半下土)
30日17:00解散(予定)
神戸学生青年センター (左下地図参照)
本をくくるワーキンググループを中心に、レジメを持ち寄り、検討します。(費用はおよそ5000円程度)

合宿に参加される方は 下記の森本エムに その旨を連絡入れください。連絡はハガキで「婚差会合宿参加」と明記し、住所、氏名、電話番号を明記してください。(保育の準備はありません) 〒651

- 12月6日(土) 10:00～16:30
場所未定ですが、事務局会議と学習会を予定します。
- 来年1月10日(土) つうしんNo.67発行作業
10:30 阪急茨木市駅集合 → 追分門大善積研究室

目次は6ページです

21世紀親子法へ学習会

7月1日、8月23日の二回にわたって、「21世紀親子法へ」(二宮周平 神原富士子著)の学習会を持った。7月の学習会は、自由に感想を述べ合って、それぞれの関心が何処にあるのかを出していった。8月の学習会は、その上に立つて、著者の一人である二宮さんと意見を交換した。多くの問題が語られたが、二回の学習会を通じて大きな問題となったのは、一つには、「親とは誰か」という問題であった。二宮さんの報告によれば、法的に親子関係を確定する場合、二つの立場があるという。血縁主義(自然主義、事実主義)と意思主義(養育主義、外親主義)である。二宮さんは、この本の第2章「父とは誰か」を主に担当されたが、意思主義の立場で、父の養育責任を重視する父子関係成立の方法を採っている。私たちは、男が、自分の性関係の結果に対して責任をとろうとしないケースを許すことができない。また、子どもの側からすれば、養育責任者の確保は、何を置いても第一に必要なことである。人が育つためには、血縁という事実よりも、子どもに対する愛と責任の方が大事である。それは、必ずしも生みの親であることを意味しない。だから意思主義を採ることに、基本的に賛成である。が、誰が親かという問題は、それだけの問題であろうか。

との意味を、社会的、経済的、心理的、生物学的に分析していく必要があるのではないか。曖昧で多義に亘る「親」という言葉を、日常意味される様々な機能に分解してみるとハッキリしてくるような気がする。

さらに、学習会で言いたくて言えなかったことがある。生みの親を養育の第一責任者であるとする自明?の理を外して考えようではないかということだ。生みの親が、第一の養育者であるというのは、何か普遍的な自然の理といったものなのであるか。動物の世界では、多くの種がそうであるらしいが、人間は、種の保存のためだけに生きるのではない。動物の世界ですら、生んだ親にはよらない子育ての例があるときく。誰が子どもを育てるかという問題は、要は、どのようなシステムを選ぶのかという選択の問題なのではないか。私はそう考える。その方法となつて、当事者に、やはり惨めな思いを強いるものとなるだろう。また、血縁家族を作つて生きるという呪縛から、いつまで経っても、どう遠くへは行けないという社会が続いていくことにもなるだろう。私が婚差会に入つたのは、子どもという他者、しかも掛け替えのない存在を、不安定な、女と男の対の関係に預けるなどという、強い思いがあったからである。子どもという、丸ごとの他者を背負つて生きていくのは、あまりにも重い。私の中には、子育ての楽しさや喜びを持ち出して、この問題に蓋をされてはたまらないという思いがある。子育てが楽しいのは、経済的、社会的、その他諸々の意味で安定しているからである。親が子を、お

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

自分がこの世に存在するに至った歴史性の確認の問題、つまりアイデンティティーの土台としての親子関係もあろう。また、怪我や病気の際に必要とされる親からの医療情報、すなわちDNAレベルで親であることをどうしていくかという問題もある。親子関係は、意思主義に一本化するのも、血縁主義に一本化するのもできないのではないのか。親であること、子であること

さらに、学習会で言いたくて言えなかったことがある。生みの親を養育の第一責任者であるとする自明?の理を外して考えようではないかということだ。生みの親が、第一の養育者であるというのは、何か普遍的な自然の理といったものなのであるか。動物の世界では、多くの種がそうであるらしいが、人間は、種の保存のためだけに生きるのではない。動物の世界ですら、生んだ親にはよらない子育ての例があるときく。誰が子どもを育てるかという問題は、要は、どのようなシステムを選ぶのかという選択の問題なのではないか。私はそう考える。その方法となつて、当事者に、やはり惨めな思いを強いるものとなるだろう。また、血縁家族を作つて生きるという呪縛から、いつまで経っても、どう遠くへは行けないという社会が続いていくことにもなるだろう。私が婚差会に入つたのは、子どもという他者、しかも掛け替えのない存在を、不安定な、女と男の対の関係に預けるなどという、強い思いがあったからである。子どもという、丸ごとの他者を背負つて生きていくのは、あまりにも重い。私の中には、子育ての楽しさや喜びを持ち出して、この問題に蓋をされてはたまらないという思いがある。子育てが楽しいのは、経済的、社会的、その他諸々の意味で安定しているからである。親が子を、お

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

これ以外にも、「氏」や戸籍の問題をどうしていくのかという、避けることのできない課題がある。二宮さんの提案は、個人籍を前提としているが、個人籍にしない限り、氏名権という人格権は、子どもの場合も守れないのである。二回の学習会を通じて、多くの問題が突き出された。それらの課題は結局、「親とは誰か」という根本的な課題に収斂される。今回の学習会は、十月四日と十月十八日であるが、何をどう討議、整理していくのか、法改正に向けた具体的行動をどう作っていくのか、話し合われるだろう。是非多くの参加をお願いしたい。遠方の人は、「つうしん」に意見を寄せて欲しい。親子関係の問題は、婚外子差別の核心である。住民票や900条の取り組みを経て、ようやく核心に迫る闘いへ進んできたのである。困難ではあるけれど、外すことの出来ない道である。総意を傾けて一緒に進んで行きたいと思う。

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

さらに、生みの親を、養育の第一責任者とする考えは、「血」の繋がった親子を核とする血縁家族に固執する結果を招くのではないだろうか。私は、家族というバリアこそが人を疎外すると思つている。幸せな家族に属さないことの惨めさは、今日の社会ではいかにばかりであろうか。血縁家族こそが、差別の元凶ではないか。家族というものの持つ排他性について、十分に論議を尽くしておくべきだと思う。法律として表現できる範囲には、自ずと制限があるだろう。が、その底に、豊かな思想性を擁するものである。法とは、主体の意思の表現である

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

これ以外にも、「氏」や戸籍の問題をどうしていくのかという、避けることのできない課題がある。二宮さんの提案は、個人籍を前提としているが、個人籍にしない限り、氏名権という人格権は、子どもの場合も守れないのである。二回の学習会を通じて、多くの問題が突き出された。それらの課題は結局、「親とは誰か」という根本的な課題に収斂される。今回の学習会は、十月四日と十月十八日であるが、何をどう討議、整理していくのか、法改正に向けた具体的行動をどう作っていくのか、話し合われるだろう。是非多くの参加をお願いしたい。遠方の人は、「つうしん」に意見を寄せて欲しい。親子関係の問題は、婚外子差別の核心である。住民票や900条の取り組みを経て、ようやく核心に迫る闘いへ進んできたのである。困難ではあるけれど、外すことの出来ない道である。総意を傾けて一緒に進んで行きたいと思う。

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

さらに、生みの親を、養育の第一責任者とする考えは、「血」の繋がった親子を核とする血縁家族に固執する結果を招くのではないだろうか。私は、家族というバリアこそが人を疎外すると思つている。幸せな家族に属さないことの惨めさは、今日の社会ではいかにばかりであろうか。血縁家族こそが、差別の元凶ではないか。家族というものの持つ排他性について、十分に論議を尽くしておくべきだと思う。法律として表現できる範囲には、自ずと制限があるだろう。が、その底に、豊かな思想性を擁するものである。法とは、主体の意思の表現である

うしたケースは、対策的に考えていけば済むというものをほざけたい。婚差会の大方のメンバーは、親が社会のマイノリティとして生きていくことの不利益を、子どもに及ぼさないために頑張っていると言つてもいいと思う。また、そういう意味で、家族生活に対する責任の意識もまた強く持つていると思うのだが、そのような社会的自覚や責任感、愛情のかけ方といったものを、期待できない例が、一般には数多く存在している。私自身、意志して責任を果たしてきたが、意志では保てなくなる危険性を、常に自らの内側に意識している。子どもは可愛いものであるというだけでは済まない。生むという生理的行為と、人の社会化を助けるという高度に知的な行為の間には、根本的な違いがある。生むことは誰にでもできるが、育てることはそうはいかない。子どもの所属を、社会全体に移していくシステムを考えていくべきである。そのためには先ず、生みの親による養育も、それ以外の者による養育も、全て同等の選択肢として扱うという形にするべきだ。意思主義による父子関係という改革も、そうでなければ本当の意味で生きてこないだろう。生みの親を持たないことが、欠損とならないよう、意思主義を徹底した方がいい。

これ以外にも、「氏」や戸籍の問題をどうしていくのかという、避けることのできない課題がある。二宮さんの提案は、個人籍を前提としているが、個人籍にしない限り、氏名権という人格権は、子どもの場合も守れないのである。二回の学習会を通じて、多くの問題が突き出された。それらの課題は結局、「親とは誰か」という根本的な課題に収斂される。今回の学習会は、十月四日と十月十八日であるが、何をどう討議、整理していくのか、法改正に向けた具体的行動をどう作っていくのか、話し合われるだろう。是非多くの参加をお願いしたい。遠方の人は、「つうしん」に意見を寄せて欲しい。親子関係の問題は、婚外子差別の核心である。住民票や900条の取り組みを経て、ようやく核心に迫る闘いへ進んできたのである。困難ではあるけれど、外すことの出来ない道である。総意を傾けて一緒に進んで行きたいと思う。

筒井千枝子

「内閣府」に女性施策まとめ役 朝日 縦割り解消へ強い権限期待

省庁再編案で女性団体など



猪口邦子さん

八月の行政改革会議の集中審議で、中央省庁の再編案がまとまった。男女平等政策づくりのまとめ役になる「男女共同参画推進」部門は、省庁間の調整が必要な分野として首相直轄の「内閣府」の中に置かれた。女性の抱える問題は各省庁にまたがることから「縦割り行政」の解消を促める声は強く、この程度の権限を持つ組織が実現するのかが、秋に出る最終報告が注目されている。

行革会議では委員の猪口邦子・上智大学教授が、首相直轄の「首相府」に「男女共同参画局」を置くよう提案していた。いま総理府にある「男女共同参画室」を発展させて強い権限を持たせ、「両性の社会的平等」の視点から各省庁の政策に総合調整機能を発

揮させる構想だ。「各省庁に横断的に、指導力を持つ司令塔に格上げすれば、あらゆる面で遅れている女性施策が前進する」と猪口教授。女性団体には「女性省」を求めるとも述べているが、「特定の省に押し込める手法は問題を周辺に追いやってしまう」として国際的にも評価されていない。強力な司令塔を、各省庁に設けた受け皿とのネットワークが理想と話す。

現在の男女共同参画室は三年前、「婦人問題担当室」を組織替えしてきた。「男女共同参画推進本部」のサポート、女性問題にからんだ政府

全体の課題の調査や企画、啓発などを扱う。正式定員は四人。今年度の予算は一億三千八百万円という小さい組織だ。

女性団体には今回の再編を機に組織の充実を望む声が高まっている。

北京女性会議の行動綱領の実現を目指す市民団体「北京JAC」は七月、約九百人が参加したシンポジウムで首相直轄機関の設置を求め、要望書を決議、政府に出した。羽後静子・事務局長は、「新機関は、各省庁への政策実現のための後押しと、実施したかどうかの監視をきちんとやってほしい」。また、「国際人身売買や売春、ポルノなど『女性に対する暴力』の解決ひとつとっても、専門的に扱える省がない。各省庁に、女



男女共同参画の強化を政府に求めた、北京JACのシンポジウム

性の視点を持った担当者を置くことが大事」という。

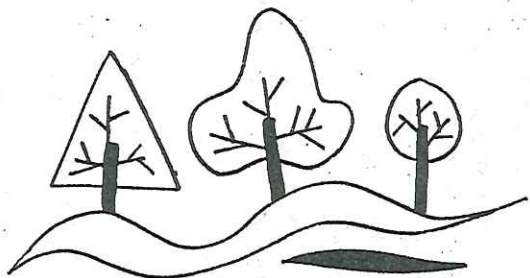
政府に女性施策の強化を求めてきた国際婦人年連絡会（全国五十一団体）も七月半ば、女性問題担当大臣の総務庁長官に「男女共同参画室を強化し、総合調整と勧告権限を持つ機関」と要望書を出している。山口みづ子・事務局長は「高い位置から指導力を発揮する機関が国にできれ

は、身近な施策を行う自治体への影響は大きい。この行革が関所です」と話す。

「形より実質的な権限が問題」というのは、日本婦人会議中央本部の津和慶子議長。「縦割り行政の中で全体を見渡し、予算の使い道もチェックできる監督・勧告権を与えられるのが焦点です。NGOとのパイプになれる仕組みも作って」と話している。

『近代家族』を超える
書評の記事が下に
あります。おなじみ、読んで
下さいね。

善積京子



▼戸籍に縛られている意識
こんなところにも見えます

兵庫県の主婦(母)は「非人間的な殺人行為を許すことはできない。少年を保護する必要があるとは思えない。それよりも、その家族を社会的偏見、好奇の目から保護する法律でも作った方がよいと思う。家族を別の地で、戸籍を変更して生きていけるようにしてほしい。家族、特に少年の弟たちが背負い続けるもの(戸籍)は避けられない」と提案する。

97.7.16朝日 油鬼バラ事件についての
読者投稿特集から

＝書評＝

『近代家族』を超える』

ウイメンズボックス第64号
(1997年8月25日 松香堂発行)
から転載

善積京子著

青木書店 2625円



この本は、前著『婚外子の社会学』(世界思想社)で、山川菊枝賞を受賞した善積京子氏の最新作。これまでまとめた調査がなかった日本の「非法律婚」の実態について、その意識と本音、暮らしの実態に迫った初めてのレポートといえる本である。

レポートは、女319票、男300票(このうちカップルの両方が回答したのは、299組)のアンケート回答に基づいて分析をすすめる。回答に対する視線は、もちろん分析的であるが、同時に、回答者のニュアンスを大事にしようとする姿勢をも合わせて持っていると感じられるのは、著者も女性解放運動の一翼を担う市民活動家の一人でもあるところからきているのだろう。最も中立的な言葉として「非法律婚」の語を選んだのも、実は回答者の自由回答への記述がきっかけだったというあたりも正直に書かれていて、好感がもてる。

本書によれば、婚姻届を出さない人たちが、自分たちの暮らし方をどう認識しているかによって、非法律婚は①事実婚(届けは出していないが、結婚であるという自己意識をもつ)②非婚共棲(同居して生活しているが、結婚に期待される夫や妻の役割に否定的)③コミュニター(特定の人と継続的性関係にあるが、別々に生活拠点をもち続け、結婚に分類されることに否定的)の三つに分けられるとする。この三類型は、これまで非法律婚の当事者たち自身が漠然と気付いた立場の違いをはっきりと目に見える形に取り出して見せたものである。

自由回答欄やインタビューによってとらえられた生の声は、この三類型も、それぞれの家事、育児、家計、性関係などの生活実態の変化と同じように時間経過などによって揺れをもつことを伝えている。

非法律婚は、イコール事実婚なのではない。一口に非法律婚といっても、微妙に立場が違い、生活実態も違う。同一家計、同居といった要素も共通項ではない。そしてその立場は変わりもする。このことは、今後具体的な戸籍制度の改革や民法改正を求める上で、はっきり認識する必要があるだろう。本書は、その基礎的データを提供したという意味で貴重な一冊である。

島津良子(婚外子差別と闘う会会員 奈良女子大学講師)

☆近代家族Vを超える
非法律婚カップルの声
善積京子 著

家庭科の教科書で事実婚を扱った教科書が検定不合格となった。家族とは一様ではないにもかかわらず、日本では法律婚をした家族だけが正統な

家族だとされている。本書は非法律婚カップルの調査を行い、実態を明らかにした力作。非法律婚を選んだ理由は家庭での体験、社会問題への関心、差別的体験などが絡み合う。女性は「両親の仲の悪さ」「嫁としての母のつらさ」「女性学」。男性は「家への反発」「差別的体験」「社

会意識」などなど。生活の中でも男女平等に家事を育児をこなす傾向がありパートナーからセックスを求められ嫌なときに「はっきりことわる」女性が多いなど。身近なカップルを考えばあたりまえの風景だが、民法改正がなかなか進まない。近代家族を超える動きが本書のように実態として進んでいくことを期待する。(衣)

97. 7. 15
3, 250円
青木書店

最近の新聞記事から

選択的夫婦別姓導入

民法改正案、廃案へ

197.6.12 毎日

民主党提出の選択的夫婦別姓制導入を盛り込んだ民法改正案の審議が11日、衆院法務委員会が始まったが、会期末が18日に迫っており、審議未了で廃案になる見通し。初めての審議もレモニーの色彩が濃く、社長、さきがけ両党

と、新進党の有志らがそれぞれ参院に提出した。ほぼ同じ内容の法案も廃案が必至だ。本格的な改正論議に入るには「まだ数年かかる」（自民党）との声も出ており、夫婦別姓問題は事実上、先送りされた。

【川上 克己】

国会を走り回った

六月十八日に終わった通商国会。今年も結局五月月間、夫婦別姓選択制や婚外子差別撤廃など民法改正を実現するために国会を走り回ってしました。

昨年は政府案としての民法改正案「夫婦別姓は家族を崩壊させる」という一部の強い反対論で上程すらされなかった。

今年はどうだったか、省エネでインパクトのある行動を行った、と思う。

一つは、いろいろな団体と共同行動をとったこと。それから、パンフ「民法改

197.7.15. 3.24日

私のひとこと

このコーナーは、人民主権クラブ会員の支部報告、思い、提言などの欄です。

正を置くひとこと集「さつぱり」国会議員に配った。表紙のイラスト、黄色い色など、書類の多い国会議員の部屋で目立つように知

恵をしようと。ホームページも活用した。(http://www2.q.meshnet.or.jp/~bessie) 「別姓待ち望みカッパル」が千代田区役所に行って、不受理証明書をもらう。そのコピーを自民党に届けた。

本当にある限りの知恵とエネルギーを今年も注いだ。結果議論の土俵にやっとなった気がする。わたしは、自分で自分をほめて次の秋の臨時国会に向けて作戦を練るつもりでいる。

こんなに長くかかるとなると思ってもいなかったけど。(赤石千夜子 会)

琉の名、なぜ使えないの?

197.8.6 朝日

ふだん「琉球」という文字に慣れ親しんでいる沖縄で、「琉」の字が戸籍法で子供の名前に使えない現状を改めるよう求める訴えが起きている。「琉」の字を使った出生届を拒否された那覇市在住の夫婦は七月末、那覇家庭裁判所に訴え立てた。五日に鹿児島市で開かれた九州連合戸籍住民基本台帳事務協議会の総会では、「琉」を戸籍法で認める文字を追加するよう要請された。

出生届拒否され 側の提案が 沖縄の夫婦訴え 全会一致で承認。那覇市も六日、那覇地方方法務局などに文書で同様の趣旨の陳情をする。

裁判官に判断を求めている「琉」の字(一)ちゃんは今年二月二十四日生まれ。両親は「琉」と名付け、那覇市に出生届を出した。同市は同法務局に照会し、不受理処分とした。市は、子供の名前には戸籍法施行規則で「常用平易な文字を用いなければならない」と定めていることなどを理由に挙げた。

「婚外子差別制度」の情報公開を

富沢 よし子

197.7.15. 3.24日

婚外子に対する人権侵害が強制されるシステムを私たちは未だに持つて

います。言うまでもなく民法と戸籍法です。届出人を父とした、私の息子の出生届は十一年間不受理となつたままでした。東京法務局や杉並区への要請を続け、現行の差別的取扱いを改めるよう求めてきました。しかし、二年前、出生届による差別は改められないまま、届が一方的に受理されました。

私はこの時の決定の根拠となった、法務局が区

長宛に出した指示文書の開示を求め、三月東京地裁に提訴しました。九月二十二日に三回目の裁判をむかえます。この裁判の主な目的は二つです。一つは、国が自治体を通して強制し続けている出生からの婚外子差別の実態を明らかにすること。二つ目は、自己情報を知る権利を、戸籍制度の中でこそ認めさせたいということです。

婚外子への差別は国が

これほど明白に行い続けながらも、著しい人権侵害として認識されてきませんでした。私は人間を生まれながらに選り分け、明記するこの差別を人間の尊厳を根底から否定することとして、決して受け入れることができません。裁判へのご支援を心からお願ひします。

連絡先 千167 杉並区 荻窪四の十の十三の三〇 (杉並区)

支援者が危ない 入管法改悪

197.5.5. 3.24日

出入国管理及び難民認定法(入管法)が、四月二十五日改正された。密航事件やそれを手配する蛇頭などの摘発強化をめぐり、

だが外国人の人権問題に関心を寄せ、具体的に取組んできた人権団体は、改悪反対の緊急声明を二十二日に出した。

最も大きな問題は、「不法入国者威嚇・隠避罪」の新設。人道的な立場から難民や移住労働者を支援する人びとをも罪におとしめるもの、と危惧している。

緊急避難のシエルトとして、外国人女性、母子をサポートしてきたHELIP、サーラ

1、みずらの三つのケル17は二十四日、国会の法務委員長宛に要請書を提出した。

「国際化の流れの中で、様々な困難やトラブルに巻き込まれた外国人女性たちを行政、入管、警察、大使館などの依頼も受け、連携しながらサポートを続けてきた。日常生活の中で、身を寄せた外国人女性が不法入国の場合、私共民間緊急一時保護施設が、処罰の対象となるような項の削除、または運用面での配慮の明示を要請する」との趣旨。

しかし、法は成立。五月十一日から施行される。

東京都が婚外子差別是正

認知でも児童育成手当支給

196.7.5. 3.24日

非婚の母の子どもが認知された場合、今まで児童育成手当は支給停止となっていたが、東京都は今年六月から、父の認知後も支給することを決めた。

児童育成手当は、ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・親が重度の障害の家庭)の子どもに十八歳の年度末まで、支給される手当。月額子ども一人に一万三千五百円。経済的に困難なひとり親家庭を援助する手当となっている。

離婚したひとり親家庭の場合、養育費が送られてきても支給されるのに、非婚の家庭の場合、

父から認知があっただけで支給が停止となるのは、婚外子に対する差別だと、九三年に日弁連に人権救済申し立ても行われ、東京都に対し是正の勧告が出たのは、本紙でも伝えてきた。

東京都が制度改正に踏み切ったのは、認知したからといって、子の父が扶養をしない例が多いため。

今回、「認知した父の扶養がある場合を除く」と改め、扶養の実態を調べるために第三号調書(未婚の母子調書)を準備する、という。東京都の児童育成課によると、「養育費のみでは、扶養と見なさない。仕送りや訪問の両方がある場合に扶養と判断する」としている。

この問題にとり組んできた、「しんぶん赤いあざむら」は、国の制度である児童育成手当も早く婚外子差別をなくすよう厚生省に申し入れした。

母子家庭を対象とする児童扶養手当に関しては奈良県の女性裁判官が起こし奈良地裁で、遺棄大阪高裁で合意の判決が出、最高裁に上告されている。

希望すれば夫婦がそれぞれの旧姓を名乗ることができ、「選択的夫婦別姓制度」の導入を柱とする民主党提出の民法改正案の審議が十一日、衆院法務委員会ではじまった。

夫婦別姓

家族の絆(きずな)も子どもの姓の決め方などをめぐり約四時間半にわたって交わされた論争を、傍聴席から大勢の女性たちが見守った。

激論4時間

衆院委

一体感損なう／生活が情つく

●家族の絆

別姓導入に反対する人たちの最大の論拠は、「一体感が損なわれ、家族制度の崩壊につながる」というものだ。実証的に示すことが難しい問題だけに、賛成・慎重派の対立は根深い。この日、審議で質問に立った自民党議員は、相次いで懸念を表明した。

●子供の姓

民主党案は「別姓夫婦の子の姓は、出生時に父母が協議して決める」となっている。「最初に生まれた子は父の姓、次の子は母の姓」というように、兄弟姉妹で姓が異なることも認められる。子の姓は父母の婚姻時に定め、兄弟で統一する」とした法制審議会の答申よりも、踏み込んだ内容になっている。

こじれた場合どう調整

●子供の姓

民主党案は「別姓夫婦の子の姓は、出生時に父母が協議して決める」となっている。「最初に生まれた子は父の姓、次の子は母の姓」というように、兄弟姉妹で姓が異なることも認められる。子の姓は父母の婚姻時に定め、兄弟で統一する」とした法制審議会の答申よりも、踏み込んだ内容になっている。

「2つの名」扱いに困難

●通称使用

法改正に慎重な意見が強い自民党内で、一時浮上したのが「旧姓続称」という方式だ。戸籍上は旧姓を維持しつつ、免許証やパスポートなど、すべての公的場

面での旧姓を使えるようにしようという「折衷案」だ。自民党内の横田氏はこうした経緯を示しながら、「社会進出した女性の不具合を取り除くことができ、良識的な考え方だ」と述べた。

石毛氏は、民主党議員への答弁の中で、「生まれた

「法」形式で家族の絆が

「法」形式で家族の絆が

ふえみん

出生届の自己情報を開示して／と提訴

別姓にしたいなどの理由で「婚姻届」を出さなかったカップルの親から生まれた子どもの「出生届」が、差別記載欄不記入などを理由に、12年間受理されなかった。しかし同じ出生届を2年前に改めて区役所に提出したところ、法務局の指示によって受理。親である富沢よし子さんは、杉並区長あて東京法務局長の指示文書に対する初めての開示請求訴訟を提訴した。

(1997. 3. 15)

民法改正に関する国会議員アンケート

様々な分野で活躍する女性リーダーや専門家ネットワーク、リーダーシップ111政策提言委員会が、民法改正に関する国会議員アンケート調査の結果を6日発表した。全体の回答率は25%と低いが女性議員は約6割が回答。女性議員は、選択的別姓や婚外子差別廃止に1人を除いて全員賛成。

「女性の少ない国会では、ジェンダーに関わりのある問題を国会で決めることに危惧を抱いている」とメンバーの一人、樋口恵子さんは語った。

(1997. 5. 15)

民法改正、社民とさきがけ、平成会が議員立法案を参議院に提出

6月5日、参議院に社民、さきがけがほぼ法制審議会の案で議員立法を提出。政府案との違いは既婚夫婦の別姓届け出変更期間1年を、2年間認める点。新進と公明の平成会は有志で5年別居をいれない案を参議院に提出。

一方、民主党案が提出されていた衆議院でも民法改正の審議と公聴会が開かれる。継続審議に持ち込むことが実現への一つのポイント。

(1997. 6. 15)

民法改正案は廃案、次期国会をねらう

衆議院で民主党の議員立法が審議入りした民法改正案。13日には、反対、賛成2人ずつ参考人と呼んで公聴会が行われた。

会期末、民主党も社民、平成会有志案も廃案となり、次期国会での上程をねらうことになりそう。

清水澄子参議院議員は「何年度でも法案は出す」と。

(1997. 6. 25)

母子家庭等に出る児童扶養手当、来年度に改正

厚生省は、中央児童福祉審議会に、児童扶養手当部会を設けて改正に向けて審議を始めると発表。9月から11月まで「前夫からの費用徴収」などについて審議する。

昨年も、母子家庭の当事者団体は、前夫からの徴収について、「養育費の支払い確保制度を作った上で考えてほしい」と要望している。

(1997. 9. 5)

民法改正 議員立法 賛成議員をふやそう

197. 5. 25. ふえみん

清水澄子、大脇雅子参議院議員は、「民主党は今まで、独自の議員立法案を用意してきたが、法

呼びかけている。

自民党が党議拘束をはずして民法改正に望むとすれば、これまでの議員を賛成にまき込めるかが焦点となっている。リーダーシップ111アンケートでも約四分の一の議員しか回答していない。約八割の無関心議員をどうするか、課題という意見も出た。

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

連絡先／〒564大阪府吹田市
新郵便番号

郵便振替口座／

No. 67 1998年1月10日発行

一部200円

◎12月6日(土) 親子法学習会のまとめ◎ (文責 松村)

報告 「判例タイムズ747 夫婦・親子215選」から (参加者8人)
124親権喪失宣告制度 125児童虐待 担当/筒井 別紙レジュメあり
126家裁における子の親権者・監護権者を定める基準 担当/大田
別紙レジュメあり

◆確認された問題点◆

- ①親権喪失の申立が子ども自身からできないことが問題。第三者からもできない点も問題。
- ②虐待する親でも子どもから切り離せない。しかし、親子を切り離しただけでは解決しない。虐待は循環し再生産される。虐待された子どもは、他者に対し同様の虐待をするという暴力の繰り返しがみられる。親を理想化する問題がある。
これらのことから親自身のさびしさも同時に解決することが必要。例えばスウェーデンでは、親子一緒に入所させて治療するといった、新しい試みが始まっている。
現時点では国家による親への関与、介入はできるだけ避けたい。今の日本の現状では危険。そのためには第3セクターの設立や現行児童相談所の質的向上も必要。民間の「子どものかけこみ寺」も作る必要がある。
- ③親権が強過ぎる問題。現在、親権が最上位に置かれていることこそが問題。親権を見直し、親の義務規定に変える必要がある。最終的には親権の廃止をめざす。
- ④「子どもの権利条約」を見据えた民法の見直しが必要。親子法の成立をめざす。諸外国の親子法が参考になるのではないか。ドイツ、フランスでは「親権」の用語を変えている。外国の事例について学者論文があるはずということで、佐々木さんに調査をお願いしています。
- ⑤児童相談所の実態を知る必要がある。善積さんに聞き取り調査をお願いしています。

98年活動方針

昨年、私たちは親権をなくし
ことを考え、親子法改正を
にうんで、二つの企画をスター
トエセました。一つは「親子
法学習会」、もう一つは本を
つくることです。今年は、この
二つの活動をさらに進めたい
くことを中心に、民法改正へも
協力していくことを基本に活
動していきます。

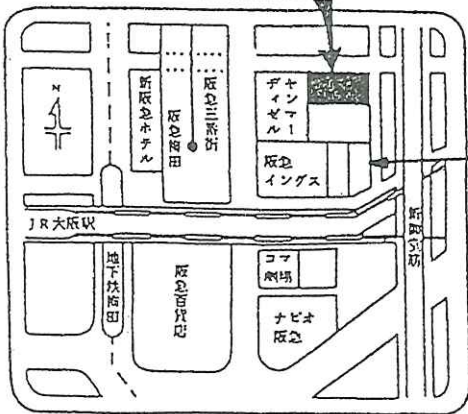
学習会は、親権とは何か、から
こどもの虐待へも関心が広がり
視野を広げようとしています。本
は各メンバーの草稿を読み
始めたいです。相互に関連す
るテーマなので、刺激し合っ
て、よい案をたくさんつくって
思っています。

●役割分担●
今年の役割分担を次のように
決めました。

- ▼連絡先 大田 ▼会計 佐々木
- ▼学習会コーディネーター 筒井
- ▼会場係(場所取り) 筒井
- ▼出版ワーキンググループのコー
ディネーター 善積

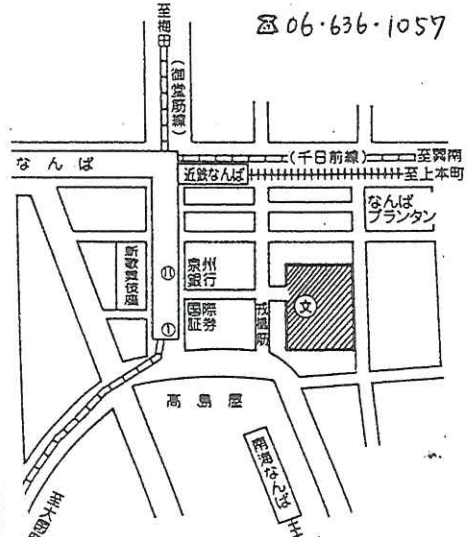
基本的に毎月1回の事務局
会議で、活動について決定して
いきますが、緊急を要する
場合は、善積、佐々木、大田で
相談していきます。(文責 大田)

☎06-359-5832 梅田東生涯学習ルーム



●精華生涯学習ルーム

☎06-636-1057



1998年3月までのスケジュール

- 1月10日(土) 通信67号発行
- 1月24日(土) 親子法学習会 1:00~4:30 (難波) 精華生涯学習ルーム
- 2月7日(土) 事務局会議 10:00~正午 梅田東生涯学習センター
- 2月14日(土) 出版ワーキンググループ会議 10:30~4:30
(難波) 精華生涯学習ルーム予定
- 2月21日(土) 親子法学習会 1:00~4:30 (難波) 精華生涯学習ルーム
- ※3月の事務局会議は休み

1998年4月以降のスケジュール

- ◆ 通信発送
 - 4月11日(土) 通信68号発行
 - 7月4日(土) 通信69号発行
 - 10月24日(土) 通信70号発行
 10:30 阪急茨木駅改札出口集合
追手門学院大学 善積研究室
で
発送作業を行います。
みなさん、手伝ってください。
- ◆ 事務局会議
 - 5月9日(土) 事務局会議 10:00~ 午後も 梅田東生涯学習センター <予定>
 - 6月20・21(土・日) 合宿 神戸学生青年センター (分担:佐々木)
 - ※ 8月 休み
 - 9月5日(土) 事務局会議 10:00~ 午後も 梅田東生涯学習センター <予定>
 - 10月3日(土) 事務局会議 10:00~ 午後も 梅田東生涯学習センター <予定>
 - 11月7日(土) 事務局会議 10:00~ 午後も 梅田東生涯学習センター <予定>
 - 12月5・6(土・日) 合宿 奈良(分担:進藤、島津)

親子法学習会は、4月以降も継続して行ないます。なるべく、事務局会議の日に設定したいと思っておりますが、その都度、参加者の都合を聞きながら決めていきます。学習会についての問い合わせは、筒井 (TEL & FAX 06-XXXX-XXXX) まで。

児童扶養手当削減等の政府案かたまる～「しんごうまごあそぶふおらむ」の連報から

各新聞記事の中の「年収」は、手取りではありません。実質的な「所得」はうんと低いのに、数字のマジックを政府は意図的に使っているのではないかという意見が出ていました。(大田)



ニュース
 発行 しんごうまごあそぶふおらむ
 郵便振替 00170-4-152781 しんごうまごあそぶふおらむ
 連絡先 〒167 東京都杉並区高円寺南3-44-10 (事務所)
 TEL/FAX 03-3315-4518
 〒104 東京都小金井市

1997年12月27日発行 児童扶養手当に関する緊急号

児童扶養手当削減等の政府案かたまる (12月25日付)

1 児童扶養手当の所得制限の引き下げ (1998年8月実施)

	現行	「改正」案
本人 (2人世帯)	全部支給 204.8万円	現行どおり
	一部支給 407.8万円	300万円
扶養義務者 (6人世帯)	946.3万円	600万円

* 年収ベース

2 手当額の物価改定 (1998年4月実施)

物価スライド制に基づき、+1.9%を見込んで計上 (今後、年末までの物価の動向を踏まえ確定)

全部支給	41,390円	42,170円
一部支給	27,690円	28,220円

補足 認知された非婚の母への支給を検討中



会員と専従の必死の戦いにもかかわらず、児童扶養手当の支給対象削減案が明らかになりました。この政府案が国会で承認されると、所得制限の引き下げによる手当の支給対象削減が、来年8月から、実施されてしまいます。

また、都道府県によっては、児童扶養手当は他の手当や助成制度と連動しているため、受給者でなくなると、一部支給金を失うのみならず、様々な損失がおこる可能性があります。

概略

会員と専従の必死の働きかけにもかかわらず、児童扶養手当削減の政府案が明らかになりました。

12月4日の中央児童福祉審議会の報告をうけ、与党少子化問題プロジェクトチームが、17日、児童扶養手当の支給対象の所得を引き下げることで合意しました。プロジェクトチームの合意の内容は、手当を2万7690円に減額支給している世帯の年収上限を、現行の407万8000円未満から、270万円未満に引き下げる、またいわゆる三世帯同居で6人世帯の場合の扶養義務者の年収の上限を現行の946.3万から600万円に引き下げる、認知された非婚の母への支給開始でした。

しかし、このあと、会員メンバーと専従の必死の働きかけによって、与党政策調整会議のなかで、年収の上限を300万まで上げることができました。

そして12月20日、内閣が承認した大蔵省原案では、所得制限の年収が270万と提示されましたが、与党三政策責任者会議で300万で合意、25日の政府予算案となりました。この政府予算案を国会が承認すれば、来年8月支給分から、この削減新制度が実施されてしまいます。

不況の中、児童扶養手当はまさに命綱です。今回の引き下げ案は、頑張っている母子家庭に対するあまりにも、ひどい仕打ちです。また、児童扶養手当は、都道府県によっては、他の手当や助成制度と連動しているため、受給者でなくなると、月々2万7690円にとどまらない、多額の損失をこうむることが考えられます。

会員は、それぞれの地域で連動している制度、していない制度を調べ、もし、この政府案が実施されても、連動させないよう、地方議会、議員などへの働きかけが必要です。

また、こんなひどい所得制限額引き下げが実施されたら、生活上、どのように家計が圧迫されるか、具体例を示して、国会議員、厚生省に送ることも大事です。

朗報は、子が認知された非婚の母への支給を検討中だということです。これは、会員メンバーによる人権救済申し立てとそれを応援した会員たちの成果です。また、同時期の奈良県を相手取った裁判闘争も力になったと思います。実施される際プライバシーの侵害なしに実施されるよう、厚生省へ声を届けることも必要でしょう。

また、さまざまな運用面での改善要求も厚生省にだしていくことが必要なので、こんな点を改善して (例えば調書など) という声も届けてください。

*部分について補足があります。

▶ これらについては 年収ベースでの数字なので、専業主婦控除を受けている人の場合の一部支給の金額は、350万円ぐらいとなります。

▶ 年収ベースではなく 所得ベースでいくと192万円になります。所得とは、年収から各種控除や社会保険料などを差し引いた「手取り収入」のことです。

児童扶養手当、事実上削減へ

年収の低い母子家庭の「命綱」ともいわれる児童扶養手当が、事実上、来年度から削減される見込みだ。離婚の増加などで支給対象世帯が多くなるのに、全体の予算は増えないからだ。厚生省は制度や手当の見直しを中央児童福祉審議会で検討中で、来月半ばに審議会の報告書がまとまるが、女性に働きやすい環境づくりや、離婚した夫からの養育費の徴収などの具体的な策が打ち出されない限り、母子家庭への影響はまぬがれない状況だ。

東京都のAさん(仮名)は、四十三歳で、夫と別居して一人で子育てしている。男性との間に子どもが3人いる。相手は結婚を拒否。日本語学校で教えるが一人の子育てしてきただけで、二年前に勤め先が閉校になり、職を失った。

技術専門学校で研修を受けて転職への努力もしたが、年齢制限で面接できる企業はわずか。やっと採用された「社からも」パートにしてほしいと言われた。今は一日四千円の給料で生活しながら職安に通う。「厚間、女性が働ける場所は、あまりにも賃金が安い。児童

シングルマザー直撃

'97.11.16 朝日

増える離婚世帯でも伸び率ゼロ

児童扶養手当なしには一家の生計は成り立たない。福岡県のBさん(仮名)は六年前に離婚し、小学生の娘との二人暮らしだ。十二万円をたらずの給料に見舞い手当ももらえず、食費やカーテンさえ買えない。離婚調停で養育費を月に四万円と決めたが、支払いは滞りがちで、半年で止まった。毎月、仕事の合間に裁判所に履行勧告を出すよう申請する手続きにも「疲れた」という。

「自立支援を」指摘強まる

Bさんは「養育費が取れ、最低限の生活を送るための住まいと仕事があれば、これまで児童扶養手当を要しなくても済む」と話している。

高橋対策にも巨額の支出を迫られている厚生省は、来年度の児童扶養手当の伸び率をゼロに抑えたい。同省家庭福祉課の渡辺樹樹課長は「自立支援を」を条件に離婚する

長は「状況からみて今後の増額はあり得ない。とすれば何らかの切り込みが必要」と説明する。しかし、四百人余りの母子家庭でつくる全国組織「しんごうまごあそぶふおらむ」の渡辺照子さんは「予算を削るだけで自立支援策がない制度改正では、自力で頑張ってきた母子家庭の不安が募るだけ」と怒る。

四年前の同省の調査では母子家庭の平均年収は一般家庭の約三分の一の二百十五万円だ。日本では、双方の合意だけでできる協議離婚が九割を占める。父親から養育費を受けている世帯は一五%足らず。「養育費はもらえないから子供に会わないで」を条件に離婚する母親も多い。

児童扶養手当

十二月五日東京新聞(住民票統括裁判交流会「ボイス」)より転載

子の養育は父母双方の責任だ と私たちは考えている。

12月6日の事務局会で、下記の要望書の賛同団体になるかどうかを検討しましたが、要望2について、考え方が違うのではないかと、ということも賛同を見送りました。

婚差会では、基本的に、別れた父親と母親の養育の義務があると考えています。しかし、離婚家の約8割の母が子どもを育て、その約8割の養育費を継続して受けていない現状を考えると、国として、何らかの措置が必要であると思います。母子家庭の年収の平均が約200万円、その措置の一つが「児童扶養手当」となるならば、児童扶養手当は削減すべきではありません。その費用については、収入が一定以上ある子どもと別れた親から費用徴収を考慮したいのではないかと、この点について、会員のみなさんと議論を深めたいと思っております。ご意見を。

■児童扶養手当部会の報告、手当削減の方向で
中央児童福祉審議会の児童扶養手当部会の報告が12月4日、発表された。母子家庭の自立支援を総合的に行い、児童扶養手当を自立支援手当として位置づけ、給付の重点化、効率化、有期化を行う、父の扶養義務の履行促進などの方向が示された。すでに予算は伸びゼロとされているので、手当削減の方向。
今後与党少子化問題プロジェクトチーム(自社さの議員で構成)で話し合う。

▲97.12.15.ふじみん



児童扶養手当削減でなく拡充を求める要望

中央児童福祉審議会
児童扶養手当部会殿

- しんぐるまざあず・ふぉーらむ 東京都杉並区
- ハンド・イン・ハンドの会 東京都渋谷区
- シングルペアレントファミリーの会 北海道恵庭市
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ・にいがた 新潟県新潟市
- シングルマザー フロントショップ 神奈川 神奈川県横浜市磯子区
- シングルマインド・ネットワーク・ウィン 愛知県名古屋市中区
- 児童扶養手当改悪に反対する大阪連絡会 大阪西郵便局私書箱182号
- 児童扶養手当を18歳に引き上げる会 広島県広島市安佐南区
- 児童扶養手当の切り捨てを許さない福岡の会 福岡県福岡市

要望事項

1 厚生省の平成10年度の予算の概算要求によると、児童扶養手当の予算の伸びがゼロにされていますが、近年、不況と離婚の増加で、児童扶養手当額は毎年約百億円の自然増となっています(厚生省児童家庭局による)。このままでは①所得制限の引下げ、②支給額の引下げ、③支給期間の短縮、④前夫からの費用徴収という抑制策がとられかねません。しかし、母子家庭の平均年収は215万円で一般世帯の三分の一以下です。不況の中、児童扶養手当は母子家庭のまさに命綱です。予算の伸びゼロは、母子家庭に対する福祉の切り下げにつながります。予算の伸びゼロを見直し、支給拡充に必要な予算を確保して下さい。母子家庭の自立支援には、児童扶養手当予算の抑制ではなく、まず、雇用の安定、住居の確保、子育て支援の充実、などの施策が必要です。

そのために就労支援、低廉で安全な住宅の建設、ホームヘルプサービスの新設、保育サービスの拡充、養育費を払っている父への税控除など、厚生省だけでなく、労働省、建設省、大蔵省、法務省と連携し、総合的に対策を検討して下さい。

2 児童扶養手当の費用を別れた子どもの父から徴収する仕組みの立法化はやめて下さい。わずか、14.9%の生別母子家庭しか養育費を得ていず、払われていても低額である現状での立法化は、実際には用意することが困難な提出書類が増えることで、児童扶養手当を申請できない恐れが生じます。また、プライバシーの侵害や、夫の暴力から逃げてきた場合、行政が費用徴収することで発生する母子への暴力の再燃など、母子家庭の生活を脅かし、圧迫する恐れが十分にあります。

3 子どもを父が認知すると、支給停止になる現行の児童扶養手当法施行令を改正し、認知されても児童扶養手当が支給されるようにして下さい。また、非婚の母、遺棄の場合の必要以上にプライバシーに立ち入った調書を見直して下さい。

別れた父親からの徴収を断念

母子家庭などへ支給している児童扶養手当の見直しを進めていた中央児童福祉審議会(原相の諮問機関)の専門部会は四日、離婚した父親から手当を徴収する仕組みについて、徴収機構

実務的に導入困難

の整備などが実務的に困難として当面導入を断念。自立支援策を充実して、扶養手当は本当に困っている母子家庭への給付に絞り込むことが必要とする報告書をまとめた。

児童扶養手当の見直し提言

厚生省の 国庫負担削減の方向へ

父親がいない家庭に支給される児童扶養手当について、厚生省の中央児童福祉審議会の部会は四日、母親の就労を促進するなど母子家庭の自立を支援する総合的な制度を創設する中で、そのものあり方を見直し、報告書は、制度ができた当分の間、一〇六〇年代初めに比べ、①父親と死別した家庭の割合が減り、手当を受けている

家庭の九割が離婚による母子家庭となっている②女性の概算要求で手当の国庫負担のうち自然増分の約百億円を削減することを決めた形だ。

報告書は、制度ができた当分の間、一〇六〇年代初めに比べ、①父親と死別した家庭の割合が減り、手当を受けている

家庭の九割が離婚による母子家庭となっている②女性の概算要求で手当の国庫負担のうち自然増分の約百億円を削減することを決めた形だ。

報告書は、制度ができた当分の間、一〇六〇年代初めに比べ、①父親と死別した家庭の割合が減り、手当を受けている

活動報告

▼11月の合宿では、ワーキンググループ(出版)メンバーの草稿を校訂しました。Yさん、大田(寛)さんから、道カのある原稿が出てきて、メンバーの意識の強まりが感じられます。

▼12月6日の事務局会議で、「5年別居離婚」条件整備要請会をつらん送付団体に加えることを決めました。親の法の学習会は、判例タイムスを読みながら、理解を深めています。今年12月の予定は1月1日にあります。(文責:大田)

児童扶養手当削減 母子家庭に ダブルパンチ

97.9.25 小・中・高

不況が続き、女性の働き場所は不安定。そのしわ寄せが一番来やすい母子家庭にダブルパンチ。児童扶養手当が来年度から削減されようとしている。厚生省は、中央児童福祉審議会に児童扶養手当部会を設置、同手当の見直しをすすめる、来年の国会に提出しようとした。

児童扶養手当の費用の財政構造改革の動きの中で、児童扶養手当の削減の動きが本格化してきている。厚生省は、九八年度の母子世帯に対する児童扶養手当を昨年度と同じ二千四百億円程度にし、伸びがゼロにする方針で、掛かっていた。しかし、

概算要求をまとめた。年々、離婚の件数が増えて二十万件を越え、児童扶養手当の総額も自然増で年間百億円程度伸びているのを、抑える。一方、中央児童福祉審議会では児童扶養手当部会を設置、九月から五、六回の審議を行って、制度の「改正」を行うとしている。部会では、制度の位置づけも含めて前夫からの費用徴収や民法上の扶養義務などについて検討を始めた。

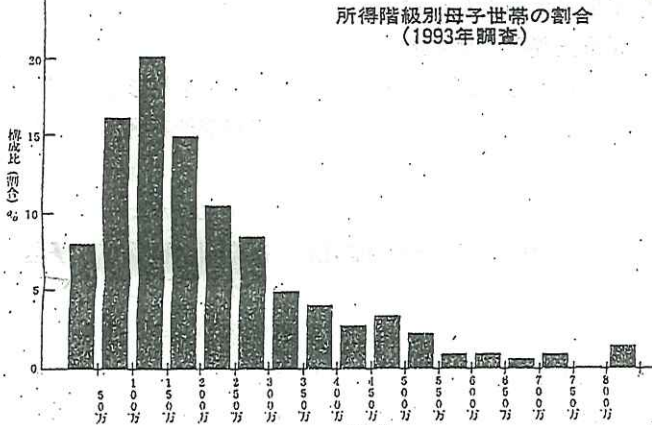


「狭い民間アパートに住み家賃も高い」シングルマザーの生活の最大の問題は経済(96年のシンポジウムで)

を公正証書にした。でも、前夫が払わなければそれまで」と、日本の養育費の制度が不十分だという。前夫から児童扶養手当の費用を徴収すると言っても問題がある。竹森茂子さんは「前夫に払え」と通知が来たら、養育費が削られ生活が厳しくなる」と恐れる。

また、横浜市の福祉事務所のケースワーカーも「前夫の所得証明を出せ」という調書が増えて、出せない母子家庭が手当を受けられなくなるのでは」と危惧する。暴力を受けて来た女性の場合も気になる。

昨年、しんげるとあず・ふおーらむとハンドインハンドの会は、「養育費の取りたて制度をきちんと作った上で、前夫からの費用徴収をすすめてほしい」と要望した。



厚生省の調査では、母子家庭の年収は100万円から150万円の区分が一番多い

母子家庭の平均年収は、約二百五十万円。一般世帯の約三分の一。児童扶養手当は、子どもが十八歳の年度末まで、月額子ども一人で四万三千九百九十円が、二万七千六百九十円が所得に応じて支給される。負担は国と都道府県。新聞報道では、十八歳の短縮や、所得制限の引き下げ、別れた父親から支給額の一部を肩代わりする案も検討されているとしている(日経、9月9日)。

まきあず・ふおーらむでは、昨年、「シングルマザーアンケート」を実施した。それによると、年収が一番多いのが、百五十万円から二百万円までと低い。正社員と公務員は三分の一、パートや派遣、契約が多く、「早期品出しと伝票整理」のように仕事は、二つ、三つの仕事を掛け持ちしている人も一割いた。親子で慢性疲労、子どもの病気で収入不安定、セクハラなどの声が欄外にも書かれていた。

また、この問題でよく聞かれるのが、手当が父からの養育費を肩代わりするのはおかしい、という点。確かに、母子家庭の調査によると「養育費を現在もらっている」という人は、わずか一四・九%。

しかし、同会の海老名祥子さんは、「私は、離婚後、養育費の取り決めをアンケートをまとめた。定期金をいずれも受け取っていない人が六〇・六%にのぼっていた。離婚の際に前夫との間で金銭面の取り決めをしていないのに受け取っていないという人も九・八%いた。養育費を受け取っている女性は約三割で、子供一人当たりの養育費の平均額は三・六万円だった。

児童扶養手当の所得制限 緩和で与党合意

朝日 97.12.23

社民に配慮

自民、社民、さきがけの与党三党は二十一日の政策責任者会議で、来年度予算編成に関連して、離婚した母子家庭などに支給されている児童扶養手当の所得制限を大蔵原案よりも緩めることと合意した。社民党の土井たか子党首が同日の与党首会議で、予算編成について同手当を保育に對する国の補助金の削減が大きすぎると批判したこと

に配慮した。児童扶養手当は大蔵原案では、金額支給(現行月額約四万二千円)を受け取るための所得制限は年収二百四十八千円のままです。緩められたが、同手当の一部支給(同約二万七千円)の所得制限は、母子二人世帯の場合、年収四百七十八千円から二百七十万円に強化された。与党合意は、この所得制限を三十万円引き上げて三百万円とした。これに必要な予算額は約十億

子連れハイイチ おんははつらいよ

厚生省調査

離婚して子供を引き取った女性の平均年収は二百万円弱で、慰謝料や養育費などを取り取っていない人が六割にのぼることが、厚生省の調査で明らかになった。新年度の政府予算案では児童扶養手当の所得制限が強化されることになっており、離婚した母子家庭の経済状態はさらに厳しくなってきた。

平均年収200万円弱 養育費など6割ゼロ

厚生省が昨年十月、協議した人が三・四%だった。定期金をいずれも受け取っていない人が六〇・六%にのぼっていた。離婚の際に前夫との間で金銭面の取り決めをしていないのに受け取っていないという人も九・八%いた。養育費を受け取っている女性は約三割で、子供一人当たりの養育費の平均額は三・六万円だった。

新年早々、なんだかイヤな動きが出てきまふ。ご注目ください



在留外国人に義務づけられた五年ごとの登録更新を怠り、外国人登録法違反の罪に問われた在日朝鮮人の女性に対する上告審判決が十七日、最高裁判所第一小法廷（藤井正雄裁判長）で

外国人登録

更新制度は合憲

最高裁 女性の上告棄却

在留外国人に義務づけられた五年ごとの登録更新を怠り、外国人登録法違反の罪に問われた在日朝鮮人の女性に対する上告審判決が十七日、最高裁判所第一小法廷（藤井正雄裁判長）で言い渡された。判決は五裁判官全員一致の意見で、外国人登録更新制度について「戸籍のない在留外国人の居住地や身分を特定するために必要で合理的な制度で、憲法に違反しない」とする初めての判断を示し、女性側の上告を棄却した。

日本でも若くは外国人のうち、永住者に対しては、指紋押捺（おろなつ）義務こそ免除されたものの、五年ごとに市区町村の役所に出向いて登録内容を確認し新しい顔写真を提出することが義務づけられている。違反者には刑事罰が科される。被告側は、この制度が憲法の保障する個人の自由や法の下の平等に反すると主張した。

判決は、登録更新制度の必要性や合理性を認め、必要と「職業や勤務先など」の情報を開示しなければならぬが、それらは在留外国人の内心にかかわる事項ではなく、過度の負担を強いるものとはいえない」と述べた。

昨年6月に改正試案を公表してさらに検討を続けてきた。今回は改正法の施行を成立の日から3年以内とし、早ければ2000年1月の導入を目指す。改正案には、住民票の記載事項に「住民票コード」を追加することが盛り込まれる。コードは10ケタの数字で、出生届の提出により個人に一つずつ割り当てられ、死亡届で消滅する。個人情報原則として市区町村のコンピュータに蓄積され、都道府県や国へは本籍や世帯主の続柄柄などを除いた氏名▽住所▽

性別▽生年月日の4情報と住民票コードだけが送られる。市区町村同士はネットワークを通じて登録情報すべてのやりとりができる。このため、県外や居住地以外の市区町村でも住民票の交付が受けられるほか、引越の際に転入届を出せば、転出届を出さなくても済むようになる。国の機関の利用が増えれば国民にとっても行政手続きが簡素化されて便利になる。一方で、プライバシー保護に配慮した結果、国や都道府県は氏名▽住所▽性別▽生年月日の4情報以外は利用できず、本籍地の記載が必要ない自動車免許の登録などに住民票コードを活用するのは難しい。民間の利用は認めないため、銀行口座

乱用防止の監視不可欠

自治、厚生両省 主導権争い

自治省が導入を急ぐ背景には、個人情報管理する公的番号として基礎年金番号が先行したことへの焦りも否めない。政府税制調査会の納税者番号導入の議論では住民票コードが基礎年金番号のどちらかの活用が検討されていることもあり、自治、厚生両省の主導権争いの様相も強くなっている。【平田 崇浩】

付記
外務省からみれば、指紋押捺拒否者の再入国許可問題を最高裁が口頭弁論で争うことになり、一足も二足も進まず、この判決を合戦の方向へ向かいそうではある。【大田】

各種免許・資格の取得など、手続に活用する方向で、登録のほかにもパスポートや関係省庁と調整している。

自治省は当初、1998年度のネットワーク導入を予定して、行政局長の私的研究会が95年3月に中間報告、96年3月に最終報告をまとめ、97年の通常国会への法案提出を計画したが、プライバシー保護措置の強化を求める世論への配慮が

子供から大人まですべての国民に番号をつける住民基本台帳法改正案が通常国会に提出される方向となったが、改正作業を進める自治省も「行政の効率化・高度化」の目的と、「プライバシー保護」への配慮との間で揺れている。

「住民基本台帳ネットワークシステム」を本格的に導入すれば、便利になるのは確かだ。これまで引越すれば転出届・転入届、自動車免許などの各種免許・資格の公共料金、銀行口座などの住所変更手続きをいちいち求められたが、住民票コードがあれば、住民の側は一回の転入届で、いくつかの手続きを自動的に片付けられる。

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

自治省は3日までに、住民一人一人に個人番号をつけて全国自治体をコンピュータ構築へ向け、住民基本

台帳法改正案を通常国会に提出する方針を固めた。新設する「全国センター」を

通じて国の行政機関からもアクセス可能で、住民登録

各種免許・資格の取得など、手続に活用する方向で、登録のほかにもパスポートや

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

2000年にも住民票10ケタで情報保護に課題

自治省が法案提出へ

自治省は当初、1998年度のネットワーク導入を予定して、行政局長の私的研究会が95年3月に中間報告、96年3月に最終報告をまとめ、97年の通常国会への法案提出を計画したが、プライバシー保護措置の強化を求める世論への配慮が

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「国民総背番号制」を導入

年以下の懲役または3万円以下の罰金より強化する方向で検討している。事実上、各国民個別に番号を付ける制度は、旧総理府が昭和40年代に「行政の効率化と住民サービス向上のため」として検討しながら、「国民総背番号化」と強い批判を受けて見送られた経緯があり、国民が

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】

「今日どう受け止めるか注目される。また自治省案は、住民が申請すれば、コードを記録したICカードが交付されるが、将来、身分証明カードとして携帯が事実上義務化されないかという懸念もある。」【平田 崇浩】



私の価値が半分？ 婚外子の相続差別

民法改正のもつひとつの柱、婚外子の相続分差別の撤廃。法改正を進める動きを探った。

との子とも差別されず

Tさんは二十三歳の会社員。父と母は結婚しないでTさんが生まれ、その後父は別の女性と結婚、母もTさんを連れて別の男性と結婚した。今、父の遺産分割の審判で、Tさんは父の婚外子と同等の遺産を求めている。

民法改正は...

197.10.5
ふえん

(下)



国連人権規約委員会ではフランスの人権状況について審議されていた(写真提供 田中須美子)

Tさんは養父を父と思いついたが、高校生のごきょうに養父が死亡。お母さんが代理人だった遺産分割の調停の途上で婚外子の相続分差別の遺囑決定が出て、調停はいったん取り下げ。Tさんは成人して事実を告げられた。Tさんは「自分は父に一度も会ったことがないが、関係のない人だとは思えない。会えないで死

なれたからこそ、父のことをいろいろに考える。どんな気持ちで私のことを思い出したのか、とか。法律によって、私の価値が二分の一だと決められるのはおかしい」と考えて、平等の相続を求めている。

Tさんが生まれたとき、父は法律婚をしていただけでなく、婚外子差別の理由として挙げられる「婚姻の保護」はこの場合にはあたらぬ。Tさん自身も、最初「私が生まれたことで誰かの家庭を壊したわけではないから、差別はおかしい」と思っていた。

しかし、婚外子の人や非婚の母と会って「どんな状況で生まれた子どもでも差別されるべきではない」と考えるようになった、という。どんな子どもも健やかに育っている社会であってほしいとTさんは話す。

Tさんの代理人の一人、神原富士子さんは、「九五年に最高裁は民法の相続分差別を合憲としたが、その後も個々の裁判官は悩んでいる。Tさんのようにあきらめずに訴え続けることが、いざいざは裁判所を動かす、法改正につながるのだと思う」といふ。

規約人権委員会に政府がレポート

六月、国連人権規約委員会に政府レポートが提出された。五年に一度、各国の人権状況に関して政府レポートを提出し、規約人権委員会が審議される。

前回、九三年には、多数のカウンターレポートが提出され、婚外子に関する民法九〇〇条但し書きは、国際人権規約違反であると是正の勧告が出された。これも契機となった。民法改正案の中に婚外子の相続分差別の廃止が盛り込まれたのだ。

今回の政府レポートでは「我が国としては、嫡出である子と嫡出でない子の法定相続分に差異を設けることが、直ちに嫡出でない子を不合理に差別するものとは、考えられない」と、「法改正を検討している」とした。

婚外子差別廃止に向け

田中さんたちは、七月早々にジュネーブにカウンターレポートを持っていった。委員はかなり代わっていたという。福喜多さんは、「世論調査でも、婚外子の相続分差別の撤廃に関しては、賛成一六％、反対四八％だったのが、賛成二五％、反対三八％に変わった。世論も動きつつある」。日本の人権状況の審議は、来年秋以降だといふ。日本政府がきちんとした答弁ができるためには、法改正が必要だ。(赤石千衣子)

「夫婦選択別姓」実現をアピール

国会議員に市民団体

夫婦選択別姓などの実現に向け民法改正に取り組んでいる「すずめようー民法改正ネットワーク」(全国)

33団体、事務局・東京都千代田区は、臨時国会での立法府の決断を強く求めた法案成立を目指し、各党の国会議員に緊急アピールを

手渡した。同ネットワークの代表で弁護士の福島瑞穂さんらは「今国会中に成立させるためにも超党派で改

正案を提出してほしい」と

また、同ネットワークは緊急アピールを併せて、9月末に東京、広島、福岡で開設した「夫婦別姓・婚外子差別ホットライン」の相

談結果を公表した。それによると、10代から70代までの141人から相談が寄せ

られ、100人近くの人として、婚外子を産む別姓選択制と差別撤廃に賛成と答へ、「いつか実現するのかわからない」という問い合わせが相次いだ。相談の内容



「琉球」の「琉」の字を子ども

「琉」の字 OK 出生届の受理命令 「歴史的に重要な字」

那覇市役所に出生届を提出したが、「琉」の名前を使用している。法相は「琉」の字は戸籍法施行規則で定められている常用漢字に含まれていないと、受理されなかった。夫側は「沖縄では琉の字は常用漢字として社会生活で使われている」として、七月その心情を説明できる」と字の使用に理解を示した。

那覇市内の夫婦が、「琉球」の「琉」の字を子どもに付けることに決めた。出生届は三月に「名前未定」として届け、日常生活で「琉」の名前を使用している。法相は「琉」の字は戸籍法施行規則で定められている常用漢字に含まれていないと、受理されなかった。夫側は「沖縄では琉の字は常用漢字として社会生活で使われている」として、七月その心情を説明できる」と字の使用に理解を示した。

戸籍法施行規則 改正

97年12月3日付の法務省令第73号で、「琉」の字が使えるよう施行規則の改正が行われた。あらかず子育の改正が、連中かに行われるように女子とよいのですわ...

常用・人名漢字になく 沖縄で出生届を不受理

沖縄県那覇市内の夫婦が、「琉球」の「琉」の字を子どもに付けることに決めた。出生届の受理を拒否された。この問題が十三日、参院法務委員会取り上げられ、下稲葉耕吉法相は「私自身も疑問に思う」と述べ、「琉」の字の使用に前向きな考えを示した。沖縄選出の原屋寛徳氏(社民・護憲連合)の質問に答えた。

この夫婦は、今年一月に生まれた。出生届は三月に「名前未定」として届け、日常生活で「琉」の名前を使用している。法相は「琉」の字は戸籍法施行規則で定められている常用漢字に含まれていないと、受理されなかった。夫側は「沖縄では琉の字は常用漢字として社会生活で使われている」として、七月その心情を説明できる」と字の使用に理解を示した。

97.11.14 朝日

法務省案に反対し、子の姓を出生時に決める別姓法制化の実現と、相続差別撤廃を初めとする婚外子差別の撤廃を共に勝ち取ろう!

住民票統制裁判交流会

この間私達は、「子の姓を出生時に決める別姓法制化」と「婚外子差別撤廃」の二つの請願行動を行ってきました。しかし先の通常国会では、民法改正法務省案による議員立法が提出されるに至っています。審議未了で廃案にはなりませんが、今後いかなる運動を行っていく必要があるのかが、今私達に問われているのだと思います。

そのため、この法務省案にたいする私達の見解を明らかにすると共に、この間の別姓運動に顕著に見られる点で見逃しできない問題について、私達の考えを明らかにしていきたいと思います。そして、「婚外子差別の撤廃」と「女性差別の強化反対、人間の尊厳の確立」が二律背反することのない要求と運動の実現に向け、多くの団体、個人の皆さんが共に歩まれんことを要請します。

民法改正法務省案は人権侵害!

「子どもを生むことは結婚の自然の成り行き」という考え方の下に、子の姓は結婚時に決めると定めた法務省案は、結婚イコール子どもを生むことという意識や思想を法律化するものです。子を儲けるかどうかは本来女性自身そして二人の選択の問題であるべきなのに、法律によって子どもを生むことが当然とされてしまうのです。

結婚すれば子どもを生むのは当然とされる日本の社会のなかで、子どもが生まれない女性は、これまで、どれほどに苦しめられてきたことでしょうか。今後は法律が「子どもを生むことが自然」と強制するのです。これは、女性を子産みの道具と見るような根深い女性差別を法制化する以外のなにもでもありません。

また、子どもの姓を結婚時に決めさせることは、子どもを造ろうかどうかまだ決めかねている、もしくは生むつもりは全くないと考えている二人の意思を無視するものです。そればかりか子の出生の可能性のない二人に対し、子どもの姓を決めることを強制することは、その二人に苦痛を与え、冒険し、人間としての尊厳を踏みにじるものです。

このように、法務省案は人権を無視し、人権を侵害するものです。法律が成立したその瞬間から、憲法違反として葬り去られなければならないような法案など、決して成立させるべきではないと思います。

婚外子差別を助長する現在の別姓運動

「子どもが差別を受けるから子どもを生めない、早く別姓法制化されて結婚したい」

●民法改正ネットでは、通常国会スタートの1月2日から早速、議員会館まわりを始め子どもの連絡が入っています。

長丁場の民法改正、息切水いりやが、芽をとり直して かんばろりとのメッセ-ジです

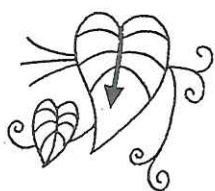
▼97.10.17. 朝日

既婚外国人女性の婚外子 日本国籍認める 最高裁

最高裁

日本人と結婚した外国人女性が、不倫関係にあった別の日本人男性との間に生んだ男児を、日本国籍を認めるよう求めた訴訟の判決が十七日、最高裁第二小法廷であった。河合伸一裁判長は、「未婚の母から生まれた子なら父の認知によってすぐに与えられる父と同じ国籍が、既婚の母だったために認められないのは著しい不平等だ。既婚女性の婚外子にも、事情によって生まれた時から父と同じ国籍を認めるべきだ」とする初めての判断を示し、男児に日本国籍を認める判決を言い渡した。

上告審判決が十七日、最高裁第二小法廷であった。河合伸一裁判長は、「未婚の母から生まれた子なら父の認知によってすぐに与えられる父と同じ国籍が、既婚の母だったために認められないのは著しい不平等だ。既婚女性の婚外子にも、事情によって生まれた時から父と同じ国籍を認めるべきだ」とする初めての判断を示し、男児に日本国籍を認める判決を言い渡した。判決は、こうした現行制度に不平等な面があることを指摘したうえで、①出生後すぐに、夫の子ではないことを確認する手続きがなされる夫の子でないことが裁判で確定してすぐに実父から認知届が出された、などの特別な事情がある場合には、未婚の母のケースと同じように子供には出生時から日本国籍が認められると解釈すべきだ、という判断基準を示した。この裁判で問題となった



男児については、すでにこうした手続きがなされていることを挙げ、「生まれた時から日本国籍を取得していたことになると結論付けた。判決によると、韓国籍を持つこの女性は日本人の夫と別居中だった一九九二年九月、別の日本人男性との間にできた男児を出産。実の父は九三年六月に認知届を東京都江戸川区に提出した。ところが、区は男児の日本国籍を認めず、母親と同じ韓国籍とした。一審は請求を退けたが、二審は「国籍法の解釈に例外を認めるべきだ」として日本国籍を認めたため、国側が上告していた。

と民法改正を待ち望んでいる人がたくさんいる」、このような主張が、別姓運動の中でこの間繰り返されてきました。「結婚しないで子どもを生むと、子どもが差別を受けるからかわいそう、だから今は子どもをうめない、だからこそ一刻も早く別姓法制化の実現を」という要求運動は、婚外子差別を容認し、助長するものです。

別姓を待ち望んでいる人がこんなにいるという事の宣伝のために、婚外子差別が引き合いに出され、利用されている事に驚かざるをえません。これらの運動は、結婚しないで子どもを生み育てている女達の生き方を踏みにじるものです。

これまで、結婚しないで子どもを生む女たちに対して、「結婚しないで子どもを生むなんて子どもがかわいそう、なんというひどい母親だろう」と、非難が浴びせられ、あるいは妊娠中絶(婚外子出生数よりも中絶数ははるかに多いという事実)においやられるという悲惨な事態が数多く生み出されてきました。このような社会意識の中で、「だからこそ別姓法制化を」という運動は、差別を無くさないばかりか、逆に差別意識を引き出し、助長する役割を果たしているのです。

人権が二律背反しない運動を推進しよう

「婚姻届を出さないと風当たりが強いから、だから別姓法制化を」とこのような主張が別姓運動の中で言われています。これでは差別に屈しての運動ではないでしょうか。さらには婚姻届提出の運動まであります。別姓運動が婚姻制度を結果として強化するのではなく、婚姻したい人達の先頭に立ち旗を振り、それ自身が婚姻制度強化の役割を果たしています。

しかし、女達が生きやすくなる為には、婚姻外で生きる女達の人権がいかに保証されているかという問題と切り離せないのではないのでしょうか。別姓運動は結婚願望を後押しする運動であってはならないと思います。

今民法改正を求める運動の中で、法務省案でもやむなしという流れが加速しているように思います。しかし法務省案やむなしと選択することは、運動する側が自ら、政府の進めようとする女性差別の強化、人権侵害を、やむなしと認める事であり、推進するものです。

このような選択は、どんなに別姓法制化を求めるとしても決してしてはならない選択のはずです。人間の尊厳を求めて始まった別姓運動なのですから、他人の人権を踏みにじらなければ別姓実現ができないのならば、そんな別姓など実現しないでもかまわない、と拒否する勇気を今こそ持たなければならぬのではないのでしょうか。

最後に、以上の帰結としても、婚外子差別撤廃のためには法務省案やむなしという態度を私達は決してとれません。人権が二律背反しない要求の実現に向かって、原則を堅持しながら運動を強化することが今こそ求められています。

多くの団体、個人の皆さん! どうか私達の思いに賛同し、共に歩まれんことを願っています。

住民票統制裁判交流会御印

97年9月23日付に投函した「法務省案に反対し、子の姓を出生時に決める別姓法制化の実現と、相続差別撤廃を初めとする婚外子差別の撤廃を共に勝ち取ろう!」の要請文に付いて、97年10月4日の婚外子事務局会議で検討した結果、全面的に支持するに同意を確認したことをお伝えします。(要請文の二の文面を次号つうしんに掲載するつもりです) 1997年10月4日 7564 久田市

婚外子差別に闘う会

●今号に署名用紙を3種類同封しています。2つは住民票統制裁判交流会の集約分、1つは民法改正ネットの集約分です。ネットの署名にも子の姓は出生時が入りました。ご協力よろしくお願いします。

女性の意識は確かに変わった

総理府が3日に発表した「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「望ましい生き方」について、男性の62・4%が「家庭より仕事を優先し」、女性の45・0%が「仕事より家庭優先」と考える一方、「結婚しても子供を持つ必要はない」が、5年前より12ポイント多い42・6%に達し、少子化が意識面でも裏付けられた。

調査は昨年9月、全国20歳以上の男女5000人を対象に実施。有効回答率は71・5%。前回は1992年11月に同内容の調査をした。家庭と仕事に関する「望ましい生き方」は今回新たに聞いた。

家庭と仕事に関して、女性の場合は「両立」が41・2%で、「家庭より仕事を優先」は10・5%しかなかった。男性は「両立」28・2%、「仕事より家庭優先」は7・1%と低い。性別による役割分担意識が依然強いことを裏付けた。

結婚観では「女性の幸福は結婚で」、女性は結婚する方がよいと男女全体の70・6%（前回69・6%）が賛成し、「反対」の22・0%（同12・2%）を大きく上回った。男女別では「賛成」は男性が73・8%（同81・5%）、女性が68・0%（同78・2%）だった。

女性の42%「子供持つ必要なし」

5年前より12ポイント増 少子化傾向、意識でも裏付け

を占めて、容認派が前回の44・4%より10ポイント近く増加。「今の社会での離婚は女性に不利」と見ているのは62・4%（同59・3%）だった。

また、少子化の原因を複数回答で聞いたところ、トップは「教育に金がかかる」で58・2%、次いで「経済的余裕がない」50・1%など、金銭的な負担を挙げた回答が多かった。

売買春については、未成年が行う場合は、87・7%が「許せない」と考え、離婚「容認」増加でも女性「不利」

「合意があれば容認する」という回答は7・4%だった。しかし、成人間による場合は、52・5%が「許せない」と答えたものの、33・0%は「合意があれば容認する」と答えている。未成年者が関係する性犯罪や売買春などを容認する方法（複数回答）に関しては45・0%が「取り締まり強化」、39・7%が「法律や制度を厳正することを求める」と答えている。

【上野 亮三】

98年11月4日 毎日

結婚後、子供産んでも8割が仕事希望

リクルートが新婚の女性の生活や意識を調べたところ、仕事を持っている女性のうち八割近くは子どもがなくても何らかの形で仕事を続けたいと考えていることがわかった。理由としては「経済的な余裕がほしい」というのが、首都圏では抜き出ている。

関西「結婚で退職」4割

夫婦別姓 8割「しない」

リクルート 新婚女性調査

この調査は、同社の結婚情報誌の読者で、首都圏、東海、関西地区に住んでいて一年以内で結婚した計千二百人が対象。仕事の継続状況は首都圏と関西では「結婚を機に退職」が四割を超えて最も多かったが、東海では「結婚前と同じ職場で勤務」が四割強でトップだった。

仕事を続けたい理由（複数回答）は、首都圏では約八割、関西地区では七割強が「経済的な余裕がほしい」というのが、最も多かった。また、「夫婦別姓にしたい」という回答は、約八割が「しない」と答えた。理由（複数回答）には、半分以上が「家族の一体感のため」「結婚したあかし」をあげている。また、「夫婦別姓にしたい」という回答は、約八割が「しない」と答えた。

結婚

社会が変わるのは、
そのなかで時間がかかります

ひとり親への応援歌

離婚した母子家庭や、父親と死別し公的年金を受けられない母子家庭に、公費で支給されている児童扶養手当の所得制限が、来年度予算案で強化される。

いまは母子二人世帯で、年収二百四万八千円未満の場合は月四万一千円あり、年収四百七万八千円未満の世帯には減額される月二万七千円ありが支給されている。子どもが高校を卒業する春までだ。

このうち、金額支給される対象はこれまで

<今号の目次>

- 98年の活動方針
- 12/6(土)親子夜習習会報告
- 今後のスケジュール
- 児童扶養手当削減にたいしての動き
- 住民票と国民教育番号制導入!!
- 外国人登録 更新制度は合憲
- 民法改正についての動き
- 既婚外国人女性の婚外子に日本国籍

<編集後記> 今号はいつもにも増して新聞記事や他の団体のつうしんからの転載が多くなり、ごめいせんでした。みなさんからの原稿も、たくさん載せていけるようにしてまいりたいです。依頼した記事は、よくお願ひします。(大田)

まもなく六十二万ある受給世帯の九割近くが離婚した母子世帯である。支給総額は、今年度で三千四百億円あり、都道府県負担分を除いた二千四百億円が国の負担となっており、児童福祉予算の三五%を占める。

離婚した父親が養育費を出しているケースは一五%しかない。また、所得制限の対象となる収入には慰謝料や養育費が含まれない。このため、「国が一律に離婚手当を出しているようなものではないか」との批判もあつて、見直しが議論されてきた。

だが、厚相の諮問機関である中央児童福祉審議会は、十二月はじめに出した報告書で、「手当が、経済的に厳しい状況に置かれている母子世帯の生活の安定と児童の健全な育成に大きな役割を果たしてきた」と評価した。

そのうえで、制度の改善と、女性の就労促進を別れた父親がきちんと養育費を払うような法律上の整備など、各種支援策の充実を求めた。こうした報告書の考え方に沿って、予算編成での決着である。基本的には賛成であり、国には、各種支援策の充実に一層の努力を求めたい。

97年12月24日 朝日社説

婚差会つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

連絡先 / 〒564大阪府吹田市
-0062

郵便振替口座 /

一部200円

No. 68 1998年4月11日発行

日時: 6月 20日(土) 6時 ~ 21日(日) 12時

場所: 神戸市灘区山田町3丁目1-1
(財)神戸学生青年センター
阪急六甲駅 北徒歩 3分
TEL (078) 851-2760



テーマ: 学習会・ワーキンググループで深めてきた
「親子をめぐる諸問題」について、話し合いたい。
費用: 1泊 3000円

◎合宿参加希望者は、氏名と電話番号(あればFAXも)、
宿泊予定人数(大人・子ども別)をハガキに明記して、
婚差会まで連絡してください。

◎20日の食事は済ませて来て下さい。

住民票番号制、国会提出へ

法改正案 情報漏えいには重罰

政府は十日、全国民の住民票に十けたの番号をつけ、氏名、生年月日、性別、住所の四情報を中心とした自治体や中央官庁と結ぶための住民基本台帳法改正案を閣議決定した。同日夕に国会に提出する。自治省は「住民の居住関係の確保に資する」という一文を加え

た。納税者番号への利用拡大を懸念する自民党の一部議員の要請を受けたもの。しかし、民主派などには納税者番号への利用に積極的な考えもあり、国会での議論が注目される。自治省は改正案に新たに、都道府県の番号利用は「住民の居住関係の確保に限る」という一文を加え、住民票番号の流出防止に努め、公務員だけでなくコンピュータ処理を委託される民間業者にも守秘義務を課し、徹底を図った。違反者には通常の公務員の

守秘義務違反(二年以下の懲役または三万円以下の罰金)よりも重い二年以下の懲役または百万円以下の罰金を科す。銀行の顧客データなどが外注業者の社員に持ち出された事件が相次いでいることに配慮した。しかし、チェック機能として設置される都道府県の審議会や全国センターの委員会には苦情処理の権限が与えられていない。中央

省庁に対する調査権はなく、意見も知事を通してしか言えない、などの問題点が残っており、今後の議論の対象になりそうだ。



2月には親子法を学習会報告書のりき

婚差会も協力ながら作成に協力した
市民NGの報告書を作る会がまとめた、豊かにな国・日本社会における子ども期の喪失が出版されました。

子どもの人権を守るのはおとなの義務

松尾 ようこ

昨年十月、国連子どもの権利委員会が、日本の市民・NGOからの報告書に基づき、その代表者と共に、先に出された政府報告書の予備審査を行った。権利条約を批准した国は、二年以内に子どもたちの現状と改善の取り組みを報告しなければならぬ。国連ではこれを審査し、必要な勧告を出す。これに先立ち、1987年15日、えみん

98年会費の納入をお願いします!

1997年度会計報告

収入		支出	
前年度繰越	306,148	通信費等	59,370
会費	119,000	事務費	42,125
カンパ	32,000	会議室等使用料	41,290
パンフ等売上	10,050	会費(他団体)	43,000
		謝金	5,000
		雑費	3,089
		翌年度繰越	273,324
計	467,198	計	467,198
預り金(安東)	8,000		

会計 佐々木
会費未納の方へ
郵便払込取扱票の通信欄に1996年からの未納分を明記してあります。会費納入困難な方で、『婚差会つうしん』の講読をご希望の方は、郵便料等の実費程度の振込みをお願いします。振込みの確認により、講読継続希望として処理させていただきます。

親子法学習会に参加して感じたことの覚え書き

昨年夏から始まった親子法学習会に参加して、いろいろなことを考え、子どもたちに手がかかれば焦燥している。その時々脳裏に去来する感に浸される。

ものが多いが、いざ言葉にする作業を始めようとすると、何とも心もとない。覚書程度に記してみる。

今後の親子法には、親子関係と男女関係をリンクさせない工夫が必要だ、ということ。

婚差会のメンバーの多くは、今の家族の在り方(一夫一婦制の婚姻に基づく核家族)に対して疑問を抱いていると思う。この家族の在り方は「人間として当然(自然?)」であるかのように世間では信じられている。だが、本当は労働力の再生産と消費という機能だけを残した人間集団が家族ではないだろうか。こうした家族の在り方は近代化の過程で意図的に生まれて来たものだと思う。

機械化が進み人間性が大切にされない世の中で、シングルで暮らす人が増え、少子化に歯止めがかからないのも当然だ。それは、人間集団の中で労働力の再生産の意義が薄れ、消費だけが機能として残されて来ているためだ。男女関係、親子関係の双方から家族の枠組みを考える問題は、ポストモダンの問題と切り離せないのではないだろうか?

いま私たちは生産効率を求め、分業を進め、多様な面を併せ持つ「タラシ存在」としての一人の人間を輪切りにしていくような生活を送っている。チャップリンが「モダンタイムズ」で描いた世界を私はもう笑えない。それは私の生活そのものだからだ。仕事に励めば励むほど何か大

切なものを置き去りにしていると感じ、子どもたちに手がかかれば焦燥感に浸される。私たちは近代以前に後戻りはできないが、新たな価値観を構築することはできると思う。親子法の問題はその手掛かりになりそうだ。一子どものトラウマ(西澤哲著 講談社現代新書)の本で私が救われた一文がある。「子どもを傷つけずに育てられる親などいない」という文だ。

最初に読んだときは半信半疑だった。「だって、じゃあ、どうすればいいの?」(親たちは日々あらゆるメディアから、子どもを傷つけたら大変だと脅かされているので、とっさには信じられないのだ。それなのに、子育ては思いどおりにはいかず、親はジレンマに陥る)。どこかに答えが書いてあるはずだと、私は探したが、本にはそれに続く文章はなかった。何日か経って、私の中に次の言葉が思い浮かんだ。双方に責任の意を認め、お互いに修復できない人間関係なんて、ない。関係が続いている限り、かかわりが途切れていない限り、そこにはわずかなも希望があるだろう。親に捨てられた子の傷が深いのは、かかわりが途切れた痛みではないだろうか。

2月21日女子習習会云々報告

(参加者6人、文責・竹内)

「内容」①「判例タイムズNO.747 夫婦・親子215選」から

NO.127 親権者・監護者をめぐる粉装と調査官の活用②信岡弁護士



1月24日 親子法学習会 討議内容

参加者6人 (文責 筒井)

「判例タイムズNO.747 夫婦・親子215選」から NO.133 親権者・監護者の変更の基準とその手続 報告... 大田 (別紙レジュメあり)

- ①親権者変更、親権喪失宣告の申立人に子ども自身になりうるか。
 - ・前回(12.6)の学習会の時、子ども本人に、親権喪失宣告の申し立て資格がないのはおかしいという討議になったが、これ(NO.133)によると意志能力があれば子ども本人もできると解釈できる(できないと解釈された例も挙げられているが)現行法でも出来ないとはいえないのではないか。
 - ・「虐待」や不十分な養育環境に置かれている子どもは、自分の状況を対象化したり、親や保護者に対する批判、評価を持ち難く、実際問題として意志形成が困難である。実情としては、子ども自身が申し立て人になることは難しい。ないと考えていい。
- ②ここでも親権者等の変更の理由として「虐待」が挙げられているが、にも拘わらず、「虐待」を立証することはきわめて困難である。
 - ・「虐待」の定義(厚生省)が不十分・・・殆ど「虐待」として扱われない。
 - ・親の懲戒権か「虐待」か見極め困難とされている。
 - ・親は子に不利益をなしえないという神話がある。
- ③全般的に民法の親権規定は古い。子どもの権利条約から、親権は、子どもの権利を保障するために、親がしていいとされていることであると捉えなおすべきである。上述の懲戒権(822条)などは、親権から外すべきではないか。
- ④離婚後も親権を争うよりは共同親権とした方がいいだろうか。
 - ・親権として纏めるのではなく、バラバラにした方がいい。実際の養育者に付随して認められるものと、双方の合意を必要とするものといったように。
 - ・親権者である母または父が再婚した場合、再婚相手である継父または継母と子どもの養子縁組は、他方の親の同意なしにできる。ここにも親は子どもにとって不利益となる法行為はしないという神話がある。
- ⑤親権者等の変更のプラス要因として挙げられている「母親優先」、マイナス要因として挙げられている「婚姻外男女関係」「同性愛」はおかしい。
 - ・娘に対する近親相姦の可能性は、実父、継父ともあるとみななければならない。現在の親子関係が良好であっても、子の母である妻との関係の変動によって性的虐待は起こりうる。そういう意味では、親権者変更理由のマイナス要因に、婚姻外男女関係が挙げられているのは理解できる。
 - ・「虐待」から子どもを救出する駆け込み寺的センターが必要である。

担当の監護者指定事件③「子ども」のトラウマ」を読んでフリートーク

①②については、判決に影響を与える調査官の存在と、事件に登場する人々の主観面と判決という客観的な結果を比較したときに感じる現実の矛盾点に感じる憤りに話題が集中した。

●調査官について:どちらかというところ、制度の現状に疑問を感じる人が多かった。主な理由は▽家裁内でのタテ関係▽調査官自身の主観の問題▽調査官の選抜方法の3点。いずれも共通していることは、客観的に見たらどれも不明な点が多く、判断する材料がほとんどないことだ。制度自体はよい制度だと思われながら、今後、国側の内容公開、制度の整備などの改善が望まれると感じた。

●判決の主観と客観について:個々の裁判の判決は細かい問題が多数あるだろうが、「判決への客観からの納得」「司法の機能性重視」などから考えて客観を基準に判決を下すことは妥当と思う。事例の文章表現についても、主観を採り入れて書くことは重要だが、字数の限界などから考えればこれも妥当と思う。しかし、「当事者の納得」「子どもの納得」を考えた場合、事例によっては裁判でもっと主観をくみ取る作業が必要ではないか。事件の多くは当事者の主観がぶつかり合っている紛争であり、客観が入り込みにくい場合も多いと思われる。裁判に主観をくみ取るための類型分けなど再検討の余地がまだあると感じた。

●子どもの主観の尊重について:夫婦・男女間で紛争が生じると、子どもは必然的に巻き込まれる立場にある。紛争原因は大人にあるため、裁判で子どもの主観を重視するのは当たり前のことだ。しかし、「判断する意志」は子ども自身の年齢や生活環境に大きく左右される。そのことを踏まえ、真に子どもの主観を尊重するためには、有能なエキスパートの活躍が望まれる。

③のフリートークで、母性神話批判はみんな納得の様子だった。この本についての学習会は、さらに継続される。

↓4月25日(土)予定

嫡出子と非嫡出子の差別をしない出生届

日弁連が要望

98.1.15
3.24人

戸籍の続柄の差別表記、婚外子の出生届にある嫡出子、非嫡出子のチェック欄などをなくすよう日弁連に人権救済の申し立てを行ってきた件で、十二月二十四日、日弁連は衆・参両議院議長、法務大臣あてに要望書を提出した。

申し立てを行ったのは、東京・杉並区に住む富沢由子さんと藤田成吉さんとの息子。

日弁連が出した要望では、出生届の新たな書式を提案しており、嫡出子、非嫡出子のチェック欄がなく、父が生まれた子どもを認知し父の氏を称することも一枚の出生届で行える形式。

申し立てを行った富沢由子さんは「婚外子差別は、国が行う差別。出生届の嫡出子、非嫡出子のチェック欄に記入できず、に受理になって戸籍のない子どもが知っている限りで二十人もいます。これを機会に、子どもの権利を最優先に改正の方向に進んでほしい」と話す。



198.2.24 朝日

アジアからの隣人たちの

「ひな祭りでは、お雛様を飾るねん。楽しみやなあ」

大阪市内のマンションの一室。屈託のない笑顔で女の子が話をする。幼稚園でひな祭りをするお遊戯の練習に夢中だ。

「この子は自分が日本人やと思ってる。日本人の父親を持ち、日本しか知らんから無理ないけど……」

フィリピン人の母親は、子どもを将来を考えると不安でいっぱいになる。

フィリピン北部の貧しい農家で育った母親は一九八六年、家計を助けようと観光ビザで来日。市内のスナックで働き始めた。二年後、妻のいる客の男性とつき合い始めた。未婚のまま一九九一年秋に娘を産んだ。強制送還を恐れ、出生届は出さなかった。

無登録の娘にはさまざまなハンディがつきまとう。国民健康保険に加入できないため医療費は全額負担。熱が出ても医師には連れて

バブル期に出稼ぎにきた外国人女性と、婚姻関係のない日本人男性との間に生まれた子どもたちが、法律上存在しない「無登録児」のままだけになるケースが増えている。超過滞在の発覚を恐れた親が出生届を出さなかったため、子どもたちの多くは就学年齢になり、医療や福祉、教育などの面で無権利状態のままです。表面化しつつある。日本で暮らすには父親の日本国籍を取るのが一つの解決策だが、これにも厳しい壁が立ちほだかっている。

「無登録児」は就学年齢迎えた

「この子は自分が日本人やと思ってる。日本人の父親を持ち、日本しか知らんから無理ないけど……」

フィリピン人の母親は、子どもを将来を考えると不安でいっぱいになる。

フィリピン北部の貧しい農家で育った母親は一九八六年、家計を助けようと観光ビザで来日。市内のスナックで働き始めた。二年後、妻のいる客の男性とつき合い始めた。未婚のまま一九九一年秋に娘を産んだ。強制送還を恐れ、出生届は出さなかった。

無登録の娘にはさまざまなハンディがつきまとう。国民健康保険に加入できないため医療費は全額負担。熱が出ても医師には連れて

98.3.12 朝日

終戦直後、朝鮮人の父が認知

日本国籍認めず

日本の戸籍が「内地」と「朝鮮」などに分かれていた終戦直後に生まれ、当時の法律によって朝鮮戸籍に入ると判断されたため、日本が朝鮮の独立を承認したサンフランシスコ平和条約の発効で韓国籍となった大阪府西成区内の女性（仮名）が、日本国籍の承認を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷（藤井正雄裁判長）は十二日、日本国籍を認めない判決を出した。

審判は大阪高裁判決を破棄し、女性敗訴の一審判決を正当とする判決を言い渡した。第一小法廷は「当時の法律に従って女性に朝鮮の慣習法を適用し、朝鮮戸籍に入れたことは公序良俗に反するとはいえない」と述べた。

判決によると、女性は一九四八年五月、結婚していない朝鮮人の父と日本人の母との間に生まれ、父親は

「この子は自分が日本人やと思ってる。日本人の父親を持ち、日本しか知らんから無理ないけど……」

フィリピン人の母親は、子どもを将来を考えると不安でいっぱいになる。

フィリピン北部の貧しい農家で育った母親は一九八六年、家計を助けようと観光ビザで来日。市内のスナックで働き始めた。二年後、妻のいる客の男性とつき合い始めた。未婚のまま一九九一年秋に娘を産んだ。強制送還を恐れ、出生届は出さなかった。

無登録の娘にはさまざまなハンディがつきまとう。国民健康保険に加入できないため医療費は全額負担。熱が出ても医師には連れて

祈り

母親は毎週、教会に行く。「娘が元気に暮らせますように」。いつもそう祈る。大阪市内で

「超過滞在の自分が悪いのは分かるけど、この子まで強制送還になったらどうなるんやろ。日本で不自由なく暮らせるよう、日本国籍を取らせてやりたい」と母親は打ち明ける。

今、男性は日本国籍の取得に向けて娘を認知しようとしている。しかし、こうしてケースで日本国籍を取った例は特殊な場合を除いて、ない。

国籍法では日本国籍が取得できるのは「出生の時に父または母が日本国民である」という条件がある。そのため、婚外子は、胎児のうちに認めなければならぬ。

知しなければならぬ。無登録児になるのは母親が超過滞在の場合がほとんどだ。法務省によると、九〇年の超過滞在女性数は四万人だったが、九七年には十二万八千人に増えた。出生事例を見ると、大阪市内の愛染橋病院でバブル期以降、超過滞在者と思われる無保険の女性の出生が増え始め、昨年一年間だけで二十五件あった。同じ事例は芦原病院でも二十件近くあり、フィリピン人やタイ人が中心だという。

無登録児の就学問題に詳しい大阪府教委の国際理解課長は「最近、無登録の子どもを学校に入りたいという相談が開始された。出生後の認知でも日本国籍が取得できることになれば、名乗りの母が増え、無登録児が減るはずだ」と訴える。

日本と同じく国籍について血統主義を採用する国々では、認知によって国籍を与える動きが広まっている。フランスやベルギー、イタリアではすでに、認知による国籍取得を認めており、ドイツでも近年、同様の法改正があった。

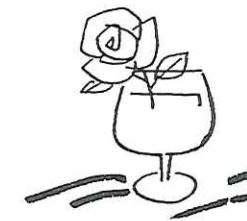
国籍法の改正試案を公表している北海道大学の奥田安弘教授（国籍法）は「国際化にともなって、現行の法律では子どもの権利を守りきれないケースが出てきている。柔軟に対応できるように、国籍法も見直しが必要な時期にきているのではないか」と指摘する。

一方、法務省民事五課は「外国人女性と日本人男性の間の婚外子は、届け出さえすれば母親の国籍に登録され、外国人登録もできるといえる。出生後認知されるべきで、出生後認知で国籍が変わるのは望ましくない」としている。

経済力に差を託して、アジアから多くの人が来日している。中国残留邦人の家族やベトナムからの難民、留学生などアジアからの隣人たちの姿を見る。

に認知された子を父母どちらの戸籍に入れるかは立法政策の問題で、どちらかの戸籍に入れること自体が個人の尊厳や男女平等主義に反するとはいえない」との判断を示した。そのうえで「当時の国籍法は父系優先主義を取っていたことから見ても、女性が父の朝鮮籍に入ることが内地の公序良俗に適用することは、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた新憲法の理念に反し、公序良俗に反する」として、女性が敗訴した一審判決を取り消し、日本国籍を認めていた。

裁判では、認知が行われたのが新憲法、新民法の施行後だったため、家制度を前提とした朝鮮の慣習法の効力が争点となった。二審の大阪高裁は「家制度に立脚する朝鮮の慣習法を国内で適用することは、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた新憲法の理念に反し、公序良俗に反する」として、女性が敗訴した一審判決を取り消し、日本国籍を認めていた。



98.2.26.朝日(主張・解説)

番号制、全体見すえ議論を

自治省が「住民票」法案提出方針

住民のメリットどこまで

全国民の住民票に付けたコード(番号)をつける住民基本台帳法改正案を、自治省が国会に提出しようとしている。住民にとっては役所の窓口の手続きが簡単になり、行政機関の効率化も進む、というのがうれしい文句だ。ただ、自治省の案では、住民にとってのメリットは限定的で、苦情を受け付ける機関の役割があまりないなど、プライバシー保護の面にも課題が残る。いずれ「納税者番号制」も含めて利用を広くつくりだすつもりなら、番号制の全体シジョンをきちんと示す一方で、情報漏れの不安を一手するために民間も対象とした包括的個人情報保護法制定も検討するなど、もっと深い議論が必要だ。

浩介 君島 義介
(政治部)

税へ適用、厚生省と確執

全体像が見えないのは、省庁間の縄張り争いがからむからだ。厚生省は昨年一回のシステムは活用できない。運転免許証の氏名変更の際にも本籍情報が必要になる。

号「構想との連動性はまったくない。背景には、政府の資産や所得を正確に把握し、脱税や課税漏れを防ぐ効果がある」とされる。サラリーマン層などには、自営業者などとの不公平感解消への切り札という期待もある。一方で、商工業者らを基礎とする自民党などには慎重論も根強く、次の税制

改正の焦点といわれる。自治省はこれまで、「加納」のある基礎年金番号よりも、全国民に付けられる住民票番号の方が優れている」と強調してきたが、今回は納税者番号の結論を待たないまま、法案化に踏み切った。年金番号に先行された無りから、法案の早期成立を狙うのではない。

自治省が公表した法案の骨子によると、市町村の間では住民票に記載された情報が番号をつけてネットワーク化される。一方、都道府県や公益法人の全国センター、さらに国の行政機関には番号のほか、氏名と住所、生年月日、性別の四つの情報だけが流れる。住民はこれで、どこでも住民票が取れるようになり、引越した際には転出届けを出さなくてもよい。国の行政窓口もデータを利用できるため、恩給受給者が年一回、生存確認

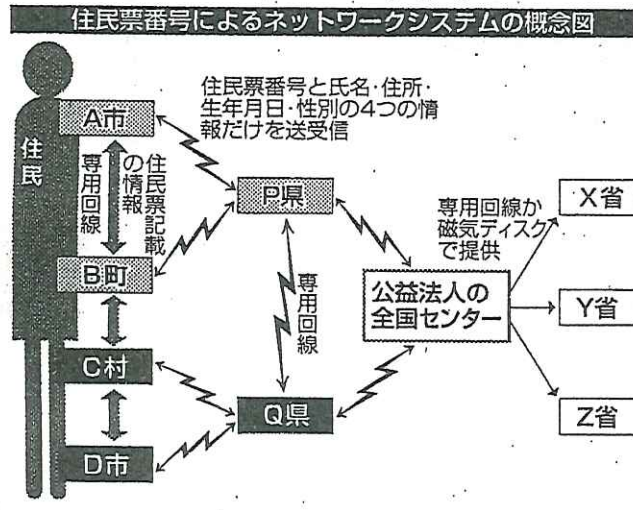
の証明のため、役場に行かずに済むようになったり、旅館登録などで住民票の写しの添付が不要になったりするなど、手続きが簡単になる。住民全体で年間二千二百万時間、一人あたり約十分節約できる、と自治省は試算している。

最近では企業の顧客名簿などが持ち出され、名簿買い取り業者に売却される事件が相次ぎ、個人情報の保護は大きな社会問題になっている。堀部政男・中央大学教授(情報法)は、自治省案の保護強化策を評価しつつも「情報漏れがあったり、目的外の使用があったりした場合、行政側に意見を述べられる権限を明確にするなど、委員会や審議会をきちんとした監視機関とすべきだ」と注文している。

●主な利用予定

自治省が住民票番号を使って、氏名、住所など本人確認情報を利用する方向で検討している主な行政事務は次の通り。

林業業団体職員共済年金の支給【運輸省】旅行業・旅行代理業の登録、ホテル・旅館の登録、航空機の登録、気象予報士の登録、通訳案内業の免許【郵政省】労働局の免許【労働省】労働者補償金の支給【厚生省】第一種衛生管理者などの免許、雇用保険の求職者給付などの支給、職業訓練給付金の支給【建設省】建設業の許可、浄化槽設備士免状の交付、宅地建物取引業の免許、一級建築士などの免許【自治省】地方公務員の共済年金の支給、知事・都道府県議選の不在者投票の選挙権確認【人事院】国家公務員災害補償の実施



外国の番号制度と個人情報保護措置(自治省調べ)

	アメリカ	スウェーデン	オーストラリア
番号の名称	社会保障番号	住民登録番号	納税者番号
導入時期	1936年	1968年	1989年
番号の構成	9桁の数字	10桁の数字	9桁の数字
人口	約2億5,791万人	約875万人	約1,728万人
番号対象者	すべての市民、永住者、労働許可のある外国人	全国民、住民登録をしている外国人など	所得税対象者、社会保障給付、奨学金などの受給者
番号者数	約2億4,000万人(※)	約900万人	約1,650万人(死亡などを含む累積者数)
利用している行政分野	税務、選挙人登録、社会保障、運転免許など	税務、社会保障、運転免許、旅券、諸統計など	国税庁所管業務、社会保障、奨学金給付など
個人情報保護	公的部門はプライバシー法、民間は公正信用情報法などで個別規制	データ法で、免許を受けた者のみが個人情報ファイルにアクセスできる。民間も同じ	プライバシー法で規制された者以外は利用禁止
保護のための監視機関	訴訟が監視の役割を果たしている	独立機関のデータ検査院	独立機関のプライバシー・コミッショナー

※人口より番号者数が少ないのは番号にもれている人がいるため

情報保護に監視機関を

今回の法案骨子では、プライバシー保護を徹底させるため、取引の相手に番号を記入するよう求めたり、この番号を使ってデータベースを作ったりすることを禁じて罰則も科すなど、民間利用禁止の原則を徹底している。番号などの情報を漏らした公務員にも、通常の守秘義務違反より重い罰則を科す方針だ。

さらに「国による一元管理」との批判をかかわすため、情報は自治省ではなく、公益法人の全国センターに都道府県が業務を委託する形にする。情報保護のチェック機関として、全国センターの中に委員会、都道府県には審議会を設けることも打ち出している。

ただ、この全国センターは、自治省の天下り先のひ

98.2.26 朝日新聞
番号制問題の歩み
1970年 政府が電算機利用個人番号制を推進...

98.3.31 朝日新聞
住民基本台帳ネットワークシステムの構築を目的として、自治省が...



98.4.1 朝日新聞

論壇



秋山 雅

自治省は住民基本台帳(番号)制を導入して、住民基本台帳ネットワークシステムを構築...

98.3.31 朝日新聞

論壇



野村 務

このシステムが定着すれば、いずれ納税者番号制への利用などに用途を広げることになる...

住民票番号制のはらむ危険性

このシステムが定着すれば、いずれ納税者番号制への利用などに用途を広げることになる。改正案ではマイナンバー制のため、この番号の民間での利用を禁止しているが、納税者番号に使用される銀行・証券・保険などあらゆる民間の取引にこれを加えて、ネットワーク化された個人情報を漏えい、盗用の危険性は...

住民コード制推進に国民的論議を

自治省は住民基本台帳(番号)制を導入して、住民基本台帳ネットワークシステムを構築することを検討している。このシステム構築を目的として、自治省が...

プライバシー、地方自治の危機

国民総背番号の導入が行われようとしている。自治省が法案を上程しようとしている住民基本台帳ネットワークシステムがそれだ。フリーライターの佐藤文明さんに法案の問題を聞いてもらう。

わたしたち一人ひとりが生まれてから死ぬまで、一生同じ番号を張り付けられて暮らす、そんな恐ろしい時代がやって来ようとしています。自治省はこの三月、国会での成立を目指して住民基本台帳ネットワークシステムの導入法案を上程しようとしています。これは生涯不変の十ケタの全国共通番号で私たちをコンピュータ管理しようとするもので、国民総背番号制として従来から反発が大きかった制度です。

自治省は住民票をベースにした付番システム(コード番号を配給する)だと説明しますが、実際には出生届など、戸籍の届に基づいて付番システムで、付番するのは自治省から天下った全国付番センターの人たちになります。住民票の運用の実権はこれによって自治体の手から自治省、法務省など国家の手に移るわけです。プライバシー、人権の危機ばかりではなく、地方自治の危機でもある。

佐藤文明

住民基本台帳ネットワークシステム法案 近く国会へ

一人ひとりに背番号

大変な悪法なのですが、反対の声が小さいのが気がかりです。情報化の進展やコンピュータ利用の拡大が、番号社会に対する慣れを生んでいると同時に、この間の政府行政のさまざまな試みが問題を分かっていく原因です。

実際、大蔵省の納税者番号制や厚生省の年金番号制も国民総背番号制のひとつとして報道されてきました。確かに年金番号を納税者番号として利用することになれば年金番号が国民総背番号制になるわけです。しかし、自治省はこれを阻止して、住民票番号を納税者番号に利用させようとするので、この管理支配権をあくまでも自治省が握りたい、厚生省には渡したくないというのです。

実際、厚生省の番号は支配のためというより、サービスのための番号です。だから在日外国人が排除されてはいませんが、幼児や年少者が対象とはされていません。私のように年金がないため、番号を持たない者でも前記はありませぬ。これは総背番号制を危機管理の切り札にしようとする自治省の思惑とはあまりにも違っています。

住民基本台帳ネットワークシステムは戸籍制度に反対して、出生届を拒否している人びとの生活を破壊します。付番センターで付番されないものは住民票からも締め出される恐れがあるのです。また、このシステムが導入しようとしているIDカードは、いずれ携帯が強制され、手放すことのできないものになっていきます。このカードのチェックが日常的になれば、外国人登録証の携帯を拒否している在日外国人の闘いを圧殺することになります。それはまた不法入国者や超過滞在者のあぶり出しにも魔力を發揮します。

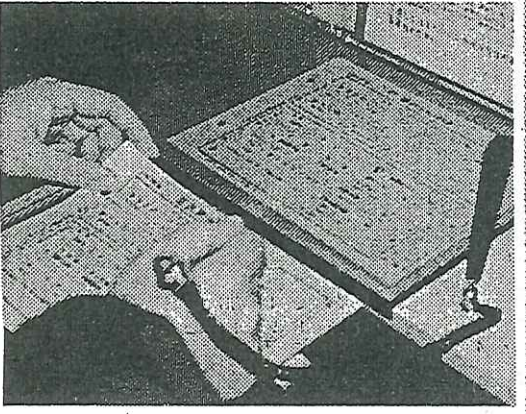
カードを忘れたあなたがあやしまれ、十ケタの番号を覚えられないお年寄りが疎んじられる、そんな不気味な管理社会が幕を開けようとしているのです。それを今、なんとか阻止しなければならぬのです。法案上程直前に、各地の反対運動も高まってきました。こうした運動を盛り上げて、国民総背番号制の本命である住民基本台帳ネットワークシステムの導入計画を葬り去りましょう。

98.3.5 朝日

住民番号変更は自由

自治省、法改正で要綱

自治省は四日、国民全員の住民票に十けたの番号をつける住民基本台帳法改正案の要綱をまとめた。一生ひとつの番号に固定されることへの抵抗感を和らげるため、これまでの案では「相応な理由」が必要だった番号変更を、自由化したのが特徴だ。自治省は同日、自民党の地方行政部会と地方制度調査会に改正案を説明、国会への提出の了承を得た。社民党の対応は未定だが、近く国会に提出される可能性が強まった。



全国どこでも住民票の写しがとれるというが、管理が進みそう(市役所・市民課で)

住民票番号は、氏名、生年月日、性別、住所の四項目を専用線(全国自治体や中央省庁など)と結び、この住民票を受け取ることで、さまざまな行政事務の効率化を図るための目的。7面に要綱の要旨(指定情報処理機関)に、これまでの改正案骨子は番号変更について、変更のたびに新番号をつけること運営が非効率になるとの理由で、本人が不利益を受けた場合などに限定していた。

だが、自治省などから「生年月日、性別、住所の四項目を専用線(全国自治体や中央省庁など)と結び、この住民票を受け取ることで、さまざまな行政事務の効率化を図るための目的。7面に要綱の要旨(指定情報処理機関)に、これまでの改正案骨子は番号変更について、変更のたびに新番号をつけること運営が非効率になるとの理由で、本人が不利益を受けた場合などに限定していた。」

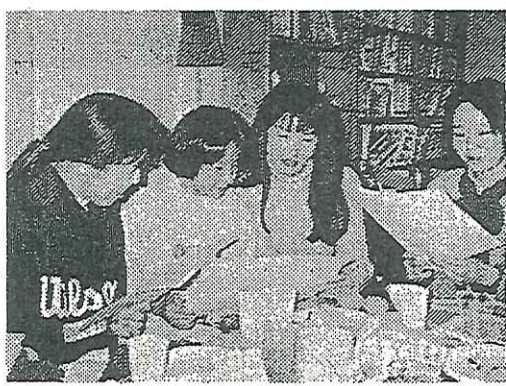
なぜ住民番号制なのか 朝日社説 98.3.12

ただし、懸念のチェックする事項を調査審議し、知事やセンター代表者に意見を述べ、応には触れられず、権限については「情報の保護に関する」述べ、などとしている。これは、住民からの苦情への対応には触れられておらず、権限については「情報の保護に関する」述べ、などとしている。これは、住民からの苦情への対応には触れられておらず、権限については「情報の保護に関する」述べ、などとしている。

次々と手当切られる 母子家庭

母子家庭に出る児童扶養手当の所得制限が九八年予算案で約百万円下げられた。金融機関への公的資金導入は三十兆円、中間層以上に手厚い所得税減税などの裏で弱者切り捨てが進むことに怒りの声が上がっている。

「いったい、今までの所得制限が四百七十万円だったのが三百万円になった根拠は何なんですか」
一月八日、母子家庭の当事者団体、しんぶんがあず・ふぉーむが厚生省と話し合いの場をもち、質問をした。



児童扶養手当はどうなるのか、話し合うしんぶんがあず・ふぉーむの会員たち

「いったい、今までの所得制限が四百七十万円だったのが三百万円になった根拠は何なんですか」

十二月四日に示された中央児童福祉審議会児童扶養手当部会の報告では、制度発足後の環境変化を踏まえて構造改革が必要とし、具体策としては母子家庭への総合的な施策が必要として就労対策などを求めると同時に、父の扶養責任を追究

いってきたが、これで切られるなら、働く意欲を無くしてしまふ」と次々に母子家庭の当事者が訴えた。

不況で雇用は不安定。倒産や、パート化、派遣で登録しても仕事がない、有期雇用なので毎年給料が減るなど母子家庭の雇用の条件は悪化している。

就労支援策をきちんとやってから、所得制限を下げるなら分かるが、話の順序が逆だ。

都のひとり親家庭の医療費助成も削減！
今回の児童扶養手当の所得制限の切り下げは、他の地方自治体の手当等の所得制限の切り下げを招いている。東京都のひとり親家庭の医療費助成制度の所得制限を、急ぎ

八月から児童扶養手当が切られるAさんは、この他水道基本料の減免、ホームヘルプ制度、ひとり親家庭医療費助成などを活用、腰痛や自律神経失調症などで、医者へ鍼灸治療を20回受けている。

〈母子家庭の家計簿〉

給料収入	210,000
支出	
家賃	90,000
食事	70,000
光熱費・電話代	25,000
教育費(集金含む)	1,000
保険料	10,000
治療費	20,000
計	216,000
都・国の助成、手当	
児童扶養手当(1ヵ月分)	27,690

よ三百万円に切り下げる予算案が都知事の査定を通った。
「病気がちなので手当がなくなる上に医療費がかかる大変なことになる」。東京都のOさんは顔を曇らせる。
さらに八日の席で厚生省の渡辺課長は、「児童扶養手当の支給年限を今、十八歳の年度末となっているものを有期限化する方向で来年度法改正を検討している」と明言した。
母子家庭は生活に追われ、反対の運動もままならない。しんぶんがあず・ふぉーむは臨時の専従を置いて、緊急事態に対応したが、専従費のためのお金は不足している。カンパ送り先 郵便001704152781しんぶんがあず・ふぉーむ

児童扶養手当 その後

「フルタイムの雇用が一応保障され、自立生活が営める線です」。厚生省児童家庭局長家庭福祉課渡辺芳樹課長の苦しい答弁が出た。

「そんな。私は、切り下げで手当が受けられなくなるが、公務員ヘルパーで雇用は安定しても、腰痛の治療や自律神経失調で、治療院や病院通いなんです」
「今まで、一生懸命働

論壇



湯沢 雅彦

「98.3.3 朝日」
どうしても相手とすまへいかなくなった夫婦が、離婚に踏み切ることは認められてよい。昨年末の朝日新聞意識調査でも、その肯定者は六十一%に達し、賛否半々だった九年前よりもずっと増加している。離婚件数そのものも、急増を続けている。

日本の離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。

日本では協議離婚は、所定の届け出用紙を役場に提出するだけで成立

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

「今までは協議離婚は、所定の届け出用紙を役場に提出するだけで成立

協議離婚に必要な確認制度

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

「協議離婚は戦後一貫して、九割以上が協議離婚で占められてきた。家庭裁判所による調停離婚や、地方裁判所による判決離婚に比べ、協議離婚は離婚条件がはきりせず、そのため生活困難に陥る女性や子供がいまなお少なからずいる。」

児童扶養手当の予算 90億円削減のうち 10億円復活

98.1.15
ふじみん

年収ベース、九七年度は約四百万円となった。手当額は、若干物価上昇分上り、全部支給が四万二千七百七十円、一部支給が二万八千二百二十円となる。

また、三世同居などの扶養義務者の所得制限は約三百万円下がって、六百万円となる。

そのほか、母子家庭等の自立促進費としてホームヘルパーの養成講習会などに今年度の二倍の総額二億円の予算がつく。しかし、今年度には比べて、所得制限が四百万円だったのが百万円下がるので、母子家庭には、大変厳しい内容だ。

年収三百万円の根拠を、厚生省は「母子家庭の母親が安定した雇用を得たラインだ」とする。さらに、自治体の他の施策の要件が児童扶養手当の受給者であることになっていること、その施策も受けられなくなる、と母子家庭の当事者は問題視する。

どうする児童扶養手当削減

十二月二十五日に決まった九八年度政府予算案では、母子家庭等に支給される児童扶養手当に対する予算は当初九十億円の削減となっていたのが十億円復活した。

そこで、第一次案で一部支給の所得制限が二百七十万円となっていたのが、三百万円（いずれも

天王寺区で 22日に講演会

98.3.17朝日

児童扶養手当は母子家庭のための制度で、子ども一人の場合、十八歳まで、年収約二百五十万円未満は月約四万円、年収約四百八万円未満は約七千円が支給されている。厚生省は財源不足などを理由に新年度から「年収約四百八万円未満」の限度額を「三百万円未満」に引き下げる案を打ち出した。実現すると、七万世帯が手当をもらえなくなる。

98年度 府内受給者5400人 対象外に

府児童福祉課によると、府内で児童扶養手当を受給しているのは約五万九千人（一九九七年度末見込み）。九八年度は、新しい制限によって約五千四百人が対象から外れる見通しだ。

府内に住む生命保険外交員の女性（三歳は六年前に離婚し、小学生の子どもと二人暮らし）をしている。昨年の年収は約二百七十万円。が、出来高制で収入が変動するため、九八年度以降は新限度額の三百万円をわずかに超える可能性があるが、その場合も手当はもらえない。

しかも、児童扶養手当の支給家庭は、自動的に医療費も免除された。手当支給がなくなると、医療費免除もなくなってしまう。この「父親から養育費をきりとり、母親から児童扶養手当をきりとり」の制度をどう改善していくか、府内各自治体で議論されている。講師は「児童扶養手当改悪に反対する大阪連絡会」会員の枝村たつえさん。講演の後、フリーマーケット。参加費五百円。一時保育の申し込み、問い合わせは高島さん（050・411・2222）。

別居離婚導入は サポート制度充実から

98.2.15
ふじみん

ノルウェーの一年別居離婚制度は、離婚女性、特に専業主婦の離婚の母が自立するまでの経済援助と就職の手助けを国が引き受けることにより初めて成立している。たとえば、養育費も夫の給料額の割合が決まれば、夫が拒否したら国が取り立てられる。夫

に経済力がなければ国が代わって支払ってくれる。育児手当も通常額の一人分増してまた、離婚後三年間は月約十萬の過渡期手当が出る。夫の年間所得六百万で子どもが二人の場合、離婚後三年間の母（専業主婦）の収入は、合計約二十六万円になる。この他にも

泉 かおり

住居手当やベビシッター手当も必要があれば申請できる。経済面での援助の他にも、職業訓練はもちろんだこと、最近試験的に導入されたあらゆる面でのサポートを試みる「独身の母のための特別プロジェクト」が高く評価される。つい最近何年も養育費を払わなかった個人企業経営の元夫たちが、次々国から倒産の言い渡しを受けたのは実にソーカイでした。（ノルウェー在住）

鳥取発「議会請願奮戦記」

一選択制夫婦別姓の早期実現に向けて一

98.2.15 ふじみん 尾崎 薫

昨年十二月に鳥取県議会で選択制夫婦別姓の早期実現を求める請願が趣旨採択された。「鳥取夫婦別姓と女性の地位向上を考える会」の尾崎薫さんに経緯を報告してもらった。

都道府県議会レベルで賛成の姿勢が示されたのは鳥取県が全国で初めてだ。そこで、そんなことは知らなかった私たち「鳥取夫婦別姓の会」は大喜びしました。県議会では旗揚げ間もない鳥取民主党にコンタ



尾崎薫さん

クトをとりました。「家庭崩壊、老人介護」を気にする保守派には私たちが作成した補足説明を全員に配布してくれました。また農林部でも知り合いを通じて議員に会い、いくつかが請願を出しました。とくに八東町での請

らまた福島さんを呼んで下さいよ。町の人にぜひ聞いてもらいたい」と少々条件を付けて快諾。福島さんには一度は忙しいので断られたけれど、私たちの事情を汲んで、数日後OKの返事がきました。

願はユニークでした。私がかつた議員は以前自分の娘の命名に関して酔えを起した方で、名前に対しては相当意識が高い方でした。また、四年前当会が主催した福島瑞穂さんの講演会を聞いて、ますます個人の名前の重要性を認識したそうです。彼は、もちろん紹介議員になります。だから

一方、町議会での彼の活躍ぶりは目を見張るものでした。まず別姓には反対だった町議会議長を説得し、次つぎに反対派や無関心派と会って理解を求め、本会議でもこれは選択制なのだから日本国憲法に保証されている人権だ、と演説し、最後まで反対だった二人の議員もとうとう折れて全会一致で採択されたそうです。

最後に、議員には年輩者が多く、忙しいことを考えて、資料はすべて大きな字で、それぞれをB4サイズ紙一枚に収めました。また、先は長い。脱鬼のごく先陣を切った反対派に、こちらはいじり、確かな電卓さん方式でやっています。

編集後記

桜の散りかたは、いつもの快晴の一日。アウトドアの楽しさを思いながらのフラッシュを送ります。最近、人ごみや人ごみ、元気をだして、会話が弾むようにならなう。最近、仕事も超えて、結婚生活の週信を発行する。ある生活かした。い。

善哉

■杉並区議会にて民法改正の陳情で意見を表明
杉並区議会の総務財政委員会、夫婦別姓選択制を進める会のメンバーが、以前に提出していた「民法改正の早期実現を国に要望する陳情」について意見を述べた。11人の委員のうち1人だけが女性議員だが、当日は欠席。男性議員の陳情者への質問は「男女平等と人権を混同している」などという、それこそ混乱したもの。はなはだしい人権侵害については対応の必要はあるが、男女平等要求はざらざらという本音。陳情は採択されず、継続審議になった。（98.2.15.ふじみん）

反対派と違って、私たちは議員直接アタック戦法を採りました。別姓選択制は意外に誤解されているので、会って思いを

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

連絡先／〒564大阪府吹田市
-0062

郵便振替口座／

No. 69 1998年7月4日発行

ちょっと突然ですが、会の内部で問題提起があり、合宿時に話し合い、会の体制が一部変わることに決まりました。

「婚差会は 婚外子差別撤廃を軸に、
「子どもの人権」と「女性の解放」を
両輪とする運動を進めていきます。」



婚差会への提案

1998年 6月20日
提案者 筒井

5月30日、Yさんの希望により、Yさんと大田さんとの話し合いが持たれ、筒井がオブザーバーで参加しました。オブザーバーで参加した理由は、話し合いの内容を、婚差会全体の問題として整理し、提起していくためです。話し合われたことの要点は以下の通りです。

① 大田さんが婚差会の窓口を引き受けてきたが、そのことによって「大田さん＝リーダー」という誤解が内外に生じ、また大田さん自身は余裕のない状況に追い込まれている。役割と権限は不可分のもので、現状では仕方ない面もあるが、会の運営を改善していく余地がある。

Yさんの方から、婚差会には、幼児期からの親子関係が原因で心に傷を受けた人が、様々な問題を抱えて相談にやって来るが、そうした人たちに対して、大田さんの対応が冷たいのではないかという意見が出されました。大田さんはリーダーなのだからそれでは拙いのではないかというのがYさんの意見でした。これに対して大田さんから、対外的な窓口であってリーダーではないこと、窓口を引き受けることが生活の上でも負担になっており、婚差会の現在の力量として、そういう人たちに対してトータルなケアを継続して行える状態にはないことが出され、この問題は、窓口である大田さん個人の問題ではなく、婚差会全体が考えるべき問題であるということになりました。

② 大田さんの、上記のような一連の対応から、Yさんは「大田さんは、母(女)の立場で婚差会の意見を統一したいと思っている。そうであるならば私は去るしかない。」と感じてきた。が、大田さん自身は、婚外子であるYさんと共にやっていきたいと思ってきた。Yさんが拒絶を感じてきたというのは誤解であったことが確認された。

③ 分かり合うということは難しい。そのためには自由にものが言え、受け入れられているという許容的な雰囲気がつくられていなければならない。また、言いたいことの核心を聞き取っていきこうという姿勢が相互になければならない。そのためには好悪の感情に囚われないこと、人間関係で物事を考えないことが大事だと思う。

深刻な事態を抱えてやってきた人たちが、自分の問題が受け入れられないことに失望して去っていくということは過去にも多くあったが、これに対して、自分の思うようにならないから去っていったのだ(去っていった側に問題がある)ということだけではいけないのではないかという話しになりました。そうした事態をどう考えたらいいのかということから、提案する方も聞く側も不十分な点があったのではないかという話しに及び、筒井が、人ではなく意見に対して向き合うこと、心情や感情に囚われない努力が相互に要るのではないかという意見を出しました。

①と③の問題は、重要な課題を含んでいると思います。次のことを全体の課題として話し合ってくださいようお願いいたします。

- ①・・・早急に大田さんの負担を減らし、仕事を分かち合うこと。(任務分担)
- ③・・・Yさんが婚差会の中で対立していると感じている意見、立場は対立的で止揚できないものなのか。(女の立場と子どもの立場・中絶の問題etc)



6月20日、合宿時に左記の①と③について、みんなの問題として話し合い、以下のことが確認されました。

①について

一人の人間が長い間、同じ役割をしていくことの問題点と「役割を主体的に担うことで鍛えられていくものもある」という意見が出され、連絡先を変えようということになりました。検討の結果、次

互いの意見出し合っ

号発行の「つうしん」分から連絡先を屋代さんが引き受けることになりました。

③について
会員各自の意見、考え方は違う

のが前提。それぞれが、それぞれの立場から自由に意見が出し合えることが大切。対立する場面があっても、それが互いの視野を広げ、認識を深めていくものとなるように討論していきたい。立場の違いは軽重を意味しない。特に学習会の中で、共通のテーマを掘り下げること、対立するように見える立場の違いが止揚されていくだろう。

今号の目次

- ・親子法学習会報告 2, 4, 5
- ・子どもの権利委員会 2, 3
- ・日本政府報告書検討会
- ・DNA親子鑑定(新編) 3
- ・児童扶養手当改正関連 5, 6, 8
- ・作民票改正について 7
- ・無国籍児急増 7
- ・「親権」の見直し 8

新聞記事

【婚外子（非嫡出子）】

*コロソフ委員「私が非嫡出子で、嫡出子である兄弟の50%しか遺産が相続できなかった場合に、裁判所で条約をもとに訴えたら他の兄弟と平等に相続できるようになるのか」
→外務省答弁：承知するかぎり、条約がわが国で発効したのちにそういう事例に関する判決が出た例はない。
*パルメ委員「残念ながら、1995年の最高裁判決を実例として挙げる事ができる。相続に関して差別があってはならない。条約では、すべての子どもに正当な存在として認められる権利 (the right to legitimacy; 「嫡

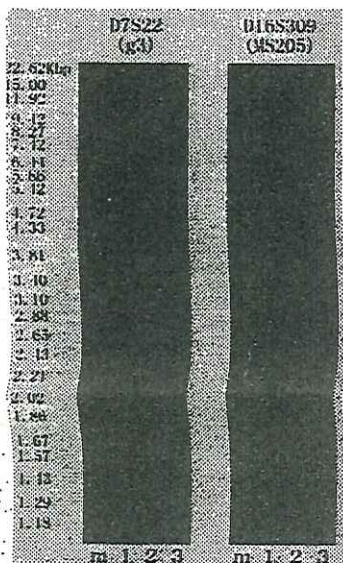
出性」という意味もある)がある」
*フルチ委員「婚外子については、相続だけではなく公的書類の記載にも差別がある。このような差別を早期に終わらせることを望む。また、最高裁では婚外子の相続に関わる民法の規定は違憲ではないという判決が出ているが、近い将来、変わる可能性はあるか」
*ウェドラーゴ委員「婚外子については規約人権委員会でも議論され、勧告が出されている。それに対してどのような措置がとられたか」
*カーブ委員「婚外子の相続権を平等化する法案が棚上げになっているとのことだが、立

法化の過程をスピードアップすることができ
るか。委員会としては、相続に関する婚外子差別は条約2条で言う『出生』による差別の禁止でカバーされていると考えている」
→法務省答弁：相続に関わる民法の規定は、法律に基づく正当な婚姻による家族の保護と、嫡出でない子の利益の調和を図ったもので、不合理な差別ではない。条約第2条に違反するとは考えていない。相続差別規定の撤廃を含んだ民法改正要綱は答申されているが、今後の世論の動向を注視しながら国会提出を検討する。／出生届には確かに記載上の差異がある。嫡出子と非嫡出子は相続や親子関係で違った取扱いがなされるため、戸籍でも区別しておく必要がある。=総括所見14・35参照

◇ DNAフィンガープリント法による親子鑑定例 ◇

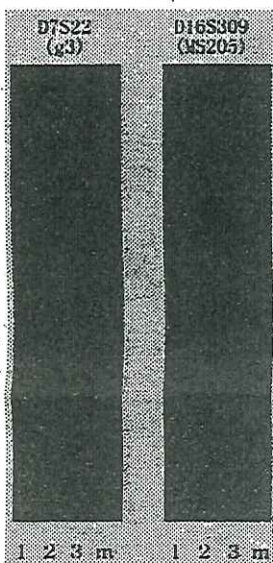
(帝人バイオ・ラボラトリーズ提供)

父子関係が否定されないケース



バンド(黒い横線)の位置は人によって異なる。1は母親、2は子供、3は父親と推定される男性のバンド。左側の写真では、子供のバンド(中央)のうち母親にないバンド(父親由来のバンド)が男性のバンドに存在するので、父子関係があると推定される。右側の写真では、母親にない子供のバンドが男性になく、父子関係が否定される。

父子関係が否定されるケース

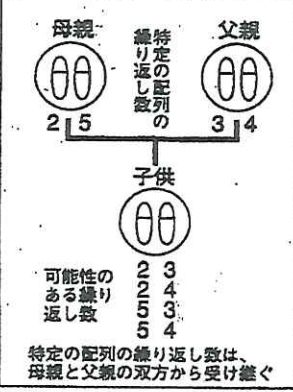


98.6.9 毎日夕刊

専門会社に月2千件も 米国

■胎児も調査
「99%以上の一致率でなければ、お客様には報告できません」。4月に来日したDNA親子鑑定会社「アイデンティティ」(本社・テキサス州)のキャロライン・キヤスキー社長はそう強調した。
米国にはDNA親子鑑定を実施する民間会社が多数存在する。アイデンティティもその一つで、1993年に設立された。血液を使わず、ほおの内側の粘膜細胞を綿棒で採取して鑑定するのが売りもので、父子鑑定を中心に月2000件の鑑定を実施している。昨

繰り返し配列の遺伝形式の例



年4月には日本の窓口である「シン・ジャパン」を東京都渋谷区に開設した。シン・ジャパンが請け負ったサンプルはアイデンティティに送られ、鑑定される。今年4月末までの1年間で約6500件の鑑定を実施した。個人が直接サ

「倫理コードが必要」

■規制を求める動き
個人情報であると同時に血縁者が共有するDNA情報を超えて、DNA親子鑑定には慎重さが求められる。米国には米国血液銀行協会のカイロラインがあり、アイデンティティは

「国連子どもの権利委員会における日本の締約国報告書第10回審査について」
平野裕二(子どもの人権連/AIRC)さんの報告から
(いんふおめーしよん子どもの人権連 No.56 1998年6月号から抜粋)

98年5月23日
親子法学習会
報告書 (出席者3人)

テキストは「子どものトラウマ」(西澤哲著・講談社現代新書)。
2月に予定していた内容を、報告者大田の体調不良(なんと初めてギックリ腰を経験しました)や急な仕事などで3カ月遅れで報告し、話し合った。参加者は少なかつたけれど、実りのある討論ができたと思う。話し合いの内容は以下のとおり。

☆虐待(abuse)の定義…子ども自身の欲求や要求と無関係なところで、大人が自らの満足や求めて子どもを利用すること。

☆虐待の4タイプ…①身体的虐待②ネグレクト(積極的・消極的)③性的虐待④心理的虐待(固定的でなく、重複もある)

☆子どもを傷つけずに育てられる親などいない。どんなにすばらしい親でも意図せず子どもを傷つけてしまうものだ。

↓では、虐待やトラウマとなる関係とどこに差があるのか?
↓子どもが自分自身を「親から愛されている」「親にとって自分は特別な存在だ」と思えるか否かが鍵。

↓出生時に親に捨てられた子、「自分は親に望まれなかった子だ」というメッセージを受け取っている婚外子などには、癒しがたい傷があるだろう。私たちはそのことを理解する必要がある。

↓親と子、双方に関係継続の意志があれば人間関係は修復できる。親の死後、夢の中で親との関係を修復した子どもの例もある。

☆子どもを虐待する親の一般的な特徴…依存性・衝動性・未熟性
↓低年齢で未成熟
☆トラウマは行動面で再現されることが多い。虐待の世代間伝達を生む。①自分にとってトラウマとなった体験を人に与える②自身自身でトラウマを繰り返す③トラウマとなった人間関係を繰り返す
☆親自身が激しい愛情飢餓などの問題を抱えているために、子どもを虐待してしまう。親の成育歴を見て問題を解決する必要性がある。

☆現代では、機能不全家族が常態であると考えておいた方がいい。
☆「虐待する・される」人間を生み出さないような親子関係、社会機構を構築するためには、どんな考え方が必要か? ↓この学習会の目的・意義でもある

☆トラウマを消化吸収していくプロセス(3つのR) ↓自分自身に責任のない、自分ではどうしようもない、受け入れられなかった辛い体験を自分の過去の物語とすること

☆6つのR…①Reexperience(再体験) ②Release(解放) ③Reintegrate(再統合)
☆「あるがままを受け入れる。その形で、自分の責任を負えないものを、それでも自分のものとして選択しなおす」(なだいなだ著「アルコール問答」岩波新書)

↓それは、かけがえのない自分自身を自覚し、自己の尊厳を取り戻すことではないか。

自分の責任を負えないものを、それこそ自分のものとして選択しなおす

☆「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆こうして見てくると、親子の問題は、結局人間関係全体の問題だ。婚外子差別も子どもの虐待も人生の入り口で受ける傷である。その傷はその人間のその後を規定し、対人関係をゆがめて拡大再生産していく。

☆「虐待」は、子どもの健やかな成長をそこなう。その意味で、人間に加えられた不当な力であるから、それは、ガルトウングの意見に従って言えば「暴力」と定義してもよいものではないか?

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

☆子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

に借りて読んだ「アダルトチルドレンと家族」(斎藤孝著・学陽文庫)も理解を深めるのに役立つ。「生む」「生まれる」について、別掲の「ワーキングマザーと子どもたち」(久田恵著・ちくま文庫)も参照されたい。この本は子どもを抱えて働く親(特に母親)にとっては、涙なくしては読めない本だ(だけど、読めば元氣も出てくる)。通勤の電車内で思わず涙することが何度もあった。

子どもは女(母)の所有物ではない。だが、現代において子どもを生むことを選択した女は、(父である男の協力の有無にかかわらず)否応無しに子育てをほぼ一手に引き受けねばならない。そのことの重さが、女たちを窒息させている(朝日新聞の記事「絆」参照)。出生率がまた下がった原因も根本はここにある。

子育ては女の人生から時間を奪う。可能性を奪う。一方で一人で生きていたのでは巡り会えなかつたような広がりも与えてくれる。どんな人生を生きたいか、そのシナリオを描く主体はやはり「私」でありたい。いいことも悪いことも、今の自分がここにあることはすべて自分が選んできたことの結果である。容認して、「いま、ここから」を始めたい。

一方で、「女が自分の人生を大切にしたら結果、抹殺されてしまう命もある。私は中絶を緊急避難としてしか認めたくない」という屋代さんの指摘も重く受け止めたい

「緊急避難」とは何かについて、屋代さんは「出産が母の心身の健康を損なう場合」としている。婚外子の中絶率の高さ(善積さん作成の表参照)は、確かに生まれる前にすでに差別されている婚外子の実態を反映している。

婚外子は、生まれてきたこと、それ自体を恩恵としなければならぬ存在であってはいけない。「産む産まないは女が決める」というスローガンは、優生保護法改悪の時に、女たちの運動の側から出されたものだ。「中絶反対派」に対する強力なアンチテーゼとしての意義は大きかったと思うが、このスローガンには言い難い違和感を感じてきた」と筒井さんは言う。当時は何となく感じていても口に出せなかつたその違和感を、いま「殺される側」としての婚外子からの提起を受けて、改めて検証し直すことができる時代が来たと言えないだろうか。

婚外子が差別されない、子育てが私事として産んだ女だけに責任を負わせられない社会を夢見て、親子法の学習会はその可能性を模索している。(文責・大田)

※親子法学習会は、最低3人はいないと成立しないので、この間の出席状況等から基本的に筒井・佐々木・大田が核となって進めていきます。最終的には法改正をめざして運動をつくることを目的とし、学習会は将来的にはワーキング・グループとする意向です。学習会当日に次回、次々回の日時・会場・テーマを決めるフレキシブルなやり方を取っています。参加ご希望の方は、上記3人にご連絡ください。

子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

子どもは「生まれる」ものか? ↓「生む」ものか? ↓それは同じ事象を、子どもと女、どちらの視点で見るとかということであり、また「生まれる」も「生む」も一人の人間の中に同居している。そこに

●「親子法学習会」今後の予定
☆7月11日(土)午後1時から梅田東生涯学習ルームで。「家族・私有財産・国家の起源」(エンゲルス著)を筒井さんの報告で。参加者は本を読んできてください。☆9月5日(土)午前中(10時~正午)事務局会議をした後、午後から学習会。会場は梅田東生涯学習

たしこの
おはこの
参加時、時

ルームまたは精華生涯学習ルームで。「複合差別論」(上野千鶴子著『岩波講座現代社会学15・差別と共生の社会学』所収)。報告者未定。参加希望者はテキストのコピーを筒井さんに請求してください。梅田東生涯学習ルーム ☎06・359・5832、精華生涯学習ルーム ☎06・636・1057

田に所得制限を大幅に切り下げた。...

今更には、子育て支援の重要性が...

子育て支援基本法を...

母子家庭に総合的な支援を

(98.4.25 ぶん)

母子支援は重要だ。母子家庭に在る生活保護の水準は...

母性のゆりかご

時計の針が、午後四時半を回る。...

出産で人生設計狂った

息を取った。その時間も耐えられない地獄に思えた。...



フリーキングメーカーと子どもたち

久田恵



子どもを生んだ方がいいかしら？ どう思いますか？...

児童扶養手当削減に思うこと

392,280円 — 私の 母子3人世帯に支給される児童扶養手当である。

これは月額ではなく、1年間に支払われる額で、本来ならば 556,680円支給されるどころ、私は所得制限にひっかり392,280円の支給と になっている。私の所得額は、この392,280円を支給されるギリギリのところにあるので、子どもを2人かかえていても私以上の所得がある人には児童扶養手当は支給されない。もっとも子の数が3人、4人となれば所得制限額もかわってくるが微々たるものだ。

私は母子家庭を選んで6年目になる。そのきっかけは子どもの父親が作ったけれど、しかし、それ以前から自分の営む家庭が父母子家庭として成り立たなくなっていたことに大きな原因があった。

とはいっても、11年余りの家庭生活を根もとからひっこめくにはエネルギーがいる。子どもの衣食住の整え、父親との物質的精神的関係、自己を含め自己をとりまく関係の調整がうまく機能するまで3年の時間が必要だった。

私の場合、暴力やその他の関係からまず逃れなければならぬといったものはなかったが、しかし、ひっこめく作業はつらく、混乱と矛盾にみちており、その最大のしわよせは子どもたちへいったことはいままでのない。

しかし、こういった経験は、また、私の中にあった禁欲性や独善性をとらえなおし、今まで正しいと信じていたものへ疑いの目を向けさせることになった。私がこの経験を良いものとして自分の中に蓄積させることができたのは本当にラッキーなことだったと思う。そうでなかつ

たら、私は愛するものをこの手で打ちこわしたにちがいない。

* * *

「児童扶養手当や養育費は、あなたではなくあなたのお子さんに支給されるものです。子どもが当然受けるべき権利なのですよ！」

子どもの父親との交渉がこじれかけ、問題を家庭裁判所に持ち込んだ私の「お金なんか問題じゃない」という態度に対する女性の調停員の言葉であった。

おばあちゃんに近いおばちゃんだったけど、私はその人の顔をはつきり覚えている。この人の「子どもが受けるべき当然の権利」の言葉は、自分のことしか考えず行動していた私をハツとさせた。

今回、政府は母子家庭に支給される児童扶養手当を削減しようと、支給対象者の所得制限を引き下げた = 図1参照。

母子家庭の生活は苦しい(平均年収は202万円)。それは女性の賃金が非常に低い(男の半分)ということが原因になっているが、年収が400万円を上回る私自身のことを考えてみても、衣、食、住をきちんと確保し、子どもの教育費を考え、自分の健康を考えたりすれば、とたんに不安になってくるのである。児童扶養手当の所得制限が強化されると、私は年間40万円(これは5ヵ月分の家賃に相当する)近くの損失となり、生活に対する圧迫は著しい限りだ。

しかも、この児童扶養手当は、地方自治体独自の助成制度(医療費の助成、水道の基本料金の免除等)と連動しており、単に手当の不支給だけにとどまらないものなのだ。

厚生省は、さらに支給額の引き下げや支給期間の短縮まで検討しているというが、ひどいもんだ。銀行の破綻には30兆円という公的資金をつぎこもうとし、たった3100億円(97年度)の支出である児童扶養手当をさらに削ろうというのだからあきれろ。

本来、児童扶養手当は、子ども1人につきいくらかという発想で支給されるべきものである。女性の調停員が言ったように、子どもが受けるべき当然の権利なのだ。親に所得がいくらあろうが、そのことで児童扶養手当の支給、不支給が決められること自体おかしいのだ。苦勞して育てたわが子から、国は将来ガツボリ税金をとっていくんだらう!? 考えてみれば、私は国のために<金のなる木>を無償で育てているようなものだ! 弱いものをまず足蹴にしようとする国のやり方に、私はむしろ腹がたつばかりである。(1998年6月11日・T記)

児童扶養手当はこり変わる! 図1

- ①所得制限の引き下げ *年収ベース
 - ☆本人(2人世帯)
 - 全部支給 現行204.8万円 → 現行どおり
 - 一部支給 現行407.8万円 → 300万円
 - ☆扶養義務者(6人世帯)
 - 現行946.3万円 → 600万円
- ②手当額の物価改定
 - 毎年行われているもので、今年は全部支給で月780円増、一部支給で530円増。
- ③認知された婚外子も支給対象に。

「児童扶養手当の切り捨てを許さない福岡の会」と「婚外子差別をなくし戸籍制度を考える会(この会)」では、当事者の声を集めようとして、アンケートを行っている人へのアンケートを行い二十八人から回答を得ました。

回答者の中に今回手当を受け付けから7月受け付けからいよいよ実施される。が、つづられました。会では三月に福岡市へ申請を提出したのに続いてアンケートの結果を持って、五月二十二日、県保健福祉部の担当者との二回目の話し合いを行いました。前向きな回答は得られず、現在六月の県議会への申請の準備中です。

状況はともかく、結果を含めた記事が地元紙に掲載されました。六日には、市町村の女性議員でつくるネットワークの学習会に招かれたり、市町村から県へ意見書をおびよつとついても動きもありません。六月十二日には、三月に福岡市で意見書が委員会で採択されました。私たちは、シングル・マザーの権利を中心にアピールしたいわけですが、各派の議員には「児童の健全育成」を全面に出した方が賛同を得やすいといわれ、会の名称もソフトに「88児童扶養手当福岡の会」と改められました。ちょっと複雑な心境ですが、今のところ、少いですが、運動が広がっているという手応えを感じられ、メンバーもあつちやうまでがんばつて、仕事の合間や休日やじやいへして活動しています。

福岡の本多玲子さんから、母子家庭に出る児童扶養手当の所得制限切り下げで、県などと交渉している様子を報告。

児童扶養手当一部支給の所得制限が年収三百万円以下に引き下げられることについてはご存知だと思います。福岡県では、これによって約二十四万人が手当の支給を受けられなくなる上に、手当の支給が要件となっている母子家庭への医療費の助成も受けられなくなります。福岡でも企業の倒産が相次ぎ、女性の雇用状況は大変厳しい、不安定雇用でぎりぎりの生活を送っている母子家庭にとって、このダブルパンチはまさに死活問題です。

「児童扶養手当の切り捨てを許さない福岡の会」と「婚外子差別をなくし戸籍制度を考える会(この会)」では、当事者の声を集めようとして、アンケートを行っている人へのアンケートを行い二十八人から回答を得ました。回答者の中に今回手当を受け付けから7月受け付けからいよいよ実施される。が、つづられました。会では三月に福岡市へ申請を提出したのに続いてアンケートの結果を持って、五月二十二日、県保健福祉部の担当者との二回目の話し合いを行いました。前向きな回答は得られず、現在六月の県議会への申請の準備中です。

各地からの
おたより

福岡県から
本多 玲子

98.6.25 3,200人

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

●連絡先が新しくなりました！

連絡先／〒

神戸市垂水区

郵便振替口座／

No. 70 1998年10月24日発行

永井訴訟上告棄却に 抗議文送付

(主義・支援団体の抗議はページ)

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	藤井正雄 殿
		小野幹雄 殿
		遠藤光男 殿
		井嶋一友 殿
		大禾峻郎 殿

抗議

1998年 10月 10日

先般、永井・児童扶養手当訴訟に対する、貴法廷の決定が出されました。行政に一片の注意も促さず、上告を棄却したこの決定を、私達は認めることができません。決定文は、広報を含む行政の対応に違法はなかったと述べていますが、これは、「障害者」の知る権利が保障されていない現状を不問に付し、「障害者」が権利を行使できるように、行政が配慮することなどないのだという社会的判断を示したものと受け取られます。

児童扶養手当は、社会、経済的に様々な不利益に晒されている「障害者」や母子家庭にとって、生存に直接かかわる切実なものです。然るに、これの受給申請は、広報の在り方や運用の仕方、窓口の対応などによって、けっして容易にできるようにはなってはいないのが実情です。永井訴訟は、「障害者」の立場から、そうした受給申請の困難さについて訴えたものでした。それは、通常的手段で自己に係わる情報を入手できない人達に対して、行政がどのように周知徹底をはかるのかという、福祉の内実にかかわる問いかけでありました。受給の権利が、申請によって生ずるものであればこそ、それに先立って知る権利が十分に保障されていなければなりません。知るということが先ず保障されなければならないのです。けれども、行政は、児童扶養手当について、受給資格を持つ人に積極的に知らせようという姿勢を持っていないように思われるケースが多々存在します。私達も、受給資格を持っているのに知らされなかったり、否定されたりした事例を少なからず知っております。知ると言うことは基本の権利であり、それを保障することは行政の義務であります。当然知らせると言うことは、知ることのできる方法によってでなければなりません。「聴覚障害者」には「聴覚障害」に対応した方法で、「視覚障害者」には「視覚障害」に対応した方法でなければ意味がないのです。このことは、権利に付随する当然の措置であります。

決定文は、こうした要求に基づく主張を、「非難」と呼んでおりますが、自分の目を疑うことなしには、この「非難」という文字を読むことができませんでした。「非難」したとは通俗的にいえば、難癖をつけたということでもあります。「知ることのできる方法で知らせて欲しい。そうでないと受給申請ができない」と訴えることは、難癖をつけることなのでしょう。人権の擁護者である裁判官が、しかも最高裁の裁判官が、「障害者」の立場から学ぼうとする姿勢すら見せないで、「非難」という粗雑な一言で片付けていることに驚いてしまいました。真剣に審議されたのだろうかという疑念さえ湧いてきます。あなた方の人権感覚のなさに怒りを禁じ得ません。私達は、法の上での形式的平等を求めているのではないのです。実質的平等を求めているのです。

貴法廷の、永井・児童扶養手当訴訟の決定文は、行政の形式主義を是とし、この制度が社会保障制度として機能するのを阻み、「障害者」のみならず社会的弱者を切って捨てる役割を果たします。私達はこれを断じて許すことができません。よってここに厳重に抗議します。

婚外子差別と闘う会

児童扶養手当訴訟
行政の広報
適法と判断
最高裁

京都市内の聴覚障害者を持つ男性とその妻が「児童扶養手当」の受給資格を知るのが遅れたのは、行政側が広報活動を怠ったためだとして、遅れた期間の手当約四十七万円を支払うよう求めた訴訟で、最高裁第一小法廷（藤井正雄裁判長）は十日、「制度の周知徹底は法的義務ではない」として請求を全面的に退けた二審・大阪高裁判決を支持し、原告側の上告を棄却する判決を言い渡した。

98.9.11朝日

●これからのスケジュール●

◎11月7日(土) 梅田東生涯学習ルーム
TEL06・359・5832

10:30～12:00 事務局会議
13:00～16:30 親子法学習会

前回の学習会で「次回はいんぼ」と言いました。梅田がこれたので会場を変更しています。ご留意を!

※事務局会議では、住民票ネットワークシステムについて自治省への公開質問状を検討します。親子法学習会では、これまでの成果を話し合い、6月集会へ向けてのスケジュールと課題を検討します。多数ご参加ください。

◎12月5日(土)6日(日) 婚差会合宿
5日18:00集合、6日12:00ごろ解散予定
場所：(財)神戸学生青年センター
神戸市灘区山田町3丁目1-1
阪急六甲駅から北へ徒歩5分
TEL 078・851・2760



テーマ：①内部学習会の続きのディスカッション②来年の役割分担と大まかなスケジュール、取り組み課題の決定 など
★同封のはがき(50円切手はご負担ください)で、11月20日(金)までに出席をご連絡ください。

- 永井訴訟判決と抗議... 1～2ページ
- ◎複合姓の戸籍上の取扱... 2ページ
- 事務局会議録... 3ページ
- 今号◎本籍2何のためにあの子?... 3ページ
- ◎指紋押なつ全廃の方向... 4ページ
- ◎バルゴ2行 高裁取訴... 5ページ
- 目次◎民法改正関連～ふみんの記事から... 5ページ
- 親子法学習会報告... 6～8ページ
- ◎ユニセフ年次報告... 7ページ
- 編集後記... 8ページ
- ◎は新聞記事から

【永井訴訟最高裁判決・全文】

※「支援する会」ニューズ臨時号の原稿に基づいて、婚差会ドワープロを打ち直しました。

十七十八

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人出口治男の上告理由第二

二ないし第四について

児童扶養手当制度は児童扶養手当

法(以下「法」という。)によって

創設されたものであって、児童扶養

手当の受給請求権が、法の規定を待

たずに、憲法一三条、二五條、二六

條に基づいて当然に発生するもので

はないこと、同手当の支給の開始を

原則として認定請求をした日の属す

る月の翌月からとする法七條一項の

規定が憲法一三条、十四條、二五條

二六條に違反しないことは、最高裁

昭和五一年(行ツ)第三〇号昭和五

七年七月七日大法院判決・民集三六

卷七号一三三五頁の主旨に徴して明

らかである。また、同手当の支給開

始日は、法七條の規定により定まる

のであって、法六條一項の認定によ

って確定されるものではないと解す

べきである。そうすると、記録及び

原審の適法に確定した事実関係に照

らせば、本件児童の出生日である昭

和五四年一月四日から認定の請求

をした日の属する月の末日である同

五六年三月末日までの期間について

児童扶養手当を支給しない旨の処分

の取り消しを求める訴えはその対象

を欠き、本件認定通知書を持ってさ

れた処分の取り消しを求める訴えは

訴えの利益がなく、右期間について

の児童扶養手当の支払を求める請求

権は存在しないとした原審の各判断は、是認することができる。右判断は、所論引用の各判例に抵触するものではない。論旨は、独自の見解に立ち又は原審の認定に沿わない事実に基づいて原判決を非難するものに基づき、採用することができない。

その余の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができる。その過程に所論の違法はない。右事実関係の下において児童扶養手当制度

の広報、周知をめぐる被上告人側の対応に違法はないとした原審の判断は、是認することができる。右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は、独自の見解に立ち若しくは原審の認定に沿わない事実に基づいて原判決を論難するか、又は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものに基づき採用することができない。

最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官
藤井 正雄
小野 幹雄
遠藤 光男
井嶋 一友
大出 峻郎

1998年9月 日

最高裁判所第一小法廷御中

永井訴訟(児童扶養手当認定処分取消等請求事件) 上告棄却への抗議

永井訴訟を支援する会
代表 筒井純子

9月10日の永井訴訟の上告棄却の判決に対して、私たちは抗議します。

1、永井訴訟の訴えた内容をどのように認識された上での判決なのか?

永井訴訟が訴えていた内容は、我が国における、障害者や母子家庭、その他多くの人々の福祉、生活保障にかかわる問題です。

我が国の福祉制度は、諸外国と比べ、根本的な問題を抱えています。我が国の制度は、福祉の対象者自身が制度を「知り」、自ら「申請する」ことを持って初めて機能するシステムとなっています。

それであれば、まず制度を「知る」ことについての保障が定められねばなりません。何故ならば、福祉を必要とする人々は、厳しい労働条件の下で働かざるを得ない人々が多く、平日に福祉事務所を訪れること自体が困難な人々でもあります。また、聴覚障害者や視覚障害者など「情報」から阻害されがちな人々も多くいます。

その人々が、様々な法制度を、自力ですべて把握し、その中から自分を対象としたものを選び出さなければならぬ—といったことを期待するのは、あまりにも酷であり、非現実的であります。

対象者自身が制度を「知る」ことができず、それがために必要な援助を受けられず、正当な権利を行使できなかったとすれば、憲法第25条に定める生存権はお題目にすぎないことにしかなりえません。

永井訴訟は、我が国で初めてこの問題を問い、本来の憲法、本来の「福祉」の立場に立脚した法の解釈を訴えたものであります。

それは国際障害者年、国際婦人年と続く世界的な流れの中で、我が国を本当の福祉国家へと確立させていく契機となるものであります。

上告棄却は、これを否定し、憲法をお題目だけのものとし、我が国を「福祉後進国」のままへと後退させるものであります。

2、『広報・周知をめぐる被上告側の対応に違法はない』のか?

第一審、第二審において示された国、及び京都府側の「広報は十分に行なっていた」とする証拠を正しく調べるならば、上告人永井らの言う「1979年前後、自分たち、及び自分らと同じ境遇にいた多くの対象者にとって、広報はなかった」事実は明らかです。

原審は、2~3年に一度だけの「ラジオでの広報」(それもほとんどの対象者が勤務中の平日の昼の時間帯の放送)、上告人らがまだ小学生であった「昭和39年の市民しんぶんの記事」…そうしたものを見ていない、聞いていない(そもそも聴覚障害の哲には「聞く」ことはできません)ことを持って、上告人らの「努力不足」としています。

これがどんなに理不尽なものであるかは、誰の目にも明らかです。

また、被上告人京都府自身が自ら調査して、児童扶養手当を受給する権利を持ちながら、制度を「知らない」まま申請できずにいた障害者家庭が多く存在したことも明らかにされています。

これらの事実が『適法』であるとするのであれば、我が国にはもはや「福祉」は存在しないとしか言いようがありません。

こうした、障害者や母子家庭等、多くの人々の「福祉」を否定し、生きる権利を奪う、今回の上告棄却判決に対し、私たちは満身の怒りを込めて抗議します。

以上

▲永井訴訟を支援する会が作成した抗議文
婚差会はこの抗議文にも賛同しました。



戸籍上は単一の姓名扱い

国際結婚の子供がダブルネーム(複合姓)を通称として使うことは自由だが、戸籍上もそうすることは可能だろうか。韓国・朝鮮人以外を含め情報を集めている「国際結婚を考える会」によります。

まず「藤田 朴沙羅」のように、子供の名の部分に初めから一方の親の姓を盛り込んで出生届を出す方法がある。また高松家裁で京家裁などで何例か認められてい

は一九九四年、「佐竹 恵子」から「佐竹 ダブナイ恵子」への途中変更が認められた例がある。

だが「藤田 朴沙羅」のように、子供の姓の方をダブルネームに変更した例はなさそうだ。一方、日本籍の親が外国籍配偶者の姓を自分の姓に取り入れダブルネームに変更することは、大阪、東京家裁などで何例か認められてい

る(却下例も多い)。その子供は日本籍の親の戸籍に入るので自動的にダブルネームだ。

ただし、こうした「二氏の変更」「名の変更」の申し立てをめぐる許可基準は、各家裁によってまちまち。日本の民法は原則として複合姓を認めず、前記の例も形式的には単一の姓、単一の名としての扱いになる。戸籍上の表記でたとえば「藤田と朴との間に」「やハイン」を入れることは、難しいとされる。

98.9.18朝日新聞「ダブルネームの複合姓」が自然だが国際結婚の子どもたちの記事から抜粋

指紋押なつ全廃の方向

外登法の改正検討

法務省 通常国会提出へ

外国人登録法で定められた在日外国人の指紋押なつ制度について、法務省が全廃する改正案を次期通常国会に提出する準備をしていることが明らかになった。指紋押なつをめぐっては、一九九二年の法改正で在日韓国・朝鮮人を中心とした特別永住者に限って廃止されたが、その他の定住者にはなお、押なつ義務が課せられている。法務省内では「一人権上、区別なく一律に押なつ義務を撤廃すべきだ」との意見がほぼ一致している。実現すれば、義務を免れる対象者は約六十万人に及ぶ。警察庁などには治安上の理由からの反対論もあり、法務省は慎重に調整を進めている。

中村正三郎法相は六日の衆院法務委員会、「これまでの経緯の通り、来国会に對を進めており、来国会に間に合うように指示している」と述べ、押なつ全廃を視野に入れていることを明らかにした。

指紋押なつに対しては、在日韓国・朝鮮人を中心に抵抗感が強く、八〇年代から押なつ拒否などの反対運動が高まった。日韓の政治問題にもなり、八七年の改

正で「五年ごとの更新」から「生涯一回限り」に変更された。さの一九九二年、在日韓国・朝鮮人など日本での永住資格のある外国人について押なつを廃止する改正案が成立し、九三年一月に施行された。しかし、ビジネスマンや日本人の配偶者、留学生の一年以上の長期滞在者、定住者など三十万人以上(当時)の外国人にはなお義務規定が残された。

衆議の法務委員会は九二年改正時に、「外国人の人權を尊重して制度のあり方を検討し、施行から五年を経過した後、速やかに適切な措置を講ずる」との付帯決議を採択した。法務省は、次期通常国会をその「期限」と位置づけている。法務省入管局は昨年来、在日外国人や市民団体などを対象に指紋押なつに関するヒアリングを実施している。その中で「外国人の中で取り扱いを分けるのは合理的な理由がない」「国際化の時代にそぐわない」といった意見が強く示された。

さらに入管当局には、前回の法改正以後、運用上の大きな問題は起きていないが必ずしも、本人確認のための絶対的な手段ではなくなっている。不法入国や不法滞在が急増している現実の中では、

制度を存続させる意義が薄らいといた認識がある。このため、押なつ制度を全廃する方向になったという。本人確認の代替手段としては、特別永住者に対する現行制度に合わせ、「十六歳以上について、写真や署名、配偶者の氏名を登録する」といった運用を検討されるとみられる。

拒否運動通じ 高まった世論 指紋押なつ制度は、一九五二年、戦後の混乱で外国人登録の虚偽申請や二重登録が横行していたことを理由に、治安目的で採用された。しかし日本人と同じように生活している在日韓国・朝鮮人は指紋を取られ続けた。

八〇年ごろから、押なつ拒否に伴う裁判が続発し、八三年七月、外国人登録法の指紋押なつを拒否した京都市内の短大講師が、外国人登録法違反で逮捕されるなど、全国的な規模で拒否表明が広がった。八五年には、川崎市が押なつ拒否者を告発しないことを決めたほか、東京都目黒区など各地の自治体が警察当局に對し慎重な対応を希望した。

在日韓国・朝鮮人に加え、米国籍など日本の牧師や神父も支援に加わり、運動としての押なつ拒否が盛り上がった。改善を求める世論の高まりを受け、指紋の採取方法の改善や更新期間の延長が進み、八七年、九二年の法改正へつながった。

しかし、治安を重視する警察庁の意向は変わらず、法務省も警察からの照会には積極的に対応することを求める連連を出すなど、全廃には至らなかった。

指紋押なつ拒否に伴う裁判はなお続き、今年九月にも、在日韓国人が八五年に押なつ拒否し、逮捕、起訴された事件をめぐる、最高裁は、指紋押なつ制度の合憲性に疑問を投げかけた控訴審判決を破棄する判決を言い渡している。

金大中・韓国大統領の訪日とも重なった7日、「歴史の清算の一つ」「まだ到達点ではない」と直接、間接にかかわってきた人たちは、それぞれの感慨を口にした。

指紋押なつ、全廃の方向

改善求め20年「おひざく」先

「解決ではない」警戒も

関係者の声

ちが出てきた。私たちの持っていることが小手先だけのものであったことにも気づかされた」と語り、

感慨がある一方で、「日韓の歴史の清算を掲げた今回の金大統領の訪日、いわば『おひざく』と思うが、逆にいえば、指紋押なつが過去の歴史の象徴だっ

たといいついなんでもしょうね」と話す。

人管理を強化する動きがあることを見逃してはならない」と指摘する。

「私たちは指紋に限って運動をしてきたわけではなく、外登法の根本改正を求めてきた。外登法の常時携帯義務や更新義務の違反への重罰規定が残る以上、外国人を管理するという法の役割は何も変わらない。もし法務省が今回の『指紋全廃』だけですべて解決、とするなら、とんでもないこと」と警戒する。

「四七年施行の外国人登録法(後の外国人登録法)は、旧植民地出身の我々を一方的に外国人扱いして押なつることがそもそもの目的で、在日朝鮮人の尊厳を踏みにじり差別するための手段が指紋だった。そこや

「四七年施行の外国人登録法(後の外国人登録法)は、旧植民地出身の我々を一方的に外国人扱いして押なつることがそもそもの目的で、在日朝鮮人の尊厳を踏みにじり差別するための手段が指紋だった。そこや

兵庫県尼崎市の喫茶店主で在日朝鮮人の金成日さん(四七)は、一九八六年に押なつを拒否して逮捕され罰金刑を受けたが、いまも押なつ強制の是非をめぐって最高裁で係争中だ。外国人登録原票のコピーをモチーフにしたオフジェや絵巻、各地で展示する活動もしてきている。

八〇年の九月十日、新宿区役所で「告発するなりなんなりしてくれ」と宣言、外登証を破り捨てた時は、孤立無援の闘いだっ。子供が次々と押なつ年齢に達し、「これ以上(押なつ)の(屈辱を)味わわせたくはない」という、せつぱつまった気持ちからだった。それ以来、韓さんは一切外登証を持たず、更新もしていない。

八五年、指紋押なつを拒否した外国人を警察に告発するよう求めた法務省連連に抵抗した兵庫県西宮市役所の小川雅由さん(四四)は、当時、外国人登録の担当だった。

「歴史の象徴 八五年、指紋押なつを拒否した外国人を警察に告発するよう求めた法務省連連に抵抗した兵庫県西宮市役所の小川雅由さん(四四)は、当時、外国人登録の担当だった。

「歴史の象徴 八五年、指紋押なつを拒否した外国人を警察に告発するよう求めた法務省連連に抵抗した兵庫県西宮市役所の小川雅由さん(四四)は、当時、外国人登録の担当だった。

「歴史の象徴 八五年、指紋押なつを拒否した外国人を警察に告発するよう求めた法務省連連に抵抗した兵庫県西宮市役所の小川雅由さん(四四)は、当時、外国人登録の担当だった。



最近、婚差会が楽しい。楽しいというのは、学習会が継続し、婚外子差別とは何かということについて、様々な角度から、突っ込んで話し合いができるようになったからである。また、長い間、「あれっ、そうかな？」と思いつながら出せないでいたことが、学習会の中で言え、聞いてもらえるようになった。錯綜して見えにくくなっている問題を解きほぐし、整理していく場が持てるようになったということは大きな力である。運動を進めるためには、理論的作業が不可欠である。

さて、7月学習会の報告であるが、6月に関単労の報告で行った、エンゲルスの『家族、国家、私有財産の起源』を再度、婚差会のレポートでやった。関単労の人達はきちんと読んで、立派なレポートも出していたのに、婚差会はまだ読んでいなかったからである。報告者は私だったのだが、仕事に忙殺されて、思っていたレポートを書くことができなかった。家にいる時も机に張りついて、学校の勉強ばかりしなければならなかったせいだが、いつまで経ってもそんな生活から抜け出せないのが恨めしい。

エンゲルスを読もうといったのは私であるが、理由は、なぜ家族が形成され、男が、女と子どもの生殺与奪の権限を握るのかということについて、社会、経済的な観点から考えてみたかったからである。この間、学習会は、「家族」を、心理規制の側面から問い直すという作業を続けてきたので、家族イデオロギーからの脱却を、個人個人の意識変革の問題に収束させてしまわないかと心配だったのである。「家族」の物質的、経済的基盤を捉え直す必要がある。もとよりこれは、エンゲルスを読むだけでは不十分である。とりあえずこの本が読みやすかったにすぎない。そして取りあえず解ったことは、女が一つの差別される層、つまり「階級」であること(エンゲルスの本では十分に理論化されていないが)、単婚家族の発生は、「決して個人的性愛の果実ではなく、それとは絶対に無関係であった」(第2章)ということである。単婚家族は、富の私的所有に基づいて、父権によって作られた制度なのである。

女が層として、つまり階級として差別されているという認識は重要である。かつて、「女と男のいい関係」ということが婚差会で

女性差別は階級差別。母権制への男の階級闘争が単婚を生んだ。

話題になったことがある。その当時は、いい男といい関係を作って生きることが、女性解放の一環であるような思い込みがあったのである。『いい関係』の必須条件は、育児と家事の分担である。今でも家事について、男への不満や自慢(?)が語られることがある。しかしながら、家事をする男が増えたからといって、そんなことは当たり前なことなのであり、それで「女」の解放が進むわけではない。断っておくが、私は、女と男の分業体制などどうでもいいと言っているのではない。そうではなくて、そうした個々の役割分担の乗り超えや変革が、男社会の権力構造そのものを捉え難くしていく危険性はないだろうかかと危惧しているにすぎない。男と女の関係が権力関係である限り、それは個人的に乗り超えればよいといった、個人個人の意識変革の問題ではないのである。権力関係には、物質的な基盤がある。経済、社会制度の問題として認識しなければならないのである。「女」総体の抑圧の問題として押さえていくことが必要である。個人個人の「いい関係」が、権力構造そのものから自由である訳ではないのだ。個々の「いい関係」は、「女」の解放を意味しない。

男と女の分業は、身体的相違に基づく自然なものであるという生物学的主張がある。これは必ずしも世間一般のことではない。私達の中にも案外、このグラデーションはあるかも知れない。だから、婚外家族というものを、成立過程に沿ってみておきたかった。エンゲルスは、原始の群婚制は、婚姻共同体から、最初は近親を更には遠縁を排除し続けることによって、対偶婚に移っていったという。この移行のプロセスは、「自然淘汰」である。が、対偶婚から単婚への移行は「自然淘汰」ではない、社会的原動力によるものであったという。単婚制は、原始共産制に対する私的所有の勝利、父権の母権に対する階級抑圧として完成したというのである。私的所有を相続する「嫡子」を手に入れるための、母権制に対する、男の階級闘争が、単婚制をもたらしたのである。男が、性と生殖を支配するシステムは、両性の身体や生理に由来する自然なものではないのである。

婚差会は、女のセクシニアリティーを、男のコントロールから解放することを、究極の目的としていっていると思いが、父権が、私有財産制に基礎を持つものである限り、それは不可能であるといえるのではないだろうか。私は、女の解放は、社会、経済システムの変革抜きには果たすことができないと考えている。

(筒井千枝子)

親子法の学習会(10/3)で思ったこと

屋代さんから、中絶問題について意見が出された。屋代さんの「自分が子どもと共に差別されたのを避けるために中絶するのは、子どもを差別していることに他ならない」という指摘に私も賛同する。婚外子や障害者を差別する社会が問題であり、そうした差別をなくしていくことが肝心だ。また、障害があってもそれがハンディにならないように、生活環境を整えていくが何よりも重要なことだ。子どもを産みたいという思いをもちながらも、「子どもが差別されるから」という理由で中絶していく状況は肯定できない。

しかしながら一方、私は「生命尊重」を唱える中絶反対派の「胎児がかわいそう」という発想にうさん臭さを感じてしまう。「生命尊重」というが、どこから「生命」とするのか、きわめて任意的な事柄である。西洋人の「鯨がかわいそう」と鯨の肉を食料にすることに反対しながら、牛肉や豚肉を平気で食べている。それと同じだ。文化によって意味付けが異なる。卵子や精子は生命の源であるが、受精卵から「生命」とするのか。日本の法律で

中絶が禁止されている月数以上を「生命」とするのか。私は、出産前の胎児は母親の身体の一部であり、生まれるまでの胎児には人権はないと思っている。

スウェーデンでは、子どもは、望ましい環境で生まれる権利があると考えられている。学校の性教育で性行為と生殖行為とを区分し、子どもを育てることが出来る経済的力や精神的成熟が備わるまで避妊することが大切と説かれ、「望ましくない環境」で子を産むよりは、中絶の方がベターとされている。もちろん、たとえ「望ましくない環境」であつても子どもが生まれてきた場合には、子どもは生きる権利があるし、最善の環境を社会が提供していくべきであると考えられている。

「望ましくない環境」とは何か、きわめて曖昧である。「望ましくない環境」で子を産むよりは、中絶の方が果たして本当にベターなのか。今の私にははっきりした結論をだすことはできない。いずれにしても、「産む・産まない」の決定は、最終的には、産む女性が判断するしかないだろう。(善積京子)

9月・10月親子法学習会報告

9月5日と10月3日、上野千鶴子「複合差別論」(96岩波講座現代社会学15「差別と共生の社会学」)をテキストに親子法学習会をした。このテキストの書評を部落解放研究所の「研究所通信98年5月1日付」で読んで、ぜひ取り上げたいと私が思ったのは、最近、婚差会メンバー相互の中絶をめぐる意識の違い、あるいは私自身が日々の生活の中で抱えている感情のねじれのようなものを客観的に解きほぐす方法が見つけれられるかもしれないと思っただけだ。

ところが、9月5日は婚差会の参加者がわずかに二人と少なかったため、敢えて10月3日に同じ内容で内部向け学習会をすることになった。

内部向け学習会には七人が参加し、実りあるディスカッションができたと思う。当日、個人が受け取ったものは様々だろうと思うし、ある人の感じ方を「正しい・正しくない」ではかかれるものでもない。みんなが感じたものはこれから先、いろんな機会に芽ぶくことだろう。

現代に生きる者はみんな、多かれ少なかれ様々な文脈を同時に生きざるを得ない。課される役割も様々で、私個人で考えても、娘・(未婚の)妻・母・会社員・婚差会メンバーなど、いろんな役割の間を揺れ動きつつ生きていく。ある私は別の私を抑圧する。私は内部であらかじめ引き裂かれている。

一人の人間の中ですらそうだが、それが社会集団になると、その力学はもっと複雑になる。しかし、表面的に対立状態に陥っている2つのグループ間でも、複合差別という概念を頭に入れて視点を交えてみれば、同じ権力構造によって共に抑圧されてい

ることが見て取れる。だが、その権力構造を解体しさえすれば一挙に差別が解消されるというのは幻想だ。権力構造の解体は解放のための一つの必要条件に過ぎない。

共通の敵を見失うことなく互いの感じ方を大切にしておくこと。そして少しずつでもそれぞれに言葉を発信し、つむいでいくこと。感情に蓋をせず、しかし、感情には流されず、引き裂かれた自己を感じる違和感と不完全さを受け止めて、私は生きていたいと思う。(大田)

☆「すべての被差別者の連帯」は可能か↑被差別者集団の中で性差別(別の差別)を問題化することが困難な理由

産階級

☆差別の3つの種類
①単相差別:単一であるもの。非常にまれ
②重層差別(多元差別):複数の次元の差別が重層化し、蓄積している状態
③複合差別:②のうち、個々の差別相互の関係にねじれや逆転のあるもの

☆複数の差別間の関係の類型
①優位集団(マジョリティ)と社会的弱者集団との関係(いわゆる差別)
②社会的弱者集団間の関係(相互差別)
③社会的弱者集団内の関係(重層差別・複合差別)

④社会的弱者集団に属する個人のアイデンティティ複合内部の関係(葛藤≠役割葛藤)
※(個人のアイデンティティは統合的でなく、一貫していかない。「同一性」では説明できない新概念必要?)

☆多元的な現実を生きる個人は多元的なアイデンティティ複合を文脈に応じて生きる
☆個人が生きる多元的現実是非対称的(不均衡な?)権力関係で成り立っている
☆役割葛藤という概念は、役割の遂行に伴う権力関係を問わない付した↑なぜなら、「相互に對等な行為者」は近代主義の幻想で男性中心的な権力関係を隠蔽しているから(役割さえ変われば関係が変わる)

☆当事者が経験している「葛藤」は、自己評価をめぐる優位と劣位がせめぎあい、逆転しあう、自己を場とした権力ゲームである
☆複合差別を生じる社会的変数:階級・性別・民族・障害・年齢・セクシュアリティなど。重要度は歴史的文脈に応じて変化する
☆パフォーマンズの場面ごと力学は複雑。被差別者は権力

をめぐらすことは支配集団の価値を受け入れることを前提に成立している。平等は支配集団の言葉で定義されている。↓だから「どうあるべきか」は描けない。「これはイヤ」としか言えない
③被差別者の運動が差異の解消ではなく、差異の承認に向かっている。いったん本質主義的な「区別」と見えたものを、それが埋め込まれた権力構造の中で徹底的に「差別」として洗い出し、文脈を政治化することが求められている。

98-7-9 毎日

毎年4000万人「存在証明」なし

ユニセフ 年次報告
【ニューヨーク8日中井 報告によると、大多数の国で入学時に出生証明(出生登録)が必要とされ、出生登録がないと30以上の国では保健所の診察を受けられず、少なくとも20カ国では予防接種を受けられない。また結婚や銀行口座の開設、投票、旅券取得などのできない国もある。出生登録が行われていない約4000万人の出る。兵役の義務年齢に達しないことや、危険な労働につく最低年齢に達していないことを証明する必要がある。】

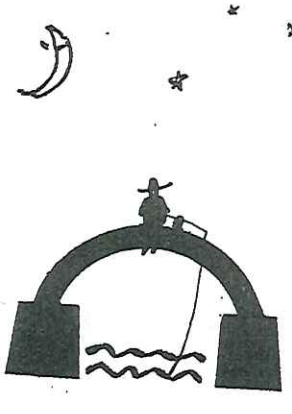
赤ちゃんの出生未登録
報告は「出生登録が行われて初めて、その子供の法的存在が認知される。出生証明のない子供の人生は困難になる」と述べ、すべての政府が個々の登録制度を作るよう呼びかけた。

予防接種、入学、結婚...多い支障
また、報告は1997年に300万人の15歳以上の若者がHIV(エイズウイルス)に感染し、その3分の2が少女だった。毎年、15歳以上の少女が1500万人の子供を産む。途上国では女子の59%、男子の48%が中等学校に通っていない。18歳以上の女性が「人生の可能性を狭められている」現状を指摘した。

のゲームから自由ではない。それどころか、限られた社会的資源を総動員して、場面ごとに相対的な優位に立とうと努力する点では、社会的弱者集団の方がさらに戦略に長けている。(この表現は不快との声が多かった)
③解放の戦略*差別の「解消」でも「撤廃」でもなく、反差別の闘いがめざす地平は、やはり「解放」
☆反差別の運動の戦略の共通性、相互の影響関係が認められる点に希望がある

☆その理由
①支配集団に対して報復や逆転の発想をとらない。支配的な集団が入れ替わるだけでは解決にならない。必要なのは権力のゲームを解体していくこと
②「キャッチアップ(成り上がり)」戦略をとらない。支配集団のようになることが、平等や解放のゴールではない。それ

④「すべての被差別者を一挙に解放する」一般理論または普遍主義への禁欲・拒否。さまざまな多元的現実を生きる個人が経験するさまざまな差別に生きられた経験。それは当事者の言語によって定義され、構成されるほかにない。他者によって承認された経験の多様性に対する承認と想像力は被差別者の解放思想に共通している。



(6.8ページにも関連報告あります)

9月・10月親子法学習会「複合差別論」レジュメから (続き)

●ケーススタディ1：中絶について

日本の現状：明治期に成立し戦後も引き継がれている刑法堕胎罪

優生保護法の中絶規定の「経済的理由」を拡大解釈して「中絶の自由」を
実質的に行使してきたが、中絶の完全な合法化・女性の自己決定権につ
いての法的根拠はない

72年優生保護法改悪阻止運動「産む・産まないは女(わたし)が決める」←違和感

出産・育児を私事化した近代社会では、女性の身体の管理は「性の政治」の核心

(エロス私事：「性関係はプライベートなこと、国に届け出る必要はない」)

つまり、女性にとって「身体に関する自己決定権」と「再生産の自由」は死活問題

これに対して障害者から「産まれる前に殺されるのか」と問題提起(婚外子との相似)

→被差別者同士が疑似的に対立させられるメカニズム (cf. 芸妓と主婦の対立)

→対立が顕在化することで分断を生んだ支配構造そのものは不問に付される

障害者はフェミニズムの中に潜在する優生思想を批判 (cf. 複合差別)

フェミニズムは支配的な価値(男性中心的な価値)からの「回心」であらかじめ成立

→被差別者同士が疑似的に対立させられてしまうメカニズムを乗り越えようとした

96年優生保護法改正→優生思想を(機械的に)排除し「母体保護法」に

母体保護法の問題点

- ①人工妊娠中絶と不妊手術が本人の意思でなく国の認定基準で行われることを残した
- ②人工妊娠中絶と不妊手術に配偶者の同意を必要とする条文が残った
- ③名称が母体保護法となったこと。女に母役割を押し付けるもの

●ケーススタディ2：ひとりの女性障害者

性的な存在であることを否認される一方で搾取される存在

→性的主体性の獲得が自己実現の課題となるが、それは皮肉にも女性としての抑圧を主
体的に選択するという結果に(差別のねじれ)

→結婚・離婚を経て、自分のセクシュアリティを否認しないまま、それを制度化する抑
圧を拒否する

異なった原理で組み立てられている障害者差別と性差別→一方の解放が自動的に他方の
解放にはつながらない

★親子法学習会に参加して★

「殺さず側」としての抜きがたい感覚

十月三日の学習会で、またま
たわたしは自分自身の「常識」
の無さを思い知ってしまった。
知っている人は知っているが、
わたしはレッキとした被虐待児
のなれの果てである。わたしを
産んだ人と産ませた男と、わた
しとの実際の接点は一つしかな
い。彼らはわたしを殺そうとし
て果たせなかった。小さな偶然
が養母とわたしを引き合わせ、
わたしは養母により助けられた。
わたしなりに精一杯努力したつ

もりであるが、やはり色々な所
に「歪み」を残してしまってい
る。わたしは血縁上の親たちが
子供の命を大切に思うというこ
とを、言葉のうえでは理解した
つもりだったが、無意識下では
決してそれに同意していなかっ
た。当然である。わたしにとっ
てわたしの安全は絶対的関心事
であり、わたしの血縁上の親た
ちは、わたしにとって警戒を決
して怠ってはならない人達であ
るから。だからわたしは、自分

の体験を他の人たちにも拡大し
てしまい、すべての親たちは自
分たちの産んだ(産ませた)子
供を殺したがつてるに違いない
と思ってしまう。そして一方で
わたしはわたし自身を恐れてい
る。いつも自分の子供たちに対
する心の様を、検証しつづけて
いる。わたしが産みの親たちと
会いたいと望むのは、その無意
識をなんとかしたかったのかも
しれない。
わたしを含め中絶に反対する

人達の反対理由には、自己の安
全を守るためというのもあると
思い至った。自分自身の安全に
自信が持てないから、言い換え
れば、自分はいつ見捨てられ、
殺されるか分からないという不
安のなかで生きているから、一
中絶」を耐えがたく思うのであ
る。残念ながら、障害を持つ人
達の場合、しばしばそれは現実
となる。殺す側にとっては、中
絶してもいいなら、生まれてか
ら殺してもいいはずだと考える
人は、ひとりもないのだろうか。
これはたとえ誰と話し合っ

てもなくなるこのないわたし
の恐怖である。
わたしはやはり子を産む(産
ませる)者には性の自律はせひ
必要だと思ふ。血縁上の親が子
を育てるとは限らないが、養子
先を探すより殺したほうが簡単
だと思ふ人もいる。たった一つ
の接点しかないわたしの産みの
親(産ませの親)との関係で、
わたしはすっかり後遺症を残し
ている。
(Y M)

「中絶」についてあなたの考えを
投稿してください。いろいろな意
見を聞いて深めていきたいです。
(大田)

★10/24 おひとりさまものき 20世紀で菊田医師事件のころか
報道されていきました。あの時代に戸籍の差別性に気づ
いた先見性と、一人で子供を助け続けたい行動力に敬服
します。

年金審議会が意見書を提出した。第3号被保険者(専業主婦
の保険料を支払っていないことをどうするか、と見守っていたの
が、結果的には、何日でもわらう。単に財政上のことを先だけ
平直しをする案で落ち着くそう。たが審議会の中に女性検討
委員会の発足しようなの、それに期待しよう。(P, S)

★夏に職場の近所にはネコが捨てられて近所の飲み屋さんに残り物の刺
身やお肉をもらって食べています。私は勝手にOKをもらって呼んで
す。飲み屋のお客さん達は二重三重。通る人みんなに可愛がれ
て大食いお祭りしたがる。これからは寒くかかります。路上のネコには
辛い季節です。毎日、アツアツの中は、足元の、ことごとく、誰か
の手に暖かくなれば、床もよさそうにやわやわと、ホッとした人
も、生きていることを喜びます。たまたま、ゆとりを分けやうとほいほい
昔、梅田のビル街が真夏の一日を過ごしたことがあり、暑く、汗が
凍る。人がいなくなる寒さでした。正しくお話しします。06-161-9586 筒中

★今日もまた、とっぴり暮らして版下がひま上か子こい
時間まかせの、つうしん作成でした。二まゆの時間を
なげうたたら、いそいそとこがひまの、こいそいそ。(大田)

婚差会 つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

●連絡先が新しくなりました!

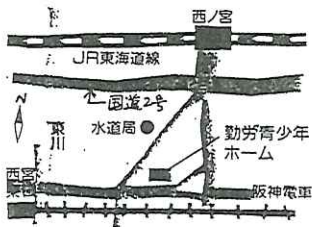
連絡先 / 〒655-0046

神戸市垂水区

郵便振替口座 /

No. 71 1999年1月23日発行

西宮
勤労青少年ホーム
勤労福祉課 0798・35・5286



2月20日(土)の
会場は 西宮
午前中に学習会します。
10時スタート

① その他今後の課題: インターネットのホームページへの取り組み、リーフレットの改訂、遅れている「認知制度を告発する」本の出版の実現。

② 「住民基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

③ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

④ 99年の活動方針

⑤ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑥ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑦ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑧ 99年の活動方針

⑨ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑩ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑪ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑫ 99年の活動方針

⑬ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

99年活動方針決まる 6/9(土)「親子法改正」へ集会決定

▼99年の役割分担とスケジュールの決定。

◎連絡先: Y

◎会 計: 佐々木

◎事務局会議書記と11月の合宿係: 大田

◎学習会コーディネーターと会場係: 筒井

◎出版ワーキンググループコーディネーター: 善積

▼99年の活動方針

① 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

② 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

③ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

④ 99年の活動方針

⑤ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑥ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑦ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑧ 99年の活動方針

⑨ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑩ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑪ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑫ 99年の活動方針

⑬ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑭ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑮ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑯ 99年の活動方針

⑰ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

⑱ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

⑲ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

⑳ 99年の活動方針

㉑ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

㉒ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

㉓ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

㉔ 99年の活動方針

㉕ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

㉖ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

㉗ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

㉘ 99年の活動方針

㉙ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

㉚ 「住居基本台帳ネットワークシステム」の問題点を広くアピールする。

㉛ 6月の親権問題集会を成功させ、親子法改正への一歩を踏み出す。

㉜ 99年の活動方針

㉝ 婚外子の相続差別撤廃の民法改正を実現させる。

●1999年婚差会活動スケジュール●

～手帳に日程を書き入れておいてください～

- 1月9日(土) 事務局会議・学習会(梅田)
- 23日(土) つうしんNo.71発行*
- 2月20日(土) 事務局会議・学習会(西宮) ←上の地図参照
- 3月7日(日) 女性フォーラム(神戸生活学習センター)
- 13日(土) 事務局会議・学習会(梅田)
- 4月10日(土) つうしんNo.72発行*
- 17日(土) 事務局会議・学習会
- 5月8日(土) 事務局会議・学習会
- 6月5日(土) 事務局会議・学習会
- 19日(土) 20日(日) 親権問題集会→そのまま合宿へ(場所未定)
- 7月17日(土) つうしんNo.73発行*
- ☆8月は休み
- 9月4日(土) 事務局会議・学習会
- 10月2日(土) 事務局会議・学習会
- 11月6日(土) つうしんNo.74発行*
- 11月27日(土)・28日(日)

お楽しみ合宿→「たまには親睦を図ることを中心にして」との意見を容れて、この合宿は鍋料理(!)もしくは温泉(!)でと考えています。大阪を起点に交通費込みの予算で大人3万円以内の予定です。予算も日程もぜひ準備してください。乞う、ご期待!

◆事務局会議と学習会は、基本的に次のどちらかの場所です。時間は午前10時過ぎから午後4時頃まで。開催日の2カ月前に場所が決定します。参加される方で場所や学習会のテキストなどが不明の場合は会場係の筒井さん(TEL&FAX06-6635-5286;大阪06-6635-5286)に確認してください。

梅田: 梅田東生涯学習ルーム(☎06-6359-5832)
難波: 精華生涯学習ルーム(☎06-6636-1057)

※どちらも、会議中の電話呼び出しはありません。

◆*印のつうしん発行日は、阪急茨木市駅改札口に午前10時半集合。追手門学院大学善積研究室(☎06-6635-5286)で編集・発送作業。いつも大体午後6時過ぎまでかかって作業しています。朝から来られなくても、最後まで残れなくても、1時間だけでも、手伝い歓迎!ぜひ顔を見せてください。

▼6月の親権問題集会に向けての話合いと確認事項。

①目的: 家族関係の変動、権利主体としての子ども観、家族問題の社会化などを見ても、親権改正は、今や社会的要請である。親権についての問題意識を喚起・共有し、改正の方向を探る。親子法改正運動の出発点としたい。

②日時・場所: 6月19日(土)午後1時から大阪市内で。場所は未定(ドーンセンター?)。集会の規模は50人程度を想定。

③講師の候補: 佐藤隆夫(国学院大名誉教授)、田中通裕(関西学院大法学部教授)。

④役割分担: 決定は後日。婚差会全体の取り組みなので、全員が何かを担当すること。

⑤呼びかけ団体: 主催は婚差会単独。協賛を求める団体は関西一労組懇談会、みこれん。

⑥スケジュール: 1月学習会で講師の本を検討、2月以降は集会の詰めと学習。今年スケジュールの欄を参照。

⑦補足: 集会の成果を運動につなげる。息の長い運動をして、改正を勝ち取りたい。この運動は婚差会の主要な具体的活動内容となると思う。一方で、学習会は同時平行で進めていきたい。

追記 / 1月23日、佐藤隆夫氏から集会の講師を引受けてくださるという連絡をいただきました。2月の学習会に結集よろしく!

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願署名を同封しています。これまで書いたことがある人も国会の会期がちがうのでまたできます。請願の項目5は新しく変えられたものです。今国会で民法改正に動きがある可能性もある。なるべく早く手紙を送ってください。(大田)

- 贈呈本の紹介
- 1 事務局会議録
 - 2 労組懇談会Q&A
 - 3 住居基本台帳審判に関する公開質問状
 - 4 規約人権委勧告関連住民票統括裁判最高裁判決おこし
 - 5 最高裁判決原告声明
 - 6 親権の集会に向けてのふしぎなフラッシュカード
 - 7 新聞記事から
 - 8 他人の精子で人工授精「わが子ではない」天の訴え
 - 9 米国の父親控訴の敗訴
 - 10 ドイツ三重国籍容認へ家族世帯を認める
 - 11 法相が自民に別姓再検討を

●事務局長会議録

98年11月7日(参加者4人)

▼郵便物整理。
▼合宿時に検討する来年以降の方針について「親権」を含む親子法改正を実現させていくために運動を組み立てていくことを確認。

▼住民基本台帳ネットワークシステムに関する公開質問状の文案検討。

98年12月5日(参加者9人)

★1面掲載分以外
▼みこれんからの提起。
3月7日(日)神戸生活学習センターでの女性フォーラムの分科会を共催しないか? ↓10月の事務局会議で了承したセンターの登録団体手続きが済んでいないので実質的に不可能。当日は落合恵子さんの基調講演があるので、時間が取れる人は聞きに行ってください。

▼会員の鈴木さんから「児童扶養手当の現況届に関する自治体の対応に問題がある」という投稿についてQ&Aにしてつうしんに掲載(別項参照)。

▼住民基本台帳ネットワークシステムについての公開質問状の確認→最終的な手直しを一部加えて自治省に送付。また、この公開質問状を送ったことを衆参両院の法務委員51人に分担してFAXで伝える。自治省からの回答が来たら、それも流す。

▼福島瑞穂参議院議員の後援会への加入:婚差会としては入らないが、志のある人は個人として支援してください。

法律的に正しく書くこと、この役所のQ&Aみたくに、つしまいませぬ。またいふれ、児童扶養手当の問題点を、きちんとして整理したいと思ひます。(佐々木)

99年1月9日(参加者5人)

▼郵便物整理。

▼「認知制度を告発する」本の森木さんの原稿を検討。

▼永井訴訟を支援する会が1月31日(日)午後1時半~4時大阪市立中央青年センターで最後の報告集会を開催。婚差会からの3千円カンパを了承。

▼住民票統括裁判交流会の請願署名に協力。請願項目の5番目変更を明記して今号に同封。

▼通信交換団体の通信類のファイルと情報の共有のための事務局会議への報告を担当者制にできないか? ↓次回の事務局会議に大田が原案を作成して本人の了解を得て決定する。

▼婚差会への寄贈本の整理。保管者リストを作らなければならない必要など組みを作る。お手元に婚差会所有の本がある方は至急「書名・編著者名・出版社・出版年」を連絡先までお知らせください。

▼6月19日の集会の講師:第一候補の佐藤隆夫国学院大名誉教授に連絡を入れてアプローチしてみる(大田) ↓佐藤氏の著書「現代家族法I親族法」(勁草書房)を2月20日の学習会で取り上げる。

▼つうしんNO.71編集会議。

児童扶養手当の現況届Q&A

<文責 佐々木>

- Q. 現況届とは何のためにするのですか?
A. 児童扶養手当を受給する要件に該当していることを年一回報告するためです。国と県が支出する公金の正当性を裏づけるものとして義務付けられています。<法第28条>
- Q. 現況届はいつ、どこに提出するのですか?
A. 毎年8月11日から9月10日までの間に市区町村を經由して県知事に提出します。
- Q. 現況届を提出しなければどうなるのですか?
A. 手当の支払を一時差し止められます。<法第15条>
現況届未提出のまま、支払期月到来後2年を経過した場合は、時効により受給権を失うことになるとされています。<法第22条>
児童扶養手当担当職員は、この受給権の消滅によって、受給資格も消滅すると説明しています。しかし、受給資格非該当に、現況届の未提出の項目はありません。
- Q. 現況届は誰が提出するのですか?
A. 「手当の支給を受けている者」が提出することになっています。<法第28条> 「手当の支給を受けている者」とは、現に児童扶養手当を受けている人だけでなく、児童扶養手当を受ける資格があるが所得制限を超えたため支給停止となっている人も含まれています。年金の現況届が生存確認であるなら、児童扶養手当の現況届は受給資格の再確認であるためです。手当を受けていなくても、受給資格の認定を受けた限り、たまたま停止されているだけで「手当の支給を受けている者」である、という解釈のようです。これは、都道府県知事が受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当額決定のために必要な書類等の提出を求めたり、質問する権限がある<法第29条>としていることから、手当の支給を受けていない受給資格者にも現況届義務があるとしたものと思われます。老齢厚生年金や児童手当などの現況届は、同じ「支給を受けている者」であっても、所得制限により全部支給停止されている者は現況届の必要はないとされています。現況届を提出しなければ、支給停止となりますが、資格がなくなるわけではありません。
- Q. 現況届を市区町村の窓口を持参しなければならぬとされていますが、時間がなくていけません。どうすればいいですか?
A. 法律上、出頭義務はありませんが、担当職員は書類の不備を防ぎ、資格の正しい把握をするため、面接による受付を求めようとしています。しかし、現実に市の窓口に向くため、仕事を休み不利な扱いを受ける現実があることを理解させ、郵便や電話で必要な書類の提出や質問を受けることを了解していれば、支給停止になることはないはず。<法第14条>
- Q. 手当の支給を受けていないのに、市から現況届を提出しないと時効により受給権がなくなるといわれました。受給権をなくさない何か方法はないですか?
A. この時効も意義申立てや裁判に訴えることにより中断します。この際、児童扶養手当独自の解釈に対し不服申し立てをするのもひとつの方法ではないですか。

99年1月23日(参加者5人)

つうしん発行作業をしながら、住民票統括裁判交流会から送られた判決文を回し読みし、抗議の文書を作成しました。

最高裁の裁判官あまりにひどい。次回の国民審査のときには、みんな必ず抗議の「X」印をつけてください。(大田)



●3ページに掲載した住民基本台帳ネットワークシステムについての公開質問状を衆参両院の法務委員に以下のお願いを添えてFAXしました。1人7~8人ずつ分理してやりました。ご苦労さ。

お願い

私達婚外子差別と闘う会は、住民基本台帳ネットワークシステム導入について、これは将来の国民総背番号制を意識して、その前段階として導入されたものではないかという危惧を抱いております。

今回、自治省行政局振興課長宛同封の公開質問状を送りました。

住民基本台帳法の一部改正する法律案を審議される場合、私達の質問項目について、十分留意していただきますようお願い申し上げます。

また、足踏み状態が続いている民法改正についても、婚外子の法定相続分同等化を一日も早く実現していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

婚外子差別と闘う会 No.71 99.1.23.

自治省に送付した公開質問状(全文) 1/22現在、回答は届いておりません。

自治省行政局振興課長
小室裕一様

1998年12月14日

婚外子差別と闘う会

公開質問状

(住民基本台帳ネットワークシステムについて)

住民基本台帳ネットワークシステム導入の目的を、自治省の法律案では「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するため」と説明しているが、私達はその説明に対して、以下の疑問を持っている。自治省の言う効果は具体的根拠がないだけでなく、それらに伴う被害が予想される。個人情報の保護措置にも欠陥が多く、危惧するものである。

また現在の経済状況の中で、あえて多大な経費を投入して住民基本台帳ネットワーク化しようとするのは、公共事業の名のもとに特定事業者への税金の浪費ではないかと考える。

私達は、次の8項目について、質問状を提出する。

1999年1月末日までに書面で誠実な回答をいただきたい。

質問項目

- ①「転入・転出の特例として、窓口に行くのは転入時一回だけで済む。」ということについて
今でも、転出届は郵便でできるし、窓口に行くのは一回で済む。住民基本台帳カードの交付を受けていなければ、このような宣伝文句も行政とのトラブルの原因になるだけであって何らメリットはない。
また、リアルタイムかバッチ処理かの結論のない現状では、住民基本台帳カードを持っていれば同日に違う市町村に転入可能となり、証明書も取れる。その住民票が出まわることにより、第三者に被害を及ぼすことも考えられる。そうした可能性についてどのような措置を考えているのか。
- ②「住民票の写しの広域交付」について
全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれるということであるが、これは今でも郵便で請求すればできる。広域交付の前提は住民基本台帳カードの交付であり、カードがなければ、当然住民票の写しを取ることはできない。カードがあっても、本籍、続柄、前住所地、住定年月日等を記載した住民票の写しは取れない。提出の機会が圧倒的に多いのは、これらの情報のいずれかの記載を必要とする住民票の写しである。そのような状況で広域交付のメリットはどこにあるのか。
- ③「国の機関等への情報提供により、住民が住民票の提出をしなくてもよい。」ということについて
免許の申請にしる、パスポートの申請にしる、国の機関等の処理には「本籍の表示のある住民票」となっている。年金その他の給付の申請には「続柄の表示のある世帯全員

の住民票」が必要である。国の機関等は何かにつけ、本籍や続柄のある住民票を必要としている。しかし、今回導入されようとしているネットワークシステムの情報からそれらを検索することはできない。従って、今まで住民票の提出だけでよかった申請書類等が戸籍の提出を義務付けることになりかねない。また年金その他の現況届においては、「本籍・続柄」はいらないが、1998年から、市区町村の生存証明は不要となった。そんな状況の中で、住民の負担がどれだけ減るのか疑問である。もし「住民票の提出をしなくてもよい」ということを実現しようとする、4情報だけでは済まなくなるおそれがある。ネットワークシステムに構築される4情報(氏名・住所・性別・生年月日)について、今後絶対他の情報を増やさないと公約できるのか。

④「住民基本台帳カードによる本人確認」について

住民基本台帳カードが必ず本人に交付されるという前提であるが、交付する相手が本人であるという確認はどのようにするのか。パスポート申請のように複雑な添付書類の要件をつけるのか。もしそのような煩わしい手続きを踏まなければならないのなら、誰も住民基本台帳カードの申請などはしないであろう。このシステムが仮に住民の利便になるとしても、その前提は各人が住民基本台帳カードを持っていることである。誰でも申請すれば持てるようなカードであれば、他人に成り済ますことが今以上に可能となり、被害を受ける人が増えることも懸念される。

さらに、写真を貼って身分証明書としても活用可能となると、カードに別人の写真を貼って悪用することも可能である。これらの防止策はどうするのか。

⑤「本人の申請により、市町村がカードを交付する」ということについて

現段階では申請した者に交付するとなっているが、将来外国人登録カードのようにカード携帯を義務付けられることにならないか。

⑥「個人情報は保護する」ということについて

「民間利用禁止、守秘義務、センター保有情報限定、技術的保護措置等により個人情報は保護される」としているが、現実にははなはだ不安な内容である。現行法のもとでもさまざまな個人情報が流失している。

行革という民営化の風潮の中で、どこまで効果的な保護策が講じられるか。

⑦「福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなどの追加機能可能」について

これは実は、「総背番号制にも使えますよ」というメッセージではないか。これは、住民基本台帳カードの利用価値の多様性を意味するものである。ひとつのカードに情報が集中する危険が潜んでいるということであり、避けるべきである。導入時点では総背番号制ではないと言って法案成立させ、その後総背番号制の機能をもたせる意図は絶対ないか。公約できるのか。

⑧「個人情報が一元的に収集・管理されることはない」ということについて

全国センター設置により、現実ここで個人情報が収集・管理されるわけである。住民基本台帳に関する事務は自治体の固有事務とされてきたが、将来国の機関委任事務に移行することはないか。

回答書送付先

〒

神戸市垂水区

婚外子差別と闘う会

以上

37
No.71

国連規約人権委員会での第4回日本政府報告書の審議報告と日本の課題
岡本雅幸 在日韓国人問題研究所(RAIK)協力研究員

第4回日本政府報告書の審議
では第4回報告書と審議の具体的な部分に入っていきたい。
今回も決して十分な議論ができたわけではないが、取り上げられた主な問題として、次のような点が指摘された。第一に第3回報告書審議の後に提出された勧告に、ほとんど応えていないということ。例えば前回の報告時よりも死刑執行数が増えていることや、婚外子差別、元従軍慰安婦に対する問題等ほとんど改善がみられないことなどである。
第二に大きな問題となったのが国内人権機関がないという点である。現在国連では、各国に政府から独立した調査・救済の権限を持つ国内人権機関を設置することが大きな課題として取り組まれている。しかし日本の法務省の下にある人権擁護局や人権擁護委員という機関は、その国内人権機関とはいえないとの指摘を受けたのである。実際にこれらの機関は特に外国人に対する人権侵害にはほとんど機能しておらず、法務省という外国籍住民には近寄り難い位置に属していることから、調査・救済を求めることさえままならない状況にあるといえる。また同問題に対しての外れのリーフレットを配布する程度しか行われていない日本政府の救済措置についても批判が寄せられ、他の国のように政府から独立した権限を有する人権擁護機関の設立を求める勧告が出されたのである。
第三の問題は日本政府の死刑制度や婚外子差別等への対応だ。政府はこれらの問題について、世論調査ではこれらは容認されているとして、様々な統計

住民票の「非嫡出子」記載訴訟

別姓夫婦の上告棄却

最高裁

婚姻届を出さず別姓を名乗っている東京都武蔵野市の夫婦が、長女の住民票の統柄欄に非嫡出子を意味する「子」と記載されたことについて、「法の下の平等を保障した憲法などに違反する」として武蔵野市と市長を相手に、記載の取り消しと慰謝料など約三百四十万円の支払いを求めた訴訟で、最高裁第一小法廷(大出俊郎裁判長)は二十一日、請求を退けた。二審の結論を支持し、原告の上告を棄却する判決を言い渡した。第一小法廷は「武蔵野市長は国が決めた規定に従って、職務上の注意義務を怠ったわけではなく」との判断を示した。
第一小法廷は憲法判断に踏み込まず、「住民票の統柄を書く行為は、訴訟の対象となるような行政処分にはあたらない」と述べて、記載の処分取り消しを求めた請求を却下した。
そのうえで、損害賠償請求について、市町村長は住民基本台帳事務処理要領に従って仕事をすることが求められていたと要領改正時まで多くの市町村がこれに従っていたと戸籍法が嫡出子と非嫡出子を区別して戸籍に記載していることなどを考慮し、非嫡出子と嫡出子を区別して統柄を書いたとしても住民基本台帳法の解釈を誤ったとは言えないと、この判断を示し、「武蔵野市長の行為は違法ではない」と結論づけた。
住民票の統柄欄への記載をめぐっては、自治省が一九九五年三月から、プライバシー保護のために「子」と統一する方式を実施している。この直後の同年三月にあった二審の東京高裁判決は「訴訟の利益がない」として記載の取り消しについては訴えを却下したが、「非嫡出子を住民票記載上区別することは、夫婦や子のプライバシーを侵害するうえ、憲法一四条が禁止した不合理な差別にあたるとの判断を示した」。

▲98.1.21 朝日



住民票統柄裁判の最高裁判決出た。2審より後退した内容に怒りをもつ抗議。規約人権委の勧告と合わせ読むと、司法の情けなさが身にしみる……(大田)

指摘に耳を傾けよう



落第ではないけれど、向上心が感じられませんか。気持ちを少し替えてがんばりましょう。まるで、そんな通知表をもらったようなものだ。
日本では人権がどこまで守られているのか。国連の人権規約委員会による審査が五年ぶりに開かれ、先ごろ、最終見解とそれに基づく勧告が採択された。

五年前にも改善を促されながら、「進展がなかった」と、今回再び勧告対象になった項目が少なすぎた。
審査の席上、規約委員の議長は「この委員会は人権規約を順守させるために設立されたのに、日本は単なる助言機関と誤解しているようだ」と述べた。
近年では、経済のみならず人権をめぐっても国際標準が形づくられてきた。日本は各国の模範になるべきだ。委員会のそんな期待にどうこたえていくか。
「鈍感な日本」との評価が定まるようなことがあってはなるまい。
もちろん、施策を展開するに当たり、政府が「社会秩序の維持」という要請や国民感情、ほかの制度との整合性などに配慮する必要はあろう。「人権」に重きを置いて判断を示す規約委は、もの見方や立場の違いが生じるのも仕方ない。
けれども、そうした事情を考慮に入れてもなお、委員会の指摘には耳を傾けるべき点が数多く見受けられる。
▽永住者まで外国人登録証明書の常時携帯を義務づけている法律を廃止する。
▽訴訟後からではなく、捜査段階から公費で弁護人をつけられるようにする。
▽行政から独立して人権侵害の申し立て

を調査し、被害者の救済をはかる機関を国内に設置する。
いづれも、もっともな提案ではないだろうか。政府は今度こそ勧告を正面から受け止め、その実現に向けた作業に早急に着手すべきである。
国会議員や裁判官の責任も重い。
例えば、今回の審査でも前回に続いて、婚外子に対する差別的取り扱いが批判された。政府はこれを是正する民法改正案を用意している。成立のめどが立たないのは、議員の間根強い抵抗があるからだ。
司法はどうか。「公共の福祉」や「行政の裁量」を理由に、人権が制約されるのを安易に認めてはいないか。
規約委も同様の懸念を抱いたりしている。裁判官に国際人権法を習熟させる機会を設けるよう、「強く勧告」している。
内向きの思考に陥りがちなといわれる裁判官が、外部からの刺激に触れることは大いに意味があるはずだ。従来の考え方に与らねない、豊かな発想や法解釈を生み出す足がかりにしてもらいたい。
次の審査は二〇〇三年に行われる見通しだ。それまでにどこまで状況を改善し、前に進むことが出来るか。今度こそ、「大い



や判決を根拠にそれらが規約に違反しておらず、国内法の改正を行う意思がないと答弁したのである。これに対して非常に強い批判が浴びせられた。世論については、人権は世論が決めるものではなく、世論が規約に反していれば政府はそれを教育すべき立場にある、また裁判所の判決については、日本において自由権規約のいくつかを守られていない理由の一つは裁判官が規約を十分に理解していないことであって、もっと外に目を向けて国際法を学ぶべきである等という批判がなされた。
そしてもう一点大きな議論となったのが合理的差別についてである。先述の通り日本では、婚外子差別や外国人登録証携帯義務等に関する訴訟において、この概念が一般的に用いられている。しかし委員会からは、合理的な差別は存在せず差別は全て不合理なものである、判決に用いられている合理的差別という概念そのものが規約の第2条・第26条に違反しており、その概念の客観的基準を日本政府が論理的に説明できない以上、委員会としてその概念は容認できないとの見解が示されたのである。
以上のような議論を中心にして、11月5日に委員会は最終見解を採択した。ここでは多くの国内法を取り上げて具体的な問題点が指摘されており、立法措置の必要性も指摘されているので、是非皆さんにも一度読んでもらいたい。

(世界人権宣言大阪連絡会議ニュース) (No.197(99年1月10日)から抜粋)

「住民票統柄差別裁判」最高裁判決に対し、婚差会から以下の内容を電報で抗議しました。

法の下での平等は人間の「前国家的権利（自然権）」であり、それを保障することが憲法に定められている。さらに、憲法第81条では、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」とされている。今回の最高裁判所への訴えは、まさに現行法が自然権を侵しているというものである。それを「抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない」との理由で棄却するとは、国民の期待を裏切るものであると共に、最高裁判所としての責務を放棄するものである。私たちは今回の判決に怒りをもって厳重に抗議する。

あて先は最高裁判所第1小法廷

裁判長裁判官 大出 峻郎
裁判官 小野 幹雄
裁判官 遠藤 光男
裁判官 井嶋 一友

前回永井訴訟のひどい判決を出した裁判官と重なっています。

奈良の児扶午の判決も、そろそろ出さるかもいけません。急ぎ要望書を出さねば……(筒井)

●「住民票統柄差別裁判」最高裁判決（1999年1月21日）についての声明

原告

田中須美子

福喜多界

本口、最高裁判所は、私たちの上告を棄却するとの判決を出しました。これは以下の点において極めて不当なものであると考えます。

まず、記載の不当性については、憲法違反とした高裁判決からも大きく後退したまさに反動的判決であると考えます。すでに第2審での綿密な審理の結果、戸籍と住民票の統柄は何等の連動性が認められないことが明らかになったにもかかわらず、第1審からの被告の主張をそのまま鵜呑みにして正当化しており、また、戸籍の統柄記載自体についても問題点を指摘したにもかかわらず、何等の検討も行わずに無前提に現状を認めています。

第2に、損害賠償に関連して、国の指導に従ったから市長に責任はないとの結論は、国にさえ従っていれば、たとえ憲法に違反しても責任は問われないということであり、地方自治をないがしろにし、国、地方自治体双方の責任をあいまいにして、行政の不法行為に対し、誰も責任を取らずにすませるというものであり、被害を受けた市民が、一方的にその責を負わなければならない、到底納得できるものではありません。

すでに、婚外子差別の問題については、相統および戸籍の記載などについて、規約人権委員会および子どもの権利委員会などから、日本政府に国際条約違反の指摘と改善の勧告が、再三行われているにもかかわらず、本判決は、これを全く無視して行政にすり寄るものであり、司法の責任を放棄したものです。

今後、婚外子差別の撤廃とともに、日本における人権状況の改善のために、引き続き活動を続ける決意です。支援の方、また好意的に注目していただいた方々に、心からお礼申し上げますとともに、今後とも婚外子差別の撤廃の活動へのご理解をお願い致します。



■全国9カ所で、日本フィリピン国際児とその母親たちによるワークショップミュージカルが開かれる

10月17日から25日まで、マニラのD.A.W.N. (女性の自立のためのネットワーク) 事務所集う母子が、自分たちを見つめ直すために行っているワークショップミュージカルを日本公演した。

ミュージカルでは、父親に会いたい思いや、ジャバゆきの子と差別されてもいきいきと頑張っている様子などが表現され、各地で盛大な拍手が沸き起こったという。(98.11.5)

■世帯単位を個人単位へネットワークが始動

世帯単位から個人単位へ社会制度を変えて行こうという国会議員と市民のネットワークが12月4日に発足した。小宮山洋子さん、福島瑞穂さん、千葉景子さんなど、女性議員が参加、関係省庁からは厚生省の年金、健康保険、介護保険、家庭福祉の担当や大蔵省主税局調査課など総理府、経済企画庁、法務省、大蔵省、文部省、労働省、自治省、農林水産省などの担当約20人が参加した。今後2カ月に1回横断的な勉強会を開いていく。(98.12.15)

学習会に参加されていた婚差会の皆さんは、すでに親権や子どもの人権に対するはつきりした問題意識を持たれていたと思います。これまで私は親権を含む親子法の法的な解釈についても曖昧なままで、子どもへの虐待などの問題も新聞で読んだりする程度のものであったので勉強

97年に引き続き、昨年も、関西一労働組合婦人懇談会のメンバーと一緒に、親子法の学習会に何度か参加させて戴きました。今年の6月、親権の集會を開催されるにあたり、これまでの感想も含めてまとめてみました。これは全く私個人の感想と見解です。

親子法の学習会は、97年に二宮周平・榎原富子著「21世紀親子法へ」の出版がきっかけとなって始まったと聞いています。当初は、二宮さんを講師に集會を持ったり、学習会でもこの本をテキストに議論していました。そうした中で子どもの権利保障や親権の問題がクローズアップされてきました。関東の婦人懇として、エンゲルスの『家族私有財産および国家の起源』をテキストに「家族について一労働者の視点から」を報告しました。

親権の集會に向けて～学習会参加者の立場から～

親権は、そもそも封建時代の家父長制の下では、家長は子どもを懲戒や勘当したりでうち奉公に出すことを許される、子どもに対する親の身分的支配権としてありました。家族を家父長に支配させ、家の単位で国家が支配するという、支配者にとつて有効な身分的支配であったも

になりまして。一つひとつの問題点を、深く掘り下げて消化して行こうとする学習会だったと思います。親権の集會は、女性差別や戸籍制度撤廃の闘いに連なるもので、確信しています。親権の集會に講師をお願いする予定の佐藤隆夫氏の著書『現代家族法I』の序章には、「日本の近代家族の表現は、西欧のように歴史的に市民社会の出現があったものではなく、敗戦による占領政策の一環として、占領軍の主導による、いわば外からの家族制度の改革によるものであった」と書かれています。戸籍制度にしても、家族法にしても、これまでの法律を少々手直ししたもので、それまでの家父長制度の名残の色濃いのです。日本の資本家や支配者層にとつても消極的な法改定でした。もちろん私たち労働者や人民が勝ち取ったものでもありません。

親権の集會は、女性差別や戸籍制度撤廃の闘いに連なるもので、確信しています。親権の集會に講師をお願いする予定の佐藤隆夫氏の著書『現代家族法I』の序章には、「日本の近代家族の表現は、西欧のように歴史的に市民社会の出現があったものではなく、敗戦による占領政策の一環として、占領軍の主導による、いわば外からの家族制度の改革によるものであった」と書かれています。戸籍制度にしても、家族法にしても、これまでの法律を少々手直ししたもので、それまでの家父長制度の名残の色濃いのです。日本の資本家や支配者層にとつても消極的な法改定でした。もちろん私たち労働者や人民が勝ち取ったものでもありません。

今度の親権の集會では、親権と子どもの人権にスポットを当てながら、日本における近代家族の成立や、近代家族を検証する中で、私たちにどうして家族の有り様を見直すことができたかと、願っています。

『家族、私有財産および国家の起源』でエンゲルスが「以前の社会状態から受け継いだ法律上の男女の不平等は、女の経済的抑圧の原因ではなくて、結果である」と述べているように、女性の経済的自立なくして、男女の社会的な平等は実現しないし、近代個別家族が社会の経済的単位でなくならないかぎり、親子・夫婦の対等な人間関係も生まれられないのではないのでしょうか。

のを、そう簡単に手放すわけがありません。現代の資本主義社会における近代国家においても子どもの養育や老後の世話などを個別家族の責任にしておいた方が都合で、資本の側も家庭における男女の役割分業は効率のよい男性労働力と低資金の女性労働力の確保という意味でも都合がよいです。その後も法改定が進まない原因は、ここにあるのではないのでしょうか。

西浦 小夜子

「わが子でない」夫の訴え認める

他人の精子で人工授精

98.12.19 毎日

大阪地裁判決「事前承認なかった」

夫以外の精子を使った人工授精で生まれた1歳11カ月の女児をめぐり、夫が「他人の精子を使うことを聞かされていなかった」として、自分の子供であることを否定する「嫡出否認」を求めた訴訟の判決が18日、大阪地裁であった。小佐田潔裁判長は「非配偶者間の人工授精では夫婦が署名した誓約書が必要とされるのに、それがない。事前の承認があったとは認められない」と、夫の請求を認め、夫以外の精子を使った人工授精は夫婦双方の明確な同意が必要とした初の司法判断で、生殖医療現場に大きな影響を与えそうだ。我が国では非配偶者間の人工授精について欧州諸国のような法律がなく、判決は法整備の必要も迫った形だ。

(3面に解説)

この夫婦はともに40歳代。先月に離婚し、双方とも近畿地方に住んでいる。判決によると、2人は1992年に結婚したが、子供ができなかったため、妻が93年から不妊治療を受けていた。翌年から夫の精子を使って体外受精を計5回行った。1回は妊娠したがその後、流産した。このため、妻は夫以外の精子を使った人工授精を行って再び妊娠

し、昨年1月に女児が生まれた。夫はその後、他人の精子を使った人工授精だったことを知り、「自分の子供とは認められない」と、昨年7月に提訴した。

裁判の中で妻は「互いに相談して不妊治療を受けており、夫以外の精子を使うことも夫に説明していた」と主張していた。

小佐田裁判長は、妻が体外受精による受精卵を冷凍保存させておき、流産の後、「この受精卵を使って子供をつくる」と夫に伝えていた事実を指摘。妻が再度妊娠した際、夫が自分の精子によるものと考えるのは「不自然でない」と述べた。そのうえで、第三者の精子を使うことを夫に説明していたとの妻の主張について、「認めるに足りる証拠がない」と判断。

非配偶者間の人工授精で必要とされる夫婦双方の署名押印による誓約書も作成されていなかったことから、「夫が他人の精子を使った人工授精による妊娠、出産を事前に承認したとは認められない」と結論づけた。

【小栗 高弘】

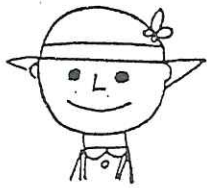
同意書なく判決当然 中谷環子・慶応大名誉教授(医事法)の話 夫の同意書がないので、父子関係

この新聞記事を回覧して、事務局会議で雑感を話し合いました。実のチ信仰はふかしい。なぜ「夫の子」ならか。

迫られる法整備

非配偶者間の人工授精 子の立場の保護を

98.12.19 毎日



「親が子どもをつくるのではない。子どもは生まれこくるものだ。」

子どもを必要とする人はいま生まれてくる子の養育を預めるシステムはびびらないの。

夫の子「認定せず」

第三者の精子で妻に人工授精見

98.12.19 朝日

非配偶者間人工授精で妻が産んだ子供と、夫との親子関係を大阪地裁が否定し、夫以外の精子や卵子を使う不妊治療で生まれた子供の法的な地位の不安定さが浮き彫りになった。女性の体内に夫以外の第

「夫が親子関係を否定したらどうなるのか」という疑問は以前から提起されていた。日本産科婦人科学会は昨年、夫婦双方の同意書を得たうえで、非配偶者間人工授精を正式に認める見解を発表した。今回はこの条件から逸脱している

夫以外の第三者の精子を使って人工授精で誕生した女児(こ)をめぐり、他人の精子を使うことを知らされなかったとして京都市内の男性(おとこ)が、女児と元妻(めかけ)を相手取って嫡出子ではないことの確認を求めた訴訟の判決が18日、大阪地裁であった。小佐田潔裁判長は「非配偶者間の人工授精では夫婦が署名した誓約書が必要なのにそれがなく、事前の承認があったとは認められない」として、男性の訴えを認めた。

非配偶者間人工授精(AID)で生まれた子供の法的な立場の認定について司法判断が示されたのは極めて

「夫が親子関係を否定したらどうなるのか」という疑問は以前から提起されていた。日本産科婦人科学会は昨年、夫婦双方の同意書を得たうえで、非配偶者間人工授精を正式に認める見解を発表した。今回はこの条件から逸脱している

夫以外の第三者の精子を使って人工授精で誕生した女児(こ)をめぐり、他人の精子を使うことを知らされなかったとして京都市内の男性(おとこ)が、女児と元妻(めかけ)を相手取って嫡出子ではないことの確認を求めた訴訟の判決が18日、大阪地裁であった。小佐田潔裁判長は「非配偶者間の人工授精では夫婦が署名した誓約書が必要なのにそれがなく、事前の承認があったとは認められない」として、男性の訴えを認めた。

非配偶者間人工授精(AID)で生まれた子供の法的な立場の認定について司法判断が示されたのは極めて

大阪府内に住む齊藤さん(おとこ)が、父親(おとこ)が米国・デンバー近郊に住んでいることを突き止めたのは、去年の今ごろだった。

父親は終戦後の大阪に進駐した米軍の軍属だった。齊藤さんが生まれる前に帰国し、日本人の母親あての手紙は三年で途絶えた。茶色の髪、日本人離れした顔立ちと生い立ちに偏見を持たれて、苦しみ抜いた。今もそうだ。だれもが齊藤さんの名前と顔を見比べては、げんせうにする。

二十三歳のとき、大陸横断バスで三週間、米國を旅した。この國が輝いて見えて、最後の思いながら、探偵会社に自分のルーツに少しだけ誇りを持たせて、行く都市ごとに電話帳で父と同じ名前を捜した。やっとシカゴで見つけて電話したが、別人だった。

移住を考えたのは、二十八歳。ロングビーチで産院をして数カ月暮らし、市民権を取らなればよいと教えられた。妻と子を呼び寄せた。自分は何かと悩んでいた。自分は何かと悩んでいた。自分は何かと悩んでいた。

父親探しは続いた。米軍務局に照会状を出し、総領事館に掛け合い、旅行のために電話帳を練った。今回はこれが

98.11.6 朝日

米国へ 父親捜しの旅

二重国籍容認案を提出

99.1.14.朝日

ドイツ政府

ドイツも少子化に悩む国です

出生地主義へ転換

【ボン13日11校并元】ドイツ政府は十三日、国籍取得の条件を大幅に緩和する外国人法改正案など関連法案を連邦議会（下院）に提出した。社会民主党と90年連合・緑の党の連立協定に基づき、これまでの血統主義から出生地主義へと原則を転換、ドイツで生まれた外国人の子どもが国籍を取りやすいようにし、二重国籍を認める。こうしたシュレーダー政権の外国人政策に対し、野党は強く反発、近く反対署名運動を始める構えだ。しかし、上下両院とも連立与野党が多数を占めており、成立は確実とみられる。

英仏伊では二重国籍の取が緩やかな規定の国が多を越えるトルコ人をはじめ得が基本的に認められるなく、ドイツはむしろ慎重なため、外国人が約七百三十万と、欧州内では国籍の扱い 勢をとってきた。二百万人 人へのほること、難民申

請の多い事情が背景となってきた。しかし、昨秋の政権交代をきっかけに、条件緩和の動きが進んだ。法案では、一般成人の外国人の場合、十五年以上滞在しなければ国籍を申請できなかつた期間を八年に短縮する。在独二世で十八歳未満の外国人には、広くドイツ国籍を認めることとなる。血統主義から出生地主義に切り替えるのは、帝国時代の一九二三年の国籍法制定以来、最大の改正となる。関連法案が成立すると、在独外国人のうち約四百万人が国籍取得可能になると与野党は試算している。母国以外にドイツのパスポートも持つ二重国籍の導入については、国民の間に「ドイツを多民族国家にしたくない」との思いもある。シユルゲル誌掲載の世論調査によると五三%が反対、三九%が賛成と抵抗が強い。野党は国籍問題を二月のヘッセン州議会選挙の争点に据え、国政と同じ社民・緑の両党が連立する同州政権を奪還しようとする力を入れる。キリスト教民主同盟

論壇



子美恵 朝日 99.1.12

「家族の世紀」を超えて

二十世紀はどんな時代だったか？と問われれば、「家族の世紀」であったと、答えた。「戦争の世紀」「大衆の世紀」「豊かさの世紀」と、さまざまな答えがありえようが、あまりにも身近で見過された「家族」こそが、二十世紀人たちの生活と思考を特徴づける最たるものだったのではないだろうか。思い出しつてもみよ。ウォルト・ディズニーの映画にせよ、日本のホームドラマにせよ、二十世紀の文化は、家族への宗教的と言つてよいほどの信仰を支えられていた。

などと言つて、「家族」は今も昔も変わらぬ、人間社会の基本単位で

かしこ思われる方もあるかもしれない。しかし、歴史統計を見てもよい。現在のアメリカやヨーロッパなど、離婚率の上昇により、夫婦の絆がきわめて壊れやすくなっているという印象がある。しかし、結婚は離別のみではなく死別によっても終わる。統計を見れば、高い死亡率のため、十九世紀の結婚も、今と変わらぬ

の縛りのない日本は、明治期まで「世界に冠たる離婚国」だったのである。二十世紀は、こうした条件を一変させた。死亡率の低下と、日本では（おそらく）欧米の影響を受けた離婚率低下のため、夫婦は一生懸命にひるものという考えが現実味を帯びるようになった。子供も死ににくく

なつたので、夫婦は子供数を二、三人に制限し始めた。一生を共にすることになった夫婦と、かけがえのない存在になった子供たちとは、深い愛情で結ばれた。また、大衆社会化に伴って、前世紀のように、社会階層によって家族のありかたが全く異なるというこもなくなった。だれもが家族に属し、同じような

年齢で結婚して、二、三人の子供をもうけ、同じような家族生活を送る。今では当たり前と思われつつも、今では当たり前に思われるような社会が、ここに初めて実現した。「家族」が社会の基本単位になるには、こうした歴史的条件が必要だったのである。しかし、一九八〇年代以降、新たな変化が生まれてきた。家族の多様

化が起こり、独身で家族をつくらぬ人や、子供を持たない人も少しずつ増えている。人生のある時期、とくに高齢期に、一人暮らしをするのはいまも普通だ。現在、夫婦と子供からなる世帯は、全世帯の三四・二%にまで減少した。そのうち「夫は仕事、妻は家事」型の家族に限るなら、その割合は二割を切るだろう。このような変化は、ひたすら「家族崩壊」かと恐れられたが、百年を単位として見れば、二十世紀に出来たものが、二十一世紀を前に、再び形を交えようとしているにすぎない。新しい仕組みの原則は、「ライフスタイル中立性」とでもいおうか。つまり、子どもがいるとかいないとか、結婚や離婚をしたとかしないとか、個人の社会的処遇に差別がつけられない原則だ。それをこれから「保護」、離婚の制限などは、二十世紀型の画一化した家族を保護する

ためのものだったが、近ごろではむしろ、不平等を生んだり、柔軟な人々の選択を妨げたりする元凶として、見直しが進められている。七〇年代とは反対に、現在の先進諸国では、女性の労働力率が高いほど、出生率も高い。家族の常識をいざ早く転換し、女性が働きやすい条件整備を進めた国ほど、子供を産もうという気になるといえる。」「家族崩壊」を嘆くのではなく、新しい家族と個人の暮らし方を支える仕組みを、早く確立することが大切だ。

自助・自立の原則は、「ライフスタイル中立性」とでもいおうか。つまり、子どもがいるとかいないとか、結婚や離婚をしたとかしないとか、個人の社会的処遇に差別がつけられない原則だ。それをこれから「保護」、離婚の制限などは、二十世紀型の画一化した家族を保護する

自助・自立の原則は、「ライフスタイル中立性」とでもいおうか。つまり、子どもがいるとかいないとか、結婚や離婚をしたとかしないとか、個人の社会的処遇に差別がつけられない原則だ。それをこれから「保護」、離婚の制限などは、二十世紀型の画一化した家族を保護する

自助・自立の原則は、「ライフスタイル中立性」とでもいおうか。つまり、子どもがいるとかいないとか、結婚や離婚をしたとかしないとか、個人の社会的処遇に差別がつけられない原則だ。それをこれから「保護」、離婚の制限などは、二十世紀型の画一化した家族を保護する

夫婦別姓「再検討を」

99.1.12 朝日

法相が自民に要請

希望すれば夫婦がお互い、正三郎法相は十一日まで、会が民法改正案として一九九六年一月に答申したが、このことに関する「選択的夫婦別姓」の導入に向けた検討を始めることについて、自民党内の一部に強い異論があらわれ、中村た。この制度は、法制審議 があることから議論がとん

挫し、政府が法案を提出するめどは立っていない。法務省内には「このままでは『たまたま』という危機感があり、通常国会を迎えるに当たり、法相が再度、導入に向けた検討を進めるよう求めたい」という。中村法相はすでに事務当局に法改正に向けた論点整理などを指示しており、同省幹部は近く自民党法務部会の関係議員らと取り扱

（CDU）は二重国籍拒否 など、国籍以外の分野で 全国署名運動をめぐって を表明する一方、学校で 外国人受け入れを進める は「外国人敵視の政党と見 イツ語によるイスラム教の 独自の法案をつくる方針 られ、逆効果だ」との異論 があり、CDUの若手地方 授養を確保できるようにす だ。 民法改正が動き出しそう... 婚外子差別 同時解消へ運動を! 議員の中には離党の動きも ある。別の野党は政府案への 同調を検討するなど、議 会の本格論議を前に野党陣 営の足並みはそろわない。

贈呈本紹介



子どもの人権双書 10
戸籍制度と子どもたち
榊原富士子 編

子どもの人権双書編集委員会
榊原富士子 編
明石書店

●各章の紹介

1 さまざまな家族形態のなか
の子どもと戸籍 榊原富士子

さまざまな家族形態で、戸籍の記載がどのようになっているかを載せている。そして戸籍の記載方法が、一度きりの結婚をした男女が「二人の血をわけた」子どもを育てることが、「正当」と思わせると批判している。

2 婚外子 赤石千衣子
吉岡睦子

婚外子に対する制度上の差別についてかかっている。また婚外子に対する聞き取りもある。だが婚外子に対する差別のものと残酷な点は、このようなも

のではない。「制度」による差別が親達を追い詰め、殺害をも含むさまざまな虐待を婚外で産んだ子に対し行なわしめている点にある。このことを欠いては、婚外子差別の不当性がぼやけてしまう。婚外子の立場から運動してきたわたしにとつては、それはたまたらないことである。

3 特別養子制度と戸籍 菊地 緑

今まで、婚外子差別の反対運動では、非婚の母と、その母が養育している子どもに対する差別のみが問題にされる傾向があった。それはしかし婚外子のなかで親に養育してもらえない子と、親から親子関係を拒絶される子との間に階級をおくことであった。そのような意図の有無にかかわらず、現実に養子にだされたり、福祉施設で養育される子どもに

作られたのが、特別養子制度である。しかし、現実にはあまり利用されていない。それはなぜなのか、どうすれば家庭内で養育されない子どもたちのためにこの制度がもっと利用されるようになるか検討している。

4 戸籍制度と外国人、「国際結婚」の子ども もりきかずみ

父と母のうち、一方の親が外国人の場合、戸籍の記載がどうなるか、また、国籍がどうなるかについて述べられている。特に、父日本人、母外国人の婚外子の場合、父からの胎児認知があるか、認知後婚姻正されるかしなければ、子どもに日本国籍が与えられないことこの不当性を批判している。

5 国境を越えた子どもの移動と戸籍 奥田 安弘

国際養子には、子どもの人権上さまざまな問題がある。また国際結婚が破綻して、親と子が異なる国に住む場合、親子が会ったり、養育費の支払い等に対して、さまざまな問題が生じている。日本はそれに対し何ら対応策を取っていない。

●全体として

この本全体のなかに流れているのは、「親とは何か」という問いである。子どもには養育者が必要である。なら、誰がその子の養育責任を負うのか。「血のつながり」をどう評価するのか。親の養育意志をもって親とした場合、子棄てを親の権利とするのか。棄て子の親を知る権利をどう評価するのか。また、養育したくないのに養育を強制された場合、しばしば発生する虐待に、どう対処するのか。簡単に結論の得る問題ではない。だが、議論を避けて通れる問題でもない。それは、私たちのこれからの「仕事」である。

(Y.M.)

編集後記

大幅遅刻+早退・あまり役に立たなくてごめん。
今回、児童扶養手当について、考えたのですが、男(父)が生活の主体であると考え、前提からのスタート。どう思う、この制度をどう直してはいいか。

いっつも私の大学の研究室で編集印刷作業をやっているが、今月も便利さを痛感。住友東洋銀行に六法を見に行き、マッシュルームに文句をこぼす。時間外にも守衛さんには印刷室をあげてくれる。寛大な大学環境に感謝！(善稿)

東京の下町のパパに勤めるフイリビータ、シェニーにいい人が現れた。入籍してもよいという日本人の男だ。条件は三百万円の持参金。半分を一括で払い、あとは毎月十万円ずつを十五カ月間で返す。三年後には離婚する契約だ。愛もなければ、同居することもなし。偽装結婚である。

日本人の値段

日本は四回目。最初の三回は、夜、仕事帰りに流れ星に願をかけて、「ニユーカンに捕まらせよう」と。すると、人を介してその話が舞い込んだ。結婚すれば、滞在資格が得られる。もう捕獲におびえることはない。好きなときに帰国して再入国できるのも魅力だ。日本人の値段が下がってきた。この十年余り、戸籍を売る日本人は少なくなかった。しかし、「そんな大金を払っても割に合わない」という情報がある。ロコミで各地に伝わりつつあるという。日本人の値段が下がってきた。この十年余り、戸籍を売る日本人は少なくなかった。しかし、「そんな大金を払っても割に合わない」という情報がある。ロコミで各地に伝わりつつあるという。

忠

論説委員室から

99.1.21. 朝日

東京の下町のパパに勤めるフイリビータ、シェニーにいい人が現れた。入籍してもよいという日本人の男だ。条件は三百万円の持参金。半分を一括で払い、あとは毎月十万円ずつを十五カ月間で返す。三年後には離婚する契約だ。愛もなければ、同居することもなし。偽装結婚である。

婚差会 つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

連絡先 / 〒

神戸市垂水区

郵便振替口座 /

No. 72

1999年4月10日発行

親子法の学習会が、婚差会の主要な活動となつてから二年の歳月が流れた。きっかけは、二宮周平・榎原富士子共著、『二十世紀親子法』の読書会であった。この時提出された問題は多岐にわたるが、それらは、新しい親子関係を作っていかなければならない時期にきているという婚差会の問題意識をいっそう強く、いっそう明確にするものであった。婚差会は、窓口闘争や民法900条の改正、児扶手の裁判闘争等、その時その時の切実な問題に取り組み、一つ一つ成果を勝ち取ってきた。しかしながら、そうした闘いの中から見えてきたのは、親子関係の成立が父の側からしかなさえないというシステムを変えることとなしには、婚外子差別は解決しないということだった。婚差会は、この時点で、次の課題を、親子法に置いていた。また、生殖技術の発達によって、これまでの親子法では対応

なぜ今「親子法」なのか (6.19講演会と合宿へ参加を)

り結ぶ、基本となる人間関係の問題である。この元型としての社会関係が、人の一生にどうつてどのように大事なものは、機能不全の家族関係が、どのように個人や社会を苦しめているかを見れば、痛いほどよく解る。これまでと同じく、個々の婚外子差別との闘いも継続していかなければならない。が、一方で、それに終わらない根本的な取り組みもしていかなければならないのである。婚差会は、細々とでも存在し続け、闘う意志を持ち続けたことよって、今、そこに立っている。親子法を変えるということは、その原理となつている思想を変えるということである。「血の繋がりに」という観念から脱却したところに、親子の関係を立て直したいということである。私たちは、「血の繋がった」子どもというものに、何か絶対的な意味があるとは考えない。親にとつて子が、子にとつて親が、

できない問題も発生する時代になった。しかしながらこのこともまた、「血を分けた子ども」という、血縁幻想のなせる業という側面がないだろうか。親と呼ばれる世代と子ども世代との、新しい開かれた関係を目指して進むしかないところに来ていると私は思う。その後、私たちは、今日の親子法の下で親権はどうなっているのか、そうした親と子を規定する制度がどのような問題を生みだしているか、そして、そうした制度がどのようにして作られてきたのかといった問題を、経済的、社会的、心理的に検証する学習会を重ねてきた。少人数の、つたない学習会ではあったが、続けることよって、個別具体的な問題から、それらの背後に横たわる親子関係全体を見据える地平まで辿り着くことができたのである。親子関係の問題は、人がこの世で最初に切

抜き差しならない意味を持つのは、同じ遺伝情報によつて作られているからではなく、生きていくためにお互いが必要であるという、密接な関係にあるからである。「血の繋がりに」とは、たとえ関係が拙くとも、また関係が作れなかつた場合にも、人が孤独に陥らないために作られた幻想なのだと思う。無条件に人の所属を「血の繋がりに」が、無条件に人の所属を意味することが、なによりもその証拠である。多くの場合、「血の繋がりに」と家族間の愛情が一致しているのだから、私たちはそう考へておられるのだから、私たちはそう考へない。人と人とを繋ぐのは、「血の繋がりに」ではなく、「関係」である。「関係」がアイデンティティーを形作るのである。生みの親が誰かということは、情報の一つにすぎないのであつて、それによつて個人の自我が危機に瀕するような事態があつてはならないので

3月、4月の事務局会議IF、6/19に
向け2ヶ準備に費工しました。

●婚差会活動スケジュール●

- 4月17日(土)学習会 (梅田・午後のみ)
- 5月8日(土)事務局会議・学習会 (梅田)
- 6月5日(土)事務局会議・学習会*
- 19日(土)佐藤隆夫氏講演会
- 「これからの親子法～血縁原理をこえて」
(大阪市立阿倍野市民学習センター)
→同封ビラ参照
- 19日(土)・20日(日)

講演会後、交流会→そのまま合宿へ準備のため、講演会・交流会・合宿への参加を同封のがきでお知らせください。
7月17日(土)つうしんNo. 73発行*
◆事務局会議と学習会は午前10時過ぎ～午後4時ごろ。
梅田:梅田東生涯学習ルーム ☎06-6359-5832
※会議中の電話呼び出しはありません。
◆*印の日は阪急茨木市駅改札口に午前10時半集合。追手門学院大学善積研究室()で。6月5日は講演会へ向けての作業日です。朝から来られなくても、最後まででは残れなくても、1時間だけでも、ぜひ顔を見せてください。

ある。にもかかわらず、生みの親の不在が、婚外子差別だけではなく、様々な不幸の原因になつていく。「血の繋がりに」を超えて、古い世代と新しい世代が、どのように関係を作つて生きていくのかということが、真に模索されなければならぬ。血縁に捉われないという思想が実現されるためには、「産む」ことと「育てる」ことが分離されなければならぬ。産んだ個人が全面的に責任を負う、私事としての子育てを見直していく必要がある。育てることは社会の共同責任であるというコンセンサスの形成が不可欠である。親は選べないというが、それでは不十分な養育しか受けられない子ども、虐待される子どもを救うことができないというのではない。救うということ、措置を打つというのではない。少なくとも子どもも育ち方について、多様な選択肢を用意している社会でなければならぬということだ。以上のような観念に立って、親子関係についての諸法規を見直す時、改正すべき事項が自ずと浮かび上がってくるに違いない。まずはそこから始めたい。色々な角度からの意見が必要だろう。そして同じ視点を持つ人達の輪を広げていきたい。万障繰り合わせて参集していただきたいと思う。(筒井千枝子)

<目次>

- 兵庫県の母子医療証の懸念 2
- 民法改正情報 2
- 斎藤学さん新聞記事 2
- 成年後見要綱案 3
- 「母」中絶胎児返還 3
- 子どもの虐待 4
- 子め心子夫婦紛争 5
- 親子に因る離婚訴訟 5
- 少子化対策 6
- イヌイット社会の親子 6
- NHK「すずらん」

99年会費(年間3000円)の納入をお願いします (カード払い可)

1998年度会計報告 (会計 佐々木)

収入		支出	
前年度繰越	273,324	通信費等	71,185
会費	208,000	会議室等使用料	40,460
カンパ	39,000	事務費	20,918
パンフ等売上	2,200	会費等(他団体)	13,460
		雑費	2,040
		翌年度繰越	374,461
計	522,524	計	522,524

注民衆総育番号制公開質問状
に対し自治省から回答来す！
電話で問い合わせると「一般からの
質問にはいろいろ答えていたくない」
この失礼な返事では。今度は国
会議員に772-714です。(佐々木)

夫婦別姓を

民主が推進

民法改正案提出へ

民主党は十日の拡大法務部会で、夫婦が希望すれば結婚後もお互いに旧姓を名乗ることが出来る「選択的夫婦別姓制度」の導入などを柱とする民法改正について、公明、共産、社民各党などと共同で参院に改正案を出して成立をめざす方針を固めた。今後、四党での法案づくりを進め、他の野党系派にも同調を呼びかける。

民主党などの法案は、衆院に出したものとほぼ同じ内容になる見込み。
主な改正点として①結婚の際に夫婦の姓を共通の姓にするか別姓にするかを選択でき、別姓の場合の子の姓は出生時に父母の協議で定める②女性の再婚禁止期間を、現行の半年間から百日間に短縮する③女性の婚姻年齢を男性と同じ十八歳以上とする④非嫡出子の法定相続分を嫡出子と同一にする⑤などを盛り込む予定だ。(99.3.11朝日)

99.3.29朝日

斎藤 学さん



さいとう・さとる 1941年生まれ。精神科医、家族機能研究所代表。著書に「アダルト・チルドレンと家族」「『家族』という名の孤独」などがある。

人類が生き残れるはずがない。しかしその姿容なら、あり得る。環境の変化に適応しながら家族の本質を守るためには、微細な変化が常に家族の形態や機能を生じていなければならない。
それはちょうど、走っている列車の中でつり革につかまらずに立っているようなものである。不動の位置を保とうとすれば、筋肉は状況に応じて常に動きを変えていなければならない。老化して硬直した肉体が不動の位置にこだわらうとすれば倒れる。

歴史浅い伝統的家

今回の調査の結果を見ると、男性高齢者を中心に家族の本質を倒壊させる老化と硬直が生じているように思う。五十代以上の男性の六四・七九%は結婚しないで生きること(シングルライフ)に共感できないし、事実婚も認められない。選択制の夫婦別姓にも反対だという。要するに「伝統的な家」をそのまま維持したいということなのだと思いが、私たちが昔からのものと考えている家制

環境に応じ 変わる家族

度なるものは、実際には一八九八年(明治三十一年)の民法施行によって生じたものに過ぎないことには種々の証拠がある。近代日本は帝國主義と同様、ヨーロッパ風のセクシズム(性差別主義)をまね、女性を家事と女言葉に閉じ込めたのである。さすがに二十九歳以下の女性の六五%は夫婦別姓への法改正に賛成しているが、それでも三〇%以上の女性が、選択制にもかかわらず夫婦別姓に反対しているのは驚きである。「家族とはこうしたもの」という刷り込みのためだと思いが、この思い込みが強すぎる日本は将来は危ない。
現在の日本の家族には幾つかの無理が生じているが、ここでは母の子育て支援の件に絞ろう。端的に言えば、子育ての責任が一人の女性の肩にかかり過ぎていて既に限界を超えている。その苦痛の表現が児童虐待であり、少子化現象である。
●無用な3歳児神話
こうした状況にもかかわらず勇気づけようとする。子どもはたくさん
(無謀)にも出産に踏み切った乳幼児の母たちの多くは、三歳児神話(子どもが三歳になるまでは母が付ききりて面倒をみるのが良いという、実証を欠いた説教)の影響のもとに、子どもに二十四時間三百六十日ばかりきりになって疲れ果てている。疲れて不幸な母の子どもも不幸である。
●夫や父、覚悟必要
シングルマザーの割合が現在の一%から英仏などの三〇%台になれば、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子供数の推定値)は一・八程度にまで回復し、現在の悲惨な経済予測はもう少しましなものになるはずである。
そうした場合、私たちが男はどうするか。まず、夫や父になりたいたいのかどうかよく考えてみなければならなくなるだろう。もし「なりたいたい」というのなら覚悟しなければならぬ。家族にとっての夫、父になるというものは、「母と子のために生きる」決意をすることなのである。

兵庫県の母子医療証について

福祉医療については、国の制度ではなく、各都道府県独自の制度として実施されているため、扱いはそれぞれ違う。現物給付のところもあれば、後払いのところもある。所得制限もあり、まさに地方自治の豊かさを見る指針である。兵庫県においては、福祉医療があるという点においては、まだ良いのだが、その医療受給者証についてひどい区別が母子に対してある。兵庫県内の市では、老人・乳児・障害・母子に対し、福祉医療受給者証というのを交付しているが、老人・障害の人は淡いブルーの証に対し、母子の人は濃いピンクの証(1998年度)である。毎年更新で色は変わるが、母子だけ別の色にするパターンは変わらない。母子だけが何故このような別の色の証なのかを、兵庫県に問い合わせたところ、いまさら変えられないという返事。母子だけ色を別にしなければならない理由は何なのか。
法律の成立時期が違おうとしても、それが色を別にしなければならない理由にはならないはずだ。他の市民の目に触れる医療機関で、母子であるというプライバシーを第三者に知らせる必要はない。もし、医療機関の窓口での間違いを防ぐことが目的であるなら、老人医療の受給者証の色を変える事の方が合理的である。何故なら老人医療だけが、一部負担金があるのだから。
母子だけ証の色を変えることはやめて欲しいという申し入れをしたとき、その担当者は「それはできない」の一点張り。その理由を聞くと、これは各市の条例で決めているからとか、医師会がどうか、他の都道府県も同じだとか。そこで、県の医師会に問い合わせたところ、「一考するべきだ」「番号で処理するので色は関係ない」との答え。大阪・京都・東京にも問い合わせたが、その担当者は、はっきり「色分けする必要なし」との回答。市の条例など、県が言えばすぐ変更できる内容である。要するに、「いまさら(差別を)やめられない」ということが本音ではないかと疑う。担当者に言わせると、そんなこと(母子医療受給者証を他の福祉医療受給者証と同じ色にして欲しいということ)を今まで言ってきた者はいない。だから差別ではないと言う。どうしようもない奴だから名前を聞いたら、言う必要はないと言って電話をガチャン。
今まで関係団体が何も言わなかったから、個人的に申し入れをしても聞く耳持たぬという対応だった。
<注> 母子医療というのは、子の父と死別・離別した母とその子が医療機関において医療費の本人負担分が無料となる制度である。(佐々木)

この件について、婚生会は色分けをやめる要望書9提出を考えています。今後の展開にご注目ください。

怒っています

成年後見制度 要綱案を決定

法制審議会

法制審議会の民法部会
(部長 星野英一、東大名
誉教授) は二十六日、現行
の禁治産制度を抜本的に見
直し、痴ほうや知的な障害、
精神的な障害がある人たち
を法的に保護する「成年後
見制度」の要綱案(答申

案) を正式にまとめた。暗
い印象が伴う「禁治産者」
「準禁治産者」という用語
は民法からなくし、比較的
軽い人にも後見役をつくら
れるようにする。また、判
断力があるうちに自分で後
見役を選べるようにし、氏
名などが明らかになること
から制度の利用をためらわ

せている官報公告や戸籍へ
の記載は廃止する。法務省
は今国会に民法改正案など
を提出し、二〇〇〇年度か
ら実施に移したい考えだ。



要綱案は、「禁治産者」
「準禁治産者」という用語
を、それぞれ「被後見人」
「被保佐人」と改めた。さ
らに、それらより症状が軽
い「被補助人」という新し
い類型を設け、本人の同意
を要件として、あらかじめ
定める特定の行為に限り、
後見役が代行したり本人の

契約を後で取り消したりす
る権限を与える。
現行制度では、禁治産な
どの宣告を受けた本人に配
偶者がいる場合は自動的に
後見役に充てられ、いなけ
れば家裁が適任者を選ぶ。
これに対し要綱案では、前
もって後見役を指名できる
「任意後見」という制度が

打ち出され、依頼したい相
手と後見の内容を定め、公
正証書で契約を結んでおく
仕組みが示された。
一方、民法部会は公証人
が作る「公正証書遺言」に
ついて、従来認めてこなか
った手話や筆談を介しての
作成も可能にする民法改正
の要綱案も正式に決めた。

成年後見制の概要

●「禁治産者」「準禁治
産者」の二類型から、「被
後見人」「被保佐人」「被
補助人」の三類型とする。
●被後見人の後見役(成
年後見人)には、広範囲に
代理権や取り消し権を認め
る。日用品の購入程度は本
人の意思を尊重する。
●被保佐人の後見役(保
佐人)には、家裁決定と本人
同意のもと、不動産の取得
や処分、借金、訴訟などに
ついて代理権を認める。同意
権や取り消し権も認める。
●被補助人の後見役(補
助人)は家裁の決定と本人
の同意を要件に、家裁が定
める特定の行為について、
代理権のほか、同意権が取
り消し権を行使できる。
●配偶者イコール後見役
とする規定は削除。複数人
や法人も後見役になれる。
●家裁は当事者や親族ら
の請求や職権で、後見役の
監督人を選任できる。
●当事者は、公正証書に
よる契約であらかじめ自分
で後見役を指定できる。
●官報公告と戸籍記載は
廃止し、代わりに登記制度
を創設する。当事者や後見
役らが必要に応じて登記事
項証明書発行を受けらる。

疾患重、胎児中絶容認を

産婦人科医団体 「日母」委が見解 減数手術も

産婦人科医をつくる日本
母性保護産婦人科医会(略
称・日母、坂元正一会長、
会員数約一万三千人)の法
制審議会は二十七日、
不妊手術や人工妊娠中絶に
ついて定めた母性保護法の
改正問題に関する見解を盛

り込んだ報告をまとめた。
同法の改正点として、①不
治または致死的な疾患のお
ける胎児の中絶を容認する。
いわれる「胎児中絶」を設
ける。②妊娠十二週未満の中
絶について女性の自己決定
権を認める。③不妊治療に伴
って多胎妊娠となった場合
に一部の胎児を消滅させる
減数手術を認める。④など
を挙げている。産婦人科医
団体の内部委員会とは異
なり、生殖医療全般につい
て、生殖医療全般について

「胎児中絶」 日母委容認

底流に出生前診断 重い課題、冷静な論議を

99. 2. 28 朝日

日本母性
保護産婦人
科医会の法制検討委員会の
報告は、母性保護法の改正
ともからみ、すでに実現さ
れるわけではない。しかし
、いっしょの問題を改め
て提示している。
人工妊娠中絶は、「身体
的または経済的理由で母
体の健康を著しく害するお
それがある場合」と「暴行
されて妊娠した場合」に認
められている。報告はこれ
ら「胎児中絶」と「週数
を限って理由を問わない中
絶を認める条項」などを加

えること提案している。
しかし、胎児中絶には、
障害者差別などの批判が
強い。一九七二年、胎児中
絶の導入を図った旧出生保
護法の改正案が廃案になっ
たのも、女性団体や障害者
団体の反対が強かったから
だ。
胎児中絶が注目される背
景には出生前診断がある。
診断で、胎児に異常がある
と分かれれば中絶される例が
少なくない。その名目には
「身体的または経済的理
由」とされるのが現状だ。
人の差別と中絶は別との

考えがある一方で、胎児中
絶は、障害や病気のある人
は生まれてくるべきではな
かったとの考えに結びつく
と指摘される。生殖医療に
ついて論議中の厚生省の厚
生省審議会の部会でも、
いっしょの問題を改め
て提示を述べている。
また、理由を問わず十二
週未満の中絶を認めること
は、この時期までは女性の
自己決定権が胎児の生命に
勝るといって考え方で、その
根拠に女性の権利が挙げら
れる。

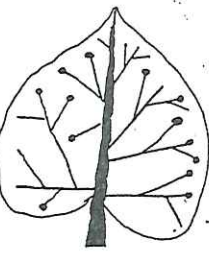
一方、胎児中絶は、女性
が自立して幸福を求めるに
は、出産するかどうか、そ
の時期、子どもの人数など
を女性が決めることが欠か
せない。生殖の自己決定権
は国連の女子差別撤廃条約
も保障している。
年間の中絶の報告件数が
三、四十万件に及ぶ日本
は、中絶が自由な国とも形
容される。その九割以上が
経済的という名目によるの
が現実だ。
障害や病気がある人が住
みやすい社会づくりは遅れ
ている。個人が尊重される
社会でも、また言いがたい。
人間の生きる権利、女性の
自己決定権の保護、胎児の
生命の尊重。課題は大き
く、重い。冷静な論議が必
要だ。
(社会部・小西 宏)

の方に負担が大きい。女性
が自立して幸福を求めるに
は、出産するかどうか、そ
の時期、子どもの人数など
を女性が決めることが欠か
せない。生殖の自己決定権
は国連の女子差別撤廃条約
も保障している。
年間の中絶の報告件数が
三、四十万件に及ぶ日本
は、中絶が自由な国とも形
容される。その九割以上が
経済的という名目によるの
が現実だ。
障害や病気がある人が住
みやすい社会づくりは遅れ
ている。個人が尊重される
社会でも、また言いがたい。
人間の生きる権利、女性の
自己決定権の保護、胎児の
生命の尊重。課題は大き
く、重い。冷静な論議が必
要だ。
(社会部・小西 宏)

「胎児中絶」を必要とす
る理由として、①重い疾
患のある胎児の中絶は母親
の幸福追求権の範ちゅうに
入る。②重い疾患や障害のあ
る胎児を中絶する場合、
いっしょに経済的理由とい
う名目によって手術を行

うべきではない。などの
見解を示している。
同委員会は「自己の生殖
をコントロールし、子ど
もを持つかどうか、いつ
何人産むかは女性が自由
に決定できることが必要」
とする基本認識に立ち、
女性の権利として中絶を
認める妊娠週数を検討。
海外の例や中絶手術の安
全性の面から、「十二週
未満とするのが妥当」とし
て、生殖医療全般につい
て、生殖医療全般について

た。未成年者を除き、女性
本人の同意だけで中絶でき
るとの意見が多数を占め
た。
水面下で行われていると
される多胎減数手術は、薬
物の注入で行う方法が一般
的になっている。日母はこ
れまで「注入法は母体保護
法で定める中絶手術と異な
るので、法的に可能という
解釈がない限り、会員の減
数手術は禁止」とする立場
をとってきた。
しかし、排胎誘発剤によ
る多胎妊娠を防止すること
はできないことから、
減数手術を認め、報告を義務
付けるなどルールに沿っ
た実施の方向を打ち出し
た。



99. 3. 29 朝日 重い疾患での中絶を容認 胎児中絶の設置答申

「日母」検討委

産婦人科医をつくる日本
母性保護産婦人科医会(略
称・日母、会員数約一万三
千人)の法制検討委員会は二十
七日、東京府内で開かれ、不
治または致死的な疾患を理由に
胎児の中絶を容認する「胎
児中絶」の設置など、母性
保護法の改正問題について
胎児中絶を容認する「胎
児中絶」の設置など、母性
保護法の改正問題について
胎児中絶を容認する「胎
児中絶」の設置など、母性
保護法の改正問題について

今年に入、2急に「子どもの虐待」をめぐる報道が増えました。親子の関係をめぐる不条理が様々な局面で噴出しいると感じます。子どもも親も追いつめられ「今」を生きている。この状況をたゞ年採りでも、変えていかねばならない時期に来ていると思えます。6.19の講演会と合宿。ぜひたくさん参加してください。(大田)

地下鉄・東銀座駅のホームで、五歳ほどの男の子が「ママ、ママ」と泣きながら走り回っていた。
黄色いレインコートを着ている。幼稚園帰りに母親と別れたらしい。走って来た男の子を抱きとめた。
「どうした？ ママがいなくなっちゃったのか？」
男の子は「ううん、ママがいない。また泣き出した。手を強く握ってあげる。まはやく心細かったらいい。」
「駅員さんに放送してもらおう。すぐ見つかるぞ。だから、もう泣くな」
手を引いて、ホームの端にある階段に向かった。
と、男の子が立ち止まり、階段の方を見た。階段の踊り場に三十歳前後の女性が立ってこちらを見ている。しかし

女性は無表情だ。どうも別人のようだった。
しかし階段の下まで来ると、男の子はその女性の顔をじっと見てから「ママ」と走り出した。何だ、やはり母親だったのか。
次の瞬間、信じられないことが起きた。女性はバッグを

閑話休題

99.4.4 朝日

松本 仁一 (編集委員)

つかんで子どもの頭をたいたのである。はあ、と言がし、通行人が振り向いた。
女性は私に「うちの子ども」といって泣く子を引きますようにホームに向かった。「すみません」も「ありがとう」もなかった。

と心理学を専攻している友人は「迷子になったのも、母親が意地悪して姿を隠したのじゃないかな」と
ストレスに耐える訓練ができていない若い親が増えてきているのだという。

かつて児童虐待は低所得層で多く起きていた。しかし最近では階層に関係ない。東銀座駅の母親のバッグやコートは高級ブランド品だった。
イスラエル占領地のパレスチナに取材に行き、塗装工を

掃ってきた。手づくりのちやちやを握りしめ、「おなか空いた」と母親のところに駆け寄り「お母さん、お母さん」の音が押しとどめられた。
「お客さんがいるぞ」
坊主は立ち止まると、私の前まで来ておぼろげに「ユセフです。ようこそ」
「じゃあまた」
彼の家族はどれも高等教育を受けていない。しかし「つけはきちんとしていた。我慢しなければいけないことは我慢せざるを得ない。近所同士、よその子の面倒まで見る。パレスチナの村には伝統的な共同体社会が生きており、人々はそれに保護されて暮らしている。そのかわり、あんなこと守らなければならぬ。欲望に耐える訓練、自分

を抑える対人関係の訓練を、その中で積んでいく。
しかし日本ではモノがはんらんしている。心理学者の友人は、そうした「豊かさ」が虐待の原因の一つになっているのではないかと指摘する。
「ユセフです。ようこそ」
「じゃあまた」
彼の家族はどれも高等教育を受けていない。しかし「つけはきちんとしていた。我慢しなければいけないことは我慢せざるを得ない。近所同士、よその子の面倒まで見る。パレスチナの村には伝統的な共同体社会が生きており、人々はそれに保護されて暮らしている。そのかわり、あんなこと守らなければならぬ。欲望に耐える訓練、自分

99.3.7 朝日 子の虐待死、昨年131人

市民団体 全国調査 大阪府は11件14人

せつかんも無理心中、育児放棄などの虐待によって死した子供の数は、昨年一年間に全国で百三十一人(百十人)で、年々増加する一方だといふ。
地域別では、九八年は、愛知県が十二件(十五人)でトップ。次いで大阪府十一件(十四人)、神奈川県九件(十人)、埼玉県七件(十一人)、東京都六件(六人)となっている。
虐待の種類別にみると、無理心中が五五%、せつかんが二%、食事を食べさせない養育放棄や車内放置などが二%、発作的殺人が一%だった。
とくに無理心中が、九六年や九七年と比較すると急激に増えており、「深刻な不況の影響で、経済的に行き詰まった両親が、子供を道連れにするケースが増えたため」と分析している。
死した子供は、新生児を除く乳児が二十一人で最も多く、次いで一歳児、三歳児。全体の六割を、四歳以下が占めた。虐待の加害者は、母親が六十三人、父

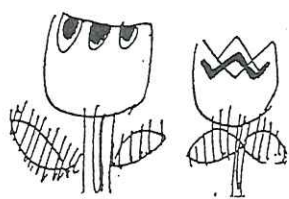
児童相談所

対応後に虐待死15件

99.3.31 朝日

97年度 取り組みに甘さ

子どもへの虐待について相談や通報を受けて、児童相談所が相談に乗ったり、指導したりしたにもかかわらず、親の暴力などで子どもが死したケースが一九九七年度に全国で十五件あったことが三十日、厚生省の調査でわかった。全国百七十四カ所の児童相談所の取り組みの実態を初めて調査したが、相談や通報があったときに組織として対応していないなど初期の取り組みをきざんとしていない児童相談所も二割近くあった。急増する子どもへの虐待に児童相談所が十分機能していないことが浮き彫りになった。厚生省は児童相談所や児童福祉施設の職員が適切な対応をとるためのマニュアル「子ども虐待対応の手引き」を作り、早期対応の重要性を指摘した。
厚生省によると、九七年度に児童相談所が対応したケースのうち、十五人の子どもが虐待によって死亡していた。十二都道府県の十四児童相談所でこうした事件に発展している。
九七年度に全国百七十四カ所の児童相談所に寄せられた相談・通報件数は五千三百五十二件だった。そのうち約二割は親との距離が必要とされる深刻なケースで、施設入所措置をとった。厚生省は相談や通報があった場合は、組織的に対応することや、調査の際に親が非協力的な場合などは立ち入り調査も積極的に行うよう指導している。
しかし、三十一の児童相談所は通報・相談があった



99.3.23.朝日

子巡る元夫婦紛争急増

引き渡しや7年間で約2倍に 養育費問題

離婚する夫婦の増加に伴って、養育費の支払いや子供と面会する機会の確保をめぐる家庭裁判所に持ち込まれる紛争が急増している。

最高裁の調べでは、子供間で二倍近くに膨らんだ。保護や監護監護に関する処分、養育費の申立、子供の引き渡し、面会調整の申立件数は、昨年一年間で約一万四千件に上り、この七年

子供の監護に関する処分の調停と審判の申立件数は、一九九一年は約八千五百件と二万件に満たなかったが、九三年に初めて二万件

を突破した。昨年一年間の申し立ての主な内訳は、養育費に関するものが約七八%、子供の面接交渉が約一三%、子供の引き渡しが約四・五%となっていた。

養育費をめぐる紛争では、養育費を支払わない父親側に、子供を引き取った母親側から支払いを求めるケースが圧倒的に多い。

横浜家裁の吉田則子・主任調査官は、「長引く不況の影響で会社が倒産したり、リストラにあったりして、離婚時に決めた養育費の支払いが困難になり、男性側から養育費の減額や免除を求める申し立てが目立つようになってきている」と指摘する。

また、別れた配偶者のもとにいる子供の面会を求め、面接交渉は、男性側からの申し立てがほとんどという。

吉田調査官は、「男は仕事」という意識が変化し、男性側が家庭内での責任を真剣に考えるようになったり、別れる原因はいろいろあるという。男性側も、日本ほど、男が責任を取らない「育児なし」の国は珍しい。男女の意識が高まって家裁への申し立てが増えているのだとすれば、それはとてもいいことだと私は思う。男は責任をきちんと果たすべきで、家裁など公正な第三者の関与のことがもっと実現するようになってほしい。

朝日社説

親のつらさをくんで



家庭教育手帳 99.3.29

「夫婦で協力して子育てしよう」「子どもの発達したおこないはしっかりと」「親がまず幸せになる……」こんな当たり前の言葉、お世辞うかとも思えるおぼろげな心を奮った手帳が四月、学校を通じて家庭に配られる。

文部省が子育ての指針として、乳幼児の親向けの「家庭教育手帳」を五百万部、小学生の親向けの「家庭教育ノート」を千三百万部つくった。事業費は十億円。神戸の連続児童虐待事件など、子どもの深刻な事件が相次いだことを背景に、中央教育審議会は昨年六月、家庭教育の領域にまで踏み込んで「心の教育」の必要性を説いた。その提言を受けての交付だ。

本来なら、それぞれの親が考えるべき家庭教育の基本について、国がわざわざマニュアル風の手帳を配る。考えてみれば、相当おかしなことに違いない。

事態はしかし、そのへんが深刻になっていくことになる。民間の教育研究所「虹」が保育園の保育者四百五十六人を対象に調査したところ、自己中心的な友だちとの関係をうまく結ばない子ども、子どもを愛する気持ちが弱まっている子ども、子どもを七割以上あつた。

学校では学級崩壊が広がっている。手帳が、家庭での育児や教育のなごきのかの参考になるには無意味ではない。

「近頃の親はだめだ」と決めつけられるような風潮が広がる。当の親たちが自信をなくし、画一化された指針を求めるようになる。かえって逆効果である。

若い親たちが子どもだった一九七〇年代以降、高校進学率は九〇%を超え、偏差値教育が幅をきかせた。塾通いも過熱した。成績をよければ、それ以外のことは大目に見てもらえる世代だったといえる。

だからであるか。家庭の内外的個性豊かな大人たちがかかわりながら、どんな大人にのり、親にならばいいのかを体験的に

まず子どもも、そして親



虐待防止

子どもが親に虐待を受けている。せつかくその事実を確かめながら、行政の対応が適切だったか。一九九七年度の一年間に十五人の子どもが亡くなったことがわかった。

各地の児童相談所の取り組みについて、厚生省が初めてアンケートによる聞き取り調査をした結果、明らかになった。

死亡事例には、再び虐待をされる心配があるのに親からの強い求めに応じて子どもを返したり、そのあとの見守りが欠けたりしていたケースが目立つ。職員が甘かったと言わざるを得ない。

虐待件数は急増している。九七年度に児童相談所が処理したもので、約五千四百百件にのぼる。厚生省が統計をとり始めた九〇年度の五倍に当たる。

児童相談所長には、必要と判断すれば、親の同意なしに子どもを施設に保護することを家庭裁判所に求める権限がある。しかし、九七年度にこの申し立てがなされたのは六十一件にすぎなかった。

親の同意なしに子どもを施設に保護することを家庭裁判所に求める権限がある。しかし、九七年度にこの申し立てがなされたのは六十一件にすぎなかった。

親子がともに生活できなくなっているのが援助の基本である。子どもの命にかかわることもある。切迫した事態には、ためらわずに司法の助けを借りるべきだ。

まず子ども、そして親も、どうも姿勢が硬い。親子を離すことが、子どもはもういなくなってしまう。親にとっても助けになる場合が少なくない。子育てのしほりを軽くして、自分自身の問題に向きあうことができるからだ。虐待は、親の〇〇でもあり。

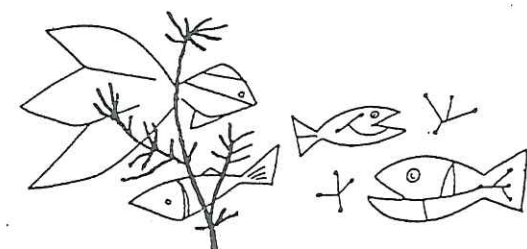
中心的役割をにならる児童相談所の責任は、重くなる一方だ。朝日新聞社が二月に全国百七十四カ所の児童相談所を調べたところ、所長のうち心理や教育の専門職として採用されている人は四割に満たなかった。

職員の数も、一般事務職が占めている。数年ごとに異動もある。これでは十分な経験やノウハウは蓄積できない。専門性を高めることが急務である。自治体は相談所のある方を見直し、適切な対応が可能となる人員配置をすべきだ。

虐待を予防するにつれ、素早く、効果的に目を凝らしてはいただけない。

他人の家庭に立ち入らない。立ち入られることもない。当然の前に見えるそんな暮らしが、子どもたちの苦しみの鈍感さを生んでいるように思う。

子どもたちを守るため、私たち一人ひとりにできることはないか。これまでものうしろに、よその子の様子に目を凝らしてはいただけない。



少子化対策、女性を応援

有識者会議が提言 働きながら子育てしやすい社会へ

少子化対策を議論しようという画が設けた「少子化への対応を考へる有識者会議」の提言が昨年末、まとまった。分科会の委員を公募したため、「社会の支えで女性が自分を生かしながら子育てできる仕組みを」と、など実情を反映した提言が目立った。これを受けて近く、民間で施策を推進する「国民会議」（仮称）が設けられるが、女性たち結婚や出産をためらわせている壁を除くには、様々な制度的保障と財源が必要になるようだ。

部署の枠を超えた少子化対策の一例とされる東京都武蔵野市の子育て支援施設「0-123吉祥寺」を訪ねた。支援の対象は家庭で乳児を育てている主婦。一日約八十組の母子が好きな時間に訪れ、自由に遊ぶ。保育士が保育士としての資格を持つ職員が五人で対応する。開設は一九九

二年。父親不在で、一日の大半を母子だけで過ごす「密室育児」の弊害が指摘され始めた時期だ。以来、全国の自治体から視察が相次いでいる。一歳四カ月の子どもを連れ



ピアノの伴奏に合わせて手遊びをする母子たち—東京都武蔵野市の「0123吉祥寺」で

そのために

「三歳児神話」をなくす

税制や年金制度の改革

99.1.22 朝日

たとえば、「働き方に関する事項」では「日本の雇用慣行と結び付いている性別役割分業を隔々から見直し、職場優先の企業風土を是正する」とし、少子化による労働力不足に備えて、女性が専業主婦にならざるを得ない状況に陥らないよう、税制や年金制度、男性への育児休業の義務付けなどを挙げている。

また、「家庭、地域、教育のあり方などに関する事項」には、子どもを産みやすくするため、結婚と子育ての負担を軽減する。三歳までは家で母親が面倒を見るべきだとして「三歳児神話」をなくす、などが並ぶ。

こうした意見を出したのには、主婦や会社員など一般公務員約三十人を含む分科会のメンバー。

この提言を各都府県で検討し、内閣府の政策調整が断片的に調整。「国民会議」と関係レベルで検討する場を整理する。

提言も「出生率上昇のためには女性が家庭に戻れるようにする」のは非現実的として、「働き方」と「家庭、地域、教育など」のそれぞれに具体的な策を挙げ、保育施設中心の対応策から一歩進んで、現在の日本社会のシステムの見直しを目指す。

新聞記事を集めて読んでみると、虐待防止や少子化対策と、中絶の胎児を扱った記事も目立ちます。未来はどちらへ行くのだろうか？ (大田)

インターネット社会で特徴的なのは、養子が多いことがあげられる。総人口の約15%にもなる。養子だから一人一億大に育てられた人もいれば、少数ながらも養父母に育てられたり、差別的な待遇を受けたたりした人もいます。このため、養子の制度には両極端な評価が存在している。ともあれ、インターネット社会ではいろいろな理由で乳児の養出や養取は今でも盛んに行われている。インターネットの養父母は、子どもが養子であること一切隠しはしない。子どもは小さいときから自分が養子であることを知っている。その一方で、養

潮音 風声

岸上 神啓 読売 99.4.8.

むいともない。大半の場合は、養子の親子も血のつながった親子も態度や感情に差はほとんど見られない。日本社会では親子関係の基盤は血のつながりである。養子はあまりのまわらない。私自身、娘が二人いるが、自分の血を引いているからかわいいのだと思っている。日本人は血のつながりがとても大切だと考えた。しかしインターネットの社会を見れば、親子関係は生物学的なつながりを基調としながらも文化的な構築物であることがわかる。インターネット社会では親子も自体が生物だ。インターネットの親子関係は

親子関係

血のつながりがあるから信頼関係や愛情が生み出されるのではない。むしろ夫婦が食事をともにしながら子どもを育てるといふ行為が、子どもに対する愛情を育て、信頼関係を生み出しているように思える。

日本社会では、子連れのバツイチ夫婦が再婚することが急増し、新たな家族関係や親子関係が出現しつつある。日本社会は、血は水よりも濃いと考へられているのだから、いまだに不思議である。現実問題として親子関係のあり方は再考を迫られていると思う。(国立民族学博物館助教授・文化人類学)

- 【働き方に関する事項】
- ・ 育児休業取得率が一定以上の企業の表彰、報奨金支給などの支援措置の実施（労使、労働省、地方公共団体）
 - ・ 派遣社員や退職者などを育児休業中の代替要員に活用（労使、労働省）
 - ・ 希望に応じ小学生以下の子どもを持つ夫婦の転勤の原則禁止（労使）
- 【家庭、地域、教育のあり方などに関する事項】
- ・ 母子健康手帳に対応する父子手帳、子育て手帳のようなものの配布（厚生省、文部省、地方公共団体）
 - ・ 週末の夜に夫婦がそろって外出できる地域で子どもを預かる場の提供（厚生省、文部省、地方公共団体、地域住民）
 - ・ 夜間でも利用できる育児相談態勢の充実（文部省、厚生省、地方公共団体、民間関係団体）

「有識者会議の提言」から

- ・ 各自治体の子育て支援の取り組み状況を指数化した「子育てやすさ指標」による市町村ベスト30、ワースト30の公表（厚生省）
 - ・ 子どものいる世帯への住宅購入優遇策（建設省、大蔵省、自治省）
- 注（）内は実施主体

四月から始まったNHKの朝ドラ「すずらん」は、親子とは何かを考えさせられる。血のつながりなくとも親子は親子。血縁原理を超えて築く親子をどうにか追いかけていくの。展開を注目している。梅原

NHK朝の連ドラ「すずらん」水戸黄門のあはれ

なぜ今、親子法なのか

親子法の学習会が、婚差会の主要な活動となつてから二年の歳月が流れた。きっかけは、二宮周平・榎原富士子共著、『21世紀の親子法へ』の読書会であった。この時提出された問題は多岐にわたるが、それらは、新しい親子関係を作っていかなければならない時期に来ているという婚差会の問題意識をいっそう強く、いっそう明確にするものであった。婚差会は、窓口闘争や民法900条の改正、児扶手の裁判闘争等、その時その時の切実な問題に取り組み、一つ一つ成果を勝ち取ってきた。しかしながら、そうした闘いの中から見えてきたのは、親子関係の成立が父の側からしかなされないというシステムを変えることなしには、婚外子差別は解決しないということだった。婚差会は、この時点で、次の課題を、親子法に置いていた。また、生殖技術の発達によって、これまでの親子法では対応できない問題も発生する時代になった。しかしながらこのこともまた、「血を分けた」子どもという、血縁幻想のなせる業という側面がないだろうか。親と呼ばれる世代と子ども世代との、新しい開かれた関係を目指して進むしかないところに来ていると私は思う。

その後、私たちは、今日の親子法の下で親権はどうなっているのか、そうした親と子を規定する制度がどのような問題を生みだしているのか、そして、そうした制度がどのようにして作られてきたのかといった問題を、経済的、社会的、心理的に検証する学習会を重ねてきた。少人数の、つたない学習ではあったが、続けることによって、個別具体的な問題から、それらの背後に横たわる親子関係全体を見据える地平まで辿り着くことができたのである。

親子関係の問題は、人がこの世で最初に切り結ぶ、基本となる人間関係の問題である。この元型としての社会関係が、人の一生にとってどのように大事なものは、機能不全の家族関係が、どのように個人や社会を苦しめているかを見れば、痛いほどよく解る。これまでと同じく、個々の婚外子差別との闘いも継続していかなければならない。が、一方で、それに終わらない根本的な取り組みもしていかなければならないのである。婚差会は、細々とでも存在し続け、闘う意志を持ち続けたことによって、今、そこに立っている。

親子法を変えるということは、その原理となっている思想を変えるということである。「血のつながり」という観念から脱却したところに、親子法を立て直したいということである。私たちは、「血のつながり」子どもというものに、何か絶対的な意味があるとは考えない。親にとって子が、子にとって親が、抜き差しならない意味を持つのは、同じ遺伝情報によって作られているからではなく、生きていくためにお互いが必要であるという、密接な関係にあるからである。「血のつながり」とは、たとえ関係がまずくとも、また関係が作れなかった場合にも、人が孤独に陥らないために作られた幻想なのだと思われてならない。「血のつながり」が、無条件に人の所属を意味することが、何よりもその証拠であろう。多くの場合、「血のつながり」と家族間の愛情が一致しているので、それは血縁によると思われているのだけれど、私たちはそう考えない。人と人をつなぐのは、「血のつながり」ではなく、「関係」である。「関係」がアイデンティティーを形作るのである。産みの親が誰かということは、情報の一つにすぎないのであって、それによって個人の自我が危機に瀕するような事態があつてはならないのである。にもかかわらず、生みの親の不在が、婚外子差別だけではなく、様々な不幸の原因になっている。「血のつながり」を超えて、古い世代と新しい世代が、どのように関係を作って生きていくのかということが、真に模索されなければならない。

血縁に捉われないという思想が実現されるためには、「産む」と「育てる」とが分離されなければならない。産んだ個人が全面的に責任を負う、私事としての子育てを見直していく必要がある。育てることは社会の共同責任であるというコンセンサスの形成が不可欠である。親は選べないというが、それでは不十分な養育しか受けられない子ども、虐待される子どもを救うことができないではないか。救うということは、措置を打つことではない。少なくとも子どもの育ち方について、多様な選択肢を用意している社会でなければならないということだ。

以上のような観点に立って、親子関係についての諸法規を見直す時、改正すべき点が自ずと浮かび上がってくるに違いない。まずはそこから始めたい。色々な角度からの意見が必要だろう。そして、同じ視点を持つ人達の輪を広げていきたい。万障繰り合わせて参加していただきたいと思う。

講演会

これからの親子法

—血縁原理をこえて—

講師 佐藤隆夫 国学院大学名誉教授

日時 6月19日(土) 午後1時～4時30分



今、近代家族は危機に瀕している。
 はたして「血のつながり」は「子どもの人権」を保障するか。
 <養育する者>と<成長する者>との関係が大切にされる親子法とは。
 「血縁原理」の枠を越えて、新しい親子関係の創造を模索する。

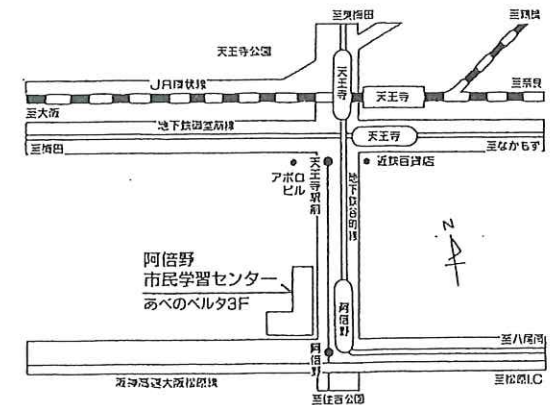
<場所>

大阪市立 阿倍野市民学習センター
 (あべのベルタ3F)

大阪市阿部野区阿倍野筋

3丁目10番1-300号

TEL 06-634-7951



<交通>

- 地下鉄谷町線「阿倍野」駅⑦番出口すぐあべのベルタ3階
- JR・地下鉄「天王寺」駅/近鉄「阿倍野」駅より徒歩8分

参加費： 資料代 500円

主催： 婚外子差別と闘う会

連絡先： TEL&FAX

(保育の必要な方は、5月末日までに連絡先までご相談ください。)

№.72に付く

議員殿

拝啓

梅雨も明け、いよいよ夏本番の季節となりました。議員の皆さまは国会審議で毎日お忙しくお過ごしのことと思います。

このたびは、今国会で婚外子の相続差別廃止を盛り込んだ民法改正を実現していただきたく、お便りをさしあげています。婚外子差別の理不尽さをご理解いただき、ぜひ力になっていただきたいように、心よりお願い申し上げます。

夫婦別姓選択制・婚外子差別の廃止を主な内容とした民法の改正案が、国会へ送られながら、十分な審議にも入らず、もう何年かが過ぎようとしております。婚外子に対する相続上の差別を定めた民法900条4号但し書きは、婚外で生まれた子が差別されることを正当だと言いきった法律で、婚外子差別のいわば「かなめ」の役割をはたしてきました。戸籍や出生届の差別表記も、この法律を根拠に正当化されてきました。いかなる子も、その出生に責任はありません。婚外子にあたかも出生の責任を負わせるようなこの法律は、明らかに不当です。

婚外子の父に法律上の妻がいた場合、その妻の相続分は、婚外子がいない場合と同じで2分の1です。婚外子に対する相続差別規定を廃止しても、妻の相続分は変わらないのです。妻が仮にそれ以上の相続分を欲しいというのであれば、生前贈与により、妻の財産は遺産相続の発生以前に確保できます。婚外で生まれた子が、就職や結婚その他人生の中でさまざまな差別を受けたり、婚外子であるが故の軽蔑や人間としての尊厳をふみにじられる行為を受けることを、妻といえども求める権利はありません。

この法律（民法900条4号但し書き）が、最高裁で違憲か合憲かが争われた裁判でも、その裁判官15名のうち5名が判決文の中で違憲であるとの意見を述べ、合憲の意見を述べた裁判官のうち4名が、立法院による法改正が望ましいとしています。実に15名中9名の裁判官が、相続差別に対する法改正の必要性を述べています。そして国連の規約人権委員会から2回、婚外子に対するすべての差別の廃止が勧告されております。世論が差別的であるとの理由で、差別を正当化した日本政府代表に対し、「国民の意見が差別的だとしても、それを平等化の方向で努力するのが政府の責任だ」と日本政府の責任ある対処を強く求めています。国連子どもの権利条約の審議委員会でも、同様の勧告を出しています。これ以上国連の勧告を無視し続けるならば、日本政府の国連外交に対する姿勢、人権に対する姿勢が疑われるでしょう。どうか一刻も早く婚外子に対する相続差別の廃止をお願い申し上げます。

敬具

婚差会 つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

連絡先 / 〒

神戸市垂水区

郵便振替口座 /

No. 73 1999年7月7日発行 今号の目次は最終版

婚差会は、1977年、ウーマンリブの中で、婚姻制度に捉われないで生きていくための女たちの会として結成されました。結成当時の名前は「グループ・せきらん」です。その後、メンバーに子どもが生まれて、婚外出生の子として差別されるという問題に直面しました。婚姻制度に縛られないで生きていくためには、そのために子どもが差別されるという問題を解決しなければならなかったのです。リブの小グループであった「グループ・せきらん」は、婚外子差別をなくするという、明確な目標を持った運動団体になりました。名前も「婚外子差別と闘う会」に変わりました。

1982年から、出生届の差別記載に対する窓口闘争が始まりました。出生届は、嫡出・非嫡出のチェック欄、父欄に親の名前が記入できない、父親であっても、「認知」しなければ父としては届出人になれない等、子どもを、婚外と婚内に分けて登録するように作られています。この差別記載を拒否して出生届を受理させていく窓口闘争が、婚外子差別との闘いの第一歩でした。そうした闘いの中で、この差別記載の根拠とされているのが、民法900条であるということを知ったのです。900条④但書は、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を、2対1と定めていますが、そのために、子どもを嫡出と非嫡出に区別する必要があるというのです。子どもを、婚外と婚内に分けて登録する差別の元凶は、民法900条だったのです。

1989年、東京や名古屋のグループと一緒に、900条改正の要望書を法務省に提出しました。その後も、署名活動、集会、国連へのロビー活動等、900条改正に向けた取組みを集中して行なってきました。運動が、窓口闘争から次の段階に進んだと言っていいていいでしょう。

しかしながら、900条の改正が、婚外子差別を全て解決するものではないことは明らかです。900条の対象は、「認知子」、つまり、父を持つ婚外子です。父のいない婚外子の問題は、そこに含まれていないのです。嫡出子と非嫡出子の間の、相続上の差別が撤廃されたからといって、それで、「嫡出」「非嫡出」という子どもの区分けがなくなる訳でも、婚外子に対する差別がなくなる訳でもありません。今ではあまり使われなくなった婚外子の差別呼称に、「父なし子」という言葉がありますが、この「父なし子」という言い方に、端的に表われているように、婚外子差別の根本の問題は、法的な父子関係に差があるということなのです。婚内子の父子関係は婚姻によりますが、婚外子の父子関係は「認知」によらなければなりません。「認知」はそもそも、跡継ぎのスペアを用意しておくという「家」のための制度でした。「認知」するかしないかは、男の一存によります。婚差会の中には、こうした男の特権としての父子関係の確立を拒否したいという強い思いが、当初からありました。900条の改正は、相続に関して、「認知子」の地位を、「嫡出子」と同じところまで引き上げはしますが、婚内子の父子関係は婚姻により、婚外子の父子関係は「認知」によるという、親子関係の差異そのものに手をつけるものではないのです。

1993年、児童扶養手当の支給をめぐる訴訟が起こりました。「認知」によって支給が打ち切られたことへの異議申し立てでした。私た

新しい親子関係の創設のため

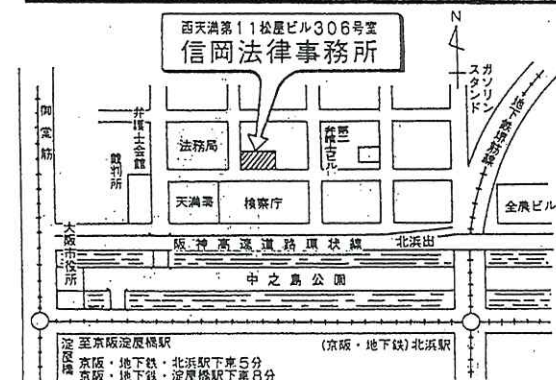
婚差会の立場

ちは、この裁判を支援することによって、「認知」が、本当の意味で、子どもに父親を与えるものではないということを、社会的に明らかにすることが出来ました。「認知」は、子どもに父を与える制度ではないのです。この訴訟の場合、子どもの生育に対して、社会的な支援が与えられなければならないのは当然のことでした。このように、多くの場合、「認知」は、男が子どもの養育に責任を持ちたいがためになされるのではないのです。父として子どもに日常的に関わり、養育に本当に責任を負っている場合、むしろ「認知」は必要ないと言えます。同様に、強い親子関係があれば、婚姻もまた必要ないと言えるでしょう。婚姻や「認知」によらなくとも、子どもが、生育に必要とする大人を、親として持つことが出来るということが重要なのです。そのためには、父子関係の成立を、全体にわたって問い直していくことが必要だと、私たちは考えるに至りました。

これまで「血縁」という関係は、子どもの幸福を揺るぎなく保障すると考えられてきました。しかしながら、本当にそうでしょうか。近代家族が婚外子を疎外するという問題はさておくとしても、その家族のなかで、子どもは本当に幸せだと言えるでしょうか。子どもが育つための基盤を、今日の家庭は、もはや作れなくなっているというのが、実情ではないでしょうか。婚姻による家族は、今や機能不全に陥っています。婚姻と血縁原理が変わる、新しい親子の原理が必要とされています。血縁原理を超えて、「親」とは何か、「子」とは何かを問い直していかなければならない時代に来ているのではないのでしょうか。

今日の家族は、男と女のエロス関係によって形成されます。「家」や地域社会といった集団の規制がなくなり、女の経済的自立が進んだ今日、女も男も、自己のエロスに忠実に生きたいと思うようになりました。それは、私たちが、長い間かかって手に入れた自由です。これを規制することは出来ません。しかしながら、子どもは生まれてくるのであり、その後も長い時間をかけて成長していかなければなりません。しかるに、子どもが属しているのは、安定した婚姻関係だけではないのです。むしろ、子どもは、婚外、婚内を問わず、不安定な男と女の関係に晒されていると言ってもいいのではないのでしょうか。自分を守り育ててくれる大人を親というなら、それは、血縁の親に限りません。婚姻の枠組みに捉われることなく、子どもを養育する体制を、社会的に創り出していく必要があるのではないのでしょうか。そのためには、親子法の改正が不可欠です。親子関係の成立はどう定められるべきなのか、それはどのような原理に基づくものでなければならないか、それらについて共に考えていきたいというのが、今日、この集会を持った理由です。私たちは、長い歩みを続けて来て、婚外子差別は、婚外子だけの問題に止まらず、全ての子どもの人権を保障する新しいシステムを創り出すことによってしか解決しないということを知りました。まさに、未踏の地に踏み出す思いです。けれども、どんなに困難であっても、歩いて行く道はこれしかないと考えます。ここに参加されたみなさんと共に、その第一歩を踏み出していきたく願って止みません。

婚外子差別と闘う会



今後の予定

- ◆9月4日(土)
 - 午前：学習会 (10:00~)
 - 午後：事務局会議 (1:00~4:00)
 - 場所…信岡法律事務所
- ◆9月23日(木・祝)
 - 夫婦別姓・一日ホットライン
 - (詳細は、後日マスコミ発表)

- ◆10月2日(土)
 - 事務局会議・学習会 (場所未定)
- ◆11月6日(土)「つうしん」NO74発行
 - <集合時間・場所> 10時30分
 - 阪急茨木駅 改札出口集合
 - <作業場所> 追手門大学善積研究室

「これからの親子法」6月19日講演会報告

これからの親子法～血縁原理をこえて
◎講演の内容◎

- 序 はじめに
- 1 子どもの権利条約の理念
- 2 人権的視点での親子法
 - (1) 嫡出・非嫡出の用語の廃止
 - (2) 婚姻外の子の地位
 - (a) 事実婚(内縁)の子
 - (b) 夫婦外の子
 - (c) まとめ
 - (3) 離婚と子ども
 - (a) 協議離婚の確認方式の確立
 - (b) 離婚と親権
 - (c) 面接交渉権
 - (4) 親権とはなにか
 - (a) 親権の性格
 - (b) 親権の内容
 - (c) 親権剥奪
 - (5) 子の養育費請求
 - (a) 夫婦の子
 - (b) 夫婦外の子
 - (6) 嫡出子・非嫡出子の相続差別
- 3 まとめ

たくさん参加者を期待していましたが、残念ながら21人という小人数しか集まりませんでした。「子どもの権利条約の理念に基づいて、家族法の中でも子どもの最善の利益が考えられねばならない」と主張する佐藤隆夫さんの講演は別表のような内容で進み、盛りだくさんでした。法律の細部にわたる話なので、親子法の学習会を重ねてきたメンバー以外は、分かりづらい所もあったかも知れませんが、佐藤さんが構築したいと思っている親子法は、概ね私たちの思いと重なるものだったと思います。ただ、婚外子の地位を「事実婚(内縁)の子」と「夫婦外の子」に分けて考える視点は必要なのではないかと思えました。いま必要なのは、「ちょ・ちょっと待って夫婦別姓」のころから婚差会が主張してきたとおり、「すべての子ども」を包括する思想なのです。

家裁の調停委員や弁護士経験もある佐藤さんは、具体的な事例をたくさんご存じらしく、現場感覚のようなものが随所にあふれるお話をしました。

後日、会から礼状をお送りし、佐藤さんからは、「また役に立てることがあればいつでも声をかけてください」との返信。少しずつこの運動を広げていければと思います。(大田 季子)

講演会を終えて ディスカッションから

講演会のレジュメの残部あります。
読んでみたい方は 連絡先まで
お知らせください。送付します。

6月19日講演会当日の合宿と7月3日の事務局会議で話し合った反省点と今後の課題は次のとおり。

●参加者が少なかった。いつもは集会に来るメンバーも集まりが悪かった。分散化している女性グループ、若い人がグループに参加しない、自分の生活でしんどい、運動や課題を持続することを嫌う風潮の中で、どうやって運動を広げていけるのだろうか?

●運動は作らないといけない。佐藤さんの話の中で「家族法はアカデミズムの世界でも軽視されて

いる」(司法試験に出ない、大学でもおざなりな講座しかない、大卒にも民間にも研究機関がない)という話があったが、学者や弁護士会などを広範に巻き込めないか。児童虐待に取り組んでいる人達も法改正を待ち望んでいるはずだ。誰かがどこか有機的な関係を持っていけば、つながる局面ではつなげられる。

●ドイツ親子法改正についても少し詳しく知りたい。住民票統柄裁判交流会でやった学習会のレジュメをもらえないだろうか?

●性的虐待をした親子の関係を

切るのは賛成だけれど、その後の子どもの受け皿はどうするのか。養子縁組、児童相談所の実態などを知りたい。

●懸案の本「子どもの父は誰か」(認知から父親確定へ)(仮題)づくり。今年中にまとめる予定。親子法改正についての視点も、作っていく過程で徐々に明らかになっていくか。

●親子法改正のどこに焦点を当てて改正を訴えるのか? ①「親権」そのもの ②父性推定 ③親の決め方 ④「嫡出」「監護」などの用語の問題は外せない。

●親子法改正を現実のものにしていくためにも、婚外子の法定相続差別撤廃をまず実現させなくてはならない。こしはばらく、900条4号改正に向けて、みんなで精力的に動こう。↓7月3日の事務局会議録参照。

●900条4号改正に関連して佐藤さんが提案していた906条を活用することについてどう考えるか。佐藤さんの案は、相続差別は撤廃した上で、遺産分割にあたっては遺産の性格に着目し、「夫婦外の子の相続分は家庭裁判所の審判により決める」というもの。

99年5月8日 (参加者3人)

●会員の富岡さんからFAXで報告。保育料の減免を役所の窓口と交渉し、勝ち取った。

↓詳しい報告は5ページ。

●NHKのE.T.V特集「揺れる家族」を見ての感想を出し合う。主な次の焦点は2つ。

①平成10年5月大分地裁判決(親子関係不存在確認訴訟で、DNA鑑定が決め手とせず、親子として暮らした時間に重きを置いた判決。のち高裁で逆転敗訴)の1審判決文をじっくり読みたい。↓9月4日の学習会で原文を読みます。たくさん参加してね。報告担当はYさん。

②コメントーターの水野紀子東北大学法学部教授(家族法)の中立性に問題があったのでは? 担当ディレクターの一人が2月の事務局会議でヒアリングに来ていたこともあり、感想をNHKに送ることに。↓2人の感想を6ページに掲載。

●6月19日講演会のレジュメと資料について話し合い。

99年7月3日 (参加者5人)

●講演会の反省や感想のディスカッション(合宿の続き)。

講演会に参加した深見さんから大田への手紙についても話し合う。↓深見さんの手紙全文とメンバーからの返信は3・4ページに掲載。

☆「子ども」「親」の言葉の定義の難しさ。「子ども」であり「親」でもある「私」の連続性。「子ども」と「親」を分けるものは身体性の違いだけではないか。

☆「子どもの立場から」という言葉の危険性。「子どものた

めに」が女への抑圧とならないためには「子どもの立場から」という言葉ではなく、「子どもの人権を守るために」という視点がどうしても必要。

☆結局「婚姻制度」は「父」を持ってないシステム。婚姻制度とは別個に父性確定の制度をつくるべき。男女関係と親子関係は別物なのだから。

☆父性確定について。たとえ意志主義をとっても婚内・婚外はある。意志主義は破綻主義とセットのものだが、親の側からの安易な破綻主義は認めてはならないのでは? 破綻主義は子どもからだけ認めるか?

☆「婚姻制度」はやはり性別をコントロールするものだ。生まれた子どもにも社会的地位を与えるために歴史的には必要だったかもしれないが、現在ではその意義は薄れている。

●問題提起3点。

①つうしんの見直し。今後、つうしんの編集方針は、意見交流を主体にしたい。新聞記事の採録は最小限に抑えては? ↓了解。みなさん、たくさん投稿をお寄せください。

②パソコンに婚差会のホームページをつくりたい。専従が必要(どなたか手伝ってくださいませんか?)。ホームページに載せる連絡先として、新たに私書箱を設置してはどうか。

③リーフレットが古くなっている。改定したいが...

↓民法改正が実現してからの?

●民法900条4号改正のために精力的に動き始めたい。

①地元議員の民法改正を求めると手紙・FAXを送る。↓今号つうしん作業日に手紙を送る作業を同時に行う。会員には手紙のひな型をつうしんと一緒に同送する。↓あなたの地元から選出されている議員(特に自民・公明)に、あなたの名前で送ってください。よろしく。

②8月28・29日の住民票統柄裁判交流会の合宿に参加して、今後の取り組みについて交流を深めては? ↓Y・大田が参加の方向で検討中。

●郵便物整理。

●つうしん73編集会議。(文責・大田)

99年6月5日 (参加者6人)

●6月19日講演会のレジュメ印刷と資料づくり。合宿参加者の確認。

99年6月19日:合宿時 (参加者6人)

●講演会の反省や感想についてのディスカッション。

↓詳細は3ページに。

め」が女への抑圧とならないためには「子どもの立場から」という言葉ではなく、「子どもの人権を守るために」という視点がどうしても必要。

☆結局「婚姻制度」は「父」を持ってないシステム。婚姻制度とは別個に父性確定の制度をつくるべき。男女関係と親子関係は別物なのだから。

☆父性確定について。たとえ意志主義をとっても婚内・婚外はある。意志主義は破綻主義とセットのものだが、親の側からの安易な破綻主義は認めてはならないのでは? 破綻主義は子どもからだけ認めるか?

☆「婚姻制度」はやはり性別をコントロールするものだ。生まれた子どもにも社会的地位を与えるために歴史的には必要だったかもしれないが、現在ではその意義は薄れている。

●問題提起3点。

①つうしんの見直し。今後、つうしんの編集方針は、意見交流を主体にしたい。新聞記事の採録は最小限に抑えては? ↓了解。みなさん、たくさん投稿をお寄せください。

②パソコンに婚差会のホームページをつくりたい。専従が必要(どなたか手伝ってくださいませんか?)。ホームページに載せる連絡先として、新たに私書箱を設置してはどうか。

③リーフレットが古くなっている。改定したいが...

↓民法改正が実現してからの?

●民法900条4号改正のために精力的に動き始めたい。

①地元議員の民法改正を求めると手紙・FAXを送る。↓今号つうしん作業日に手紙を送る作業を同時に行う。会員には手紙のひな型をつうしんと一緒に同送する。↓あなたの地元から選出されている議員(特に自民・公明)に、あなたの名前で送ってください。よろしく。

②8月28・29日の住民票統柄裁判交流会の合宿に参加して、今後の取り組みについて交流を深めては? ↓Y・大田が参加の方向で検討中。

●郵便物整理。

●つうしん73編集会議。(文責・大田)

●親子法改正を現実のものにしていくためにも、婚外子の法定相続差別撤廃をまず実現させなくてはならない。こしはばらく、900条4号改正に向けて、みんなで精力的に動こう。↓7月3日の事務局会議録参照。

●900条4号改正に関連して佐藤さんが提案していた906条を活用することについてどう考えるか。佐藤さんの案は、相続差別は撤廃した上で、遺産分割にあたっては遺産の性格に着目し、「夫婦外の子の相続分は家庭裁判所の審判により決める」というもの。

講演会に来てくれた(夫と宇都宮から!) 深見えんからの letter

大田さん
先日はろくろく話もできずに残念でした。あれから、陸に上がって来た息子(瀬戸内航路の船に乗っている)と一年ぶりに会い、沖繩時代の友人とその恋人と会い、これも二年ぶりくらいだったので、みんなで飲んでくれました。大阪の夜は、結局いつものようにへろろ状態でおわりました。

ところで、あの集会についてあれこれ思うところあり、興味ないかもしれないけど、一応書いてきますね。

みなさんが今まで話してきた内容を知らないまま出席してしまったので、私にはわからないことのほうが多かったです。正確には、わからない、ではなく違和感なのですが、この違和感は、①私が「婚外子」もしくは「婚外子と共にいる親」でなく、「離婚母子」の枠できちちゃったため、②「個別家族」の経験をほとんどもたなかったため、なのか、どちらかなのだらう、とは思いますが。

1 大田さんの発言「子は父がだれなのか、知りたいと思うものだ」について、ぜひ、どんなリサーチに基づいているのか、教えてほしいのです。

私はフィリピンにいたころ、すでに初老といえる女性から「私の父を探してほしい」と真剣に頼まれたことがあります。日本人が侵襲してきたとき、将校(らしい)兵士の身の回りの世話をさせられていた女性の子です。レイプでできた子です。母親から「父」の姓だけを教えられ、「日本人の子」としていじめられた子供時代にその名だけをたよりにしてきたと生きてきた、「父」がどんな人でもいい、お金がほしいのではありません。愛がほしいのだ、と彼女は言いました。

「父」は彼女が生まれてきたことさえ知らないでしょう。その男を探すことは不可能です。

彼女の「父がいさえすれば惨めにならなくてすんだ」という思いは、父の不在そのものではなく、「父

(存在) 幻想と、そこから来る周囲の差別だと私は思ってきたので、大田さんの発言について、もっと根拠的なものが聞きたかったです。

2 Yさんの発言「父がいなくて、子は父を幻想化するか、蔑むかのどちらかしかない」(正確ではないかもしれない)について、これは先述した①に原因すると思われるのですが、私自身の個別体験の中では全く思いあたらないことなので、むしろ驚いたのです。私の周囲はほとんどが「離婚母子」の女ごもだからなのだろうか、それとも、先述②に関係するのだろうか、もっと説明を聞きたいと思いました。

3 筒井さんの発言「国際婚外子」のことを考えれば、父親の責任を追求する必要がある」について、「父親の責任」という言葉はよく使われますが、そこには「無責任男への懲罰」という要素が少なからず感じられます。(筒井さんもそうなのかわかりませんが)私はいつも気になってしかたないのです。子どもを育てる上での責任なのか、子どもを育てる上での経済的責任なのか、「離婚母子家庭」を16年間やってきた私にとって最大の問題は金だったので、これについてもっと話をしたかった。

子どもたちが大きくなってしまった今、結論として思うのは「金じゃない」ということです。笑わないでほしいのですが、年収平均150万で生きてきた私は、いつも金に困ってはいけなくて、結局として子どもたちも貧しく育ってはいけません。こう言う「子ども」の立場に立ってない」と言われそうですが、私は何も養育費を拒否して低収入になったわけはありません。借金しない男に金

を請求してもしかたなかっただけです。この枠の中で生きるしかなかった「だから」幸福だった、と今は言えます。「養育費」や「相続」を求めるとは子の権利です。でも「養育費」とも「相続」とも縁のない子は、そうでない子と生まれつき差があつて当然なのだろうか、親の経済的格差がそのまま移行する「子」とはそもそも何なのだろうか、というようなことを考えます。「父の責任」に懲罰的な要素を加えることに私は反対です。必要なものは「関係」であつて「責任」ではないと思います。「関わる気のない男を追いかけ回しても仕方ない」と思うのは、男を追いかけ回すことで「母」と「子」の経済的自立(外国人の場合だと在留資格の申請さえ)を後回しにしてゆく事例を見聞きするからです。「でも、だからと言って男を免責するということではない」と言えはすむかもしれないけれど、今の私にはその言葉が何を表現するものなのかわかりません。これについては、今から考えたいところです。

4 「家族」の内容と形態について、集会では全く話がなかったのですが、多分私の抱いた「違和感」の大部分は、ここにあったように思います。私は、いわゆる個別家族で生きてきた経験があまりなくて、だから「母子三人で向かい合つてご飯を食べる」ことをしてきませんでした。いつも誰か(私の恋人か友人も含めて)と一緒に住んでいるか、遊びにきているか、のてんこもり状態を続けました。それが子にとっていいのかわかりませんが、むしろわがままな子でいい、ということもできたのですが、それは女の生き方の自由とか競合するものではないかと思えます。社会の標準的価値観と、集会で語られた「子どもの立場から」という言葉が、どういう位置関係にあったのかちゃんと話を聞いて知りたいと思います。

では、みなさんよろしく。
深見 史

深見えんへの返信 その1 (大田)

70年代当時、相次ぐ母子心中に「子殺しの女は私だ」と表明した田中美津さんに、私はとても共感を覚えます。女一人に子育ての重荷を背負い込ませる社会で「子どものために」という言葉は女を抑圧するものでもありました。その社会で「私を生きる」ための試みは、一人ひとりの女が、自分の生きている場所で実践してこなければならなかったことです。深見さんの生き方が、「子どもにとっていいのかわかりませんが、ということもできた」という部分、私はとてもよくわかります。よくわかるのですが、そこに立つ限り、女は「子殺し」と背中合わせに生きねばなりません。もう、それでは、子どもも女も救われないと、今の私は思うのです。

私自身の日常は、男と子どもと暮らすことで、否応なく妥協の連続です。「個別家族」をすることは、社会の標準的価値観を自分の内に再確認することでもあります。理想と現実とは限りなくギャップがありますが、たどたどしい歩みでも、歩いて行かねばと思うのです。ほかの誰でもない、私を生きるために。

大田 季子

深見えんが書いた道後・タイ女性殺人事件裁判の記録「通報の必要はありません」(創風社出版、本体定価800円)と月刊「あつち」No.34(99年5月号「だんご3兄弟のひろみつ-戸籍・国籍・入管体制」Eご希望の方にお売りします。(ロジック社、800円) 申し込みは TEL or FAXで
大田まひろう!

深見さん お手紙ありがとう。
あの後すぐの電話でも話したとおり、子が父を知りたいと思うのは、「私は何者か」という問いは人間にとって根源的な問いだと思うからです。ほとんどの人が知っているのに、自分は親を知らないというのは、本人にとって大変な欠落感だと思います。それからあのとき「深見さんの感覚は正しい」と言いましたが、そのことについて補足させてください。

正直に言うと、手紙を読んだ私の第一印象は「あちゃー、しまった」という感じに近いものでした。

私たちはそれほど深い付き合いではありませんが、深見さんが松山のタイ女性の裁判を支援してきた姿勢や、私も原稿を書かせてもらった、この5月の「むすぶ」特集号で「だんご3兄弟のひろみつ-戸籍・国籍・入管体制」を編集された感覚などから、私はあなたの感性に、とてもシンパシーを感じてきました。もっと言うならば、少し遅れてきた世代の私は、あなたに「真性」リブのその後を見てあこがれる思いもありました。そのあなたからの違和感の表明、やっぱり「あちゃー」だったのです。

親子法の学習会を2年間続けてきて、どんどん遠くへ行ってしまった私たちは、深見さんにすら理解されない地平にたどりついてしまったのかと…

古いメンバーは知っていると思いますが、婚差会のつうしんが手書きだったころ、題字の下には「女の自立と子どもの幸福」というサブタイトルがついていました。何度かこの紙面でも繰り返し書いていますが、私たちがめざしてきたそれは、どちらが欠けてもいけない車の両輪のようなものです。その思いは今も変わらず、むしろ確信となっています。

深見さんへの返信・その2 (Y)

あなたの手紙を読ませていただいて、あなたには、「子どもには子どもの父に会いたい」と思うことを、決して許してはならない。」という強い意志があるのではないかと感じました。

「子は父が誰なのか、知りたくないと思うものだ」とついて、どのようなサッチにもとずいていいのか教えてほしい。このことですが、あなたにとつてはそれらすべて「幻想」なのではないのですか。自分の親が誰であるかを知らない子どもが「親を知りたい」と思う気持ち。それは「幻想」が生み出したものであると決めつけて、親が誰かを知っているあなたは、親を知らない子どもの気持ちを正確に理解していると言うのですね。

その主張が正しいという根拠はなんですか。逆に、誰からも抑圧を受けていない状態で、自分の親が誰であるかを知りたいくないという子がいたら教えてください。わたしがここまで言い切れるのは、私自身が、自分の親が誰かを知らない人間だからです。わたしがわたしの親を知りたいという感情について、あなたの審査を受けなければならぬのですか。それはなぜですか。その所をこそ教えてくれませんか。次に、あなたのいう「幻想」とわたしのいう「幻想」はまったく意味が違うようですよ。わたしのいう意味は、子どもは親を知ることができなかったり、親との関係が断絶され、情報もきわめて少なかったりすると、自分でいわば自分のためのお伽話を作り上げるといふことです。それは子どもが自

分を守るために作り上げた幻想です。わたしの場合は、「親に望まれないに生まれてきたくせに」とか、「あなたが生まれてきたことで親がどれほど苦しんだか、あなたはわかっている」といわれたことばかり私自身を守るためでした。しかし幻想はどこまでいっても幻想ではないことには、子ども自身がいちばんよく知っています。親に棄てられた子どもにとつて、自分の親が誰かを知ることが、あるいは知ろうとすることができるとは、自分が、「親に棄てられて当然の人間」から、「人権の主体である人間」に変わることです。もし、この世から差別が全く無くなつたら、親を知らない子が、自分の親が誰か知りたかと思えば、こう答えるのではないかと感じます。「そりゃ知りたかよ。好奇心があるもの」。そのような社会になつてほしいと願っています。あなたのごどもが幻想を持たなかつたなら、それは幻想を必要とするほど、自分の存在を脅かされていなくなつたからで、恵まれていたからでしょう。婚差会では、もっとも傷つけられ、抑圧され、生存を脅かされ、尊厳をふみにじられた子どもの人権について考え話し合つてきました。あなたの感じた違和感は、あなたの言う①でも②でもなく、今回のこの講演会をもつに至つた、婚差会の思想との違和感ではないでしょうか。

最後に、「子どもの立場から」という言葉を、子どもを利用して女を支配しようとする人たちも、よく使っています。わたし

●この住復書簡を読んだ感想を投稿してくださいね。●

深見さんへの返信・その3 (筒井)

お手紙ありがとうございました。あの場で、深見さんが抱かれた違和感について語っていただければ、内容の豊かな集会になつたと思うのですが、深見さんの発言に対して、ウワッーと反論が集中したので(勿論、反感や攻撃ではありませんが)、言いにくかつたのではないかとお察します。

私の、「国際婚外子のことについて考えれば、男の責任は追及しなければならない」に、「無責任男への懲罰」という意味合いはないのかという質問ですが、「責任追及」は、「懲罰」が目的であつてはならないと思っています。しかしながら、そういった男への仕返しの感情が私の中になかという、それはそうではありません。私の心の中には、男との軋轢が、どす黒い憎しみや悲しみとなつて澱のように沈み込んでいて、ちょっとした言葉にも、黒々と巻きあがつてきて、認められることを要求するのです。けれども、懲罰として苦痛を与え、溜飲を下げることにどれほどの意味があるでしょう。私が望むのは仕返しではありません。人を傷つけることに対して、もっと鋭敏な感性を備えた社会、愛情に満ちた社会です。

そういうわけで、「父親の責任追及」は、私の情念に根差してはいますが、私個人の情念を超えて、人と人との関係をどう考えるのかという普遍的な課題に繋がっている問題だと思っています。先ず、男自身が、自らのセクシュアリティやジェンダーを問い返してほしい！自分の行為がもたらした結果を引き受けるという当たり前のことをしてほしい！そして、本当は何よりも人の気持ちを解ろうとしてほしい！のです。お金のことは、そうした態度の表現であつてこそ意味を持つのだと思います。「あなたの存在に深く関わり、ずーっとあなたに関心を持っています」というメッセージが込められていなければ、それは「手切れ金」かお恵みでしかない、と言つてもいいのではないのでしょうか。養育費や相続は、子どもの権利ではあるけれど、権利を行使したいのではない、ほしいのは関係の表明なのです。でも、そんなふうにも言つても傷つだけです。男社会の言葉で、制度の問題として語らなければ進まないと思います。

深見さんの、「関わる気のない男を追いかけ回しても仕方がない」という言葉、私にはとてもよく解ります。深見さんは、追いかけ回すことで、経済的自立を後回しにする例を見てきたと言われますが、経済的自立だけでなく、精神的自立も遅れてしまうのではないと思うからです。男も女も、自らの力で関係を終わらせ、整理し、また新しい関係を築いて生きていく…そういう生き方ができたらどんなにいいでしょう。そのためには、経済的自立だけでなく、心ももっと成長していかなければならないと思います。が、それ以上に、そのことによって他者の幸福が妨げられることがないという絶対的な条件が必要であると思います。それこそ、この集会を持つに至つた私たちの動機なのです。親子関係を、男と女の関係から切り離して考えていこう、それが婚外子だけでなく全ての子どもを、親子関係の不幸から解放する道であると思うのです。このことについては、長くなるので書きませんが、このテーマは深見さんと共有できるのではないのでしょうか。どうか婚差会においでください。一緒に歩いていけたら嬉しいと思います。

筒井 千枝子

たちとは思想も、その言葉の意味する内容も全く違うので、たしかに問題はあります。子どもは決して、「子どものために親は喜んで自分の人生を犠牲にすべきだ」とも、「親さえ幸せなら自分はどうなつてもいい」とも考えません。親も子も幸せでなければならぬのです。そしてその幸せの形は「いろいろある」と思います。誰かを犠牲にしているかきり、さまざまに暮らしの有り様は、等価値とされねばならないと思います。

講演会に来てくれた婚差会のメンバーの娘さんから届いたFAXを紹介します。

今の大学生のジェンダー論、差別への意識

ジェンダー論の授業は、毎年人気講義であり、人数は増加している。出席率も特に高い授業の一つである。以前は女子学生が大半だったが、最近では男子学生の受講が増えている。

授業内容としては、女性の就労に関する内容が多く、親子関係、そしてそれに対する差別問題は、ジェンダー論以外にも取り上げられることは少ない。差別問題に関する授業では、ノーマライゼーションがよく取り上げられる。

こういった親子法に関して、興味がない、問題意識がないといったわけではなく、法律に定められた自分というものにこだわっていない。また、周りの人間に対してもそれを求めない。「今、ここにある自分」が重要だという風潮がある。相手を見る際に大切なのは、「イケてる・イケでない」ことであつて、法律に対して、それに縛られている感は全くといっていいほどない。

M・S

久しぶりに文章を書いている気がします。昨年母が急死してから私の生活は大きく変わりました。本年度より思い立ち正看護婦免許取得をめざし、兵庫県立総合衛生学院看護科2部へ勤労学生として週3回通学しています。准看護婦として週2、3日働いています。日勤帯のみのパートタイマーです。これは私の収入の半減、それ以下を意味します。

3月のある日保育園から一枚の紙切れを子供が持ち帰りました。「保育料は16,000円です。4月より支払って下さい」。

そんなお金はありません。前回合宿時、減免申請の話を少し聞いていた私は福祉事務所へ行き、早速交渉開始です。

彼らの第一声「はっ？何の事ですか？」という感じでした。全く聞いたこともない話という対応です。私はそのようなシステムがあるはずであることなど、一から説明しました。すぐには対応できない、調べて連絡をくれるとのこと、私はその場は立ち去りました。30分後自宅に電話がありました。内容は、条例を調べたがそんなものはなかった、というものでした。ここで、はいそうですか、とは言えない私は食い下がりが、とにかくもっと詳しく調査して後日連絡してもらおうと確約をとりました。

連絡を待つ間私がしたことは、婚差会の仲間達に連絡をとり、正確な情報を手に入れることでした。次回連絡までに私の方は準備万端でした。数日後Tさんという方から自宅に電話がありました。

保育料減免に関して、相生市は身体障害者の認定あるいは生活保護の認定を受けた方々に対して特例的に認めることになっている。貴方の場合はそのケースに当てはまらないので、減免できない。という内容でした。

ここで私は、①保育料に関しては規則の範囲でつくることができると②実際に様々な減免を必要とする人がいること③離婚して収入が半分以下になり、生活に困難している母子家庭もあるなど、具体的な例をいくつもあげました。

相生市との窓口交渉で保育料減免を勝ち取りました。

さらに、④払わないとは言わないと譲歩をみせ、分割などいろいろの方法はあるはず。互いの歩み寄れる線を考えてほしい⑤相生はファミリーサポートシステムを作り福祉の町を市民に訴えているのに、こんなにお粗末でいいのか⑥減免システムを採用している市町村を列挙しました。

これに対するTさんの返答は、「私ではどうにもできない。上司に掛け合うが、私が言うより直接上司に言ってもらったほうが効果的です」。後日連絡を連絡をくれるとのことこの日は終わりました。

さらに数日後電話があり、上司と相談したところ私にかぎり特別な例外とするので内容を証明できる書類と私の申入書を書いてサイン、印鑑をくれとのことでした。そしてとにかく事務所に来てほしいとのことでした。この数回に及び電話は、Tさんが自身の自宅より私の都合に合わせてかけてくれたものでした。このことからTさんは、この人にできる範囲のことにしてくれたということが良く分かりました。

数日後、平日に何とか時間をくり出向いていきました。上司という50半ば位の女性に対応にできてきました。最初からこちらは構えているし、その人は「あんたがあんまりうるさいから、あんただけ認めてやるから有り難く思え」といわんばかりでした。学校へ行っており、収入が半減することなどを書いた書面にサインし、印鑑を押しました。

この上司という人にも一通りの説明をしましたが、この人から返ってきた言葉は「貴方の知り合いに減免対象になりそうな人がいるなら貴方が教えてあげれば……」私は行政が対象になるような人

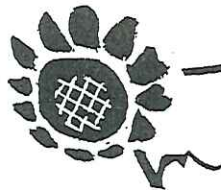
々に対してどのように対応しているのか、これから対応していくつもりなのかを聞いたのに、呆れてしまいそのまま何も言わずに帰りました。

結局保育料は無料となりました。今回の申請をしたために前々年度の確定申告が間違っていた、申告をしなければならぬ。その為に、幾らかのお金が返ってきます。そして、児童扶養手当も一部支給停止になっていた分が支給されます。5月に入るまでに私のしななければならぬ手続きはすべて終了しました。請求してくるお金は至急のくせに、支払うお金は「8月を過ぎると思います」さらさらと言われました。

今回のことで

1. 窓口闘争の難しさ
 2. 感情的になつてはダメ
 3. 情報を提供する難しさ
- などなど学びました。とてもいい経験でした。

(文責 富岡 小由利)



結婚したいという人もいるが、日本の社会の様々な生き方を全部認める制度が存在してもいいのではないが。

他に気が付いたことは、日本女性の団体の数が多いこと。オーストラリアと欧米ではそんなに数は多くない。このような団体は日本人の女性にとって、とても大切だと思う。日本の政府が日本人女性の権利を守れない場合に、そういう団体が女の人の権利を意識させてくれる。この団体のメンバーの力に頭が下がる。若者もまた、こういう団体に参加することが大切だと思う。そうすれば、団体のメンバーの方は、女の人の権利や一般的に人生のことをよく知っているのだから、皆さんのことが学べると思う。

現在の日本社会における非婚の母についてのアンケートを作りました。もし、ご協力していただける方がいらっしゃいましたら、とてもうれしいです。必ず、プライバシーを守ることをお約束いたします。アンケートに協力していただける方からのご連絡をお待ちしています。

連絡先：〒616-8233
京都市右京区
ナターシャ・マーシャル
Eメール：

ナターシャは、日本の婚外子の扱方について知りたいたい婚差会に連絡をとって下さった。この間、浪浪会・合宿にも参加し、婚差会メンバーと交流を深めて下さりました。
(善積)

オーストラリアからの留学生ナターシャのメッセージ

私はオーストラリアのニューサウス大学の学生でナターシャ・マーシャル。現在留学生として日本の非婚の母の現状について研究している。

私も婚外子。母親が38歳の時に私を産み、父親から認知してもらわず一人で育ててくれた。シドニーでは、1970年代に母子家庭の数が増え始めてきた。経済的に時々生活が苦しくなってきたけど、回りの友達から精神的な援助をしてもらい、また社会福祉も受けてきた。何となく母子家庭で幸せに暮らしていた。

今、日本社会における非婚の母の現状を勉強している間に、日本の非婚の母親の方が苦しい立場にあるということに気がついた。なぜならば欧米とオーストラリアと比べると日本の女性の給料は低い(1986年に男女雇用機会均等法が施行されたけど、現実の女性の給料が一般的にまだ低い)、児童保護制度が充実していないからだ。また、戸籍制度というものもある。やっぱり私は、外国人の女性から見れば戸籍制度というのが昔から残っていて、男女差別という不公平な制度が現在も存在しているように思える。昔の江戸時代にそういう「家」制度があったことに関連があるかもしれない。例えば社会は一般的に「家族」を作り上げた。だけど、それは今の実際の状態ではないのじゃないでしょうか。

日本の戸籍制度を勉強しても、もし、オーストラリアに戸籍制度があったとしたら社会がどうなるのだろうとよく考えてきた。やっぱりオーストラリアではそれは無理だと思う。なぜならば、国際結婚や事実婚、離婚などが多いし、非婚の母、シングルファーザー、同性愛者の事実婚もある。戸籍制度ではオーストラリアの社会の多様性はぜんぜんみとめられないと思う。しかし、現在の日本の社会を見てみるとオーストラリアと同じような多様性があると気が付いた。現在の日本社会は夫婦という形だけではない。にもかかわらず、まだ夫婦だけしか認められない制度がある。日本の高まりつつある離婚率、事実婚、非婚の母、同性愛者という生き方から日本の社会が変わってきていると分かる。それなのに、まだなぜ多様な生き方を認めない制度があるのか分からない。

制作担当者への手紙

から戸籍という困難な壁と対峙させ、問題解決の力を弱めてしまう可能性があります。戸籍制度の問題は戸籍制度の問題です。900条の問題は900条の問題です。勿論、900条の問題も、戸籍制度から発しているのですが、戸籍制度に手をつけなければ解決できないということではありません。水野さんの発言は、900条の改正に水を差す可能性さえあります。戸籍制度による差別と900条による差別とを比べて、どちらがより重いなどという発想自体ナンセンスですが、水野さんが、本当に婚外子差別に反対するのなら、このような発言はしないでいただきたいと思います。「900条の改正は直ぐにでも可能です。先ず、900条を改正しましょう。婚外子差別はそれだけでも減るのです。」と言ってください。

戸籍制度の問題点についても、水野さんの指摘はズレていると思います。水野さんは、戸籍の差別制は、その公示性にあると言っておられますが、身分証明書として機能しなければ問題ないという意見なのではないでしょうか。私は、戸籍がある限り、部落解放同盟その他の闘いに関わらず、身分証明書としての機能は求められ続けると思います。例え、本人以外は全く閲覧できないようになったとしても、戸籍制度がある限り、婚外子差別はなくなりません。なぜなら戸籍制度そのものが、婚外子差別だからです。水野さん自身も決して、戸籍制度がいいとも必要だとも思っていないらっしゃらないと思います。なぜそれをはっきりと言わないのでしょうか。差別撤廃を望む人間が、戸籍制度そのものの問題性を語り、戸籍制度の撤廃を主張することは、何か悪いことなのでしょうか。戸籍制度そのものは認めた上で（なくしていくべきだという表明なしに、戸籍下で考えを進めることは認めていることだと思います）、その機能の仕方を変えていけば解決するかのよう、問題の本質を避けた提起は、解決の道筋を見えにくくするものだと思います。

水野さんが考えておられるのは、多分、婚外子の地位の向上でしょう。私たちが（私は婚外子差別と闘う会の一員です）望んでいるのは、差別の撤廃です。婚外子の地位の向上は、水野さんがおっしゃるように、体制の中でも可能だと思います。けれどもそれは、婚外子差別がなくなることではありません。改良は解決ではないのです。婚外子差別がある限り、当事者たちは、差別を感じ続け、苦しみ続けるのです。そして、女は、子どもが差別されることを怖れて、自らの生き方を規制し続けるでしょう。

私たちは、水野さんが言われる「蕨のように子どもを包む」婚姻家族などという理念は、実体として存在しないと考えています。婚姻に、そのような希望を託すことは無理なのではないでしょうか。婚姻が、基本的に、「両性の合意のみに基づいて」成り立つものである以上、不安定性を免れることはできません。なぜなら男と女の「合意」ほど不安定なものはないからです。婚姻の約束は、様々な要因によって絶えず変動し、変質するものであり、その影響は真っ先に子どもに及びます。国家の強制によって、個人の合意を維持することなど不可能です。何か強制力があるとすれば、子どもが不利益を蒙るということが、その最たるものではないでしょうか。婚姻家族は、本来的に、崩壊する可能性を絶えず孕んでいる、不安定なものなのです。男と女の結びつきを、国家が担保するなどという考え方は止めて、個人が自由に関係を作り合っている社会にしたい。そう思うことは、何か良くないことなのでしょうか。子どもがどのように育てられるべきかということは、それとは切り離して立てられるべき、個別の課題であると、私は考えていますが、それはとてつもない発想でしょうか。婚姻家族はもはや機能しなくなっております。それでもそこに、幻想を抱き続けるのは不毛なことではないでしょうか。

子どもという次世代が、どのようにして育てられるのかとうことは、婚外子問題に限らず、差し迫って重要なことであると思います。このことを考えていく視点は、子どもの権利条約にあると、私たちは考えます。子どもを、婚姻や戸籍の中に位置づけるのではなく、子どもの側から親子の関係を見直していく時代に来ていると思います。子どもは、婚姻制度の中に掬い取られるものであるという発想では、婚外子差別だけではなく、子どもを取り巻く多くの問題が解決しないと思います。

子どもは直ぐに大きくなって、親の世代と取って代わります。そういう意味で、子どもの問題は人類の未来の問題です。婚外子という、婚姻制度の枠の外からは、人間を幾重にも区分けしていくこの制度が、個人だけではなく、社会を如何に歪めているかということがよく見えます。私たちは、戸籍制度に深く根ざしている現行の婚姻制度こそ、婚外子差別、その他の元凶であると考えております。そういう立場から、NHKと水野さんの、婚外子差別の捉え方に賛成できません。

しかしながら、今後もこのような取り組みをしていただきたいと思います。NHKという公共のメディアは、大きな力を持っています。誰にとっても住み良い社会を作るために、お互いに協力し合うことができれば幸せに思います。

みなさまの御健闘をお祈りいたします。

筒井千枝子

前略
この度のE.T.V特集「ゆれる家族」では、婚外子差別の問題を正面から取り上げられていて、よかったですと思います。また、生殖技術が進む中、父子のつながりでは血縁関係を第一義に考えるべきか、子育て関係で培われた関係を重視すべきなのかを問いかけ、この問題について子どもの人権からの論じる必要を説かれている点も良かったと思います。

しかしながら、水野紀子さんの説明で一つだけ、とても気になる発言がありました。婚外子差別の相続法はなくなった方が良いとの発言の後で、「婚外子差別をもたらししているのは、子の相続分の差別規定か」というと、私自身は違うと思う。戸籍制度である。戸籍に誰でもアクセス

入できることから、（婚外子差別が）生まれている」という発言です。婚外子の相続分を半分にしていくこと自体が婚外子差別であり、その規定が人々の婚外子差別意識を助長しているのが現実です。相続差別規定がなくなっても、もちろん婚外子への他のさまざまな差別が残っており、家族を単位とする戸籍制度を変えていくことも必要なことです。相続規定をなくさせることは、婚外子差別撤廃への長い道のりの大きな一歩です。相続規定が現実には果たしている差別的機能をニグレクトし、相続の差別規定が婚外子差別の根本問題でないとして、戸籍の問題に話をもっていくことに非常に疑問を感じました。

なぜならば、こうした言動は、相続差別規定の改正は取るに足らない小さな問題という印象を一般の人々に与え、この問題で苦しんでいる婚外子の痛みを矮小化し、結果として、相続差別規定の廃止の重要性やそのための運動が軽視されていくことに繋がるからです。「婚外子差別の相続法はなくなることが重要であるが、それだけでは不十分で、戸籍制度の見直しも必要である」という発言にすべきだったと考えます。

最後に、テレビ番組制作者への要望を述べさせていただきます。現在、住民基本台帳のネットワークシステムの導入がもたらされていきます。戸籍制度の問題、コンピュータ化による個人情報収集・管理が国民生活に及ぼす弊害についても、是非、E.T.V特集で取り上げていただきたいと思っております。

善積 京子



NHK ETV特集「揺れる家族」

1999年 5月 31日

NHK
ETV特集『揺れる家族』制作担当者様

5月3日から三回にわたって特集された教育テレビの『揺れる家族』、興味深く拝見しました。民法の改正は棚上げされたままですが、私は、そこに無言の抵抗を感じます。そのわだかまって動かない空気を少しでも押しもらえたら、というのがこの番組に対する期待でした。多発する様々な子どもの事件の背景には、家族の問題があるということは、誰でも感じていることです。子どもだけではなく、大人にとっても、家族の問題は、様々な事柄の、語られざる背景をなしているのではないのでしょうか。だから、この問題を考えていく視点について、誰にでも解るように、具体的に語ってほしいという思いがありました。そういう意味で、こうした番組が作られた意味は大きいと思います。ただ、二日目の『親子』については、前半の水野さんの発言に納得できないところがありました。後半で、親子関係について、水野さんがおっしゃったことは、その通りだと思います。

番組の冒頭で、水野さんは、婚外子差別は婚姻制度と対立するものではないという発言をしておられます。これは、婚外子差別を、婚姻制度と対立するものとしては語らないというNHKの立場を、先ず以て視聴者に明らかにしたものだと思われまふ。だとすればそれは、婚姻制度を支持しているけれども、婚外子差別は不当だと考えている人たちを取り逃がしたくないという配慮からなのではないでしょうか。それとも、NHK自身がそう考えているということなのでしょう。

水野さんは、「婚姻制度がある限り、生まれてきた子が、婚外子と婚内子に区別されるのは仕方のないことで、それがどこまで差別になるのかは慎重に考えてみないといけない」と言っておられます。そして婚姻制度について、「子どもを育てる、温かい藪のような存在を国が担保するものである」。「婚姻制度自体、子どものための制度」であって、「子どもの平等権と両立する。両立を探っていかなければならない」と語っておられます。婚姻制度は大切なものであり、それが婚外子差別を生み出すのではないと言っている訳です。

国が一つの制度を採用する限り、そこからはみ出して生きる者は、多かれ少なかれ「異端」であり、「異端」は本来、権利のないものです。「異端」が多数を形成すれば、事情は変わりますが、少数者である限り、権利を問題にするのは至難の業です。しかしながら、近代という立場そのものが、「異端」であろうとなかろうと、個人の権利がそのように侵害されていることに対して、黙っているわけにはいかないのです。だから、水野さんが、婚姻制度の中でも子どもの平等は実現できるとおっしゃるのは解ります。例えば、900条4号但し書きについて、人の人格を半分だと言うような、そうした機能を持ってしまったから変えた方がいいと言っておられますが、これは、婚外子が沈黙していれば、何の問題もないのだという風に響きます。言葉尻を捕らえるようですが、不都合な機能を「持ってしまった」から変えた方がいいという言い方から、何が滲んでくるのでしょうか。私には、「900条の規定は、非嫡出子に財産分与を認めている進んだ内容のものなのに、婚外子の感情によって左右されるのは、如何なものだろうか。しかし、社会からの共感を一定勝ち得てしまった以上、仕方がない…」そう聞こえます。水野さんはソフトですが、これを振り所として、更に強硬に、「婚外子の感情問題などに動かされるな」と言うこともできます。婚外子は、泣き寝入りせよということに繋がる発言だと思います。

少数者は、法規定に不都合な機能を持たせてしまわないと、権利主体に浮上できないということでしょうか。憲法に拠るまでもなく、婚外子は権利主体です。当然のこととして、婚外子の権利の回復は、婚姻制度の立場からではなく、婚外子の立場からなされなければなりません。

900条の相続規定は、相続の問題に限定されません。住民票の記載方法、出生届の様式、「認知」や親子関係の形成の問題等と連動して、婚外子を、日常生活の様々な局面で傷つけてきました。水野さんは、「900条よりも、もっと重い差別がある。それは戸籍だ」と言われましたが、900条の問題は、このような、スルリと身を交わすような言い方ではぐらかされてしまっている問題ではありません。問題点をきちんと整理した上で進むべきではないでしょうか。水野さんのこの発言には憤りすら覚えました。言うまでもなく、戸籍制度は婚外子差別の根幹にある問題ですが、戸籍制度を廃止することは、今のところ不可能です。その、どうしようもない壁の前に婚外子差別を放り出し、「900条は二義的な問題だ。戸籍制度こそが、婚外子差別を生み出しているのだ」と言われれば、婚外子差別撤廃など土台無理な話だと思われかねません。水野さんの発言は、婚外子差別撤廃を、初め

(6ページへ続く)

新しい親子関係を模索

99.6.18

婚外子差別と闘う会
あす阿倍野で講演会

法の改正考える

朝日新聞

子どもの立場を配慮した新しい親子関係を模索しようとする「婚外子差別と闘う会」が、十九日午後一時から阿倍野区の市立阿倍野市民学習センターで講演会

「これからの親子法―血縁原則をこえて―」を開く。家族のあり方や結婚に対する考え方が変化の中で、子どもの権利を守るため、どのように法を改正すべきかを考える。

講演会は、一九八一年に発足し、全国に百五十人のメンバーがいる。法律上の

二の記事を見ん
本気で中の人
いなかたれたい
てした

市垂水区に住む原代道子さんは「婚外子の場合、父字関係の成立が『認知』とい

う形で男性の一方的なものであるのはおかし」と話している。

講師の佐藤隆夫・国学院大名誉教授は「戦後、家制度を解体するために民法が改正されたあと、親子関係よりも夫婦の平等論が注目され、子どものことは二の次になってきた。毎年多くの子どもの離婚に巻き込まれているが、ほとんどは「たかりかしの状態だ」と指摘している。



友人の卵子で体外受精へ

長野の医師 来月初旬から実施

98.4.17朝日

非配偶者間による体外受精の実施を国内で初めて公表した長野県下諏訪町の根津八紘・諏訪マタニティクリニック院長が、友人から提供を受けた卵子による体外受精を、五月初旬から実施する。同院は卵子、精子の提供は兄弟姉妹間に限るといふ独自のガイドラインを設けているが、「あく

まで原則であり、当事者が納得すればいい」と判断したという。日本産科婦人科学会は非配偶者間の体外受精を認めておらず、根津院長は学会に違反したとして学会を除名された。

根津院長によると、体外受精を受けるのは関西地方に住む三十歳の夫婦。妻は早発性閉経のため卵子が

できず、姉妹もいない。友人は出産経験があり、夫は一人、一月下旬に夫婦と友人の三人で同院を訪れ、友人が卵子提供を申し出た。根津院長はその場では結論を出さず、その後三人の意思が固いことを確認したうえで実施に踏み切ることにしたという。

実際の体外受精では友人から卵子を取り出し、夫の精子と受精させたうえで妻の体内に戻す。三者間に金銭の授受はなく、インフォームド・コンセントも兄弟姉妹間の場合と同じ内容だった、としている。

根津院長は「卵子提供の範囲を広げたわけではない。友人でも兄弟姉妹と同様の信頼関係があればいい。友人こそこれまでよくしてくれる人は奇特。ボランティア精神がなければ成り立たない」と話している。同院では約十組の夫婦が非配偶者間の体外受精による妊娠、出産に成功しており、現在も約三十組が治療を受けている。いずれも兄弟姉妹から卵子や精子の提供を受けているという。

99.6.16 朝日 公開質問状に回答もなく、宇治市の流出事件も追及せず

消せぬ「総背番号制」の不安

住民台帳法案が衆院通過

99.4.11の新聞報道で13日の住民基本台帳法改正案が審議に入るというところを知りました。私たちが自治省に出した公開質問状に対し、自治省が回答するつもりだ、ということを知りました。

地方行政委員会にアンケートをした。具体像のない個人情報保護の法制化の議論、自治省の数の論理だけで6月16日衆院通過してしまっている。私たちの立場からプライバシー保護の議論は必要だ。

(佐々木)

住民基本台帳法改正案のポイント	
情報内容	住民票に新たに10けたのコード番号がつく。番号は乱数表で、1人ひとりが異なるように設定され、番号に不服なら別の番号に変更もできる。市区町村長は住所、氏名、生年月日、性別の4情報と住民票番号を都道府県に通知する。知事は国の機関から恩給の支給など同改正案にあらかじめ明記された事務に関して本人確認を求められた場合に情報を提供する。 情報は全国センター（指定情報処理機関）を通じて提供される。
カード	市区町村は住民の申請があれば、氏名など4情報を記録した住民基本台帳カードを交付する。カードを示せば、転出、転入の手続きが転入届だけでよくなる。カードには8000文字程度の情報を記憶できるIC（集積回路）チップが埋め込まれており、市区町村が条例で定めれば、公共施設の利用状況や医療情報など4情報以外のカード保持者の個人情報を入力することもできる。
情報の保護	市区町村が保有する住民の氏名など4情報は、暗号化されて専用回線で都道府県、全国センターに送られる。4情報のほかに情報を広げる際は、その度に法改正が必要になる。国は定められた事務以外に、情報を利用できず、民間利用もできない。情報を漏らした職員には2年以下の懲役か100万円以下の罰金を科す。コンピューターの電算処理をする民間業者にも秘密保持の義務と同様の罰則規定がある。

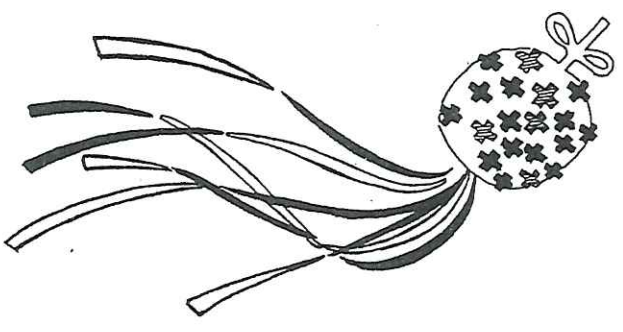
すべての国民の住民票にコード番号をつけて情報を一元的に管理する住民基本台帳法改正案が15日の衆院本会議で、自民、自由、公明各党などの賛成多数で可決され、参院に送られた。法案の付則に「個人情報保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講じる」と書き加える一部修正を行い、民間部門を含めた包括的個人情報保護法（仮称）の制定を法施行の条件としている。政府・与党は会期延長後の今国会で成立させる方針だ。

民主、共産、社民三党など野党側は反対に回ったが、民主党では岩國哲人氏が賛成した。岩國氏は記者団に「住民基本台帳番号を恐ろしいに拡大解釈しては情報化社会は成り立たない」と説明した。同改正案では、すべての

具体像のない個人情報保護法

参院で野党側 徹底審議を要求へ

住民基本台帳法改正案が十五日、衆院を通過したが、京都府宇治市で住民基本台帳のデータが流出し、名簿業者によってインターネット上で販売される事件が発覚するなど、国民の間にはプライバシー保護への危惧は強い。そのうえ、改正法案は、まだ具体的イメージもない新たな個人情報保護法（仮称）の制定が施行の条件という異例の付則つき。民主党などが「国民総背番号制に通じる」としている疑問は解消されていない。改正案は、あらかじめ明記された九十二事務以外の事務に国が利用することを禁じている。それでも野党



女装男性に 養育権認定

スペイン

両親亡くした娘の母がわり

「パロロ小里仁」妻が一歳の女兒を残して死んだ後、夫は女装の男性と同居を始め約八年間、娘とともに三人で暮らしていたが、二年前に病死した。両親を亡くしたこの女兒を養育するのは、祖父母か、母がわりの男性か。スペインのセビリヤ管区裁判所はこのほど、一審判決を翻して、この男性に養育権を認めた。カトリック教会が「家族制度への侮辱だ」と不快感を表明する一方で、有力野党の社会労働党は、性転換者の人権を守るために公文書に記載する性別や名前の変更を認める法案を検討すると発表。司法判断をめぐって見解が真っ二つに割れている。

99.7.6 朝日

ふえみん

■法務大臣に民法改正で申し入れ
国際婦人年連絡会は5月11日、陣内孝雄法務大臣に法務大臣への答申である民法改正を早くすすめるように申し入れを行った。法務大臣は幅広く議論して世論が固まらないと閣法としての提出はむずかしい、日本固有の家族のあり方も尊重しなければならぬと消極的な答えた。同連絡会は、民法改正に関して、今後も応援していくとした。

■国民総背番号制法案（住民基本台帳法「改正案」）衆議院通過の危機に5月13日東京で緊急集会
4月13日突如審議入りとなった「改正案」は、与党の強行方針で5月中旬過ぎにも衆議院を通過しようとしている。国民に10桁の番号をつけて中央が統括する今回の「改悪案」は従来の年金、納税その他の限定番号を共通番号に移すことで国家管理に変えていくもの。社民・共産、民主は反対、公明は態度が決まらないまま審議入り。自治省の利便性の宣伝に事務局現場からも疑問が出ている。集会では、参議院審議に向け、さらに危険性を明らかにしていくことを決めた。

99.5.25

側が発覚するのは、この法案を「入り口」と見たためだ。野田毅自治相が「まずこれでスタートさせていたが、法的な手当てをしなから具体的展開したい」と答弁するなど、将来的に側が発覚するのは、この法案を「入り口」と見たためだ。野田毅自治相が「まずこれでスタートさせていたが、法的な手当てをしなから具体的展開したい」と答弁するなど、将来的に側が発覚するのは、この法案を「入り口」と見たためだ。

野党が衆院で「民間部門も含めた包括的な個人情報保護法の制定が先だ」と反対したのもそのためだ。政府側も当初、個人情報保護の法制化は不要との姿勢を打ち出していた。野党が衆院で「民間部門も含めた包括的な個人情報保護法の制定が先だ」と反対したのもそのためだ。政府側も当初、個人情報保護の法制化は不要との姿勢を打ち出していた。

胎児の障害理由に中絶

国内では胎児の障害を理由とした中絶を合法化する動きが、産婦人科医の間で進んでいる。「胎児障害」の母体保護法への導入だ。過去にも何度か同様の動きが浮上してきたが、結局「差別を助長する」などの強い反対で実現しなかった。今回の胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。松尾 慈子(学芸部)

松尾 慈子(学芸部)

母体保護法は、①経済的または身体的理由のため、母体の健康を害する恐れがある場合②脅迫・暴行などによる妊娠に際して、中絶を認めている。それも胎児が母体外で生存できないとされる22週未満が期限。これら以外の中絶は刑法の堕胎罪により罰せられる。しかし、現実には、様々な理由での中絶が「経済的理由」として処理されている。

日本女性保健産婦人科医会(口)は「改正母体保護法」の法制調査委員会が「胎児の障害を理由とした中絶」を合法化する動きが、国内で進んでいると報告した。胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

合法化の動きに異論

優生保護法改正の流れ

1907年	墮胎罪を含めた現行刑法制定。
1940年	ナチス・ドイツの遺伝病質子孫防止法にならった国民優生法制定。
1948年	優生保護法制定。
1949年	同法改正。中絶の要件として、経済的理由が含まれた。
1972年	同法改正の動きが始まる。経済的理由を削除し、胎児障害を追加しようとする法案が提出されたが、74年、国会で廃案に。
1996年	優生保護法が母体保護法へ改正。「不良な子孫の出生を防止する」の部分を削除。

「差別を強化」「時代に逆行」

「時代に逆行する」として、胎児の障害を理由とした中絶を合法化する動きが、国内で進んでいる。胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

海外で4割

胎児の障害を理由とした中絶は、海外では4割に達している。国内では胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

出生前診断 全国の主要産婦人科医会が、胎児の障害を理由とした中絶を合法化する動きが、国内で進んでいると報告した。胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

「脱優生思想」の運動に希望が

「脱優生思想」の運動に希望が。胎児の障害を理由とした中絶を合法化する動きが、国内で進んでいる。胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

障害者差別と女性差別が複合する

障害者差別と女性差別が複合する。胎児の障害を理由とした中絶を合法化する動きが、国内で進んでいる。胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

胎児の障害を理由とした中絶は、出生前診断の普及に伴って、胎児の障害を理由とした中絶が、水面下で急増している現実がある。合法化されれば、障害の有無にかかわらず、生命の尊厳を重んじる社会が築かれることになる。

児童虐待死半年で26人

昨年10月以降 9割が6歳未満

本社全国調査

親などによる虐待で死亡した乳幼児や児童が昨年10月以降の半年で26人に上ることが、毎日新聞の調べでわかった。前回調査(1997年1月～98年9月)では1年9カ月間で57人のため、地域の連絡網作りを始めたが、離婚による家庭崩壊や地域からの孤立、不況による経済苦が引き金になったケースも増え、対策が追いつかない現状が浮かぶ。(3面に関連記事)

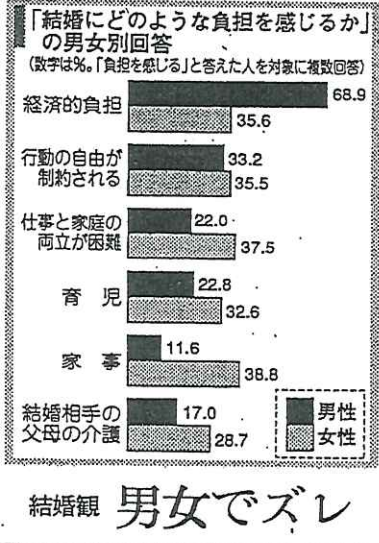
死亡した26人のうち、加害者のケースは11件・12人だった。離婚や別居家庭で起きた事件は判明しただけで6件あった。

被害者のほぼ9割が6歳未満で、1歳未満の乳児は9人。「裸にして浴槽に正座させ、水を入れながら顔を殴りつけて死なせた」(茨城県取手市)▽「殴って転ばせ、頭を床におつけるのを繰り返した」(千葉県船橋市)▽「外出させず風呂

にも入れず、椅子から床に突き落として踏みつけた」(三重県名張市)など執拗な暴力が目立つが、虐待に走るきっかけは、「泣きやまない」「なつかない」などさまざまな理由が多い。

一方、「多額の借金があり、罪を犯して逮捕されたかった」(北海道枝幸町)など、親の生活苦の犠牲になるケースもあった。

【児童虐待取材班】



20-30代の女性の5人に1人が「結婚しても子どもを持つべきだとは思わない」と考えていることが、3日付で総理府が発表した少子化に関する世論調査で分かった。また、3割以上の人が結婚に負担を感じていると回答。男性が主に経済的な負担を感じている半面、女性は家事や育児、夫の両親の介護、仕事と家庭を両立させることなどを負担として挙げ、男女間の結婚観に大きなズレがある実態も明らかになった。 99.7.4 朝日

「子供いらぬ」2割 20-30代女性 総理府調査

今年1月、十八歳以上の男女五千人を対象に調査した。回答率は七〇・六％。「結婚したら子どもを持つべきだと思わない」との質問に「思わない」と答えた人は八・四％、「思わない」は一〇・四％。女性では「思わない」が二二・九％だったが、十八歳から十九歳で二〇・二％、三十代では二・八％に落ちた。四十代では二五・三％と低くなるものの、各世代とも男性より一〇・〇％も高かった。

「結婚に負担を感じるか」との問いには三六・三％の男女が「感じる」と答えた。男性の三二・六％に比べ、女性は四〇・二％と高かった。

子育てについては、五四・九％の男女が「忙しい時の方が多い」「教える時の方が忙しい」と回答し、三三・一％「忙しい時の方が少ない」と回答した。四・四％は「わからない」と回答した。

親子DNA鑑定 安易な実施ダメ

99.4.15 法医学会が指針案 朝日

だ液などのサンプルを郵送で受け付け、親子関係のDNA鑑定をする民間会社が増えており、日本法医学協会が十四日、個人のDNAが安易に調べられることで起きる可能性がある家族間の不和や人権侵害を防ぐための指針案をまとめた。学

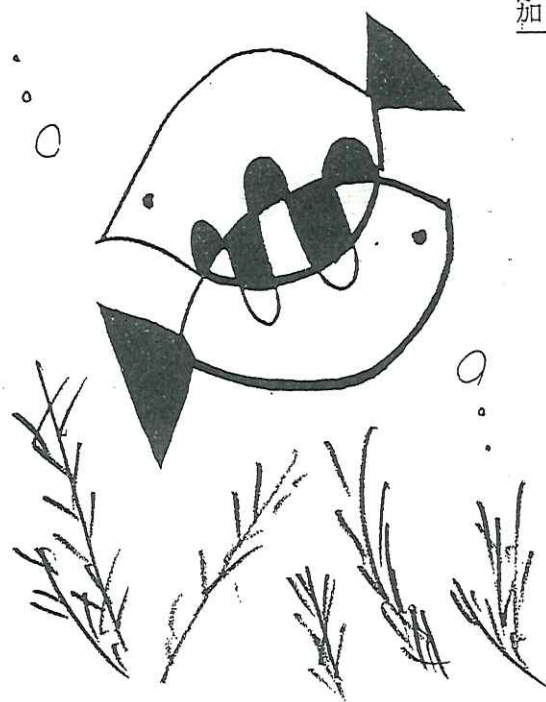
会員の意見を募ったうえで、五、六月中に正式に公表する。

指針案をまとめた法医学協会の作業班座長、勝又義雄(名古屋大学教授)による

「DNA鑑定をする民間会社が増えている。DNA鑑定は個人の人権を侵害する可能性がある。個人の人権を侵害する可能性がある。個人の人権を侵害する可能性がある。」

「DNA鑑定をする民間会社が増えている。DNA鑑定は個人の人権を侵害する可能性がある。個人の人権を侵害する可能性がある。」

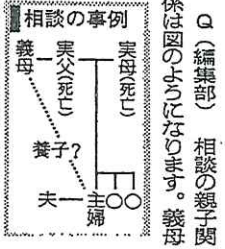
家庭不和や人権侵害を防止



ここが知りたい

99.7.3 朝日

「相談」 五十三歳の主婦です。実母が私が二十歳のときに、父もそれから義母と再婚後、亡くなりました。私はその後約二十年間、義母と同居し、面倒をみています。父と実母の子は私を含めて三人。義母との間に子もいません。高齢の義母は相続に備え、私と夫を夫婦で養子縁組したいといっています。養子は夫婦一対に限ると聞きますが、夫は絶対反対。私は相続できないのでしょうか。



夫婦の片方でも養子縁組

た。家を重視する従来の考え方に立つと、配偶者の一方だけが養子縁組するのは好ましくない。けれども、これでは相談のようには養子縁組をしても他方の反対で断念せざるを得なかったり、逆に一方の意欲で養子縁組を無理強いされたりする不都合が生じます。

そこで、夫婦それぞれの意思を尊重する方向で一九八七年に民法が改正され、配偶者の同意を得れば単独でも養子縁組できることになりました。相談の場合も夫が同意すれば、単独で養子縁組できるわけです。

Q 養子縁組すると主婦の姓はどうなりますか。

A 結婚している限り、現在のままでよく、夫と別姓になることはありません。もし、離婚などで旧姓に戻るときは養母の姓になります。

Q 逆に、夫婦が親として子どもを養子縁組する場合も、同意を得れば単独できますか。

A 未成年者を養子縁組する場合だけは、必ず夫婦共同でなければなりません。子どもの養育には両親の愛情と協力が不可欠の考え方からです。

Q 相談のような事例は多いのですか。

A 最近、目立ちます。戦後の混乱期、戦争で夫を失った妻が再婚するなど家族関係が複雑になったケースが少なくありません。その世代が相続を考える時期を迎えた事情もあるのではないかと推測されます。

Q 養子縁組は遺言と違い、一度結ばないと解消しにくいので、慎重に判断すべきです。

(弁護士 鈴木喜久子)

義理の親から相続するには

鈍い行政

子供の虐待死

子供の虐待死がこの半年で26人に上り、ひと月に平均約4人が犠牲になっている実態が毎日新聞の調査で分かった。1997年1月から98年9月までを対象に行った前回の調査では、ひと月平均約2.7人で、虐待による死はさらに増加している。

国連も日本政府に勧告したが……

これまで児童虐待対策に消極的だった厚生省は、今年度、ようやく児童相談所を拠点とした家庭支援事業などに乗り出したが、計上された予算はわずか億7000万円。対応の鈍さを指摘される相談所向けに、昨年度は「対応の手引き」を作成したが、慢性的な人手不足の解消は望めない。

関東地方の相談所に10年以上勤務していた児童福祉士の男性は「虐待以外の案件も含めて一人の職員が年間120件も抱えており、深刻な虐待が2、3件あるとそれで手いっぱい」と訴える。

虐待から子供を保護する措置を取るよう締結国に課した「子どもの権利条約」を日本が批准したのは5年前。フィンランドやフランスなど、批准を機に速法を改正し子供の権利規定を新設した国は多数ある。イギリスは児童福祉法に

これまでも児童虐待対策に消極的だった厚生省は、今年度、ようやく児童相談所を拠点とした家庭支援事業などに乗り出したが、計上された予算はわずか億7000万円。対応の鈍さを指摘される相談所向けに、昨年度は「対応の手引き」を作成したが、慢性的な人手不足の解消は望めない。

一方、民間レベルでは弁護士や市民グループの動きが活発化している。特に、致死率や再発率が高い「乳幼児に対する身体的暴力」に対しては、司法や医療の積極的な介入を求める声が高い。早期段階での弁護士や医師の協力によって救われた幼い命が実際にいくつかある。

声も上げられずに死んでいく子供たちを救うために、行政には一層、踏み込んだ対応が緊急に求められている。「児童虐待取材班」

兄弟と著しく差別

ベビーカーに放置

「親の怠慢」厳しく

99.7.5 朝日

子ども虐待 定義拡大

児童相談所へ 厚生省が指示

急増している子どもへの虐待について、厚生省は虐待行為の定義を広くすることを決めた。これまでは児童相談所でも虐待として扱われてこなかった「外傷が残るような暴行」や「車やベビーカーなどへの放置」なども、子ども虐待に当たるとして対応するよう、全国の児童相談所長に指示した。

子ども虐待の相談や通報を受け、児童相談所の対応次第では、子どもの命が失われることもある。しつけや愛のむちといった親の論理でなく、子どもが苦痛を感じるかどうかを基準とする見解を行政が初めて打ち出した。

これまで厚生省は、18歳未満の子どもの虐待として、身体的暴行や衣食住を確保できない健康状態を損なう保護の怠慢や拒否（ネグレクト）、性的暴行（セクシュアル）や性的虐待（性的虐待）を定義していた。しかし、身体的暴行については、原則としてあきらかに外傷があるものとしていたほか、ネグレクトも栄養不良や極端な不潔の状態などを想定するなど、明確に判断できるものだけを「虐待」としていた。

は、親の愛情があっても、子ども自身が苦痛を感じたり、身体的被害があったりする場合は問題視した。そのため、暴行は外傷のあるものに限定し、性的暴行は、冬に戸外に閉め出したり、部屋に閉じこめたりすることを含む身体的虐待に含められるとしている。性的虐待も親による性行為だけでなく、むちやみに性器を見せる行為なども含めた。

また、他のきょうだいや著しく差別的な扱いをする子ども心理的虐待とした。乳幼児を車の中に放置したり、家に残したまま外へ出したりするなどもネグレクトになると定義した。

最近ではベビーカーに赤ちゃんを乗せたまま店舗の一階に残し、二階で買い物をする事件が相次いでいる。男女差を遊ばし出かけた母親に家へ置き去りにされ、死亡した赤ちゃんもいた。

厚生省が新たに子ども虐待にあたるとした主な行為の例

- ①身体的虐待：殴る、ける、食事を与えない、冬戸外に閉め出す、布団蒸しにする、一室に拘束する
- ②性的虐待：子どもへの性交、性的暴行、性器や性交を見せる、ポルノの被写体などに子どもを強要する
- ③心理的虐待：言葉による脅かし、無視や拒否的な態度、自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいは著しく差別的な扱い
- ④ネグレクト：家に閉じこめる、病気になるまで病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外へ出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、下着などを長期間不潔のままにする

おめでとうございました。友人が婚外子の第2子を男性に出生届を受理する。あるいは、出生届を受理する。住民票をつくらせる。一緒に交渉している。今のところ、住民票は、育児休暇の申請は通りません。男性で住民票を作らせたい。お父さんもお願ひです。



《昨年10月以降に起きた児童の虐待死》(毎日新聞調べ)

- ▽10. 2 大阪府でうたた寝を起された母(18)が長男(1)を浴槽に沈める。
- ▽10. 11 愛知県三好市で父(33)が長女(2)の後頭部をつかんで床に突き倒す。寝かせつけようとしたが泣いてむずかかったのに腹を立てた。
- ▽10. 16 奈良市で母(32)が長男(9カ月)を窒息死させる。
- ▽10. 26 兵庫県西宮市で配管工(31)が夜泣きする二男(2カ月)の顔に靴下をかぶせ、座布団で覆って窒息死させる。
- ▽10. 28 長野県白田町で母(23)が長女(4カ月)を布団に押し込む。長女は窒息死。
- ▽11. 9 長野県中野市で母(16)が乳児を殺害、堤防道路近くの空き地に放置。
- ▽11. 14 北海道枝幸町で借金苦の父(45)が寝ていた二男(7)の胸を包丁で刺す。
- ▽11. 23 秋田県中仙町で母(21)が山登した男児を窒息死させる。
- ▽11. 27 香川県園部町で母(24)が泣きやまない長女(3)を突き飛ばして死なす。
- ▽11. 28 仙台市で元運転手(26)が同居の女性の男児(5)の顔を殴る。
- ▽12. 19 埼玉県宮代町で自営業の父(33)が二男(4)の顔を数回殴る。
- ▽12. 22 愛知県一宮市の主婦(26)が長男(4カ月)の首を絞め窒息死させる。
- ▽12. 24 三重県名張市で父(25)が二女(1)の顔を殴り、床にたたきつける。
- ▽12. 31 沖縄県宜野座村で大工の父(34)が長男(12)を絞殺。
- ▽12. 34 茨城県鹿嶋市で母(26)が長女(4)を置き去りにして死なす。
- ▽1. 1 静岡県熱海市で会社員(29)が内縁の妻の二男(5)を殴り浴槽に沈める。
- ▽1. 5 千葉県船橋市の無職男性(32)が内縁の妻の長男(4)を殴って転ばせ、頭を床にぶつける。
- ▽1. 11 岐阜県岐阜市で母親(31)が長女(2)と長男(4カ月)を包丁で刺す。
- ▽1. 14 佐賀県伊万里市で会社員(21)が泣きやまない長男(6カ月)の顔を殴る。
- ▽1. 17 愛知県岡崎市の作業員(24)が泣きやまない長男(2カ月)の頭や顔を殴る。
- ▽2. 26 神奈川県相模原市の会社員(36)が、養女(9)が言うことをきかないと腹を立て、顔を殴ったうえ体を持ち上げて壁に落とす。
- ▽3. 24 北海道室蘭市で母(22)が長女(1)を濡ったタオルケットに包み、暖房の利かない部屋に放置。
- ▽4. 2 横浜市のホステス(24)がミルクを飲まない長男(2)の腹や顔を殴る。
- ▽4. 5 茨城県取手市の会社員(36)が長男(5)を殴って死なす。
- ▽4. 16 広島市の会社員(24)が同居女性性の長男(5)の腹や顔を殴る。

母に対するかたがと愛憎に終止符を打つのに、徳島県鳴門市の田藤直美さん(55)は五年を費やした。同人誌「うちごころ」に、「種野思東」の名前で家族のきずなについて語ってきた。

三十年前、母は「ちょっと行ってくる」と言い残して家を出た。父は再婚し、きょうだい三人は別々の家に引き取られた。

直美さんは親類の家で育ち、二十七歳で結婚。三人の息子がいる。でも、どうやって愛情を注ぎたいかわからず、甘えたり、おもしろさを

99.6.11 朝日 愛探して見えた自分

肌で感じたりした経験がなかったからだ。「愛そう、愛さなければ」。義務感と焦りから、幼い長男に手をあげたこともある。

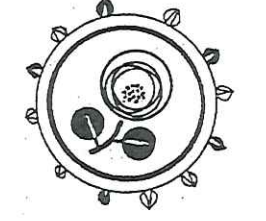
「自分を成長させたい」と「うちごころ」を三年三回発行、「自分探しの旅」に出た。口コミで広がり、会員は全国に約三十人。ほとんどのが専業主婦だ。仮名で親や子に対する赤裸々な思いを時々エッセーに託す。回を重ねるごとに、筆者の心の変化が読み取れる。「種野思東」もしいだいで、母を客観的に見ることができるとなっていた。

「心めん」。たまたまこを長男に謝り、きょうと抱きしめた。いつの間にか、息子たちへの愛情が揺るがなくなり、母を客観的に見ることができるとなっていた。

昨年暮れ、その母は寝たばこが原因の火事で、この世を去った。警察署の鑑査室で三年ぶりに対面した。

「私はたまたまだけ、まるで葬儀屋のあいさつのようにたんたんとウンウンとテアリカトウ」と

それまで抱いていた複雑な感情を整理し、五周年の記念号に書いた。



久しぶりに婚差会の集まりに顔を出した。3年ぶりのなのに、みんな変わっていない。近くが見えにくくなったとか、膝がどうとか、い話話は多少増えた。話の輪の中にすーっと入れた私は、やはり年を取ったのか？！でも、みんな精神的には元気でうれしい！(K)

婚差会つうしん

編集発行／婚外子差別と闘う会

No. 74 1999年11月6日発行

連絡先／〒

神戸市垂水区

郵便振替口座／00940-0-119302

事務局公開議録

99年9月4日 (参加者5人)

● 民法改正ホットラインの打ち合わせ。

● 屋代・大田が参加した住民票続柄裁判交流会の合宿参加報告↓この秋から新たに戸籍続柄を人格権の侵害として民事訴訟を始める方針を表明。会の名称を変更し「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」に。婚差会から訴訟費用カンパ3万円を支払うことを提起↓了承。

● 政府の個人情報保護検討部会(新聞記事参照)に婚差会から意見書を出してはどうか? ↓佐々木さんに素案を依頼中。

99年9月23日 (参加者9人)
: ホットライン開催時

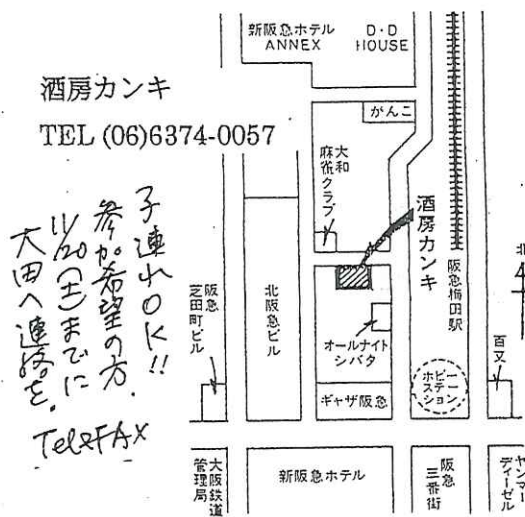
● 11月合宿の件↓都合が悪いメンバーが増えたので、合宿は3月25・26日の土日に赤穂のかんぼの宿で行うことに変更(予定してきてくれた人、ごめんなさい。すでに2部屋予約できています)。11月27日(土)は、梅田で忘年会のみ行います。詳細はスケジュール欄参照。

99年10月2日 (参加者4人)

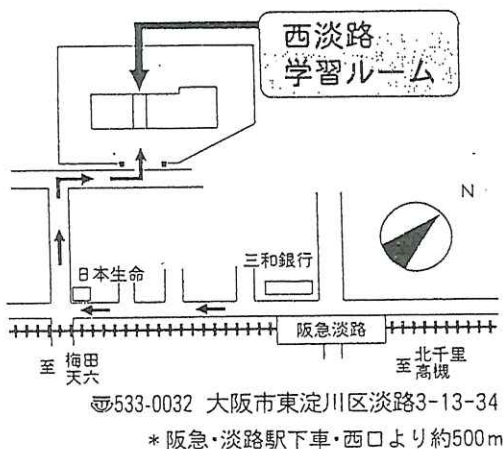
● ホットラインの反省。
↓詳細はページに。
● 今後のスケジュール作成。
● 岐阜県知事梶原拓の国籍返上発言に抗議のがきを送付。
↓3ページ参照。
(文責:大田)

これからのスケジュール

11/27(土) 忘年会
pm6:00 予算お酒込 5千円



12/4(土) 事務局会議・学習会
10:00 場所 西淡路学習ルーム
(06)6321-2447



1/8(土) 事務局会議・学習会
場所 未定

1/22(土) つうしん No.75 発行
<作業場所> 追手門学院大学善積研究室
<集合時間・場所> 10時30分
阪急茨木駅改札口集合

3/25・26(土・日) 合宿
赤穂かんぼの宿

夫婦別姓・婚外子差別ホットライン 相談事例報告



ケース1 ● 地方で30年以上事実婚をしている。娘は夫の戸籍に入っているが、就職で最終選考まで残ったのに不採用となった。最終選考の前に本籍地を書かされたと言うので、婚外子であるために不採用になったと、娘に責められた。(50代女性)

回答 ★就職差別は許せないことです。部落解放同盟などの運動の成果があり、最近では履歴書にも本籍地は都道府県名までしか書かないように変わってきていますが、面接時などに本籍地を書かせたり、独自に調査したりする企業もあるようです。差別解消に、一緒に運動していきましょう。

ケース2 ● 認知婚外子にも児童扶養手当が給付されるようになってきたが、婚外子の母に寡婦控除が適用されないから、申請時の所得制限が異なるのは不公平だ。市営住宅や保育料にも影響して困る。(30代女性)

回答 ★全くそのとおり。法改正に向けて動き、声を上げていこう!

ケース3 ● 結婚8年目。免許証とパスポートは戸籍名になっているが、今度初めて一人で海外旅行に行くのを機会に通称を使いたいが、保険や旅行の申込書は戸籍名でないとダメか。できれば再就職したいが、その時も通称を使いたい。(30代女性)

回答 ★通称でいけます。通称と戸籍名が同一人であることを証明するものが気になるが、あなた自身の態度が大切。まず、あなたの意思を相手にハッキリ伝えていくこと。

ケース4 ● 事実婚を貫きたかったが、病気で働けなくなったので、法律婚して7年目に妊娠した。妊娠中にペーパー離婚したので、母の戸籍に子どもは入ると思っていたが、離婚後300日以内の出生で、子どもは夫の籍に入った。いま子どもは3カ月。出産前は母の

籍に入れることを彼も賛成していたが、現在は「もうこのままでいいじゃないか」という態度で、彼との関係まで気まづくなった。

男の籍に入ると、子どもが「跡継ぎ」のようでイヤだ。そういう立場から自由でいたいし、彼との関係も対等でありたい。周囲には私の思いをわかってくれる友人はいない。住民票は彼が世帯主で、妻(未届)、子で同じ住民票になっている。(30代女性)

回答 ★あなたのケースでは親子関係に争いはない。離婚後の出生なので、親権者は母。母の権限で子どもの氏は変えられる。夫の同意は必要ない。子が入っている夫の戸籍謄本と母の戸籍謄本を持って家庭裁判所へ行き、「子の氏の変更許可書」を申し立てれば、難しい手続きではないので、それほど時間がかからないで許可が下りるはず。その許可を持って役所に入籍届を出せば、子は母の籍に入籍できます。

ケース5 ● 毎年9月になると、共済組合員証の扶養確認のため申立書を書かされる。母が子を扶養しなければならぬ理由を書くのですが、私は未認知の婚外子が2人いる旨を書いて出したところ、再度念押しで「養育費を一切もらっていないのか」と聞かれ、もらっていないなら、その一文を申立書に書き入れるよう言われました。毎年繰り返して行われるので不快でたまりません。3、4年前に1度だけ戸籍謄本の提出を求められました。私としては養育費をもらっているかどうかは、扶養控除とは関係ないと思います。国家公務員でも所属省庁によって扱いに違いがあると聞いたので、おかしいと思うのですが……。所属は厚生省第2共済組合です。(40代女性)

回答 ★確におかしいです。情報があつたらお知らせします。

→このようなケースに関して、情報をお持ちの方、婚差会までお知らせください。

前回170案件
あったと聞いて...

99.10.15



夫婦別姓・婚外子差別 ホットライン

夫婦別姓、婚外子差別ホットラインが実施
すすめよう！民法改正ネットワーク

情報ミツク

夫婦別姓、婚外子差別ホットラインが実施すすめよう！民法改正ネットワーク

改正ネットワークなど全国7カ所で開催。関西では、大阪「婚外子差別と闘う会」06-63662-335
217京都「戸籍筆頭者をなくす会」075-9982-0162

99.9.21 朝日

このFAXに対して民法改正ネットからは次回マニアルに反映していく方針という返事が来た。

すすめよう！ 民法改正ネットワーク御中

1999.10.16
婚外子差別と闘う会

◎夫婦別姓・婚外子差別ホットラインの反省

いつも活動ご苦労様です。10月2日の婚差会事務局会議で話し合ったホットラインについて、以下の点をネットワークにお伝えしたいと思います。

ホットラインのタイトルに「婚外子差別」が入っているのに、マニュアルの中では、婚外子差別のQ&Aが少なかった。また、Q7の「法制度上の差別はありますがこれから変わっていくでしょうし、特に困ることはありません。ただし生まれた子どもは婚外子になります。」の部分は、表現が不適切ではないかと、私たちの会では話し合いました。その理由は「これから変わっていくから大丈夫」というのでは、現実をあまりに軽く見ているように思えたからです。相談者に安心感を与えたいという意図はわかりますが、もう少し配慮をした表記が必要だと思います。そこで、遅ればせながらQ7に対する答え及び婚外子に関する追加の項目を婚差会で作ろうと思っています。年内にまとめる予定ですので、次回ホットライン（いつになるかわかりませんが）のマニュアルには反映していただきたいと思ひます（下記にQ7の回答のみ、今回とりあえず同送します）。

婚差会では初めての取り組みで、十分な情宣が行き渡らず、相談件数は少なかったのですが、新しい出会いもあり、今まで考えてみなかったような質問も受け、とても勉強になりました。今後は、吉岡さんの事務所にも婚差会つうしんを送りますので、よろしく願ひいたします。

☆Q7について婚差会の回答案

Q7. 結婚届けを出さずに子どもを持つと何か不都合はありますか？

A 子どもは婚外子となり、相続において差別があります。戸籍上の父母との続柄欄は、婚内子が「長女、二男」と書かれるのに対して、婚外子は「男、女」と性別のように書かれますが、住民票の表記は95年3月からすべて「子」に統一されているので、日常生活で困ることは随分減りました。保険証の続柄も「子」になっています。父子関係は認知がなければ成立しません。

このように日本ではまだ差別が存在していますが、これに対し、国連の規約人権委員会と子どもの権利条約の委員会から婚外子差別撤廃へ法改正するよう日本政府に勧告が出されています。

親の生き方で子どもを差別すること自体が不当ですし、また、子どもを差別すると脅かして親の生き方を規制しようとするのも不当です。実際に婚外子を生んで育てている人たちは、子どもが婚外子であるがゆえの不利益を日常的にほとんど受けていません。むしろ、生む前に「婚外で子どもを生むと、差別されてかわいそう」という周囲からの圧力の方が大きかったと感じています。婚外子本人にとっても、「婚外出生を知られると差別される」というおそれのほうが、実際の差別にもまして生きることを困難にしています。

親は親で、また子どもは子どもで、幸福でなければなりません。そのために民法900条4項の改正が必要です。ともに闘いましょう。

9月23日、婚差会メンバーの弁護士事務所「夫婦別姓・婚外子差別ホットライン」を行った。民法改正ネットワークの呼びかけに婚差会が初めて参加したが、ネットワークとしては今回が2回目の実施。当日の午前11時から午後4時まで全国7カ所電話相談を行った。当日は全国で105件（東京68・仙台6・愛知6・岐阜8・京都1・大阪5・福岡11）の電話があった。婚差会では、電話2回線で電話器2台を設置して待機したが、相談件数は少なかつたものの、参加者・電話相談

ホットライン初参加
新しい出会いが
うれしかった！

者ともに新しい出会いがあったのは有意義だった。マスコミへの情宣は、ネットからの情報を全国配信した毎日新聞のほか、婚差会独自にお願いして朝日・産経のミニ情報に載せることができたが、不十分だった。東京では朝日・毎日・読売の3紙とTBSの昼のニュースで当日流れたそう。10月2日の事務局会議では反省点として次の2点を挙げた。

①ホットラインのマニアルに婚外子に関する記述がほとんどなかった↓婚差会から新たに想定Q&Aを作成して、民法改正ネットワークに提起することに。とりあえず、10月18日のネットワーク会議までに、特に問題を感じたQ7への改正案をFAXで送ることにした。②情宣が不十分だった。今後取り組みなら電話番号の確定を早期に行う必要がある。その上で▽つうしんを通じて婚差会会員にも知らせる▽他の会の会報にも掲載を依頼する、などの工夫が必要だ（余力があればピラマキも）。今回、掲載してくれなかった新聞社には、結果を知らせるフォローが必要だ↓今号つうしんを送ることにする。

見扶手 最新 News

児童扶養手当 離婚、非婚、年金の対象外の死別などの母子家庭と、父が重度障害者で子どもがいる家庭に出る国の手当。所得制限が二段階制なの...

仕事がない 児童扶養手当が切られた

シングルマザーの調査まとまる

99.9.25 ふみん

山本昭代

「不況の中、子どもがいる」と年齢制限でなかなか仕事が見つからない」「児童扶養手当が受けられなくなったうえに、賞与ダウン、養育費のストップの三重苦で、年収が一〇〇万円以上減った...」

シングルマザーの調査まとまる... アンケートでは長引く不況で母子家庭の経済状況が厳しくなっている...

所得制限 元に戻して... 回答した二一六人のうち、母子だけの世帯は約七割...

シングルマザーの当事者... 収入が三割以上も減る人が三割以上もいる...



山本昭代

「これらを進め、厚生省に対して、児童扶養手当の所得制限の切り下げが母子家庭の家計に深刻な影響を与えているので、所得制限を元に戻すように申し入れてほしい。」

進むセルフ・ヘルプ活動

東京都の 手当は削減... 三三〇〇円と、ひとり親家庭医療費助成制度を削減しようとしている...

私も四歳の保育園に通う子どもがいるシングルマザー。子どもとの生活は楽しいが子どもとの関わりを大切にしようとする...



別れても 父として... 養育費を払っているお父さんの作文コンクール入賞作品と母の立場からの声を集めたブックレット



7月31日から8月1日まで行われたシングルマザー・ホットライン。当事者による応待は好評で電話がかかりっぱなしだった

連絡先 東京都新宿区百人町2-15-15-205 ML/03(336)041 8 URL http://www.big.or.jp/~singlem

怒

論説委員室から

99.7.31 朝日

母子家庭に支給されている児童扶養手当について、総務庁行政監察局が「受け取り資格の認定請求期限を離婚後五年に制限している現行制度は、期限撤廃を含めて改善すべきだ」と厚生省に申し入れた。

児童扶養手当は、母子二人世帯で年収二百四十八千円未満の場合に、月四万二千円あまりが支給されている。子どもが高校を卒業する十八歳の春までだ。

児童扶養手当は、母子二人世帯で年収二百四十八千円未満の場合に、月四万二千円あまりが支給されている。子どもが高校を卒業する十八歳の春までだ。

児童扶養手当は、母子二人世帯で年収二百四十八千円未満の場合に、月四万二千円あまりが支給されている。子どもが高校を卒業する十八歳の春までだ。

児童扶養手当は、母子二人世帯で年収二百四十八千円未満の場合に、月四万二千円あまりが支給されている。子どもが高校を卒業する十八歳の春までだ。

岐阜県知事の「国籍返上発言」にたいし、私たちは激重に抗議します。国籍は基本的人権の根幹をなすもので、何人も侵すことのできない権利です。早急に発言を撤回し、時局国民全体に謝罪してください。

四旗 国歌尊敬できぬ人 日本人国籍返上を

岐阜県知事、議会で発言... 三十日に開かれた岐阜県議会の本会議で、梶原知事が「国旗・国歌を尊敬できない人は、日本人国籍を返上して頂く」と発言...

実親子として生活してきた戸籍上の
父子につき、血液型検査では父子関
係が外見上成立するが、DNA検査
(マイクロサテライト型)では父子関
係が存在しないとの鑑定がある場合
にDNA検査結果を排し、親子関係
不存在を認認請求を棄却した事例
(大分地裁平六(多)第五四号、親子関係不
存在を認認請求事件、平9・11・12民事第二
部判決、請求棄却・控訴)

〔解説〕

本件は、戸籍上の父Xから子Yに
対する親子関係不存在を認認訴訟にお
いて、鑑定結果では、血液型検査で
ABO型、MNS型、RH型、HP
型、TF型、PGM1型いずれにお
いても父子関係が外形上存在する
が、DNAマイクロサテライト型検
査では一部不成立のため父子関係が
存在しないとされ、裁判所が右DN
A検査の結果を信頼せず、過去の養
育関係から法律上の父子関係が存在
するとして、Xの請求を棄却した事
案である(なお、Yの母Aは、Yを懐妊
したところ、他の男性とも関係があつた
ようであること、XはAの父母の子と
して届けられたが、後に親子関係不存
在を認認審判を経た後、X A間の子とし
て出生届けがされたこと、X Aの離婚
後、XからA及びその不貞相手とされ
る者に対する訴訟において、AがYを
Xの子でないとする陳述書を裁判所に
提出したことなどの複雑な背景があ
る)。

本判決は、事実関係を認定した後、
詳細にわが国の裁判例、比較法、学
説、発達心理学、非配偶者間人工受
精(AID)、親子鑑定、血縁の価値、
戸籍制度の順に検討したうえ(本判
決は、判断主体として通常用いられる
「当裁判所」とせず、「私」の語を用いた
こともあり、さながら、学術論文の趣を
呈する)、XがYを嫡出子として入籍
させ、一貫して実の親として接して
きたものであり、Yは本訴の提起を
受けて著しく困惑していること等に
ついて述べ、XY間には法律上の父
子関係が存在するとし、DNA鑑定

水野紀子著「比較婚外子法」
講座現代家族法第3巻(日本評論社)
からYの控訴

「戸籍制度の神髄は、戸籍が同
時に国民登録であり、親族登録
であり、住民登録であること
である。それ故、国民はたえずそ
の存在を意識し、それに縛られ
その重圧を感じ、国籍差別や、
非嫡出子差別などさまざまな差
別の原因となつていく。
非嫡出子の親が非嫡出子の親
であることについて、匿名であ

学習会
報告1

大分地裁親子関係不存在を認認訴訟

の結果は、一〇〇パーセント信頼が
おけるものではないとして、Xの請求
を棄却したものである。
本件の争点は、XY間に血縁関係
が存在するか否か(その前提として、
DNA検査結果を信頼することができ
るか否か)の事実認定の問題と、仮に
そうでないとしても、社会的に父子
関係を長く継続してきた者の間で
父子関係を否定することができると
の法律問題とに分けられる。本判決

は、DNA検査結果を採用せずに血
縁関係を肯定し、さらに社会的な父
子関係の存在を重視したものであ
る。右後者の点は、Xの請求を信義
則の観点から否定したものとも、血
縁関係存在の徴表として扱ったもの
とも理解することができ、認知訴
訟においてDNA検査結果を採用し
たものとして広島高判平7・6・29
本誌八九三二五頁、殺人等被告
事件においてDNA検査結果を採用
したものと東京高判平8・5・
9本誌九二二二九六頁、判時一五
八五号一三六頁がある。

(関係人仮名)

子関係の設定の問題に、不可避
的に虚偽の親子関係の否定の間
題が絡む。
当初の戸籍訂正は、戸主が届
け出ることによって、行政的に
簡便に処理され、やがて戸籍制
度が確立するにつれ、地方官の
許可を必要とするなど慎重な手
続きになったが、民法が立法さ
れた後も戸籍法により区裁判所
の許可で足りた。
判例上認められた親子関係存
否確認訴訟と、民法の親子関係
の規定との関係は、抵触する場
合には民法が優先すると考えら
れる。

右のような法環境のもとで、
平成9年11月、大分地裁は、
親子関係不存在を認認訴訟に対し
、画期的な判決をだした。
(以下判決文からの抜粋)
被告となつたAは、昭和46
年4月彼の母Cの婚外子として
生まれたが、Cの両親D Eの
嫡出子として届けられた。養育
は、母Cが行なつた。原告とな
つたBは、Cとの結婚を強く望
み、昭和47年5月結婚した。
原告Bは、被告Aが自分の血縁
上の子でないことを承知のうえ
で、父として接し、被告Aは彼
を父として慕っていた。昭和5
0年3月、母Cは、両親D E
を相手にAの親子関係不存在確
認訴訟を起こし、それが認めら
れた。そこでBとCは相談のう

裁判所に出席することは困難
である
DNAによる親子関係鑑定の
結果は、原告Bと被告Aとの間
には、父子関係は存在しないと
した。

このような場合でも、判例に
従えば、原告Bの勝訴となるは
ずであった。しかし本件の裁判
官は、被告Aの勝訴とした。彼
は判決文のなかで前出の水野紀
子さんの論文を引用し、「人間
は遺伝コードに還元されるよう
な存在ではない。文化的な動物
である。一人一人の人間のアイ
デンティティーにおける教育や
経験がいかに重いものであるか
。私の能力ではとても表現でき
ない。心の母性や父性は、二つ
の配偶子の単なる結合よりはる
かに重いものである。」と述べ
ている。(次ページへ続く)

この大分地裁の判例の解説は
判例タイムズNo.970(1998.6.25)に
また、福岡高裁の判例の解説は
判例タイムズNo.977(1998.9.15)に
全文が掲載されています。現在最高裁へ上告中です。

はじめまして。京都に住んでる三歳の未婚の母です。まだまだ手の掛かる三歳の息子と二人で、忙しくも楽しい毎日を送っています。

前回、婚差会の集まりに初めて参加させていたで、みなさんのパワーに感ずるのと同時に、まだまだ婚外子やその母に対して風当たりが強い現実を知って、少なからずショックを受けました。

私自身、子供の父親が妻帯者ということで、妊娠中は周囲の非難や大反対もあってかなり辛い思いをしましたが、その時に思いを打ちあけたり情報を仕入れたりする場があれば一人で悩まずに済んだのと思うばかりです。

個人的にですが、今後シングルで子供を

新メンバー紹介
ホームページ
開設している
シングルマザー
ママ
彼女のHP
でも集めたい
ぜひ、アクセス

産もうという人たちの少しでも参考になればと、今年の一月にホームページを立ち上げました。

「快適未婚の母のススメ」

(http://web.k)

は、認知に関してや、母子家庭が受けられる制度などの紹介の他、同じような境遇の人たちが、共感しあったり情報交換するためのページです。実際、掲示板には毎日様々な未婚の母達がコメントを書きつけてくれていて、私自身もすごく参考にさせてもらっています。一人じゃ解決できないことでも、みんなの知恵を集めれば、良い方向に向かうことっていっぱいありますものね。

「婚外子」というとまだまだ世間の理解や協力を得られにくいのが現状ですが、母子共々、今の社会を生き抜く知恵とパワーを身につけねばと、常々思う次第です。

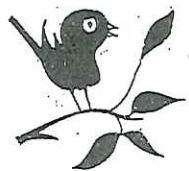
(http://web.k)

(前ページから続き)
この事件は福岡高裁に控訴された。判決は従来の判例をそのまま踏襲したもので、原告の勝訴となった。判決文は無味乾燥の文で綴られており、カッコ書きにした上で、(被控訴人は)

中略)その心情は察するに余りがあり、きわめて不幸な事態というべきではある。(という部分のみがわずかに裁判官の心情をうかがわせる。本件は最高裁に上告されており、多くのことからその判決の行方が注目されている。

この事件は、婚差会にとっても多くの示唆を与えてくれる。高裁判決に対する不満はもちろんであるが、しかし一審判決でもこのままではすまないだろうという不安を感じさせる。被告が23才であり、自立できることが唯一の救いといえよう。なぜなら、人間とは、この事件の被告の親達のように、しばしば自分のエゴスを母性や父性に優先させる存在だからである。血縁の有無に関係なく親になれるが、同時に親であることを一方的に放棄することもある。もし被告が幼児であったなら、どうなっただろうか。原告Bは一審判決のあと被告Aを愛せるのか。被告の母CはもしCの愛人がAを養育したくないといった場合どうするのだろうか。被告の親達を道徳でさばくことは簡単

である。また反対に、エロスこそ至上のものとして弁護するのでも簡単だ。



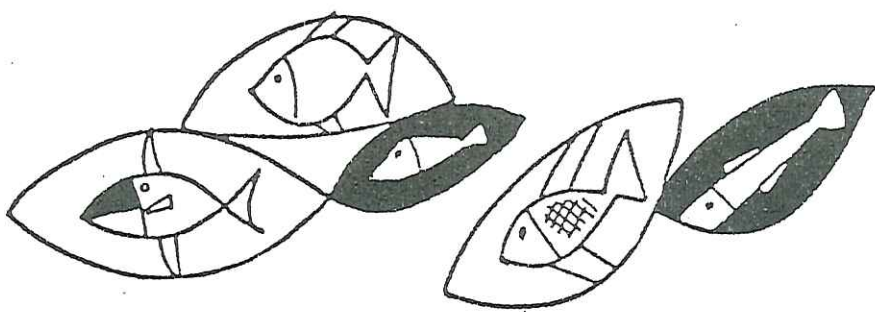
しかし私は思わずに
入られない。こどもにとってそれは双方ともまったく意味がない。必要なのは唯一、こどもを人権の主体と認め、養育をこども自身に対し保障するシステムを作り上げることである。しかしそれには多大な金がかかるだろうし、現実には養育している親達から、税金の使い方が不平等との反論がでるだろう。だから行政の立場から考えると、血縁上の親に養育を強制することになる。ほとんどの人は、こどもの立場と行政の立場を区別しない。しかしそれらは異なるものである。

たとえ血縁上の母親でもこどもを養育したくないことはある。私はそれが正しいとか間違っているとか考えたりしない。大切なことはこどもに対し生存を権利として保障させることのみだからだ。養育したくないのに養育を強制された人は、しばしばそれに怒りを感じ、こどもに敵意を感じる。この時苦しむのは親だけではない。私は私を産んだ人のわたしへの敵意を知っている。そして多くの親達が(父母ともに)その敵意に共感

しつつ、敵意と闘っているのを知っている。しかし親が変わって養育してくれるシステムがなければ、生きていくこと自体に強い罪悪感を感じながら養育され続けるしかない。それはこどもに、親に対して自らを奴隷として差し出すという行動をしばしば取らせる。かつて、私がそうだった。私のまわりに自然に集まってきた友人たちがそうだった。養父母の名誉のために書いておかねばならない。私は決してそれを養父母に強制された事はない。私の場合でいえば、親ですら棄てたような自分を育ててもらっている後ろめたさと、棄てられない様にといい媚がないままになつたものだった。私を産んだ親がどれほど苦しんだかということは「あなたほど親を苦しめたかわかっているのか」という非難に他ならない。私がどれ程苦しんでも、十分苦しんだことにはならない。だが私にも救いはあった。私を育てた養母は、私を生かしたかった。育てたかった。私は、本当はいい子を演じる必要はなかった。親との同居、別居に関係なく親を苦しめたいと望むこどもなど一人もいない。親だけを苦しめることは出来ない。必ずこどもも深く傷つくからだ。だからこどもがこどもとして幸せになりたいなら、親も幸せでなければならぬ。

多くの親達は「たとえ親が不幸であってもこどもだけは幸せにしたい」と主張するが、こどもにとってはそれが親に負けず劣らず不幸だということに気が付かない。私を含めて、すべてのこどもは幸せになりたい。そのためには、親達には幸せでいてもらわなければ困る。自分が幸せになることを自ら放棄したり、幸せになろうと努力しない親は、すべてこどもにとって迷惑この上ない存在である。

(文責 Y.M.)



<注> Y.M.の原稿にある年書き部分は、お母2彼女の了解のもとに編集段階で調整しました。読みづらくないかと、ごめんね。(大田)

確認を越えて、意思主義による親子の関係が広がっていくだろう。

私は、親子関係は、社会関係であると主張してきたが、父母自らによる確認という方法こそ、その思いにフィットする。また、“推定”ではなくて“確認”を親子関係成立の要件とすることで、推定を覆すための争いも大きく排除できるだろう。父母自らによって確認できないケースに対しては、社会的な制度としてシステム化する必要がある。スウェーデンに、児童委員会という父子関係の訴えに関する公的機関があるそうだが、そうした外国の例を参考に、司法とは別個の機関を考えていくことができないだろうか。

二宮・榊原試案は、婚外子差別を乗り越えようと試みながら、婚外子を差別する原理である推定制度を敷衍するという方法をとったために、婚外子差別は、解消するどころか、もっとシビアになる懼れがある。親の性関係によって子どもを区分けするという差別の本質は変わらないのだ。婚姻制度（推定制度）を、婚外にも拡大することで、国家から自由であるべき男女の関係を、更に広く体制の中に取り込み、体制の維持に資する結果になるだろう。そして、遺棄された子どもは、もっと惨めな存在になるだろう。

私が、婚外子差別と闘うのは、それが、子どもの問題なのではなく、大人も子どもも含めて、人間存在を損なうものであることにある。子どもは直ぐに大人になる。けれども、生まれ方によって背負わされた傷は、大人になることによって癒えることはない。様々なモチベーションの中に潜みながら、死ぬまでその人間を支配し続けるのではないだろうか。誰もが、自己の存在を保全したいと思っている。生まれてくるということはそういうことである。国家に、それを損なう権利があるだろうか。私たちが突き破らなければならないのは、人を、父との関係において差別する法体系である。それを根底から覆すことなしに、生まれによる差別を無くすることはできないのである。大事なのは、少し増しになるということではなく、根底から無くすることである。

学習会で、この案に対する疑問は出なかった。私自身出せなかった！
婚差会は“認知”は否定するが、“推定”は認めるのだろうか。認知制度の問題点は、それが男の一方的な権利であるということにだけあるのではない。“推定”と同じように、父系であることを認め、父系に取り込むための手段であるという点にある。父系血統を親子関係の原理とする限り、父系から外れる子どもへの差別は続いていく。この問題を、婚外子差別と呼んで、私たち

は闘ってきたのではなかったか。

“認知”は否定するが、“推定”は認めるのか。親子とは血縁なのか。何度も言葉では確認しながら、感受性のレベルでの合意には遠いのではないかと感じている。次回の学習会でもう一度、話し合いたい。これらの問題は、これからの婚差会の方向を大きく左右するだろう。

(1999 10 24)

筒井千枝子

筒井さんからの問題提起

みんなを考えてほしいです。
個人的には、確認という手法は
出生時に子どものハートも高く
するこにたよるより、今は思え
るのだから... 12/4 学習会参加。
(大田) よしこ!

★ 正確には「家族の権利を守る行政機関事務所」、スウェーデンの現状については善積京子編著「スウェーデンの葬送と高齢者福祉—変わる家族の絆—」(ビデオ・サブテキスト付き)に詳しい。以下はサブテキストからの抜粋。ビデオは税別定価26000円。松香堂より取り扱っています。

7. 父親の養育責任 (ビデオの抜粋)

7-1

スウェーデンでは、生まれる子どもの半数が婚外子ですが、ほとんどはサムボカップルから生まれています。

7-2

婚外子に対する法的差別は完全に撤廃され、相続権も平等です。社会的にも差別されることはありません。

7-3

家族の権利を守る行政機関事務所の職員：シャスティン・ヴェディーンさん

「スウェーデンでは、『どのような親から自分が生まれたかを知っていることは子どもの精神的安定にとって重要だ』と考えられています。」

7-4

「<自分の親を知る権利>を保障するために、できるだけ早く父親を確定することがコミュニケーションの任務になっています。」

7-5

「万が一、母親がひとり子どもを産み、父親の居所がわからない場合でも、母親の証言をもとに私たちが子どもの父親を捜し出し、DNA検査によって確定します。」

7-6

母親との婚姻関係の有無にかかわらず、父親にもその子どもが成人するまで、養育責任が課せられています。

7-7

母親の生き方と父親の養育責任は切り離して考えられています。母親が別の人と結婚したりサムボ状態になっても、父親の養育責任は子どもが18歳になるまで続きます。

7-8

子どもを引き取っていない父親は、養育している母親に養育費を支払う義務があります。

7-9

父親が養育費の支払いを怠った場合、社会保険事務所は母親に養育費を立て替えて支給し、父親から養育費を強制的に取り立てる制度があります。

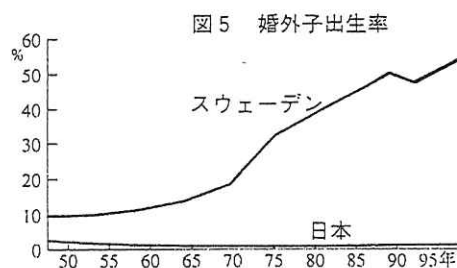
7-10

このようにスウェーデンでは、婚姻関係の有無にかかわらず、父親を確定し、父親の養育責任を徹底的に追及する制度があります。

◆解説12：婚外子の地位

スウェーデンでは、1970年家族法改正で婚外子は婚内子と同等の相続権をもち、父親の姓を継ぐことも可能となった。さらに1976年の親子法改正では、「非嫡出子 (illegitimt barn)」の用語そのものが差別を生むとして法律上から削除された。婚外子に対する法的・社会的差別はなく、父母の婚姻関係の有無が子どもの法的・社会的地位に影響を及ぼさない。

婚外子のうち、95%は同棲カップルから生まれており、わずか5%のみがシングルマザーからである。(後略)



資料：SCB, 1997, Statistic Årsbok '97

◆解説13：養育費を強制的に取り立てる制度

子どもを引き取っていない親は、子どもと暮らしている親＝同居親に、子どもが原則的には18歳になるまで養育費支払いの義務がある(未婚で高校に在学の場合、最長20歳になる年の6月まで延長)。以下のような場合には、社会保険事務所から養育費手当が同居親に支給される。

- ① 養育費支払い義務のある親が養育費を支払わない場合
- ② 支払われる養育費の額が、最低養育費額(1998年は月額1,173kr、19,941円)に達していない場合
- ③ 父親が不明あるいは父親が確定していない場合
- ④ 片親が死亡し、社会保険法による児童年金のない子どもの場合

養育費支払い義務者が、支払い能力があるにもかかわらず養育費未払いの場合、社会保険事務所は、同居親の申請に基づき、養育費の最低保障金額を同居親に即刻支給。年収から生活に必要な金額(免除金額)を残し、支払うべき子ども一人あたりの毎月の養育費を計算し、支払い義務者に返済請求する。社会保険事務所の返済請求に応じない場合、国税庁に連絡し、返還の<強制執行>を委託。<強制執行>には、①賃金からの差し引き、②動産・不動産の差押えがある。

養育費の支払い不足分は負債として蓄積され、その後に支払可能になった時に遡って請求される。遡及年数は、1994年までは3年、1995年からは5年。

社会保障費の負担軽減のために、1997年2月から返済義務者の免除金額が引き下げられ、名称も養育費立替(bidragförskott)制度から養育費手当(underhållsstöd)制度に変更される。1998年現在の免除金額は24,000kr。つまり、年収24,000kr以下の場合には、返済義務がない。

なお、養育費支払い義務のある親が、子どもと5日間以上継続して同居した場合には、一方の親へ仕送る養育費や社会保険事務所への返済金から一定額を控除できる(1昼夜につき、毎月の養育費・返済金の40分の1を面会控除として差し引く)。

1997年、約33万人の子どもが養育費手当を受け、このうちの30万人は全額、残りは差額の支給。返済義務のある親は20.8万人、そのうち87%が男性。養育費支払い義務者のうち、4分の1に相当する53万人は、無収入か低所得のために返済不要。養育費の強制執行の件数は、前年度の2.3万件から4.35万件に増加。約2.2万人は、返済金額の返済延期の許可を得ている(Dagens Nyheter 新聞 1998年3月1日)。

10月2日 学習会報告
『父とは誰か』
 (二宮周平・榊原章士子 著『21世紀親子法へ』第2章)

学習会
報告 2

6月の集会后初めての学習会を持った。法改正に向けて、私たちの主張を具体化していく作業をしていこうということで、学習会の出発点だった『21世紀親子法へ』に戻るようになった。ここに示された試案を土台として、私たちの素案を作り上げていきたい。6月の集会を準備していく過程で、私たちは、婚外子差別の本質は、父子関係の成立の仕方にあるということを確認したが、このことは、どこに立って議論を進めるのかという座標軸を獲得したということであり、集会の一つの成果だったと思う。そこで、第2章、「父とは誰か」を再度検討することになった。

婚内子の父は、嫡出推定による。婚外子の父は認知による。と、こう書き出そうとして、違和感を覚えて手を止めた。何故だろう。私は、子どもの側から父の問題を述べていこうと思ったのだが、嫡出推定や認知制度によって父子関係を語ろうとすると、子どもの側からは述べ難いということに気がついたのである。何ということだ！確かに、父が、この子は私の子どもであると認めることは、子の側からも、この人は私の父であると言えるということである。が、これらの父子関係の規定は、父のために作られたものであって、子が父を持つという表現になっていない。だから、書こうと思った文章にならないのだ。

学習会のなかで、血縁父子関係は、誰にとって必要なものなのだろうかという意見が出され、それは、子どもが自らの出自を知っておくためのものであって、父の側ではなく、子どもの側にとってしか意味を持たないという結論に至った。私たちは、産むことと育てることを切り離して考えたいと思っているのだが、その際の間接養育の根拠としての法的効果もあるだろう。どちらも子どもにとっての利益であって、父にとっての利益ではない。この二年間、親子を巡る様々な問題を討議してきた私たちは、血縁父子関係に、子どもにとっての意味しか認めない、認めてはならないと、はっきりと言うことができる。であればこそ、血縁父子関係の成立が、子の側からではなく、父の側から語られていることに、違和感を覚ええないではられないのだ。父子関係の規定は、「子が父を持つ」という書き方に改められるべきである。

仕方がないから、「父の子と推定する」(主体は誰だ!)という書き方に従おう。婚内子は嫡出推定により父の子とされ、婚外子は「認知」によって父の子とされるのだが、

この成立過程の違いを統合するために、二宮・榊原案は、婚姻関係でなくても「安定したパートナーシップのある」場合は“推定”が可能であるとする。“推定”の根拠は、婚姻ではなくて、父母の性関係にあるのだから、子の出生時、または出生から300日以内に父母が共同生活していたことが証明できるのであれば(証明手段は住民票)、“推定”を被せることができるということである。こうして“推定”の幅を拡大し、そこに更に“認知”に代わる“確認”という新しい方法を付け加えることによって、三通りの推定方法を用意した(別表)。届出

(別表)	
推定方法	1 父が父子関係を確認したこと
	2 子が出生した時または出生から300日以内に父母が共同生活していたこと
	3 子が出生した時または出生から300日以内に父母が婚姻していたこと
父子関係存否の確認の審判	

は、この三通りの方法からどれを選択してもよい。そして、これらの推定方法のどれも及ばないケースに対しては、子どもの側からの父子関係確認請求を用意している。

確かに、これは、“推定”と“認知”という法的差違を乗り越えてはいる。でも、と私は考えてしまう。これで本当に、父子関係の法的差違を解消することができるだろうか。

学習会では、この案に対する批判は出なかった。が、私は引っかかる。忙しくて考える暇がなかったのだが、思い出すたびに、これでは、この間、婚差会が掘り起こしてきた様々な親子関係の問題は、解決の道筋を失っていくのではないだろうかという気がしてならなかった。何が問題なのだろう。棘のように引っかかって飲み下せないものが何なのか、電車や飛行機の中、ボーッとしている頭の隅で探り続けた。問題は、推定制度であった！二宮・榊原案は、「父を推定して確保する制度は今日でもなお必要である」と述べ、推定制度の上に立って試案を展開している。血縁関係を、親子関係成立の原理として疑っていないのだ。親子は血縁を基本とし、血縁でなくとも良好な父子関係がある場合は、その中に取り込んでいくのがいいという立場に立っている。だから、親子関係の基礎は、父との血縁関係が推定されることなのである。が、この“血のつながり”こそ、婚外子差別の元凶なのではなかったか。父の推定が及ばないということこそ、「父なし子」という呼称

が端的に表現しているように、婚外子差別そのものなのである。子どもにとって、父の推定が及ぼうと及ぶまいと、何の意味があるだろう。子どもが誰の精子でできていようと、誰の卵子でできていようと、それは、その子の生存条件ではない。全くない！推定が及ぶか及ばないかが一大問題(多分)なのは、男にとってではないか。男が愛するのは、自分のDNAだともいうのであろうか！子の出生時に親を決めることは、親ではなく子にとっての重大事なのであって、誰の精子かなどという詮議は二の次、三の次である。生まれたとき、もっとも身近にいた者が親でいいのである。あくまで血縁でなければならないというのであれば、“推定”なんぞ止めて、DNA鑑定一本にすればいい。

この試案では、上に述べたように、婚外子の父が、子を推定する制度として、現行の“認知”に代わって“確認”という方法をとっているが、これは、婚内子であっても選択できる方法であるから、婚内出生・婚外出生の差がなくなるとしている。しかし、この案では“確認”は、父子関係成立の要件ではなくて、血縁を推定するための一つ的手段として位置づけられているから、“認知”が廃されて“確認”になったからといって、それで、「父の血筋に属する子」という父系血統主義を突き崩すことにはならないのである。当然、婚外子差別は残ることになる。これでは納得できないではないか。

そこで、“推定”と“確認”の地位を逆転したらどうだろうかと考えた。親子関係の成立は、“確認”一本に纏める。婚姻や共同生活による血縁の推定はあってもいいが、それは、“確認”のための一つの方法として位置づける。上述の通り、血縁の推定に、出自や養育の根拠という以上の意味を与えるべきではない。血縁などというのは、幻想されるほど麗しいものではない。容易に利害関係に転化する。だから最小の意味しか持たせない方がいい。親子関係成立の要件は、“推定”が働く場合も働かない場合も、“確認”によるということにすれば、子どもの地位に差が生じることを防げるのではないだろうか。確認するという行為は、本来的に意思の行為であるから、こうすれば、将来的に、“推定”に基づく

99.7.23朝日



ウーマンリブやフェミニズムと呼ばれる一九七〇年代以降の女性運動は、女性の自己決定権の確立を求めてきた。中絶の是非をめぐる議論で掲げられた「産む産まないは女性の権利」というスローガンはその代表だ。最近では「性的自己決定権」としてその対象が拡大され、「他人に迷惑をかけるいけないのだから」と売買春の合法化を求める主張も、性産業に携わる当事者の女性や研究者からなされている。

永田えり子さんは、このように自己決定権や自由主義の主張に対し、「他人にまったく影響を与えない行動が世の中にあるでしょうか」と疑問を投げかける。そして「迷惑が否かは社会的に決められるものなのです」と説明する。例えばセクシュアルハラスメントは、昔は「他人に迷惑をかける行為」とされなかったが、今は迷惑と考えられるようになった。

滋賀大学教授(理論社会学)

永田えり子さん



ながた・えりこ 一九五八年、東京都生まれ。慶応義塾大学大学院博士課程単位取得退学。東京工大助手などを経て、今春から現職。著書に「道徳派フェミニスト宣言」など。

新しいルールの議論を

2 女性

だ。「一人の人間が生まれることを、社会に影響を与えない行為とみなすことはできないでしょう」。妊娠すれば、中絶するにせよ出産するにせよ、女性が一人であるいは社会(社会保障などの形で)社会が負担をすることになる。つまり、買春男性は社会に迷惑をかける。しかし、それでも私たちの職業を認めてほしい、という当事者の女性にはどう答えるのだろうか。「買春が権利でないなら、売春も権利とはいえないでしょう」

これは「産む産まないは女性の権利」というスローガンへの疑問にもつながる。「妊娠・出産の責任を女性に過大にかぶせている現状を、追認したものでしかありません」。責任を負わされてきたからといって、女性にはじめて選択の自由が必要だった。「でも、それを『自己決定権』としてしまったら、生涯は女性だけに関係すること、と認めることにならざるを得ません」

「彼ら(自己決定論者)が描く未来には、対立の調整や責任配分といった要素がありません」と永田さん。「どんなルールをつくるかの議論が必要。決めるのは主権者です」

「彼ら(自己決定論者)が描く未来には、対立の調整や責任配分といった要素がありません」と永田さん。「どんなルールをつくるかの議論が必要。決めるのは主権者です」

世界の暮らし

同性愛カップル 結婚できます

「パリ22日川小里仁」仏国民議会(下院)はこのほど、契約を結んだ同性愛カップルにも社会的地位を認め、相続や税金・社会保険の支払い、住宅の賃貸契約などで結婚に準じた権利を与えることを盛り込んだ「連帯市民協約」(PACS)法案を賛成多数で可決した。欧州では十年前にデンマークで同様の権利が認められて以来、ノルウェー(九三年)、スウェーデン(九四年)、オランダ(九八年)などにも広がったが、カトリックの伝統が強い国では仏が初めて。 99.10.13朝日

「家族制破壊」と反対も

カトリックやユダヤ教をた。はじめとする宗教界や右派。この法案は社会党など左の議員は「家族制度を破壊。派系の議員が去年、提案する」と法案に反対し、連同性愛者を主眼としている。憲法の疑いがあるとして、憲法、同士のカップルにも法廷に審査を申し立て適用される。裁判所で、

フランスで法案可決

「カップル関係にある」と署名すると、二人とも民法上は独身者扱いから、結婚に準じた扱いを受ける。そして相続・贈与税の控除が認められる。三年経過後は税の共同申告もできる。共同働き手の場合、一方が遠隔地に通勤させられる不都合が少なくなる。など、生活上の不安や不便が軽減される。ただし、二人の関係に限定され、養子は認められない。

妊娠悩む子どもたちの手助けに

親元で育てられない子どもにも養子縁組先をさがす家庭支援促進協会が、十代の相談を受ける「思春期妊娠危機センター」(APCC)を始めたのは一九八八年のことでした。養子あつせん妊娠相談とは一見、無関係のようですが、十代の未婚の母が生まれた子を養子に出すケースが増えたのが気になっていたので。相談件数の四分の一にもなりました。

始める前に広島市の産婦人科医、河野美代子さんの話を聞きました。早くから十代の性心を痛め、養育の難しさは、悲しみの性」が評判になっていました。大阪で講演をしてもうりましたが、高校生を妊娠させる無責任男への怒りや、性教育に打ち込む情熱にすっかり圧倒されてしまいました。話の中で印象的だったのは「中絶を避けるには十分な治療が必要。その子が新しく生き直すための治療を思うようになった」という一言です。

岩崎美枝子さん

ソーシャルワーカー



いわさき・みえこ 大阪市生まれ。大阪市長立大卒。児童福祉司を経て、いま社団法人家庭支援促進協会大阪事務所長。大阪市の九八年度「さくらめき賞」受賞。58歳。

<編集後記> 今回は多量の新聞記事を元に、2つくらいに用意していたのが、スペースの都合上、発行当日の人手不足(なんと2人+αの状態で)で、断念せざるを得ませんでした。おかげで、おかげで掲載しきれなかった記事、おかげで、人手が足りない!! です。おかげで印刷が始まるまで、9:00PM。近くまで来ました。朝から夕方まで、いそいそと作業です。(大田)

民法改正Now

衆議院の継続審議に、
解散総選挙なら どうなるの!!

■民法改正法案 参議院で
廃案、衆議院で継続審議に
12月10日、衆参両議院の超党
派議員により民法改正法案（選
択的夫婦別姓導入、婚外子相続
分差別撤廃等）が提出された。衆
議院は民主、社民、共産、さき
がけの四党派と無所属議員の有
志、参議院は民主党・新緑風会、
共産党、社民党、その他の有志
による共同提案。しかし、参議
院では、15日に廃案になった。
一方、衆議院では継続審議とな
った。（99.12.25.ふんみん）

夫婦別姓へ民法改正案

希望すれば夫婦が相互に
に結婚前の姓を名乗ることが
ができる「選択的夫婦別姓
制度」の導入を柱とする民法
の一部改正案が10日、民主
主、共産、社民の野党三党
などによって議員立法で衆
参両院に共同提出された。
今国会の会期末が迫ってい
るため、両院で継続審議に
し、次期通常国会で審議入
りさせたい考えだ。

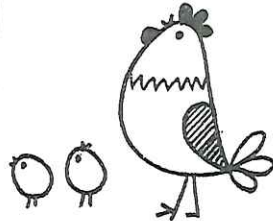
法案は、結婚する際に夫
婦の姓を共通にするか別姓
にするか選ぶようにし、
別姓を選んだ夫婦の子供の
姓は、出生のために両親が
協議して決めるとしている
だ。兄弟姉妹で姓が違おう
けだ。1人も認めようというもの

99
12
11
（朝日）
（毎日）

●別姓認める民法改正案提出 民主、共産、社民3党などは10日、結婚後も旧姓を認める選択的夫婦別姓を認める民法改正案を国会に提出した。夫婦別姓に対しては自

党内に反対論が強いため、審議入りは困難とみられており、継続審議扱いとすることを狙う。法案は①希望すれば結婚後も旧姓を名乗ることができる②非嫡出

子の相続分を嫡出子と同一にし、差別をなくす③女性の結婚できる年齢を男性と同じ18歳以上に引き上げる④女性の再婚禁止期間を現行の6カ月から100日に短縮する



養子と里親を考える会から、「養子里親斡旋問題の改革の提言」という分厚い冊子を婚差会にいただきました。そのお礼状として出した手紙が同会の「新しい家族」に掲載されました。「養子里親斡旋問題の改革の提言」は大変な労作で、が預かっております。読んでみたい方は、ご連絡ください。（Y）

特別養子10年に寄せて

「手紙」婚外子差別に苦しんだ母からの解放

屋代道子

拝啓
「養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言」および「新しい家族」をどうもありがとうございました。ひとまずさつと飛ばして読んでいただけですが、大変な労作と感心いたしました。子どものことに心砕いておられることが、ありありと伝わってまいります。ただ、私のような婚外子に関するケースしか知らないものが口をはさむのは、いささか気が引けるのですが、一ツだけ気になる点があります。それは、多くの方が、「生物学的な親に養育されることが望ましい。」と認識されている点です。

一般的に、未婚（含む非婚）の母が婚外子を養育しているとき、
① 社会的・経済的に困難な状況に追い込まれている。
② 婚外子を生んだことで、相手の男・家族・いわゆる世間から非難をあびている。
③ 母親自身が婚外子を生んだことで、家族や相手の男に迷惑をかけたと思いついて入んでいる。

この様な要因が組み合わされ重なることがあります。それにより母親が苦しい状況に追い込まれる気持が強くあります。そしてときには暴力を伴います。さらに多くの場合、母親はだれに對するよりも深い罪悪感を婚外子に対してもちます。そのような悪循環に陥った母親に養育される子どもは心の傷の深さは、たいへんなものです。私自身がそのようなケースで養子に出された子どもでした。私の実母に対する記憶は長い間封印されていました。しかし、私は養母の元で、時々わけのわからない恐怖感に襲われた記憶が何度もあります。現在、私が婚外子差別と闘うという生き方を選択したのは、意識してそうした部分の他に、無意識下に私の心の癒しを求めてそうしたのではないかと思えるのです。

私は望まれずに生まれました。生みの親を苦しめて生まれてきました。これは私が勝手にそう考えているのではないのです。事実としてそのメッセージの中から、自分の人生を始めね

ばならないのです。私を救ってくれたのは、養父母の、私を育てたくて育てたという一事で、私は望まれずに生まれてきたけれど、棄てられるという罰を受けたことで、生まれてきたこと故の、生みの親に対する罪は精算されたはず。望まれて育ててもらったのだから、私はもう自分を責めなくてよい。そう思っています。もともとも生みの親は、この世かあの世のどちらかで、今でも私を呪い続けているかも知れませんが、それはもう私には関係ないことです。すべての子どもは、その生存を喜ばれる環境で育てられるべきです。血縁上の親であることが、逆に子どもを愛せない理由になりうる場合があることは、理解されるべきでしょう。

これらのことの原因となっているのは、婚外子に対する差別意識です。婚外で子を生んだ女に對し、罰として「私生児」というレッテルを貼った子どもを育てさせ、母と子をセットで差別するというのは、人間として恥すべき行為です。子ども人間としての価値とか尊敬とかは、その子を妊娠する原因となった性関係にまったく関係ありません。したがって、血縁のない親子関係を築くことは、もともともっと評価されるべきことと信じています。

貴会の今後のご活躍を心よりお祈り申し上げます。 敬具

【事務局会議録】

1999年12月4日（参加5名）

- ▼婚差会の今後の活動について、次回つうしんで全員に意見を述べてもらい、3月の合宿で検討する。意見集約 Faxと手紙は屋代、Eメールは善積。
- ▼婚差会の本は5月の連休を目標に出す。執筆者全員の意思確認。→ 善積（婚差会の年表も入れる）
- ▼民法改正ネットワークのQ&A作ってくる。▼1月8日の学習会 親権についての提案・提言をまとめる。→ 大田
- ▼次回つうしん75号内容検討
- ▼今後の予定
3月25・26日合宿

2000年1月8日（参加5名）

- ▼本の原稿提出依頼について
- ▼佐藤先生の99年6月19日の学習会テープ起し出来上がる。
6月19日の学習会とそれまでやってきた親子法学習会の記録をまとめてパンフにしたい。
- ▼婚差会会員の意見集約。次回つうしんに質問用紙を同封。
- ▼次回つうしんに前回にあわせ3月25・26日の合宿の場所・集合時刻・費用等の案内を載せる。

2000年1月22日（参加6名）

- ▼今年度の会計は3月末でまとめる
→ 佐々木
次年度の会計担当者は新しい人を探す。
- ▼通信に同封するアンケートの内容について検討。アンケートの最後に合宿参加の返信用の部分あり 料金 大人約1万円。子ども食事代別。
- ▼親子法連続学習会は終了
6月19日の親子法学習会と連続学習会をパンフにする。
佐藤先生の講演のテープ起しを載せることに佐藤先生からOKが出た。つうしんから載せる文章をピックアップ。
- ▼民法改正ネットワークへ送るホットラインのときのQ&A改正案の検討。
- ▼次回つうしん内容再検討。

婚差会つうしん No.74 10月2日学習会報告

「父とは誰か」の筒井さんの文章に寄せて
大田 季子

前号のつうしんの学習会報告で、筒井さんは父子関係の成立を「確認」一本にまとめるといふ案を提起した。確認は「この子は自分の子である」と認めることであり、意思主義に基づくものである。

これを読んだとき私は、「その子を確認するかどうか」という選択の自由をいま大人の側に与え、子どもにとって生き難さを助長することになるのではないかと懸念し、そのことを「確認」という手法は、出生時に子どものハードルを高くすることになる」とではないかと表現し、コメントを付した。「確認」という言葉の強さのせいもあるかもしれないが、真先に思い浮かべたのは次のことだった。

現代の日本のように様々な差別を克服できていない社会では、障害を持って生まれた子の場合など、確認が選別となる危険がないだろうか。もし、産む・産まないをめぐって、いま中絶で起きている選択と同じ選択が、出生後になされることを許せば、その子の生存権まで脅かされかねないように思った。

11月27日の忘年会および12月4日の学習会で、この点について議論を重ねた。

その中で筒井さんは「私は父子関係をつくる原理をどこに置か話を話しているのだから、それに対して『このよう現実問題があるから難しい』という意見は的外れだ」という趣旨のことを繰り返して述べた。

この議論は民法改正案の離婚の破綻主義導入をどう考えるかと似た図式を持っていると思うので、多少長くなるが、論点を

整理するために考えてみたい。

これまでは修復が難しいほど壊れた夫婦でも、有責配偶者による離婚の申し立てはできないとされてきた。ところが近年、裁判でも有責配偶者による離婚を認めるなど破綻主義容認の例が増えつつある。したがって、改正案には5年別居で離婚の成立を認めることが盛り込まれた(5年が長い短いとも議論が分かれるところだが、それは今は置く)。

この破綻主義原理の導入に対して、「生活力のない糟糠の妻が身勝手な夫に捨てられることを容認するのか」と名古屋弁護士会を中心とした大きな反対が出た。つまり、名古屋弁護士会は現実問題を理由に原理そのものに対して反対の立場を取った。

一方、婚差会は民法改正案への意見書で「破綻主義導入は女性の就労支援など自立推進政策とセットで行うべきである」という立場を表明し、破綻主義原理の導入そのものには賛成の立場を取った。

「破綻主義導入にともなう現実問題が起これ得る」という認識は、名古屋弁護士会も婚差会も同じだが、賛否は分かれた。両者の結論を分けたものは何か。2つの可能性があると思う。一つは現状認識の差、もう一つは理念の差である。

現状認識において、名古屋弁護士会は、身勝手な夫に捨てられ貧窮にあえぐ女性の立場を重く見た。もともと婚姻制度に否定的な婚差会は、破綻した人間関係をしがみつきより、新たな出発をした方がよいと、離婚はしやすい方がよいと考えた。理念

における差は女性の自立への基本的な考え方の違いだろう。名古屋弁護士会は、有責配偶者の夫にあくまで妻の扶養義務を追及する。婚差会は、まず女性が自分自身で生活の糧を得るべきであると考えた。

この例から一般的に、次のことが言えるのではないかと考える。つまり、ある原理に人が賛成できるかどうかは、その人が「現状をどのように認識しているか」と「どんな理念を持っているか」によるのだ。したがって、ある原理を世に問うた場合、受け容れられる土壌が育っていないければ、それが広まっていく可能性は極めて低いといえるだろう。どれほど理想的と思われる原理でも、現実と遊離しては多くの賛成は得られないだろう。

したがって、筒井さんの提起する「父子関係の成立を『確認』一本にまとめる」案が世に受け容れられていくためには、2つのことが必要だと私は考える。

一つは、「婚姻制度に基づく推定を基本原理とする父子関係の確定方法は現実にはさまざまな問題を引き起こしている」という現状認識をもっと広めること。もう一つは「父子関係も人間関係の一つであり、築き育てる努力が必要なものである」という人間関係における価値観の転換を図りつつ、「親子法の主役は子どもである」という理念のもとに、父権の強い現行民法を、子どもを主役とするものに改正することである。

私は、特に後者の価値観の転換について、現状が全く追いついていないと考える。

少子化が問題になって問い直しの機運が高まってきたとはいえ、現代社会では子どもは邪魔者扱いされている。そして子育てはリスクの高い、割に合わない仕事だと思われる。その結果、まさに少子化が引き起

された。私個人がどう生きるかに汲々としているとき、子どもを生み育てることに向ける力は残っていない。それは経済効率と合理化を追求してきた資本主義と近代の病ともいえるべきもので、その流れを押し止め、乗り越える術を、いま私は考えつかない。人間同士の関係を、支配と所有の関係に陥らない関係をどうしたらつくっていくかをどうするか。一人の人間を大切にすることを失われていくこの社会で、「確認」によって父子関係を確立することは、現時点では危険を伴い過ぎるようになると思う。

筒井さんは「血のつながりこそ婚外子差別の元凶だ」と書いていたが、私は「血のつながり」の及ぶ範囲を推定で覆った婚姻制度によって子どもを分ける思想こそ婚外子差別の元凶だ」と思う。つまりその思想とは、嫡

出という概念そのものである。血のつながり、それ自体は生物的事実でしかない。血のつながりがそのまま親子の「絆」となるのではなく、ともに共有した時間や記憶の重さが「絆」となると、親子の関係を強くしていく。この構図を無視して短絡的に、血のつながり自体に生物的事実以上の意味を築いた、血縁幻想こそを私は指弾したい。血縁幻想を具現化したものが、家制度であり戸籍制度であり、それは支配と所有の関係を制度として守ろうとしたものだからである。母と父、双方から生をうけて生まれる子が、家系図のパーツの一つに置き換えられるとき、親世代の一方(多くは母)の母と父は消去される。血のつながりとは、本来ゆたかな生の連鎖を意味するものだと私は思う。それは「家」という概念を初めから超えている。あえて父系にまとめあげた家系図は不自然なものだという感覚を身につ

ければ、「家」という概念が人の頭の中につくりあげたファンタジーでしかないことがわかる。子どもにとって、親とは、まさに育てた人間のことだろう。しかし、その一方で、生きていく過程で私たちは「自分は何者か」という問を忘れることはない。そのとき、極めて私的な領域で、自らの出自は意味を持つ。AID(非配偶者間人工授精)によって生まれた子の父は、出生の事実を子に教えないという(7ページの新聞記事参照)。

いたずらに子の自我を危機に陥れることはない、という考えからいこう。現時点で私は、それでも子は出生の事実を知らされるべきだと思ふ。本来、何に価値を置いて自分を育てていくのかは、子に委ねられるべきことだと考えるからだ。

いづれにせよ、筒井さんの提起した問題については、今後もしっかりと考えていきたいと思う。

理由で、すでに学会を除名されている。

「借り腹」出産準備

長野の医師 子持てぬ夫婦対象

2000.1.27朝日

妻以外の卵子と夫以外の精子を使う体外受精を実施したことを公表している

「諏訪マタニティクリニック」(長野県下諏訪町)の根津八紘医師が二十六日、厚生科学審議会の生殖補助医療技術に関する専門委員会で、「何らかの理由で子宮を取り出さざるを得ず、子どもを持てない夫婦を対象に、『借り腹』による出産を検討している」と発言した。複数の希望者がおり、すでに実施に向

けた準備を始めているという。借り腹は、夫婦の精子と卵子を体外で受精させ、受精卵(胚)を第三者の子宮に移植する方法。生まれた子は遺伝的には夫婦の子だが、法律的には出産した女性が「母親」になる。この性「母親」になる。この体外受精による胚は「卵子」を採取した母体に戻すのが原則と定め、借り腹を認めてはいない。しかし、根津医師は夫婦以外の卵子などを使った体外受精が同学会の会告に違反するとい

う。借り腹は、子宮がない女性が自分の遺伝子を受け継ぐ子をめぐって道を開く一方、出産を受け持つ女性に負担がかかることなどから、懸念の声も強い。日本産科婦人科学会は、体外受精による胚は「卵子」を採取した母体に戻すのが原則と定め、借り腹を認めてはいない。しかし、根津医師は夫婦以外の卵子などを使った体外受精が同学会の会告に違反するとい



また、専門委には、借り腹を含む代理母出産を実施する米国の施設に不妊患者を紹介している民間の「代理母出産情報センター」から資料が提出された。それによると、これまで四十例の代理母出産の仲介をし、三十六例で妊娠・出産しているという。

1999年12月21日

要望書

戸籍に記載のない女子高生のパスポート発給について

要旨

出生届を不受理とされたために、戸籍記載がない神戸市在住の女子高生(16歳)に対して、子どもの人権擁護の観点から、パスポートを出して下さるようお願いいたします。

理由

民法772条は「妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する」等、と規定しています。この規定を根拠として戸籍の実務では、生まれた子どもは、実際に誰が父親であるかどうかという事実には関係なく、すべて母親の、『夫』あるいは前『夫』（以下『夫』という）の子として扱われています。しかし、現実には子どもの父親は『夫』ではないというケースが数多くあります。

たとえば、『夫』の暴力や脅し、ストーカー行為から逃れ、実体として婚姻関係がないにもかかわらず、戸籍の上でのみ婚姻関係が引き続いているということがよくあります。女性の側が離婚を望み調停を申し立てても『夫』が応じない、あるいは、『夫』の暴力や脅しに怯え、離婚の手続きすら進められないという場合もあります。このような中で、女性が新しいパートナーと出会い、パートナーとの間に子どもが生まれたとき、はじめから、『夫』の子どもでないことが当事者達にわかっているにもかかわらず、戸籍係には『夫』の子どもとして出生届をだすことが強要されます。母親の婚外子、または実父の子どもとして出生届を出すと受理されず、子どもは戸籍記載されません。

戸籍に記載されるためには、家庭裁判所で『夫』との親子関係不存在確認の審判を得るか、実父を相手に強制認知を求める審判を得なければなりません。しかし、強制認知を求める審判を申し立てた場合でも、『夫』が受刑中や行方不明、海外滞在などの場合を除き、自分の子どもではないという『夫』の証言を抜きにしては審判を得ることはできません。さらに、『夫』の証言を得ることによって、『夫』に居場所を知られ、紛争が再燃し、身の危険を生じることが予想される場合には、家庭裁判所が審判そのものの取り下げを勧めることもあり、審判を得ることは容易ではないのです。結局、解決の糸口は見つけられず、子どもが出生した後も、戸籍記載がないまま年月が過ぎることがあります。

また、この他にも、婚外子の出生届で父を届出人にした場合や、婚外子の姓を父の姓にした場合、あるいは名前の文字が戸籍法で認められていない場合なども、出生届が受理されません。つまり、戸籍制度はすべての子どもを出生後、直ちに戸籍に記載できるという万能な制度ではないからです。このことは、戸籍法そのものが、戸籍記載のない者がいることを前提に立法がなされていることから明らかです(法26条)。戸籍に記載がなくても、国内で生きて行く上での必要な行政手続きをすることや行政サービスを受けることはできます。それなのに、パスポートの発給に関しては、すべての国民に戸籍記載があることを前提として運用がなされているために、このような戸籍記載のない子どもたちに対しては、パスポートが発給されないという問題が生じてしまいます。

これほど、国際化が進み、海外旅行、海外転勤ばかりではなく、修学旅行をはじめとして、国際交流が教育の場でもごく当り前に取り入れられている中で、渡航の自由が阻まれることは、子どもが幸せに生きる権利そのものを奪っています。

人としての権利は、戸籍記載により生じるものではありません。

民法772条の規定により子どもに不利益が生じることは、立法上の不備であり、法学者や戸籍実務者の間で指摘されています。この法律は、家制度のもと100年前にできた明治民法がそのまま現在にいたっているからです。しかし、今日、改善はまったくなされていないのです。

生き方そのものが多様化した現代社会の中で、破綻した婚姻にとどまらず、新しく人生を踏み出そうとする女性は増えています。

昨年の司法統計によれば、一年間で2700件もの親子関係不存在確認の審判がなされたということです。このうちのほとんどが、『夫』との親子関係を否定したもので、『夫』の子どもではない子どもが生まれる割合は増えるばかりです。にもかかわらず社会問題化していないのは、当事者達が『夫』との紛争を恐れ、社会に訴え出ることができないからにほかなりません。

「親の離婚」という、子どもには何の責任もないことで、子どもの人権が侵害されるのは不当です。女子高生の場合は、出生したとき、母親が『夫』との離婚調停を不成立とされ、離婚の届出をすることができていなかったために、離婚届出の後で実父の子どもとして出した出生届は不受理とされたのです。家庭裁判所に申し立てた実父への強制認知を求める審判も、『夫』との紛争や身の危険を懸念した裁判所が取り下げを勧め、審判を得ることもできず、戸籍記載のないまま今日に至っています。

これまで女子高生は、海外に友人を訪問することも、海外への修学旅行のある学校に進学することも、国際コースへの進路選択や、海外遠征のあるクラブ活動に入学することも、学校の海外へのホームステイに参加することもできませんでした。そのことによって、心が傷つけられ、幸せに生きる権利が奪われてきました。女子高生は再度、民間団体主催の海外へのホームステイ(2000年1月22日～)に参加することを希望しています。

戸籍の問題については、早く解決することを望んでいます。しかしながら、現時点での解決の目処はたっておりません。このような場合にも、子どもの人権擁護の観点から、女子高生にパスポートを発給して下さるよう要望いたします。

また、民法や戸籍実務の改正に、関係省庁が取り組まれることをあわせてお願い致します。

以上

- 神戸・アルパトロス
- 神戸・子どもの人権と健康を考える会
- 婚外子差別と闘う会 有志
- 阪神・淡路大震災被災女性を支える会
- 兵庫子ども人権センター
- 婦人民主クラブ
- 民法と戸籍を考える女たちの連絡会(みこれん)

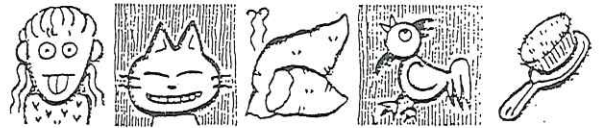
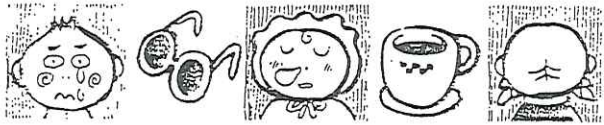
外務省旅券課長 三好真理様
 法務省民事第二課長 大鷹一郎様

女子高生No.75 2000.1.29. 「婚外子差別と闘う会」の要望書
 ミニレんのパスポート交渉の要望書

75-54

海外の動き

目を見はる
ものありまわ



婚外子、新生児の2割

ドイツ「5割超す州も」

99.12.11朝日
い。東北メクレンブルク
オアボンメルン州では五
%と、法的な夫婦の赤ちゃ
んよりの婚外子が多くなっ

【ベルリン10日】接井 ない婚外子だった、と発表
元】ドイツ連邦統計庁はこ した。七八年には婚外子は
のぼり、一九九八年の同国 一〇%だった。二十年
内の新生児約七十八万五千 で二倍に増えた計算だ。
人のうち、五分の一に当た 多くは旧東独地域では婚
る約十五万七千人は、両親 外子の比率が四七%と、旧
が正式に婚姻届を出してい 西独(二六%)の三倍近
い。



この日本
最近うまい
ニースでは

在留特別許可、基準緩和へ

法相 子の養育環境など考慮
方針

【日弁日出男法相は、不法 の家族(二十一)人に対する
滞在の外国人に特別として 審査の過程で、子供が日本
認める「在留特別許可」の で育ち、本国での生活が難
基準を事実上、一部緩和す しくなっている場合など
の方針を固めた。この許可 は滞在を認めることにし
を求めて東京入国管理局に た。これまでは、日本人配
一斉出頭していたイラン人 偶者がいる場合以外ではほ

大臣の裁量で実施される 在留特別許可について法務
省は「個々のケースで判断 する」として、判断基準を
対外的には示していない。 だが実際には、日本人と結
婚している人や日本人との
大きな変更といえる。

2000.1.27.朝日

間に生まれた子供の養育者
以外では、戦後間もないこ
ろに朝鮮半島から渡航して
きた人々を除いて、ほとん
ど認めてこなかった。
昨年九月に一斉出頭した
二十一人は子供の養育など
を理由に帰国出来ないとい
し立てていたが、これまで
の基準は満たしていなかっ
た。法務省はこのうち、長年
滞在して生活基盤が出来上
がり、子供が学校に通って
いるケースなどを初めて許
可することにした模様だ。

パクス革命



15 シングルライフの詩かな日々

海老坂 武
フランス文学者
関西学院大教授



ゆうゆう第一四二号(99年12月)朝日日本老人福祉財団発行

この一年、パクス(PACS)という名の妖
怪がフランスを徘徊していた。正式には「連
帯のための市民協約」と呼ばれる新しい法案
である。

パクスは議会だけでなく、新聞、週刊誌、
テレビで激しい討論の対象となり、修正に修
正を重ねられ、ついにこの十月、ようやく下
院を通過した。日本の新聞ではちらりとしか
報じられなかったが、私はこれは革命的な出
来事だと考えている。

通過した法案の骨子は、あらゆる同棲カッ
プルに、婚姻に準ずる権利を認める、という
点にある。「ユニオン・リップル」と呼ばれ
る同棲カップルは、いまフランスに約五〇〇
万人いる。そしてその半数近くが同性愛者の
カップルなのだ。法的に無権利状態にあった

この同性愛カップルを救済しよう、という発
想が出発点にあった。

婚姻に準ずる権利とは何か。一つは財産の
相続で、これまでも同棲カップルには、一
定の相続税を払えば、パートナーの遺産を相
手が相続することができた。しかし、その権
利はなぜか異性間のカップルと同性間のカッ
プルとで同等ではなかったのである。

次に養子を持つ権利である。これまでは
異性間のカップルは、男女どちらかが個人と
して養子をとることができたが、同性間のカッ
プルの場合はこれが不可能だった。今回のパ
クスでは、こうした権利上の垣根がとり払わ
れたのである。

しかし、パクスの協約を結んだからといっ
て、婚外子と同じ権利を得るわけではない。

たとえば所得税の申告は、婚外子の場合はず
ぐに共同申告をすることができて有利である。
パクスの場合には、協約を結んで三年たな
いと共同申告ができない。人工受精も、二年
以上の共同生活を証明しないと認められない。
この協約で私にとって一番興味深い点は、
パクスを有効にするためには、協約に二人で
署名して裁判所に提出しなければならぬが、
協約の解消には両者の合意を必要としない、
という点である。一方がノーと言えば、簡単
にやめられるのだ。これが離婚に到達するま
でに何年もの歳月と、大変なエネルギーとを
必要とする婚姻制度との大きな違いである。

そしてパクスは今後、もっとリベラルな形
に展開する可能性をもっている。つまり、い
まのところパクスを結ぶ資格のあるカップル
は、性的パートナーということになっている。
しかし、相手が兄弟姉妹であってもいいじゃ
ないか、単なる友人であってもないか、とい
う声もあがっている。これを家族の解体とみ
るか、血縁や婚姻と切り離された新家族への
移行とみるか、シングル人間としては興味深
く事態を眺めている。

同性婚を全面支持

99.12.21朝日
【ニューヨーク20日】山中孝広 男性同士、女性同士の結
婚にも男女間の結婚と変わらない権利保障を与えるべきだと
する判決が二十日、米東部バーモント州の州最高裁で言い渡
された。同性愛者の権利擁護が進む米国でも画期的な内容。
州憲法をめぐる判決となったため、規定により連邦最高裁へ
の上訴はできず、そのまま確定した。

米バーモント州最高裁判決

訴えていたのは男性同士
一組、女性二組の計六人。
地元役所に婚姻届けを出
したが、「男女間の婚姻以外
は受理できない」と拒ま
れた。婚姻証明が得られ
ないために、医療保険の
受給や入院中の面会、不
動産の譲渡など一般の夫婦
なら得られるはずの便益が
大小千三百も奪われたとし
て、二年前の夏に提訴し
た。

男女婚と同じ権利保障

判決は五裁判官の全員一
致。「同性間の結婚を、婚
姻法の保護の対象とする
か、それとも別の法律を制
定して保護するかは州議会
の判断にゆだねられる」と
しながら、「同性のカッ
プルにも一般の婚姻とまっ
たく変わらない便益と保護が与
えられなければならない」と
結論づけた。

自立後押しする政策を



少子化対策法

「我が国、粉れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。こんな気負った文章で始まる少子化社会対策基本法案が、まもなく開かれる通常国会で審議される。

議員立法をめざし、自民、公明、自由、民主、改革クラブの五党派が共同で先の臨時国会に提出した。

一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、一九七〇年代半ばに、人口を維持できる水準の二人を割り込んだ。以来、毎年のように下がり続け、九八年は一・三八人と、最低を記録した。

このままだと、百年後の日本の人口は六千七百万人あまりと、ほぼ半減する。

急速な少子化は、人口構造にゆがみをもたらす。将来の国民生活に深刻な影響を及ぼしかねない。基本法を制定することによって、政府や自治体、さらには国民の意識の発露を促し、少子化の進展に歯止めをかけるのが狙いだ。

家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み、育てることができるよう環境を整備する。そんな基本理念が掲げられた。

そのうえで国や自治体に、次のような具体的な施策を求めている。

労働時間の短縮や育児休業制度の充実、再就職の促進などを通じ、子育てと両立しやすい働き方を実現する▽良質な保育サービスを提供する▽地域社会での子育て支援を進める▽ゆとりのある教育を実現する▽広い住宅や安全な遊び場を確保する▽子育てにかかる経済的負担を軽減する――。

一つひとつの施策はうなずける。いずれも、すぐに実行しなければならぬ課題ばかりだ。なかでも、男性と女性がともに充実した職業生活と豊かな家庭生活を築くようにすることを、事業主の責務として明記した点は評価できる。

ただし、この法案には重要な前提が抜け落ちていない。結婚や出産は当事者の選択にゆだねるべきで、ご自身で自己決定の原則がうたわれない。

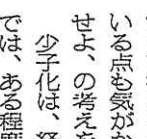
この考え方は、九四年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議で確認された。その基本認識がないと、子どもを産めない人や、産まないと決めた人に自身の狭い思いを強いることになる。

家庭や子育てに夢が持てる社会の実現を「国民の責務」と規定したり、不妊治療について法にそわないのは詳述したりしている点も気がかりだ。ごまか、産めよ殖せよ、の考えを引きずってはいないか。

少子化は、経済的な豊かさを手にした国では、ある程度は避けられない。日本が欧州諸国と違うのは、未婚化、晩婚化が主な要因になっていることである。

総理府が十八歳以上の男女五千人を対象に去年行った調査では、男性の三二%、女性の四〇%が「結婚に負担を感じる」と否定的な回答をした。

新しい家族の時代



夫婦別姓

もし望むなら、結婚しても夫婦が別の姓を名乗れるようにする夫婦別姓の導入や、非嫡出子への相続差別をなくすことなどを柱とする民法改正案が、先月の臨時国会で野党から提出された。

会期切れ直前に出されたこともあって、ついでに、自民党が提出を阻んだ一九九六年当時の状況は変わっていない。

衆院で継続審議扱いになった。議員たちは、男女共同参画社会基本法をよりどころに、家族のあり方をめぐって、さまざまな意見があるのは不思議ではない。ならば、国会で十分論議したい。通常国会では、ぜひ本格審議に入ってもらいたい。

夫婦が同じ姓を名乗るよう法律で決めているのは、先進国では日本しかない。夫、妻どちらの姓でもよいことになっているのになら、九八%が夫の姓を選んでいる。

しかし、働く女性が増えるにつれて、さまざまな不都合が出てきた。

結婚という個人的な事情のために、新しい名前を仕事の関係先にまで知らせなければならぬのは、相当にわずらわしい。

社会的な評価と名前が分ちがたく結びついている。名前が変わることで、不利益を被る可能性もある。女性研究者が、旧姓での研究・教育活動を認めない大学側を訴えた裁判では、女性の言いが大筋通り形と和解が成立した。

働く女性ばかりではない。専業主婦からも、親んだ姓を愛することへの疑問や、夫の姓への吸収合併では夫婦間の平等が保たれないという声が上がっている。

こうした女性を中心とした別姓への期待の前に立ちちはだかっているのが、「別姓にする」と家族の一体感が損なわれる」といった議論である。

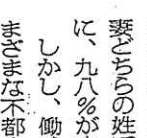
何に喜びや幸せを感じるかは、人によって違う。愛する人と同じ姓にすることに幸せを感じるカップルがいる。他方に、姓は違っても、自分たちのやり方で愛を注ぐものとするカップルがいる。

その両方を認めようというのが、選択的夫婦別姓制度の導入である。別姓を強いるものでもなければ、同姓を強いるものでもない。選択肢を増やすのが目的だ。

フランスでは、長い時間をかけて議論してきたパクス法(連帯のための市民協約)が成立した。同性同士を含め、ともに暮らすすべてのカップルに、婚姻に準ずる権利を認める画期的な法律である。

法的な結婚をしていないカップルから生まれる子どもが四〇%を超えて、法が現実にも残っていた非嫡出子への差別が、これでも撤廃されようとしている。

児童虐待防止へ法改正を



衆院特別委が国会決議

衆院青少年問題に関する特別委員会(石田勝之委員長)は10日、「児童虐待の防止に関する決議」を採択した。決議文は(虐待は)親権や親の懲戒権によって正当化されるものではないと強調したうえで、児童福祉法の改正や予算措置の必要性を明記した。また、

緊急対策として①虐待を発見した国民に対する通告義務の徹底②児童相談施設の改善③児童相談所の24時間対応窓口の整備④相談所の立ち入り調査時に警察が積極的に協力する――などを盛り込んだ。

児童虐待問題の国会決議は初め。

一九九八年度に親などからの虐待によって死亡した子どもが四十一人いたこと

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

が十七日、厚生省の調査で明らかになった。このうち、八人は児童相談所が相談や通報を受けていた。深刻化する警察、文部などの関係省庁

家族の リズム

5

2000.1.6.読売

産みたいでも結婚はしない

和歌山県内の食品店に勤める坂本さくらさん(38)は、小学一年のりょう君(7)との二人家族(いずれも仮名)。りょう君は戸籍上の「父」はいない。相手の独身者の男性とはあえて結婚しなかった。小さい時から勝気。ずっと結婚も出産もすまいと考えていた。高校時代までを過ごした北陸地方の郷里で、「女だから」「女のくせ」とよく言われ、苦痛だった。結婚は男性への従属とは思えず、「男にならなかつた」。郷里を離れて十一年、30歳を目前にして心境が変わった。友人の出席に立ち会ったのがきっかけだった。

赤ちゃんが生まれて、泣き声を上げる。去年まで存在しなかった命が友人の体の中で育つたのを感じた。

好きではなかった子どもが、いとわしく感じられた。女性だからと産めばいいと、自分が女性であるのを肯定できた。「私も産めたい」

ちやうどそんな時にりょう君を宿した。不思議な縁を感じた。

ただ、妻になっても、さやの愛は入らなかつた。

* 日本での婚外出生は、1960年代以降、ほぼ一多増と

制度より自然な関係優先

「未婚の母(抵抗ない) 研究の今後の生活」に関するアンケート(99年)の結果(94年)を比較すると、未婚の子を産み育てる母は、20歳代で「抵抗感がない」として、現代の女性の37.0%が、た人の割合は35.4%、30代では45%強が「抵抗感が定性的な見方をしている」。



婚外子差別撤廃の声

「婚外子」の住民票の記載 考え方が背景にある。

「子どもを持つカップルに通常の夫婦と同等の権利を認める法律がある。」

日本でも婚外出生が最近わずかに増え、周囲の状況にも変化の兆しがある。

「婚外子」の住民票の記載 考え方が背景にある。

「子どもを持つカップルに通常の夫婦と同等の権利を認める法律がある。」

日本でも婚外出生が最近わずかに増え、周囲の状況にも変化の兆しがある。

わが子をいとおしむ。母親であることを実感するひととき(本文とは関係ありません)

「未婚の母(抵抗ない) 研究の今後の生活」に関するアンケート(99年)の結果(94年)を比較すると、未婚の子を産み育てる母は、20歳代で「抵抗感がない」として、現代の女性の37.0%が、た人の割合は35.4%、30代では45%強が「抵抗感が定性的な見方をしている」。

編集後記

当初つうせん発行予定日にしつた1月22日が事務員会議に振り替わり、1月29日の発行になりました。1月8日の学習会で、民派の親子法関連の条文も読み直し、2月2日、2月3日、2月4日、2月5日、2月6日、2月7日、2月8日、2月9日、2月10日、2月11日、2月12日、2月13日、2月14日、2月15日、2月16日、2月17日、2月18日、2月19日、2月20日、2月21日、2月22日、2月23日、2月24日、2月25日、2月26日、2月27日、2月28日、2月29日、3月1日、3月2日、3月3日、3月4日、3月5日、3月6日、3月7日、3月8日、3月9日、3月10日、3月11日、3月12日、3月13日、3月14日、3月15日、3月16日、3月17日、3月18日、3月19日、3月20日、3月21日、3月22日、3月23日、3月24日、3月25日、3月26日、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日、3月31日、4月1日、4月2日、4月3日、4月4日、4月5日、4月6日、4月7日、4月8日、4月9日、4月10日、4月11日、4月12日、4月13日、4月14日、4月15日、4月16日、4月17日、4月18日、4月19日、4月20日、4月21日、4月22日、4月23日、4月24日、4月25日、4月26日、4月27日、4月28日、4月29日、4月30日、5月1日、5月2日、5月3日、5月4日、5月5日、5月6日、5月7日、5月8日、5月9日、5月10日、5月11日、5月12日、5月13日、5月14日、5月15日、5月16日、5月17日、5月18日、5月19日、5月20日、5月21日、5月22日、5月23日、5月24日、5月25日、5月26日、5月27日、5月28日、5月29日、5月30日、5月31日、6月1日、6月2日、6月3日、6月4日、6月5日、6月6日、6月7日、6月8日、6月9日、6月10日、6月11日、6月12日、6月13日、6月14日、6月15日、6月16日、6月17日、6月18日、6月19日、6月20日、6月21日、6月22日、6月23日、6月24日、6月25日、6月26日、6月27日、6月28日、6月29日、6月30日、7月1日、7月2日、7月3日、7月4日、7月5日、7月6日、7月7日、7月8日、7月9日、7月10日、7月11日、7月12日、7月13日、7月14日、7月15日、7月16日、7月17日、7月18日、7月19日、7月20日、7月21日、7月22日、7月23日、7月24日、7月25日、7月26日、7月27日、7月28日、7月29日、7月30日、7月31日、8月1日、8月2日、8月3日、8月4日、8月5日、8月6日、8月7日、8月8日、8月9日、8月10日、8月11日、8月12日、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日、8月17日、8月18日、8月19日、8月20日、8月21日、8月22日、8月23日、8月24日、8月25日、8月26日、8月27日、8月28日、8月29日、8月30日、8月31日、9月1日、9月2日、9月3日、9月4日、9月5日、9月6日、9月7日、9月8日、9月9日、9月10日、9月11日、9月12日、9月13日、9月14日、9月15日、9月16日、9月17日、9月18日、9月19日、9月20日、9月21日、9月22日、9月23日、9月24日、9月25日、9月26日、9月27日、9月28日、9月29日、9月30日、10月1日、10月2日、10月3日、10月4日、10月5日、10月6日、10月7日、10月8日、10月9日、10月10日、10月11日、10月12日、10月13日、10月14日、10月15日、10月16日、10月17日、10月18日、10月19日、10月20日、10月21日、10月22日、10月23日、10月24日、10月25日、10月26日、10月27日、10月28日、10月29日、10月30日、10月31日、11月1日、11月2日、11月3日、11月4日、11月5日、11月6日、11月7日、11月8日、11月9日、11月10日、11月11日、11月12日、11月13日、11月14日、11月15日、11月16日、11月17日、11月18日、11月19日、11月20日、11月21日、11月22日、11月23日、11月24日、11月25日、11月26日、11月27日、11月28日、11月29日、11月30日、12月1日、12月2日、12月3日、12月4日、12月5日、12月6日、12月7日、12月8日、12月9日、12月10日、12月11日、12月12日、12月13日、12月14日、12月15日、12月16日、12月17日、12月18日、12月19日、12月20日、12月21日、12月22日、12月23日、12月24日、12月25日、12月26日、12月27日、12月28日、12月29日、12月30日、12月31日、

離婚後の住宅とローン返済は

ここが知りたい

99.12.4.朝日

支払い約束は調停調書に

「未婚の母(抵抗ない) 研究の今後の生活」に関するアンケート(99年)の結果(94年)を比較すると、未婚の子を産み育てる母は、20歳代で「抵抗感がない」として、現代の女性の37.0%が、た人の割合は35.4%、30代では45%強が「抵抗感が定性的な見方をしている」。

離婚後の住宅とローン返済は

「未婚の母(抵抗ない) 研究の今後の生活」に関するアンケート(99年)の結果(94年)を比較すると、未婚の子を産み育てる母は、20歳代で「抵抗感がない」として、現代の女性の37.0%が、た人の割合は35.4%、30代では45%強が「抵抗感が定性的な見方をしている」。

婚差会 つうしん

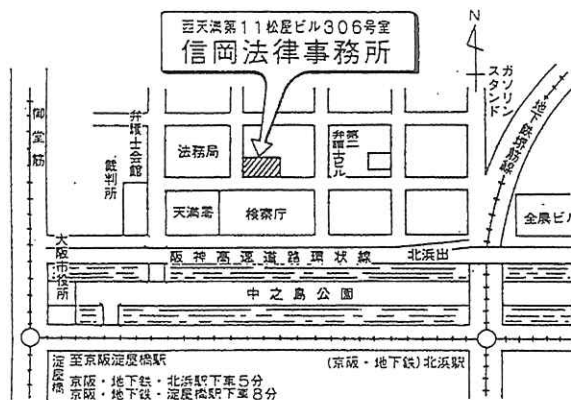
編集発行 / 婚外子差別と闘う会

No. 76 2000年5月13日発行

連絡先 / 〒
神戸市垂水区
郵便振替口座 /

●年間スケジュール●

- 6月17日(土) 事務局会議
★善積研究室
 - 7月15日(土) 事務局会議
☆信岡事務所
 - 8月26日(土) つうしん77号発行
★善積研究室
 - 9月23日(土・祝) 事務局会議
★善積研究室
 - 10月21日(土) 事務局会議
☆信岡事務所
 - 11月4日(土) つうしん78号発行
★善積研究室
 - 12月2日(土) 事務局会議→忘年会
★善積研究室
 - 2001年
 - 1月13日(土) つうしん79号発行
★善積研究室
 - 2月17日(土) 事務局会議
☆信岡事務所
 - 3月10日(土)・11日(日) 合宿
淡路島(予定)
- ★印の日は、いずれも阪急茨木市駅に 午前10時30分に集合して追手門学院大の善積研究室に向かいます。事務局会議は夕方まで。つうしん発行はエンドレス作業なので、遅くなっても1時間でも来られる人は、ぜひお手伝いください。待っています。善積研究室は
- ☆印の日は、いずれも午前11時～午後3時、信岡事務所(地図参照)で。昼食は各自ご持参ください。信岡事務所は
TEL 06-6362-0222



- 婚差会会員アンケート結果 2~3p.
- 児童虐待防止法案(新聞記事) 2p.
- 「父と誰か」に寄せた
- 子どもの権利条約選択議定書(新聞) } 4p.
- 婚姻の有無と法制度 5p.
- 「体外受精」と日弁連の提言書 } 6p.
- シングルマザーへのHP、中絶(新聞)

- 事務局会議録
二〇〇〇年三月二五・二六日合宿 (参加者一〇名)
- 「民法改正ホットラインQ&A」のミニチュアル、婚外子・婚内子の対照表を訂正後、民法改正ネットへ送る(〜ページ参照)。
- 佐藤先生の親子法講演会のパンフレットの編集会議。
- アンケートまとめ(返送数二二)
- 二〇〇〇年度年間予定をたてる。
- 連絡網の再検討。
- 二〇〇〇年度役割分担
- 会計 Y Y
- 連絡先
- ホームページ 富岡・松田
- 英語バージョン キヤロリン
- つうしん編集 大田
- 本の編集 善積
- 婚差会のホームページを作る。
- 二〇〇〇年五月六日 (参加者四名)
- 婚差会ホームページの検討
- 親子法講演会のパンフレットの最終確認。
- 二〇〇〇年五月一二日 (参加者四名)
- 婚差会つうしん七六号発行

初めまして。現在二七歳、妊娠一〇ヶ月のプレシングルマザーです。私は「できちゃったシングルマザー」なのでシングルマザーになるということがどのような法的・社会的状況の中で生きていくことになるのか、ということについて全然知りませんでした。ですがいろいろと自分で調べているうちにこの会の存在を知り、さらに未婚の母のHPの掲示板でこの会に携わっている人の書きこみを読んで興味を持ち、参加してみました。

今回の合宿は赤穂の素敵な温泉宿で行われ、大変いい思い出をさせてもらいました。合宿では刊行予定の出版物の検討から雑談にいたるまで、終始様々な「投げかけ・提言」がなされ、大変参考になりました。例えば、戸籍問題、里親の問題、父母の定義、パスポートの問題等をめぐる最新の状況や問題点が指摘されましたが、今まで考えたことのないような問題について問題意識をもたせてもらえたと思います。個人的には「子供と父親の関係はどうするか、子供が父親に会いたいと言ったらどうするか」ということを婚外子の経験を持つ方にアドバイスしてもらえたことが、一番よかったと思っています。(ちなみに子供の父親とは「今後一切関わりを持たない(当然認知もしない)。誰にも素性を明かさない。養育費は一括で支払う(領収済)。」ことになっています。)

私自身はまだシングルマザーという状況についても、婚外子差別の状況についても知らないことだらけなのです。

初めまして合宿に参加して.....

2000年度 会費の納入 お願いです カンパ歓迎

る、というスタンスで自分なりに婚外子差別と闘わり、未来の「より素敵な親子関係」につながる生き方ができればと思っています。

最後に、今婚差会のHPの立ち上げを手伝っていただいています。完成したら、是非一度ご覧くださいます。

(松田真希子)

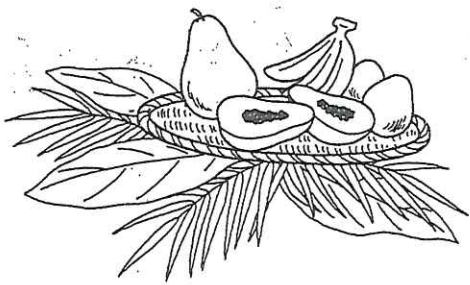
2000年度分の会費納入をよろしくお願いします。年会費は3000円です。昨年度までの会費未納分のある方は、あわせて請求しておりますが、一度に払えない方は、Y()まで御相談ください。

今回のつうしんに、親子法講演会のパンフレットを同封しました。ホームページの立ち上げにも資金が必要です。余裕のある方は、カンパをお送りいただければ大変助かります。(2000年度会計係 屋代)

1999年度会計報告		会計 佐々木	
収入		支出	
前年度繰越	374,461	通信費等	84,920
会費	178,000	会議室等使用料	22,000
カンパ	42,400	事務費	32,253
雑収入	13,100	講師等謝金	132,200
		会費等(他団体)	30,000
		雑費	10,170
		翌年度繰越	296,418
計	607,961	計	607,961
預り金	6,000	預り金繰越	6,000

Q5. 婚差会のホームページをこれから作ることを計画しています。その内容について、希望を書いてください。

- ・「未(非)婚の母」は個人の選択であり、リプロダクティブ・ライツだという内容。
- ・ホームページ関連、まだよく解らず今後強いられて学ぶようにしますので、この間いパス。
- ・いろんな人の体験談などがあれば、がんばっている人もいるなあと勇気づけられると思います。
- ・法的差別の撤廃を訴えると同時に、現在使える行政サービスの公報。先日、2才の母子家庭の女の子がなくなったのに、涙があふれて止まりませんでした。
- ・会員の掲示板を作って、会報発送に代えるのはどうか。
- ・会の紹介、歩み、現行の民法の解説と問題点、法改正の情報、意見板(書き込みできるもの)、ヴィジュアルにも工夫して親しみやすいものをHPの管理・運営もなかなか大変とおもいますが、これからの時代インターネットは重要と思います。
- ・パソコンないので。
- ・はじめて訪問した人もよくわかる内容がいい。
- ・誰でも自由に書き込める掲示板、戸籍がない子供達が存在していることをアピール、法律的なことを細かく分類して紹介など。
- ・通信はなくなるのでしょうか。通信の内容プラスαでしょうか。ホームページも毎回更新するのはたいへんではないでしょうか。
- ・知らない人たちにも広く知ってもらえるように、また問題の指摘をしていってほしい。
- ・非婚の母だけでなく、未婚の母や婚外子自身も含めたもの。
- ・これからシングルマザーや非法律婚カップルになろうとしている人をサポートするような内容、会員相互の意見の対策の場となるもの。



Q6. 婚差会について、意見があれば、自由に書いて下さい。

- ・活動していただいて、いつも感謝していますし、尊敬しています。色々な会があり、色々な視点をもっていて、大切だと思いますが、子どもが一番ひどい差別をうけています。男性の分の不平等までかぶっています。世の中には、人種差別、部落差別、カースト制などありますが、その下に女性差別がかならずあります。出産という偉大な性のためです。
- ・いつもお働きを感謝しております。何もお手伝いできず恐縮です。
- ・なんとなく一部の人が運営しているというイメージが強いです。
- ・あれゆる差別と闘うと同時に環境問題や反戦闘争にも目を向けなければ日本は大変な方向にむいている。後世の人に'90年代の大人は何をしていたのか'と言われたいためにも。それほどこの10年間程の間に悪くなってきている。
- ・ご無沙汰して申し訳ありません。婚外で生まれた娘がいる以上、24時間頭を離れない問題です。今回は久しぶりに合宿に参加するつもりだったのですが、運悪く、子供会の行事が入ってしまいました。残念です。
- ・少しずつ皆が違う方向を向いているのが良いと思う。
- ・できれば年間の学習会の日時、場所等を一括して知りたい。
- ・皆さん仕事に家庭にと超多忙な中での会の運営、ニュースをいただくだけの会員の私ですが、いつも力づけられています。
- ・何も活動していませんので、意見を言うことができませんが、息の長い活動のおかげで少しずつ日本でも人々の意識も変化していると思います。海外での動きには目をみはるものがありますね。脱原発の動きなども当然のこととして、国民の要望通り原発を止める方向へと向かっています(欧)。どうしてこういうふうには日本ではいかないのかと思います。バクス革命のこと驚きました。日本では道遠ですが、日々の実践で生きていくしかありません。

児童虐待防止

親の面会・通信を制限

与党法案 事実上親権停止も

自民、公明、保守の与党三党は九日、「児童虐待防止法案」を正式決定した。児童相談所の職員らが子どもの家に強制的に立ち入り調査する権限を認めることなどが柱。子どもを一時保護した場合は、親による面会も通信を制限し、事実上の親権の一時停止を定めた。与野党共同による議員立法として十二日にも国会に提出、今月中旬に成立する見通しだ。

現行の児童福祉法に基づき立ち入り調査は、一時保護に親が応じない場合などに限られるが、法案では虐待の確認のための強制的な立ち入りも認め、親が拒否した場合は罰金(二十万円以下)も盛り込んだ。現行では親が民法上の「親権」を理由に引き取りを求め、応じざるを得ないケースが少なくない。こうした要求を拒否できるよう、事実上親権を一時停止できる規定も盛り込んだ。成立を受けて年内にも施行され、施行から三年後に「親権」を理由に引き取りを求め、応じざるを得ないケースが少なくない。こうした要求を拒否できるよう、事実上親権を一時停止できる規定も盛り込んだ。成立を受けて年内にも施行され、施行から三年後に

自信ない母に多い虐待傾向
防止センター調べ
母親の約三割が「自分では母親として不適格なのではないか」と考えており、その状況に応じて見直す。

2000.5.10 朝日

【児童虐待防止法案のポイント】

- 児童虐待とは、子どもに対する①身体的な暴行②わいせつ行為③著しい食事制限や長時間の放置④心理的外傷を与える言動——を指す。
- 教師や医師、弁護士などは虐待の早期発見に努めなければならず、児童相談所などに通告しても職務上の守秘義務違反には問われない。
- 虐待の恐れがある場合、相談所職員らは子どもが住む場所に立ち入り調査できる。
- 児童相談所長は子どもを一時保護し、親の面会や通信を制限できる。
- 一時保護された子どもの親などは、カウンセリングを受けることが義務づけられる。

のうち三人に一人は子どもを虐待する傾向があることが九日、社会福祉法人「子ども虐待防止センター」(東京都世田谷区)の調べでわかった。普通の家庭での虐待行動と要因との関係が明らかになったのは初めてという。六歳以下の子を持つ母親



その傾向があり、負担を感じていない人の二倍以上。「産まない方がよかった」と考えている母親も、半数以上に虐待傾向があった。

- ・みんな生活におわれていて忙しいのはお互い様だと思います。私も忙しい、忙しいでほとんど実質的参加できていませんでした。みんなで作って育ってきた会だと思います。私がつくった会、育てた会という気でもり上げていけたらと思います。
- ・専門的な知識を集積するところと広く仲間を集めるところ(部分)が必要なんだろうね。
- ・事務局負担を軽減できなくて申しわけないけれど、存続してほしい。
- ・いろいろな立場があって、いろいろな考え方があって、その方がいいと思う。
- ・婚差会と出会えて、本当によかった。
- ・会を中心的に担っているメンバーが年々仕事がいそがしくなり、アップアップ状態。なんとか活動メンバーを増やしてやっていきたい。

アンケート調査結果

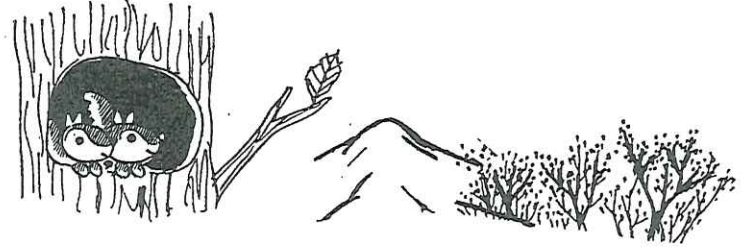
婚差会の今後の活動のあり方を考える参考にするために、募集したアンケートに22人から回答が寄せられました。以下に、その意見を紹介します。新しいメンバーの協力を得て、寄せられたご意見をもとに、早速ホームページの作成にとりかかっています。今後も可能な限り皆さんの意見を反映させていただきますので、よろしくお願いします。

Q1. あなたにとって、婚差会はどのような存在でしょうか。あてはまるものに○をつけてください(複数可)。

1. 婚外子差別と闘う会が存在することで、勇気づけられる。 ----- 16
2. 婚差会つうしんは、情報源として貴重である。 ----- 14
3. その他
 - ・違った考え方、見方の視点を学ばされる。
 - ・自分は何もしていないが、運動しているような気になれる。
 - ・私自身が婚外子なため関心もあるが、60才を過ぎるとそうもなくなりつつある。
 - ・子と親(母)の問題をできるだけ客観的に見ようとする事の参考になる。
 - ・運動の、そして人生の先輩たちにいつも感服しています。
 - ・ちまたにあふれる婚外子、戸籍、その他様々な差別に出会った時、ケンカしてくれるたのもし仲間。
 - ・私自身の生き方のよりどころとなるものです。
 - ・自分の生き方を選んだ生き方を肯定できる。
 - ・自分の人生の方向の指針。

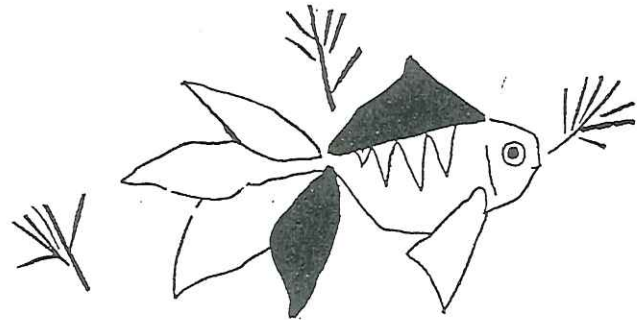
Q2. 婚外子差別・戸籍・婚姻制度に関して、今あなたが特に関心を抱いているテーマは、なんでしょう。

- ・「児童扶養手当の現況届」に関して、届けを出さないと2年後には今後一切支給しないという罰の考え方。
- ・すべてはつながっていて、男社会を作り上げる武器になっていると思います。自民党や男がえらいと思っている人が改正のじゃまをしているのを見るとそう考えているのがわかります。
- ・いま「家族」とは?!「家父長制」を切り崩すには。
- ・婚外子差別、婚姻制度です。未婚の母という暗いイメージをぬりかえたいです。
- ・子どもが今春中学になり、自分の生い立ちについて、一層考え始めると思います。婚外で生まれたことについて肯定的に考えて欲しいと強く願っています。
- ・婚姻制度の変容もしくは新しい「家族」の制度化の動き(仏のpacsのような)。
- ・戸籍を個人籍にかえていきたい。婚外子と婚内子の平等の実現。婚姻制度による女性の分断をなくしたい。
- ・非婚でシングルマザーについてのこと。
- ・親子関係の相対性(法的、事後的、精神的)。
- ・民法(特に親子関係の確定法、相続について)等の法改正、意識の変化(遅々として進まぬ制度の改正に比べ、ある面ですいぶん変わったと思います。地域差、個人差は大きいと思いますが)。
- ・差別問題には選べないもの(障害者・在日等)と選べるものがある。なにも選んで差別者の側(婚姻制度の中に身をおく)にまわるんや!!
- ・夫婦別姓の法制化。
- ・親の権利の保障とともに、子どもの立場の権利とどう折り合いをつけていくか。
- ・戸籍制度撤廃、法律婚制度解体、婚外子差別完全撤廃、親子法改正。
- ・①日本人男性と外国人女性の婚外子の国籍問題 ②出生届不受理による戸籍のない日本人のパスポート不付与の問題 ③事実婚の社会的認知、個人登録制への移行。
- ・婚外子差別は現在では人間を家族単位でしか登録させない戸籍と新たな家族単位登録に不可欠な届出婚、この二つを維持するためのおどしに使われている。何かの目的を達するために差別を利用する人間にはこんな方法しかできないのだろうか。
- ・父親確定制度はいかにあるべきか、シングルマザーや非法律婚カップルが生きやすい社会に変えるために、どのような活動が有効であるかを考える。
- ・子どもの養育に対する社会的支援あるいは社会的養育、別居養育等について。



Q3. 婚差会として、今後どのような問題に取り組んでいったらよいと思いますか。

1. 制度の改正 2. 婚差会の存在のアピール。
- ・市役所の窓口へついていってくれる事、それ以外は今もよくやっていると感じています。
- ・「婚外子」差別とともに、別の差別(例えば「障害」者差別など)を負わされている方との、いわば複合差別問題。
- ・会としては、どうかと思いますが、私自身は児童扶養手当の削除等や、やはり未婚の母という面でなやみが多いです。
- ・婚外子もたしかに差別だが、社会にはもっとひどい差別がまかりとおっている。障害者、賃金(パート)、在日等々あらゆる差別にもとりくむ必要があるのでは。
- ・婚外で生まれた子どもたちの交流、特に私の場合のように父を知らず母子家庭で育った子どもたちの交流。
- ・上記3点(戸籍を個人籍、婚外子と婚内子の平等実現、婚姻制度による女性の分断)についての可能な限りの法改正を求める運動とそのバックボーンとなる思想を練り上げていくこと。
- ・とりあえず法的側面での差別解消。
- ・「親子法」の改正問題について、いわゆる法律婚以外の幅広い検討と議論を広め深めてゆくこと。
- ・電話相談。
- ・戸籍制度による婚外子差別撤廃。
- ・非婚母子の問題状況全般と民法改正。
- ・正直いってよくわからない。しかし違いは認め合える様に希望する。
- ・日本における認知制度の問題点を明らかにしてゆくこと、シングルマザーへの情宣、支援体制作り。



Q4. あなた自身、婚差会の活動に対して、今後どのような参加が可能だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください(複数可)。

1. 事務局会議への参加 ----- 6
その場合の希望の曜日()、時間帯()
2. つうしんの編集や発行作業への参加 ----- 4
3. 合宿や忘年会への参加 ----- 8
4. 集会への参加 ----- 12
5. つうしんへの投稿 ----- 10
6. 婚差会のホームページができれば、それへの発信 ----- 6
7. 経済的サポート(カンパ等) ----- 10
8. その他の援助 ----- 3
 - ・同業者への啓蒙活動。
 - ・事務局会議等小規模な集まりへの場所、OA機器の提供。
 - ・直接参加せず、ホントに御無沙汰しています。

筒井千恵子さんの学習会報告「父とは誰か」

(婚差会つうしんNo.74)の文章に寄せて



善積京子

私は、婚差会の前身組織である「せきらん」に関わるようになってから、「婚外子はなぜ差別させるのか」「婚外子差別をなくすにはどうしたらよいのか」について、ずっと考えてきた。

第1に、婚外子差別が存在する前提に、子どもが婚外子と婚内子のカテゴリー的に区別されていることがある。つまり、この区別は子どもが婚姻内で生まれたか、婚姻外で生まれたかの区別であり、「婚外子」というカテゴリーの形成には婚姻制度の存在が不可分に結びついている。婚姻制度をなくしてしまえば、婚外子差別はもとより婚外子というカテゴリーも生じない。だから、婚姻制度をなくしてしまえば良いのという単純な結論が導かれる。しかし、文化人類学の研究によると、婚姻制度のない社会はこれまでにない。父系社会だけでなく、母系社会にもあり、私有財産のない共同体の社会でも婚姻制度は存在する。

次に私が考えたことは、なぜ婚姻制度が人間社会に普遍的に存在するのかということであった。婚姻制度の本質は、どうやら、婚姻制度を通じて子どもの社会的父を定めることにあるということがわかってきた。さらに、なぜ社会的父を決めなければならないのかについては異なる解釈があることもわかる(第1は、マリノフスキーのように、子どもの監護・養育のためには社会学的父親が必要であると説く。しかしどの社会でも、社会学的父親はこうした監護・養育という役割を担っているわけではない。第2は、エンゲルスやデュビーのように、嫡出制の創設を父系制や私有財産の形成と結びつけて考える説。第3は、グードのように、嫡出制の目的は子どもの社会的位座を定めて社会を組織化することにあるという説である)。

しかしながら、どのように社会的父を定める方法は社会によって異なり、母系制社会では父子の血縁関係があまり考慮されないが、父権・父系制社会になると、父と子どもの血縁関係が重視され、社会学的父=生殖学的父であることが追求され、妻が夫以外の子を産むことがないように女性のセクシュアリティが厳しく管理されるようになる。現行の日本の制度のような「母の婚姻後200日以降、離婚後300日以内に生まれた子どもを母の夫(前夫)の子とする」といったような「嫡出性の推定」という概念も出てくるのも父権・父系制社会からである。

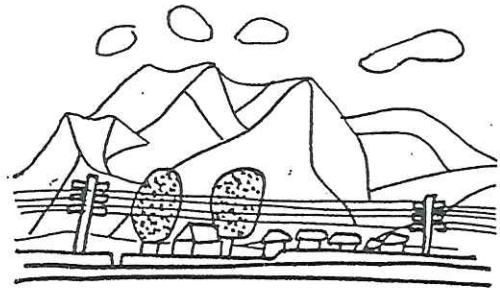
前置きがずいぶん長くなったが、次に、筒井さんの問題提起に対する私の意見を述べたい。筒井さんの「推定制度の廃止」の主張は、婚姻制度を通じて父親を定めるという婚姻制度の本質的機能を無効化し、婚姻制度の根幹をゆるがすもので、基本的に賛成である。「嫡出推定される子」と「嫡出推定されない子」の区別をなくし、現行のような父親から一方的に認知する認知制度も廃止することが必要であると考えている。では、それに替わって、どのような制度を創設していけばよいのかが課題になる。

私も筒井さんが主張されているように、父子関係の成立に父母自らによる「確認」を土台にすべきであると思う。ただ、筒井さんの主張で曖昧な点は、子どもの遺伝子上の父が、父子関係の「確認」を拒否する場合にどのように扱うかである。すでに大田さんが指摘されているように(婚差会つうしんNo.75)、意思主義を尊重し、「その子を確認するかどうか」の選択を大人の側に委ねることで、「確認されない子」が出てくる問題である。筒井さんも「父母が自らによって確認できないケースに対しては、社会的な制度としてシステム化する必要がある」と述べられているが、しかしその内容が具体的に説明されていない。

私は、子どもの親を知る権利の観点から、公的な機関がDNA鑑定を通じて、父を確定していく制度の存在が不可欠だと思う。さらに言うならば、スウェーデンのように養育責任を追及していく制度

も必要であるのではないかと。筒井さんは「親子関係の基礎は、父との血縁関係が推定されることである。が、この“血のつながり”こそ、婚外子差別の元凶」という表現をされ、血縁の原理を超えることが唱えられている。子どもの遺伝子上の父が、父子関係の“確認”を拒否する場合には、筒井さんはスウェーデンのように父子の血縁関係に基づいて父を確定していくことに賛成なのだろうか。

次に筒井さんの文章を読んで思うことは、日本の現状を考慮すると、(戸籍制度解体というスローガンのように、「嫡出推定」の廃止をスローガンとして掲げるとしても)「嫡出推定」の廃止の課題を今運動として取り組んでいくことが有効であるかの問題である。前述したように私は、婚姻の有無に関わらず、父子関係の成立に父母自らによる「確認」を土台することには基本的に賛成であるが、車の両輪として、この確認を拒否する父に対して、子どもの知る権利の観点から、強制的に父親を確定していく制度が不可欠だと考えている。これについても大田さんが言及されているが、婚外子に対して強制的に父親を確定していく制度が確立していない日本の段階で、意思主義を尊重して「親子関係の成立は“確認”一本」に絞るとなると、「確認されない子」が多く排出され、「確認される子」と「確認されない子」の新たな差別が生まれるのではないかと危惧する。



児童売買春 ポルノなど禁止

国連人権委員会 作業部会

罰対象を広げるなど、より広範囲の内容になっており、成立すれば日本は国内法の強化を迫られる。

選択議定書に大筋合意

【ジュネーブ5日】吉田

秀雄(国連人権委員会の作業部会)は4日、18歳未満の児童の売買、売春、ポルノを禁じた選択議定書の内容で大筋合意した。手続

日本を含め批准を

の児童の売買、売春、ポ

ルノを禁じた選択議定書の内容で大筋合意した。手続

児童買春問題に取り組む弁護士、寺沢勝子さんの話

きに関して異論が残ってい

るが、今年の国連総会での成立を目指す意向が大勢とな

児童買春やポルノは、インターネット、買春ツアーなどと並んで国際的な問題だ。議定書は、こうした人

なっている。

合意案はまず、性的搾取や臓器売買、強制労働を目的とした「児童売買」や不適切な養子縁組の仲介を禁じた。売春、売春あっせ

や物の動きを各国で罰するよう求める点で意義がある。日本も外国で問題にさら

る。

ただ、内容は合意したものの、議定書の親条約である「子どもの権利条約」に加盟していない国(国連加

る。日本では昨年五月、同様の目的の「児童買春・ポルノ禁止法」が成立している。しかし議定書案は児童

る。

協力の必要性をうたっている。

批准するようになればならない。

る。

その上で、違反した者は各国の法令で罰するよう対応を求めた。また国内だけでなく、国民の国外での犯罪を罰するよう求め、国際

議論するようになった。

る。

議定書作りは六年前から始まった。インターネットの普及も各国の危機感を強

められている。

る。

日本では昨年五月、同様の目的の「児童買春・ポルノ禁止法」が成立している。

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

る。

議定書は、こうした人

児童買春問題に取り組む

◎民法改正ネットワークに送ったマニアルです。Yさんの力作に拍手!! 信国さんの協力に感謝!!



法律婚、事実婚、シングルマザーに対する法律・制度の違い

	法律婚	事実婚	シングルマザー
婚姻届の有無	有	無	無
カップルの姓	同姓強制 (通称使用可)	別姓	
法的名称	嫡出子	嫡出でない子(非嫡出子)	
父子関係	嫡出推定を受ける (民法772条)	認知により成立する。父が認知しない場合は子供から認知請求の訴えを起こせる(強制認知)。未成年の子の母は、法定代理人として請求可能。胎児認知は母の同意を要する。成人認知は子の同意を要する。	
父の子に対する扶養義務	あり	認知により生じる	
親権	共同親権 (離婚すると単独親権となる)	母の単独親権。ただし、認知された子の親権は、父母の協議で父の単独親権とすることができる。	
国籍	父母いずれかが日本人の場合 日本国籍がある。	母が日本人の場合は日本国籍になる。母が外国籍、父が日本人の場合は、胎児認知がないと日本国籍が取れない。	
子の姓	父母の姓 (民法790条1項)	母の姓(民法790条2号)ただし、認知を受けた子は、家庭裁判所で「子の氏の変更許可」がおりれば父の姓に変わることができる。	
子の法定相続分は (民法900条4号但し書き)	兄弟姉妹の中に嫡出子と非嫡出子がいると、非嫡出子は嫡出子の1/2。 ただし、認知を受けていない子は、父の法定相続人にはなれない。		
戸籍の続柄欄の記載	長男・二男・長女・二女	男・女	
住民票の続き柄の記載	子	子(世帯主が男で未認知の子の場合、子等となる。)	子
夫婦の同居・協力扶養義務	あり(民法792条)	ケースバイケース	なし
婚姻費用(生活費)分担義務	あり(民法760条)		
離婚の際の慰謝料請求権	あり(民法709条)		
離婚の際の財産分	あり(民法768条)		
遺族年金受給件	あり(国民年金法49条1項)		
年金の第三被保険者	あり(国民年金法7条1項3号)		
相手の健康保険に入れるか	可(健康保険法1条2項1号)	可	なし
生命保険の受取人になれるか	可	既契約なら可、新規はほとんど不可能	
一方が業務上の事故で死んだ時の 遺族補償年金の受給権	あり(労働者災害補償保険法 16条2、1項1号)	ケースバイケース	なし
配偶者扶養控除	あり	なし	なし
児童扶養手当	離婚後に受給資格あり	事実婚解消後に受給資格あり	受給資格あり
寡婦控除	死別、離婚後あり	なし	なし
一方が死亡したときの 相続と税金	法定相続権あり、遺産相続となり、 相続税がかかる	遺言による相続可能。遺贈となり贈与税がかかる 年60万円まで無税	

婚差会 つうしん

編集発行 / 婚外子差別と闘う会

No. 77 2000年8月2日発行

連絡先 /

神戸市垂水区

郵便振替口座 /

●今後のスケジュール●

← 23日から変更になりました

9月30日(土) 事務局会議

★善積研究室

10月21日(土) 事務局会議

☆信岡事務所

11月4日(土) つうしん78号発行

★善積研究室

12月2日(土) 事務局会議→忘年会

★善積研究室

2001年

1月13日(土) つうしん79号発行

★善積研究室

2月17日(土) 事務局会議

☆信岡事務所

3月10日(土)・11日(日) 合宿

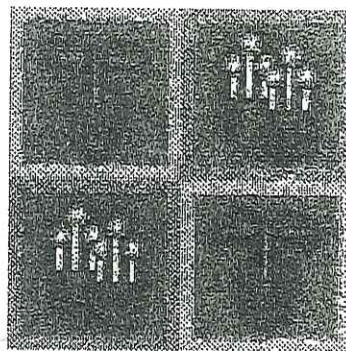
淡路島(予定)

★印の日は、いずれも阪急茨木市駅に 午前10時30分に集合して追手門学院大の善積研究室に向かいます。事務局会議は夕方まで。つうしん発行はエンドレス作業なので、遅くとも1時間でも来られる人は、ぜひお手伝いください。待っています。善積研究室は

☆印の日は、いずれも午前11時～午後3時、信岡事務所。昼食は各自ご持参ください。信岡事務所は
TEL 06-6362-0222

ENJOY YOUR LIFE!

母と子の快適生活—結婚しなくても大丈夫—



このページは、妊娠・出産、シングルマザー、事実婚、子供の人権、戸籍・婚姻制度、フェミニズム・女性解放について考えるページです。

2000年5月20日更新(試験運転中)

-enter-

<http://kobe.cool.ne.jp/konabou/gate.htm>

婚差会ホームページ
ただいま試験運転中
★いまの(と)りあはす(り)
アドレスは
こちら
見てね!!

かわいいインデックスの
内容は2~3ページに
紹介しています。

Index

▲ フロントページです

☺ ホームページに「みんなの載せたい」というアイデアのある人、「この原稿も載せたい」という投稿希望の人、またはホームページへの感想などを「婚差会のゲストブック」に書き込んでください。



結婚しないで妊娠したのですが・・・
—未婚・非婚の母や中絶に関する情報—



私たちはこんな会です
—婚外子差別と闘う会の活動紹介—



離婚が成立していないのに夫以外の男性の子どもを妊娠したのですが・・・



リンク
—法律・弁護士、シングルマザー、中絶に関するサイトを紹介—



結婚しないで子供を産みました
—シングルマザーや事実婚をしている人、子供を育てられなくなった人のお部屋—



参考図書
—あなたの快適生活を援護するお役立ち本満載—



婚外子のお部屋
—結婚していない親から産まれた子供に関する情報—



掲示板
—良かったらご意見お聞かせください—



婚姻、戸籍に関するお部屋
—婚姻、戸籍など法律・制度関係、裁判に関する情報—

MAIL To KONSAKAI



↑ 待ってま〜あ。
↑ ハンコンの人は
↑ 連絡先を
↑ 原稿の便りも郵送してね
↑ オレに
↑ ゲストブックは
↑ ニミエ
↑ クリックしてね!

← 3ページ下段から続き

★婚姻、戸籍に関するお部屋

—婚姻、戸籍など法律・制度関係、裁判に関する情報—

ここでは婚外子をめぐる法律・制度関係の情報を扱っています。法律や制度上の疑問を持つ人は是非どうぞ。

- ♡ 世界の中での日本の状況はこんなに違います (完成)
- ♡ 子供の権利条約 / 世界の婚姻・身分登録制度の紹介 / 日本の戸籍・婚姻制度の問題点
- ♡ 出生届について—差別のカタマリ—
- ♡ 認知・養育費に関するQ&A
- ♡ 分籍のススメ (完成)
- ♡ 婚外子をめぐる法律上・制度上の問題
 - ・東京弁護士会の意見書 (完成)
- ♡ 裁判情報
 - ・認知請求関係
 - ・戸籍関係
- ♡ 法律関係について悩んでいます。(掲示板)
- ♡ 法律・制度を変えるためにあなたができること

★私たちはこんな会です

—婚外子差別と闘う会の活動紹介—

- ♡ 婚外子差別と闘う会について(未完)
- ♡ メンバーの紹介
- ♡ 雑感
- ♡ 今までの出版物や発表内容の紹介(未完)
- ♡ 仲間に入りたい人のために
- ♡ 掲示板 (今のところここだけしか入れてません)
- ♡ 掲示板2 (ここもいけます)

★リンク

—法律・弁護士、シングルマザー、中絶に関するサイトを紹介—

★参考図書(未完)

—あなたの快適生活を援護するお役立ち本満載—

★掲示板

—良かったらご意見お聞かせください—

★MAIL To KONSAKAI

感想はコンパ

子どもを産んで12年になります。その間、未婚の母として6年、その後、事実婚をし、6年がたちました。私の場合、子どもを産む産まないの選択を迫られる年齢でもあったので、産もうと思って妊娠したので、予期せぬ妊娠で、さあどうしようというとは、少し違うかもしれません。でも、子どもの父親は産むことに猛反対、援助も期待できないなかで、不安は皆無ではありませんでした。

ともかく、産んで良かったです。自分がこれまで生きて来たこと、そしてこれから生きていく道筋について、一人でいたときより、具体的に考えられるようになりました。これは何も未婚で子どもを産む場合だけでなく、結婚して産んだときも同じかもしれません。そうなんです、今だから言えるのかもしれませんが、未婚で子どもを産むことは、特別なことではないんです。

未婚で妊娠・出産しても、刑法に触れるわけでもなく、まして殺されるわけでもありません。最近では、

「できちゃった結婚」なるものも市民権を得ているのですから、堂々としていきましょう。それどころか、少子化のなかで一人で子を産み育てようとしているのだから、表彰状を貰ったってイイくらいだ、といつも思っていました。私は妊娠中から今まで、面と向かってイヤミを言われたことは一度もありません。

親とは自立して生活していた方が精神的にも公的な支援を受ける上でもいいように思いますが、理解のある親だったら、かまわないかもしれません。私は別に暮らしていましたが、私の父はとても喜んでくれて、援助してくれました。ごく普通に孫ができたと受け入れてくれました。親がこれまでのあなたの生き方を認めていたら、案外スムーズにいくかもしれません。

生まれるまでに、出産や育児について、あなたの住む町で、あなたと子どもが使える制度がどんな風になっているか、良く調べておきましょう。出産の時に使える支援は、生まれてから手続きしたのでは遅すぎるものもあります。生まれてからは子どもがいて身動きがとれないのですから、一人でいるあいだに、やれることはやって

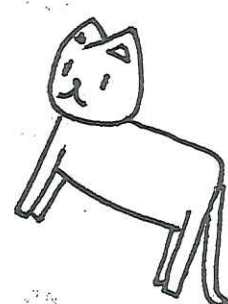
おいた方がいいと思います。保育所のことももちろんですし、児童扶養手当も産まれたらすぐ申請できるように準備を。使える制度はドンドン使って、知らなかった、ということができるだけないように。そうやって調べている間に、あなたと子どもの生活が具体的になってきて、不安な気持ちがおさまっていくでしょう。ただ、お役所の人たちは、決して親切ではありません。今後のことあるので、できるだけ自分で対処した方がいいと思いますが、どうしても、自分でやりきれなかったら、私達のような婚外子差別撤廃の運動をしているグループとか、市民派の議員とかに、相談してみるのも1つの方法だと思います。

生まれてからも、遠慮することはありません。私は子どもを連れてどこへでも行きました。地域の夏祭りとか行事にもいつも参加しました。子どもが少し大きくなってモノゴコロがついてくると、二人だけの家庭が寂しいと思うようになったみたいですが、未婚の母の子、という差別は受けていないと思います。親が堂々としていたら、差別されることもないし、子どもが差別されたら闘うという姿勢は、未婚、既婚を問わず、親として当然のことです。

確かに、子どもを一人で育てることは、二人で育てるよりもシンドイです、日常的な手がない、という意味でも、意見の違う二人がいがみあうよりも、父が居るのに何もしてくれないというストレスよりもイイかもしれません。それに、親子三人の家族でないことで、かえっていろいろな人が関わってくれましたし、助けてくれました。これは、離婚とか、死別とかで母子家庭になった場合も同じかもしれません。結婚して子どもを産んでも、子育ては親だけではできません。どうしてもシンドイときは回りの人に助けてもらってもいいのではないですか。未婚の母だけが頑張らなくてもいいと思います。

産もうと決めたら、産める方向にレールを敷いて、楽しいことをいっぱい考えて、ただ自分と子どもの健康にだけは十分気をつけて歩いて行ってください。

(未婚の母暦12年・A県在住)



婚活会ホームページのコンテンツです。

ご意見・投稿・ご感想
お待ちしております。

★結婚しないで妊娠したのですが・・・

—未婚・非婚の母や中絶に関する情報—

今、あなたのお腹の中で新しい命が始まりました。
妊娠検査薬で初めて分かった人、病院に行ってきた人・・・
予定外の妊娠は本当にびっくりするばかりでなかなか冷静になれないもの。産んでも、産まなくても、ちゃんと考えて後悔のない選択にしたいよね。

♡どうすればいいの？—迷っているあなたへ—

◎どんなことを考えたらいい？ (完成)

◎他の人はどんなことを悩んだの？

(非婚の母のケーススタディ)

投稿---私の理由 / 産んだ人

/ 産まないことに決めた理由

◎今悩んでいます (掲示板へ)

♡産む決心をした人へ

◎これから考えなければならないこと

出産準備 / 相手の男性との交渉 /

家族・周囲の説得/ 仕事

◎母子家庭にはこんな援助があります

◎お金はないけど産んで育てたい人へ

(母子寮、生活保護の紹介)

◎産んでも育てられないと思っている人へ

◎掲示板 (相談コーナー)

♡不本意ながら産む人へ

◎「産む決心をした人へ」のページをまず読んでみて。

◎産んでも育てられないと思っている人へ

◎もし22週すぎてしまったら？

◎中絶できないけど育てられない人のために

◎やっぱり産んでも育てられない人へ

♡産まない決心をした人へ

◎中絶に関する情報

◎避妊に関する最新情報

◎もし22週すぎてしまったら？

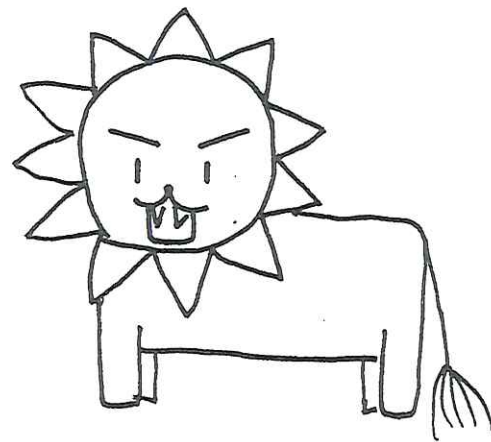
- 中絶できないけど育てられない人のために -

◎掲示板

産まなくてもいいよ、前向きに受け止めるために・・・

◎MAIL (個人的に聞いてほしい人のために)

あなたのケースも書いて下さいね。



★結婚しないで子供を産みました

—シングルマザーや事実婚をしている人、

子供を育てられなくなった人のためのお部屋—

♡利用できる福祉制度一覧表

◎児童扶養手当(完成)

◎児童手当

◎生活保護

◎母子寮

◎その他の福祉制度

◎地方公共団体によってこんなに違います

♡法律婚、事実婚、未婚の母に対する法律制度の違い一覧表

(完成)

♡保育所、学童保育情報

♡私はシングルマザーなんですけど

—シングルマザーのページ— (未完)

◎シングルマザーのお悩み解決

◎父親がいないことをどう説明する？

(読売新聞人生案内 (落合恵子さん担当))

◎子どもが父親に会いたいと言ったら？

◎掲示板

♡事実婚をしています —事実婚のページ—

◎事実婚特有の問題について紹介

◎掲示板

♡やっぱり育てられないあなたのために

—養子・里親制度の紹介—

◎母親に疲れたとき(未完)

・一時的な場合

・ずっとそうである

◎父親に助けてほしいとき (完)

◎養子・里親制度について(未完)

メンバーの原稿を2ページに原稿例として載せています。あつたの事も戻すね!

ここに書きたいことある人はぜひ!

★離婚が成立していないのに夫以外の男性の子どもを妊娠したのですが・・・

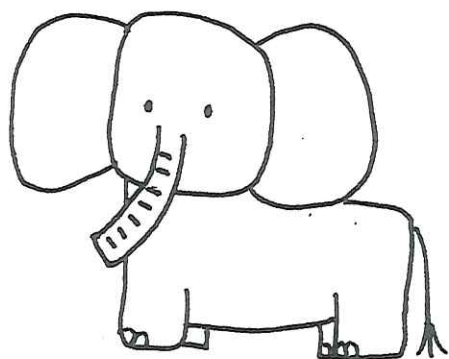
♡民法772条の規定

♡親子関係不存確認の審判

c.f. 嫡出否認について (前) 夫からしかできない

♡審判への手続き

♡前夫の証言



婚外子の方、投稿をお待ちします。

★婚外子のお部屋

—結婚していない親から産まれた子供に関する情報—

こんにちは はじめまして
結婚しないカップルから産まれたあなた
あなたの周りには少なくとも、
日本にはあなたと同じ立場の人がたくさんいます。
ここにはあなたの悩みが解決できる答えがあるかもしれません。

♡落合恵子さんのエッセイの紹介と本人のコメント(依頼予定)

♡私たちは婚外子です

♡婚外子差別に関する情報 (完成)

(昔と今で違うところ、変わってないところ)

♡掲示板 (今何かに困っているあなたへ)

→2ページ目へ

論壇



昨年八月に成立した改正住民基本台帳法の適用について、杉並区は極めて慎重に対応する意向を示している。

個人情報守れぬ住民台帳ネット

（番号）を割り当て、全国の区市町村の住民基本台帳関連事務をコンピュータで結ぶ。この計画の初期経費は約四百億円、別に約三百億円の年間維持経費を要する。

九九年に提出した彼女は、この種の差別は珍しくなくあるかもしれない。国家安全保障上の懸念はさらに強い。住民台帳で集積された個人情報、万が一にも日本を敵視する外国に流出したところなるのだらう。

希望すれば夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることが出来る「選択的夫婦別姓制度」の導入などを盛り込んだ民法改正案の審議が二十五日、参院法務委員会で行われた。

児童扶養手当打ち切り取り消し求めた母親が逆転敗訴

2000 5.17 朝日

過去に工場のぼろぼろ非を認めないか？

婚外子に対する児童扶養手当の支給が、父親の認知を理由に打ち切られたのは憲法の定めたる下の平等に反するとして、京都市内の女性が京都市府知事を相手に、処分を取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が十六日、大阪高裁であった。

論壇

2000.5.24 朝日

四月末の厚生省発表によると、一九九五年の離婚は千人当たり約十二人で、三十年前に比べ四・六倍に上昇したという。日本では離婚の九割が夫婦の合意による協議離婚である。

取った母親が支払いを求めるケースである。母子世帯の平均収入は、標準世帯の三分の一であり、離婚によって収入がダウンし、住む家を失うなど困難を強いられる世帯が多い。

子供の権利優先の離婚制度に

未成熟子に在る離婚には大抵、制約を設けて子供への配慮を最優先している。英、独、仏などは、子供に著しい不利益を与えると判断された場合には離婚を認めない「過酷条項」を設けている。

養育義務の法的根拠については様々な学説があるが、立件数は九八年に一万四千件を超え、七年前より倍増した。うち八割近くは養育費を支払わない父親に子供を引き

坂本 敬子



四月末の厚生省発表によると、一九九五年の離婚は千人当たり約十二人で、三十年前に比べ四・六倍に上昇したという。

離婚した母親と一緒に暮らす子供のうち、父親から養育費の送金があるのはわずか一割程度である。

養育義務の法的根拠については様々な学説があるが、立件数は九八年に一万四千件を超え、七年前より倍増した。

2000.5.29 朝日

児童相談所

虐待の相談1万2300件

99年度受け付け 前年度の1.6倍に

十八歳未満の子どもの虐待が増えたことが、全国児童相談所長会の集計でわかった。今年度に入っても前年度の児童相談所受付け付けた相談は前年度は一万二千八百七十四件、前年度の一・六倍に達した。

同所長会の集計によると、一九九九年四月から二〇〇〇年三月までに、全国百七十四カ所の相談所で受け付けたのは一万二千三百七十四件。通常は相談の九割程度が年度内に処理される。処理件数としてはこの十年で十倍に達した。地域別にみると、山形県が前年度の三・七倍に達しているほか、宮城県、京都府、茨城県などが二・五倍以上に急増している。今年度も埼玉県の場合は四月に百七十四カ所の相談所で受け付けたのは一万二千三百七十四件にのぼり、昨年度の前年より一・五倍に達している。東京府も四、五月は昨年を上回るペースに達している。親が指導に従わないなど対応が難しい事例も目立つ。児童虐待防止法の制定もあって、今後は親と分離の児童相談所が増える見込みだ。

2000.6.17 朝日

＜編集後記＞

昔の連絡網(91年)を見よした。事務局のメンバーが少なくなつたのに、今さらながらシヨンを受けてました。(Y)

男女平等 5年間の成果は

来月5日から女性2000年会議

男女平等・開発・平和。二十一世紀に向けて高らかなアローを掲げ、約百九十九カ国の政府代表が集まる国連女性特別総会「女性2000年会議」が、六月五日から九日までニューヨークの国連本部で開かれる。北京で開かれた第四回世界女性会議から五年、「行動綱領」の採択・約束した女性政策がどこまで達成されたかを検討し、「男女平等社会を実現するための次の目標を定める重要な会議となる。男女平等」という視点で日本社会を見たとき、この五年間で私たちはどんな成果を手にしたのだろうか。

関係予算、着実な伸び

国の「男女共同参画社会」の伸びは伸びたのだろうか。二〇〇〇年度は八兆三千二百三十四億円で、一般会計総額の約一〇%を占めた。九五年が二兆七千九百五十四億で二・五倍だったの比べると、大幅に増えた印象がある。しかし、内容を詳しく検査すると、

少子化対策見え隠れ

同参画社会基本法。内容への批判はあるが、性による役割分業を否定して政策は男女で決め、仕事も家庭も男女で担っていくという基本理念はうたわわした。自治体の責務が明記されたことも大きい。独自の条例を制定する自治体も出てきた。その最大の成果は男女共



黒依子 上智大学教授 国連女性の地位委員会日本代表

五年間の変化を一言で言えば、意識から制度へと進んだことだと思います。その最大の成果は男女共

北京会議12重大領域での進捗度を採点すると

Table with 2 columns: Category (e.g., 貧困, 教育, 健康, 武力紛争) and Evaluation/Notes. Includes a sub-section for '大西珠枝・男女共同参画室長'.

青木幹雄 国房局長

基本計画の策定を進める



青木幹雄 国房局長

五年間の最大の成果は、大きな成果として、私は何よりも男女共同参画社会基本法が、昨年六月に公布・施行されたことを挙げたい。...

では、日本は九九年、三十八位、九五年の二十七位に比べ、順位は下がった。GEMは女性の所得や、専門職・行政職・管理職、国会議員の女性比率から算出するが、「クォータ制」を導入する国が相次ぐなど各国の努力が上回った。

婚差会つうしん

2000年
12月2日発行
No. 78

婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION
AGAINST CHILDREN
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒 神戸市垂水区
郵便振替口座: 10000000000000000000

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail: konsakai@big.or.jp

●男女共同参画基本計画に対する要望書●

婚外子の相続分同等化や夫婦別姓選択制を含む民法改正の早期実現をぜひ、基本計画に盛り込んでほしい。96年2月に答申された民法改正案は、政府提案の法律(いわゆる閣法)として国会に上程されないまま、たなごらし状態が続いており、私たちの期待を裏切っている。

法律婚をしていない男女の間に生まれた子ども(婚外子)は、法的には非嫡出子(嫡出でない子)と呼ばれる。婚外子の地位が婚内子(嫡出子)と大きく異なるのは、認知を経なければ法的な父が持てないことだ。親の婚姻の有無で子どもを差別し、区分けする思想は、生まれながらの差別をつくり、個人の自由な生き方を阻害している。

男女共同参画社会では、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くような方向で制度や法律の見直しをしていく必要があることを、すでに確認している。さらに、婚外子差別の撤廃は、93年10月と98年11月の2回、国連の規約人権委員会から、98年6月には子どもの権利委員会から勧告されている。

「婚外子の法定相続分は婚内子の2分の1」と定めた民法900条4号但書の規定を日本社会が是認することで、婚外子の人間としての尊厳を傷つけているだけでなく、婚外子に対する社会の差別的な状況を助長し、女性の自由な生き方を阻害している。

日本の婚外子出生率が上昇しない理由は、差別があるために出生が抑制されていることが挙げられる。善積京子追手門学院大教授が、95年の厚生省人口動態統計をもとに作成した、婚外子と婚内子の死産対比表で、出産1000に対する死産は、婚外子では527.6と半分以上(婚内子はわずか19.2)。また、全死産のうち人工死産(中絶)の割合は婚外子82.3%に対して婚内子33.2%となっている(善積「親のいろんな生き方を認めることから」『子どもの権利条約と日本のマイノリティの子どもたち』所収 解放出版社 1997)。

この数字は、婚外子差別があるために、婚外子出生を避けようとする心理的・社会的圧力が強く働いていることを示している。このような風潮自体が、婚外で子どもを持つ自由を阻害していることはもちろん、女性の自己決定権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重大な侵害となっている。

2000年10月21日
私たちは民法900条4号但書の即時撤廃を要望する。 婚外子差別と闘う会

●木林差別発言への抗議
●男女共同参画基本計画に対する要望書

送付しました

【首相公選制】
菅氏 小淵前首相が倒れた後、密談で菅首相が誕生した。国民が直接首相を選んだ方がいいとの意見が強まっている。
首相 私(私生児)のように生まれたかのようにおっしゃるが不愉快だ。後継総裁をどうするかを役員で話したのであり、首相をその場で選んだのではない。議院内閣制がいかに公選制がいいか、考えるところはありますが、大いに憲法調査会を議論することが適切だ。
(2000.9.29 読売)

首相「私生児のように言われ不愉快」

森喜朗首相は二十八日の衆院予算委員会で、民主党の菅直人幹事長が森内閣発足の経緯を「自民党の一部議員が密談で首相を決めた」と批判したことに「あたかも私生児(非嫡出子)のように生まれたと言われるのは大変不愉快だ」と反論した。野党から「私生児」という表現は差別的だ」との声が上がった。菅氏への反論、不適切とされ削除め、同委員の与野党理事が協議し、発言を議事録から削除した。
これに関連して中川秀直官房長官は同日の記者会見で「あまり適切な表現ではない」としたうえで「党首は党規約に従って話し合いで決めることもあるが、首相の指名は衆参両院で決定した」と述べたと強調した。
(2000.9.29 日経)

婚外子差別と闘う会は、9月29日の森首相の差別発言に対し、以下のような抗議文を送りました。
送付先: 森首相、菅直人、福島瑞穂、江田五月、自由連合、共産、自民、公明、民主、自由、社会民主の各党

●森差別発言への抗議と要望●

拝啓
私たちは、森喜朗首相の婚外子差別発言に抗議し、婚外子に対する真摯な謝罪と婚外子の法的差別を撤廃する民法改正の今国会での成立を要求します。
私たちは9月29日付の新聞紙上で、森首相が菅氏の質問に答えて「私が私生児のように生まれたかのようにおっしゃるが不愉快だ。」と発言したと知り、大変驚き、激しい怒りを感じています。
親の婚姻の有無にかかわらず、すべての子どもは平等です。「私生児」という言葉は「正統でない」ことを表すときに比喩的によく用いられるものですが、そのような用法そのものが婚外子への差別に当たり、当事者にとって激しい心の痛みを引き起こすものです。しかし私たちが抗議しているのは、単に言葉だけの問題ではありません。婚外で生まれたこと自体に森首相が激しい差別意識を持っていることが問題だと思っています。「私生児」という言葉だけが無くなればいいのではありません。差別を無くさなければいけないのです。
森首相が婚外で生まれた子を差別することは、子どもの権利条約をはじめ、いくつもの人権に関する条約や万人の「法のもとでの平等」を謳った憲法を森首相が率先して踏み躪るものであり、一国の首相たる者のとるべき態度ではありません。
森首相は、日本が国連の規約人権委員会から二度、子どもの権利委員会からは一度、婚外子の法的差別を撤廃するよう勧告を受けていることをご存じですか。婚外子の法的差別を撤廃する民法改正の法務省案は96年の答申以来たなごらしにされたままで、未だに実現していません。民法改正を真剣に討議しない国会のこの状態そのものが、今回の森首相の差別発言を引き起こしていると私たちは考えます。
私たちは、今回の差別発言を機会に、森首相が婚外子差別とは何かを真に理解し、婚外子差別撤廃のために自ら率先して尽力くださるよう強く要求します。
敬具

婚外子差別と闘う会

未婚で出産した女兒に対する児童扶養手当が、父親から認知を受けたことを理由に打ち切られたのは児童扶養手当法や憲法に反するとして、広島県向原町の女性(匿名)が同県知事を相手取り、受給資格喪失処分を取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が十六日、広島高裁であった。浅田登美子裁判長は、支給対象を定めた児童扶養手当法施行令について、「法の下の平等を定めた憲法一四条に違反する」と述べ、訴えを棄却した。一審判決を取り消し、女性の訴えを全面的に認める判決を言い渡した。同様の訴訟の控訴審で処分を取り消しと認められたのは初めてという。
浅田裁判長は「父親から認知された場合には支給の対象から除くとする施行令のかがつ書きは、婚外子の児童を社会的な地位によって差別するもの」と指摘。また、かつて書きは「法の下の平等を定めて制定されたものであり、違法だ」とした。
判決によると、女性は一九九四年六月に未婚で出産し、月額三万九千三百八十円の児童扶養手当を受けていた。しかし、九五年九月に父親が子どもを認知したため、県は同年十二月、施行令に基づいて受給資格を取り消した。
同手当は、同じ母子家庭でも、離婚した結果ならば、父親から養育費が出ていると支給される。「不公平」との声があがっていたため、施行令のかがつ書きは九八年の改正で削除された。
大阪高裁で争われた場合は同様の控訴審二件について、同高裁はいずれも「手当の打ち切りは政府の裁量権の範囲内で、憲法違反とは言えない」と判決している。現在、二件とも最高裁に上告されている。

父親の認知理由に児童手当打ち切り

2000.11.17 朝日

広島高裁 全国初の逆転判決

差別で憲法違反

★
入しぶりの違憲判決です。



婚差会では、婚外子やシングルマザーの皆さんの体験の投稿をお待ちしています。→konsakai@big.or.jpまでホームページやつうしん会のメンバーに紹介しています。郵送の際は1めんの連絡先へお送りください。

シングルマザー・私の場合・そのろ・さやかさんの場合

私は、2000年4月に未婚で男の子を産みました。子供の父親には妻子があるわけでもなく、普通に恋人同士として付き合っていました。私は、彼と結婚したいと思うほど大好きだったので妊娠した事がわかったときは、とても嬉しかったです。

ところが、彼は「今は、やりたい事があるし、子供とか結婚は考えられない」とか「さやかは、おっとりしてるタイプで、俺は短気だからさー、ずっと一緒にいるとけっこうイライラしちゃうんだ。結婚してもうまくいかないと思う」などと言いました。

彼は、私とは結婚したくなかったみたいです。「墮ろして欲しい」と言われました。「墮ろしたら、今までどおり付き合う」「産むとしても、絶対結婚しないよ」「産むのなら、もう別れるかもしれないよ」「おなか大きくなってきても触ってあげたりしないよ」「さやかが出産で苦しんでる時に、俺は他の女とへらへらしてるかもしれないよ」「産まれても見に行かないし、何も協力しないよ」「一人で産むか、墮ろすか二つしか選択肢はないんだよ」

今、覚えている限りでは、こんなようなことを言われました。墮ろして、今までどおり付き合っているけどとは結婚できないが、もしかしたらこの先、彼以外に好きな人ができるかもしれない。そのときに、子供がいたら付き合うのは難しいかもしれない。墮ろして、新しい人生を歩み出そうか。でも、彼以外に好きな人なんてできるかな。この人の赤ちゃんを産みたい。でも、やがて彼に私以外の恋人ができたり、結婚してしまったりしたときに私は、この子と挫けずにやっていけるのかどうか。彼が他の人と結婚しちやたらイヤだイヤだイヤだ。

本当にどうしていいのかわからなくなりました。どうしたら一番いいのか。気が狂いそうなくらい悩みました。はっきりと答えが出ない状態だったのですが、とにかく今は彼と別れたくない、彼でなくてもいつか誰かと結婚はしたいと、ひたすら思いました。そして彼に、「俺は、さやかと結婚する気はないからさ。これから先、おまえが誰か他のヤツを好きになったとき

に子供はいない方がいいと思うから。墮ろした方がいいと思うんだ」と強く言われて、中絶しようと思いましたが。

そして、彼と病院へ行き、中絶する日まで決めてきたのですが、手術の前日に、こかりさんのホームページを見つけました。そこで、プロフィールのところに「この子と意地でも幸せになる」というようなことが書かれていたのを読んで、何か猛烈に、おなかの赤ちゃんを産みたくなったのです。この子を産んで幸せになろうと決心しました。今までは「子供がいたら結婚できないかもしれない、幸せになれないかもしれない」と結婚のことを前提に、後ろ向きに思っていました。これから先、私は子供を産むという人生で頑張っていこうと前向きに考えが変わったのです。結婚のことは考えずに、この子と一緒に幸せな人生を築いていこうと思いました。

でも、彼にはなかなか「やっぱり産む」と言い出せず病院まで一緒に行きました。そして病院の駐車場で、遂に「やっぱり産みたい」と言いました。すると彼は怒り出して、物凄い大喧嘩になりました。そして彼に「産んで、意地でも幸せになるんだから！」とあの、こかりさんの言葉をマネして使わせていただきました。それを聞いて彼が、「そっか・・・。」とおとなしくなり、もう「墮ろせ」とは言いませんでした。

私の力強い言葉に感心して「頑張れよ」と応援してくれるようになりました。産むのなら別れると言っていた彼でしたが、妊娠中もずっと付き合っていて、今現在も関係は続いています。結婚はしていません。この先、結婚できるのかどうかもわかりません。

いつか別れるかもしれないということ、心の奥深くに覚悟しながら、日々、過ごしています。彼は、息子を非常に可愛がってくれて、私と息子と一緒に暮らし始めました。やっぱり彼と結婚したいなと思います。

でも、今となっては結婚できなくても、彼と別れても頑張っていけます。子供を産んで良かったです。

(さやか)

私は産みます 父のいない子

見習社員 匿名 (東京都 20歳)



私の子供は、もうすぐ「非嫡出子」として生まれます。いろんな事情がありました。でも私の中に思っていたこの命。大切にしたいと思うのは、世間から見たら「おかしい」ところです。

では、結婚してないところへ思いついてしまった命は「間違」として消してあげることが本当の責任なんですか。父親のいない子はかわいそう、という固定観念が果たして本当に正しいことなんでしょうか。悩んだ末、出した答えは「二人でこの子を産んで、育てること」でした。子供に「無責任に産むくらいなら産まないで欲しかった」という思いはさせないよう必死に頑張るつもりです。結婚している両親から生まれた子、そうじゃない子と分けないという理由はどこにあるのでしょうか。残念ながら今の社会の常識を説く方々は、必ずと言っていいほど「私生児」という言葉を使い、それは親のエゴだとい、子殺しを勧めてくるのです。本当に消すべきものは、子供の命じゃなくて「私生児」というキタナイ観念なんじゃないかな。生まれてくる子が「常識」なんかより大事なものであるって学んでくれたら、うれしです。

(2000.8.20 朝日)

自治省が方針変更

2000.6.25. ふじみん

妻も夫も 世帯主になれます



世帯分離してきたおのおのの住民票をもってみせる仙台市の樋口典子さんと夫

神奈川県川崎市に住む中山かほるさんは、この三月、結婚している夫と同居したまま世帯分離をして住民票上、世帯主となった。自治省の方針が変わったからだ。そのノウハウをお伝えする。

中山かほるさんは夫と川崎市に暮らし、共働き。中山さんが川崎市華区役所に世帯分離を「したい」と行ったのは今年の三月十七日だ。

結婚して川上姓に戸籍上になった中山さんは、通称で旧姓を使ってきたが、使える範囲は限られていた。自分が夫の従属物になったようだった。「しかも住民票では続柄に「妻」と書かれて結婚というプライバシーが公表されてしまふ」という。世帯主になりたいと、手続きを申請した。

区役所の窓口は、はじめてのケースだったので上司に相談、後日連絡をくれることになった。市役所、県庁から自治省へ問い合わせ、二十七日、ついにOKの連絡が市役所から来た。

中山さんは一日、異動届と、申告書を一筆書きした。

いた。異動届は引越した時に使う様式、申告書は「私、川上かほるは、夫川上〇〇と同一世帯ですが、世帯分離したいので申請します。生計は別です」と書いた。源泉徴収票の提示は必要なかった。

やっと、中山さんは姓は川上ではあるが自分が世帯主の住民票を手にし、すがすがしい気持ちで感激したという。でも住宅補助は夫の方が収入が高いので認められない。「実母より、自分の満足のほうが大きい」と言う。

続いて、埼玉県でも宮城県でも世帯分離が認められた。

宮城県仙台市の樋口典子さんは、保育所の栄養士。子どもが三人いて、旧姓を使っていた。樋口さんは四月、仙台市青葉区役所に世帯分離を申請した。「私は夫と収入が別で家計が別なので世帯分離をします。」と世帯分離申請の書類に署名捺印して、一五分ほどで認められた。

こうして世帯分離が可能になったのは自治省が「住民票基本台帳法逐条解説」で世帯分離についての問いと答えの内容を変更したこと、「同居」についても事実上生計を別にしていれば分離することも可能である」と今年二月方針を出したからである。

自治省との交渉にあたった福島瑞穂参議院議員は「こうしたケースが全国に広がることを期待したい」と話す。

(赤石千衣子)

婚活会のホームページから

シングルマザー 2人の「私の場合」をご紹介します。
ホームページのアドレスはしめんをご覧下さい。

私は京都のある女子大で講師として働き、十歳の子どもの持つイギリス人の非婚の母です。私は、奨学金を受けることができたことをきっかけに、七年前に日本へ来ました。そして、日本の大学の大学院で修士課程と博士課程の両方を修めました。今、こうして生活できるようになるまでの道程は、長く厳しいものでした。しかし、この厳しい道程を避けて通る別の道を私は選びませんでした。

私が妊娠したのは、まだイギリスの大学に通っていた学生の時でした。当時、私とその相手の男性との関係は真剣なものではありませんでした。なぜならその時、私は交換留学生として一年間、日本に渡る予定があったからです。その男性は、私が子どもを産むことについて激しい拒否感を私に示しました。彼は、私が中絶手術をすることに関しては、サポートもするし、中絶手術をすればその後も変わらずに、付き合いつづけてよ、ということを書いてきました。それは彼からの激しい「中絶要求」であり、そのために私は結局は、中絶に同意するまでの間、彼から「中絶をしなければならぬ！」という著しく心理的抑圧を受けました。そこで、私は医者から中絶医を紹介してもらうために近くの病院にまず相談に行きました。(イギリスでは、医者の紹介無しではほとんどが、まだ中絶はできません。)しかし、そこでの医者は私に中絶を行えるクリニックを紹介してはくれませんでした。そればかりではなく、その医者は私に対して、中絶することを思いとどまるよう説得しようとさえしました。イギリスでは医者は、女性に対し中絶するための手はず(手続き、中絶手術前検査、紹介状)を整える義務はありません。しかし、もしその医者達が、良心の呵責や宗教上の立場によって、アンチ中絶(中絶反対の立場)であり、自分が、手はずを整えることに力を貸せなかった場合は、別の医者とその女性を紹介しなければならなりません。私の場合、別の医者にまわしてもらうことは出来ませんでした。そして、一般的に中絶をするための方法を得ることについて法律上の権利があるにもかかわらず、実際に中絶できるかできないかはその女性が住んでいる地域によってばらばらであるということが現状です。幸いに、私はすでに自分の中絶するという決心を考え直していました。そして、妊娠を続けていきたいという私自身の気持ちを認めていました。

子どもの父親は経済的にも実際の生活におけるサポートについても一切私に協力はしないということをきっぱりと強く言い放ちました。そして、そのことに関しては彼の約束通りになりました。当時、養育費に関する法律的な状況は現在のものとはかなり違ったものでした。養育費はすべて裁判によって決められていました。しかも、裁判官はほとんどが年をとった白人男性で、彼らは、非婚の母をふしだらな女性と見て、妊娠と出産については完全に女性の責任にするという態度の持ち主でした。裁判官はたいていが、男性に養育費とは名ばかりのわずかなお金を支払うことのみを命じます。その金額とは、日本円にすると年間に約千円というものです。もし、養育費をめぐる裁判を起こそうとすれば、年間千円という認識を獲得するために、父親が養育費支払いを避けられるようにするための裁判の場で、私のセクシュアル・ヒストリー(男性との交際の履歴)を話題にされるでしょう。私が当時相談した弁護士は裁判を起こそうと試みようとする事について、裁判は起こさない方がいいとアドバイスしてくれました。その当時から現在に至る、

シングルマザー 2人の「私の場合」
・その2
・在日イギリス人女性
ライトエン

今では、イギリスでは非婚の母が増えてきて養育費の決定は裁判の領域から外されました。行政機関は子どもを保護監督しない親から養育費を徴収する機関を創設しました。けれども、わたしは子どもの父親から養育費を一銭ももらっていません。

私は、日本の大学に留学するプランがありましたが、妊娠していたために留学先の日本の大学から、入学が認められなくなってしまいました。そのため、私は、留学する経験をできないままイギリスの大学を卒業しました。イギリスでは託児所が不足していたため、私はフルタイムの仕事をすることはできませんでした。そのため、日本に来るまでの二年間、生活保護を受けながら、とても貧しい生活を送っていました。私は日本に来て驚きました。それは、子どもが簡単に保育所に入園できたからです。しかも、そればかりでなく、私のような収入の低いシングルマザーには保育料が無料だったのです。私は本当に感謝しました。また、日本に来て最初に住んでいた茨木市もとてもいいところでした。茨木市の市役所の職員の方は、私がほとんど日本語を話せなかったにも関わらず、とても親切に接してくれました。さらに、職員の方は私に児童扶養手当を申し込むことができることを教えてくれたのです。(しかし、私はここで注釈を加えておくべきでしょう。京都に引っ越してから後、京都の市の職員からは不親切な扱いを受けたために、行政機関の職員がすべて親切な人ばかりとは限らないと認識したということ)

私は、妊娠した当時、将来に対して多くの心配や不安を持ちました。“私に子どもを養っていくことなどできるだろうか”、“シングルマザーで育ったということが子どもの育ちにどう影響するだろうか”、“この先将来、新たに(子持ちの私が)男性と関係を作っていくことができるのだろうか”と。しかし、これらほとんどの不安や心配は、長い時間を経て軽くなりました。妊娠中と子どもがまだ小さかった時はとても難しいこともたくさんありましたが?。特に、学生当時、小さい赤ちゃんの世話と卒論作業を同時にこなしていったことは本当に大変でした。しかし、妊娠して当時持っていた夢(日本に行くこと、勉強すること、いい仕事をする事、等)がすべて崩れて行くのかと思っておりましたが、長い時間を経て、今、夢は再びかないました。日本に住むことができ、そしてよい仕事をさせてもらえることができました。将来、もし今のこのまま続いていったら、当時、毎日のように抱かされていた不安に悩まされるといったことはないでしょう。しかし、また変化の訪れを向かえる日が来るかもしれません。でも今は、当時と違って私には生きていく上での財産(学歴、収入だけではなく、能力、友人、)がたくさんあります。将来に対して私は自らが選択することが出来ます。そして、私には素晴らしい子どもがいます。私は自己を実現することが出来ました。確かに、生まれてきた子どもに対しては自分勝手なことばかりだと思われてしまうところもあるかもしれませんが、でも、こうして自分が今までを選んできた人生の道が、私の子どもの将来にとっても、子どもがきっとよかったと思われるものであることを希望しています。

非婚で子どもを産むことは、自分の人生の夢に諦めが訪れることを意味するのではなく、きっと、(子どもを持つことで)自分の中に眠っているBestをもっと引き出させてくれる原動力を引き出してくれるChanceを与えられることなのかもしれません。
(C・ライト)

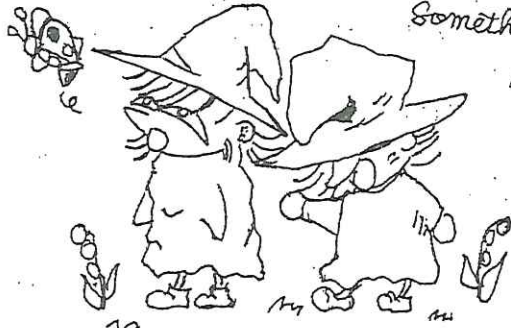


連絡先: 〒650 神戸市垂水区
郵便振替口座: 〃

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail: konsakai@big.or.jp

Did we do something?

Can't we do something?



[緊急集会]

もちろん、婚外子以外の人も
たくさん来てくれたらいい!!

婚外子集まれ!

民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな!!!

2001年度婚差会スケジュール

- 3月3日 つうしん(79号)発行
集合時間午前10時
- 4月7日 事務局会議
- 4月21日 緊急集会**
- 5月19日 事務局会議(信岡法律事務所)午前11時より
- 6月16日 つうしん発行(80号)
- 7月7日 事務局会議(信岡法律事務所)午前11時より
- 9月1日 事務局会議(信岡法律事務所)午前11時より
- 10月6日 つうしん発行(81号)
- 10月27日 事務局会議
- 12月1日 事務局会議(信岡法律事務所)午前11時より。
そのあと、忘年会。
- 1月12日 つうしん発行(82号)
- 2月2日 事務局会議
- 3月2日 事務局会議

●特に指定のないときは、追手門大学善積研究室にて行います。

阪急茨木駅
午前10時30分集合

できるだけ多くの方の参加を!

- ・善積研究室
TEL 〃
- ・信岡法律事務所
TEL 06-6362-0222

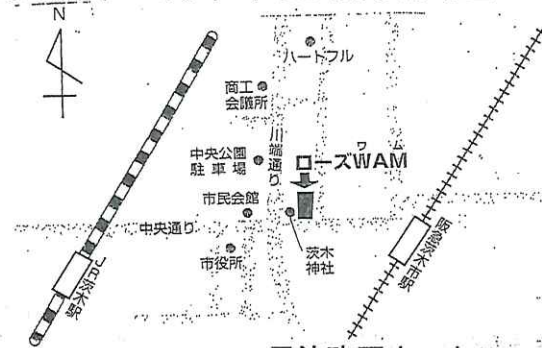
今国会で民法改正への与党の動きが活性化していますが、このままでは今回、婚外子差別撤廃が盛り込まれることは難しい情勢です。長年、婚外子差別撤廃を願って、微力ながらも活動を続けてきた私たちにとって、この事態を前にただ手をこまねていることはできません。

私たちの会では集会規模は70人規模までが精いっぱいだと思いますが、私たちが望む民法改正を実現するために、ここ関西の地で、全力を尽くして緊急集会を開きます。みなさん、いろいろとお忙しいとは思いますが、万難を排して今回の集会にご参加ください。一緒に婚外子差別撤廃を求めようねりを創り出していきましょう!

- 内容 ビデオ上映「罪なく罰せられてー婚外子の声ー」
講演 中田千鶴子さん(「婚外子相続差別」違憲判断の原告)
・Y.M さんはじめ婚外子からの発言
・フリートーク
・集会アピール採択 → 国会議員に送る。

●日時 4月 21日(土) 午後1時半 ~ 午後5時

●場所 茨木市立 男女共生センター ローズWAM



大阪府茨木市元町4番7号
TEL 0726-20-9920
阪急茨木市駅から西へ徒歩5分
JR茨木駅から東へ徒歩10分

主催:婚外子差別と闘う会

【お問い合わせ】 Y

TEL&FAX 〃

民法改正ネットワークは、この緊急集会を応援しています。

婚外子差別撤廃へ、あなたの声を国会議員に届けよう!!

今すぐメールやFAXを送るのも効果的。国会議員のメールとFAXは、

次のサイトで見つけてください。 <http://www.jca.ax.apc.org/~teru-iri/giin.txt>

- ・フランスからの便り①PACSとその現状report } 2ページ
- ・事務局会議録 } 〃
- ・ハンディキャップという言葉について } 3ページ
- ・生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する
日本弁護士連合会の提言(概要) } 4ページ
- ・松原市と某幼稚園園長への要望書 } 6ページ
- ・東京でのイベント情報

- ・最近の新聞記事から } 〃
- ・体外受精をめぐる親子関係(法務省・産婦人科学会) } 5ページ
- ・松原市の私立幼稚園でシングルマザーになろうとした教師を解雇 } 〃
- ・子どもの面会権 / 国際婚外子の日本国籍取得について } 7ページ
- ・朝日社説「子育て支援」 / 前国会参院に民法改正案提出 } 〃
- ・朝日声欄「納得できない孫の戸籍ミス」 } 〃
- ・編集後記

=フランスからの便り① PACS の現状 report

PACS (Le pacte civil de solidarité = 連帯の市民協約)

【連帯】

- (1) お互いが、結びついていること。気分が一つになっていること。
- (2) 二人以上の者が共同で責任をとること。

大辞林改訂第二版より

省庁で、この連帯という文字を頭に関しているところがあるほど、ここフランスでは馴染みの深い言葉である。この PACS を通して、現代フランスにおける共同生活、子供、家族、同性愛、異性愛のあり方を、今後数回に渡り連載させていただきたいと思う。一回目の今回は、pacs の今を簡単に述べた後、実際の pacs の使用法とでもいったもの（実際フランス語では、そのもの pacs: mode de l'emploi = パクス: 使い方、と表現されている）を、ministère de la Justice(=法務省)出典の文献を基に説明する。

1999年11月15日、多くの市民の期待と、一部の市民の根強い反発を背に施行された PACS。その後、国民議会内反対派からの違憲性の訴えを受け、Conseil Constitutionnel = (【違憲審査などをする】憲法評議会)での審査を経たものの、違憲性は認められず、順調に機能を始めた。そもそもこの PACS は、その前進である Le contrat d'union civile et sociale (= 市民と社会の連合契約) の内容的充実、向上を目指したものであった。PACS の成立を求めて活動している団体に、同性愛者団体が多かったためか、あたかも PACS は、法的な共同生活における社会保障上、税制上の各種優遇措置をはじめとする諸々の権利を、異性愛者同様、同性愛者にも認めようとする動き、と取られることが多い。

確かに、これまで、法的な共同生活としての同性愛者間の生活は、社会的に認知されているとはいきれなかったし、同性愛者団体の中には、この PACS の成立を、自らの活動の段階的なゴールとして活動してきたものもあった。しかし、施行から1年と数ヶ月を経た今日、合計46000人のパクサー (pacser=PACS の元に結ばれたカップル) の内、地方でのパクサーの実に60%が異性カップルなのである。パリでは逆に、異性パクサーは30%、同性パクサーが60%という数字になっている。職業面での活躍の場を求め、パリを生活の場としている同性愛者が多いことが、一つの理由になるかもしれない。いずれにしろ、この1年で、法的に共同生活を始める3分の1のカップルが、PACS を選択するようになったということは、特筆すべきことであろう。L'Institut national d'études démographiques (国立人口統計学研究所) の調べによると、手続きが簡単であるのならば、という条件付きで、今後とも最低3分の1のカップルは pacs を選択するだろうと言われている。公務員達は (フランスは公務員の数が多いことは周知の事実である)、パクス の成立によって、従来法律婚者にも認められていた、「夫婦の片方が遠方に転勤させられない権利」を獲得するに至った。しかしながら、法律婚者が有する、「共同財産制」(夫婦別財産制とあわせて2形態あるうちの1つ) は認められていないので、契約解消 (離別) にあたっては、すべての事実上の共有物を2分割しなければならない。冷蔵庫や洗濯機を2分割することは出来ない現実を考えると、すべての共有物の離別時の行き先を、

双方のサイン付きで、公証人 (notaire) を通して保管しておかなければならない。今後追ってお話するが、フランスにおける実収入の低さを鑑みるに、ソファ、ベット、洗濯機、冷蔵庫その他諸々の生活必需品を新たに買なおすことは、普通の給与所得者にとって容易なことではない。ソファ1つが離別時に、紛争の種になることは容易に想像できる (L'Express du 16/11/2000 Anniversaire Pacs: les hétéros aussi Par Marie Huret より)。また、一方の死亡時に法定相続が適用されない為、パートナーに遺産の全部または一部を残す意志のある pacser は、やはり公証人のもとで、遺言状を用意する必要がある。

これらの情報を知ることなしに pacsé し、片方の死亡時、または離別時にトラブルになる件も、現役公証人 Sylviane Plantelin が、上記引用の週刊 L'express で指摘しているところである。

さて、Pacsé (=パクセ) するにあたっての必要条件とは何だろうか。成年 (フランスでは18歳以上) に達した二人ならば、その性の如何に問わず、誰でも出来る、とある。

例外として、

- ① 親と子、祖父母と孫、兄弟、叔母と甥、叔父と姪、舅姑と嫁もしくは婿
- ② 片方がすでに結婚している場合
- ③ 片方がすでに他人と pacsé している場合
- ④ 片方が未成年者の場合 (すでに後見を解かれている場合でも認められない)
- ⑤ 片方が後見下にある成年の場合

手続きは簡単で、在仏者は tribunal d'instance (=小審裁判所、日本の簡易裁判所にあたる) の書記科、在外者の場合は、該当の領事館の同じく書記科で、簡単な用紙に pacs する旨を明記し、それぞれ2部にサインをする。

必要書類は、

- ① ID カード
- ② 出生証明書
- ③ pacs の必要要件に抵触する、いかなる該当事項がない旨を宣誓する、誓約書
- ④ 他人と pacs 関係にないことの証明書 (出生地がフランスの人は、出生届けが出されている地域の小審裁判書記録保存室に申請、出生地がフランス以外の人は、パリの小審裁判書記録保存室で申請)
- ⑤ 当該小審裁判所管轄内に、共同の住居を定める旨の誓約書 (当該者が離婚経験者の場合、または寡婦、寡夫の場合は、更に多くの誓約書類を求められる)
- ⑥ 家族手帳 (より詳しく言えば、家族解散手帳)、もしそれがなければ離婚によって解消された結婚を証明する行政記録の謄本、寡婦、寡夫の場合は亡くなった元配偶者の出生証明書

以上が pacsé の手続きの流れである。

さて、今回はフランスにおける同性愛者事情についてお話ししたいと思います。(藤谷明子)

事務局会議録

二〇〇一年一月一三日

(参加三名)

- ① 新入会員・住所変更者エック
- ② 婚差会ホームページ婚外子の部屋、決定原稿を担当者に送付
- ③ ホームページのゲストブックと掲示板を整理する。
- ④ ゲストブックへの書き込みは、個人の責任とする。
- ⑤ 郵便物の整理

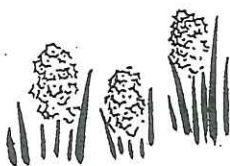
二〇〇一年二月一七日

(参加六名)

- ① 「m ネット通信」に婚外子差別反対のメッセージを載せてもらうように依頼する。担当: Y
- ② 次回つうしん編集会議

合

- ・ ハンディキャップの原稿
- ・ ADI 児の新聞報道
- ・ 事務局会議録
- ・ 年間スケジュール
- ・ 三月一日おんなたちの祭り
- ・ 「罪なく罰せられて」上映会のお知らせ
- ・ ADI 児の親子関係を法制審議会で審議。日弁連からの提言を見て、婚差会からの対応を検討する。



英語から日本語に取り入れられた「ハンディキャップ」というカタカナ語をよく聞く。京都市左京区の私が住んでいる近くに京都市障害者スポーツセンターと呼ばれる施設があるが、その看板には「Sports Centre for Handicapped」という英語の翻訳がされている。その「ハンディキャップ」と書かれた言葉を見る度に私は不快感に襲われる。それは、「ハンディキャップ」という言葉自体が英語圏の国々で障害者をもつ人々を説明するために使われる言葉として、もはや一般的ではないためだ。「ハンディキャップ」という言葉は差別用語と思われている。

障害を持つ人々を説明する以外にハンディキャップという言葉は、特に競馬など競争する事に関するものだ。より強い選手は重い負担がかけられ、競争する選手を皆同等にする。ハンディキャップの語源は、はっきりとはしないがおそらく「hand in cap (手に帽子)」というフレーズから来ていると思われる。これは、人々が帽子の中に掛け金を入れてゲームをし、勝者がその帽子の中身を手にすることが出来るというある種のギャンブルであった。それと関連している意味は「cap in hand (手に帽子)」という乞食が帽子の中にお金を求めて集めることだ。つまり、ハンディキャップの語源はギャンブルに関する事と乞食に関する事であると思われる。

私の祖国イギリスでは、スポーツセンターを含む公共の施設では障害を持つ人々が入場可能なよう配慮されて設立されなければならないとされている。例えば、車椅子を使っている人が通れるよう、通路は階段だけではなくて段差のないスロープも(階段と同様なほどに)作られるべきとされている。これは「バリアフリーの通路」として知られている。したがって、イギリスでは障害を持つ人々は、左京区にあるような特別なスポーツ施設に行かなくても他の人々と一緒にこれらバリアフリーの施設ことが出来る。こういった改善は、障害を持つ人々と障害者差別をなくすために努力する人々が政治的な活動、運動を長年通して行ってきたことによって成し遂げられた。しかしながら障害を持つ人々は未だ、社会的なスティグマや排除を含む多くの形として明確には見えにくい壁に直面している。言葉は人に対する差別的な道具であると同時に、差別に対する意識を高め、差別と闘う方法という両面を持つ。それらの活動をしてきた人々は「ハンディキャップ」という言葉、そしてこの言葉に付随する乞食という意味を無くしていこうと闘ってきた。

そして今「disable (障害を持つ・無能力)」という言葉が一般的に使われている。しかしこれは差別的な意味合い無しではなく、無能力という意味合いを持っている。つまり、「一般的な身体基準」に発達することに失敗したというニュアンスがある。多くの政治的活動をしてきた人々は、「differently-abled (能力が違う)」という言葉の方が望ましいと思って使っている。つまり、能力はより良いか悪いかではなくて、ただ単に違うだけだ。私たちは皆違う能力を持っている。さて、ではなぜ使われていない「ハンディキャップ」という言葉が日本語に採用されたのだろうか。カタカナで書かれた外来語を使うことで、障害を持つ人々は違う、もしくは「外人」という位置づけをして、「我々一般」とは「違う」存在であるという意識付けをするのだろうか…。ハンディキャップという言葉自体は差別用語であって、障害を持つ人々を排除し、自分の家に関じこもらされたり、特別なスポーツセンターに行かされる契機として働く。つまり、障害を持つ人々を「一般」と分けた存在に置き、広く社会に溶け込んでいくことを妨げるものであろう。

※障害(しょうがい) …一般的に「障害」という「害」の字に「碍」とあてたのは翻訳を担当した者の意図的なものである。津守真(保育学)は、障害を持つ子どもに対し、何も害毒を流していないのに「害」という字を使うのはその子ども達に対して失礼だということに気が付いて以降、「障害」ではなく「障碍」という字を使っている。翻訳者は、津守の言う『碍』は、妨げになる石であると漢和辞典には記されている。私どもの目の中にある石を取り除けば障害はなくなる」という考えに共感し、本稿にて「碍」という字を筆者の承諾を得て使用した。

高木 勲

ハンディキャップという言葉について



We often hear the *katakana* word "handicap", which has been borrowed into Japanese from English. Near where I live in Sakyo-ku, Kyoto, there is a facility called 京都市障害者スポーツセンター. The sign outside is translated into English as "Sports Centre for the Handicapped". Seeing the words written there gives me an uncomfortable feeling, because the word "handicap" is no longer used in English-speaking countries to describe disabled people. It is seen as discriminatory.

Apart from being used to describe disabled people, the word is associated with competitions, especially horse racing, where the stronger competitor is given a burden to make all the competitors equal. The origin of the word is not entirely clear, but comes from the phrase "hand in cap". This was a sort of gambling game where people would put their bets into a hat and the winner could take the money. An associated meaning of gathering money in a hat, or "cap in hand", is begging. So the original meanings of the word are related to begging and gambling.

In Britain where I come from, public facilities, including sports centres, must be built so that they are accessible for disabled people. For example, buildings should have ramps as well as steps, so that people in wheelchairs can enter. This is known as "barrier-free" access. Therefore, disabled people are able to use these facilities at the same time as other people, rather than go to special facilities such as the one in Sakyo-ku. Disabled people and their supporters have achieved such improvements through many years of work and political activism. However, disabled people still face many informal barriers, such as social stigma and exclusion. Language is both a tool for discriminating against people and also a way to raise awareness and fight discrimination. Disability activists have fought to get rid of the word "handicap" and its associated meanings.

The word "disabled" is now commonly used. This is not without a discriminatory and judgmental nuance, as it tends to suggest "less than able", that is, having failed to achieve "normal" standards. Many activists prefer to use the phrase "differently abled": that is, not better or worse in ability, just different. We are all differently abled.

So, why has the obsolete word "handicap" been mistakenly adopted into Japanese? In one sense, using a foreign word written in *katakana* helps to mark disabled people as different or "foreign". It means not having to think of disabled people as the same as everyone. It means keeping disabled people in their own homes and in special sports centres, rather than having them integrated into wider society.

C.ライト

2001年3月発行
婚研究会のしん No.79

体外受精の親子関係の民法規定をめぐって法制審がスタートしました。
日本連の提言も入ったので、学習を重ねて、私たちの意見を法制審に届けたいと思います。

生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言 (概要)

2000年3月 日本弁護士連合会

1、第三者からの卵子・精子・胚の提供及び代理母・借り腹 (ホストマザー)
1998年6月、早期卵巣不全の妻が実妹から卵子を貰い、体外受精により夫の子を出産したこと及び妻が無精子症の夫の実弟から精子の提供を受けて体外受精により出産したことが長野県下の産婦人科医師により公表された。日本産科婦人科学会は体外受精では精子や卵子の提供を受けてはならないというガイドラインを定めており、同医師の行為はそれを踏みにじるものとして同医師を除名したが、同学会は任意団体であって自主規制に反しても法的な規制は存在しないことが明白となった。

一方、夫以外の第三者から精子の提供を受けて妻が人工授精により出産する非配偶者間人工授精 (AID) は、日本では1949年から行われており、累計で1万人以上の子どもが生まれていると言われている。その9割が慶応大学医学部附属病院で行われ、精子提供者が同大学の学生であるという特殊事情から学会等における自主規制も行われていなかったが、1996年に至って営利目的の精子売買広告が出されるに及んで、日本産科婦人科学会は法律上の夫婦が他の方法では子どもが出来ない時に限って実施するというガイドラインを制定した。しかし任意団体の自主規制だけでは、営利目的の精子売買は禁止できないことは明らかである。

諸外国においては、第三者から余った胚を譲り受けて子どもを出産したり、夫の精子を妻以外の女性に移植して子どもを産んで貰う代理母や、妻の卵子と夫の精子を体外受精させて妻以外の女性に移植して出産して貰う借り腹 (ホストマザー) も存在する。

2、体外受精などの不妊治療のリスク

こうした技術の多くは、女性の卵巣から卵子を取り出し、培養液内で精子と結合させて女性の子宮内に移植させる体外受精の技術から発生している。体外受精は、1978年にイギリスではじめて行われ、それまで自然の摂理に委ねられていた「授精」を技術の力で人間が行ったために反倫理的であるとの批判を受けたが、日本でも1983年に始められて、1997年度末までには、顕微授精を含めて36472名の子どもが生まれている。

しかし、不妊治療を行い、胚を移植したとしても、子どもが生きて生まれる割合は2割にも至らず、体外受精等を試みる女性に身体的・精神的な多くのリスクを与えると同時に、経済的にも大きな負担を与えている。又、卵子を提供する場合には女性の身体に対する侵襲は大きく、代理母・借り腹 (ホストマザー) に至っては、妊娠出産の総てに渡る侵襲であり人権侵害の恐れさえ存在する。生殖医療技術をどこまで利用し、どこからは禁止するかを法律で定める必要がある。

3、子どもの法的地位の確定と自己の出自を知る権利

第三者から精子の提供を受けて妻が産んだ子どもは夫の子どもと推定され、又、卵子の提供を受けて妻が産んだ子どもは出産した妻の子どもとして届出がなされるが、生物学的には子どもの親は提供者であるため、嫡出推定が覆される恐れは大きく、子どもの法的地位は不安定である。さらに、生殖医療技術を利用して生まれた子どもであるとの記載は戸籍上に存在せず、出産した診療所がわからなかったり、わかったとしてもカルテが廃棄されたりしていれば、子どもが提供者を知ることは不可能である。子どもにとって、生物学的な親を知ることが、一般的な知る権利の一つと言うよりもアイデンティティ (自己同一性) の確立にとって必要であるのにそれが保障されていないのが現状である。

4、諸外国の制度と法規制

ドイツ、イギリス、フランス等の医師職能集団は日本と異なり法律に基づく強制加入団体であって自主的ガイドラインは実効性を有している。更にドイツでは1990年に制定された胚保護法において、代理母への移植や胚の売却などの禁止事項を定め、違反には刑罰を科している。イギリスにおいては1990年に制定された「ヒトの受精及び胚研究等に関する法律」により統一的な政府行政機関 (保健省の外局) である「登録認可機関 (HFEA)」を設立し、そこが詳細で実効的な実施要綱を持っている。更に法律によって、母=分娩した女性、父=生殖医療技術利用者とされている。フランスにおいては1994年に制定された生命倫理法で「人体に関することは人権という公序にかかわる事柄」として生殖医療に対する国家的管理が行われ、精子の保存提供等はセコス (CECOS) が厳しい基準をもうけ集中的管理を行っている。

一方、アメリカでは、1973年に制定された統一親子法により、夫の同意をえた非配偶者間人工授精によって生まれた子どもは夫婦間の子どもとみなすこととされている他は連邦法はなく、商業的な代理母斡旋業などの横行に対しては、幾つかの州で規制されているのみである。アメリカは問題が起こると事後的に裁判所が判決を下して結論を出す国である。

5、提言

生殖医療技術の濫用を防止し人権を保障するために、①生殖医療法の制定、②生殖医療管理機関と生殖医療審議会の設置、③情報の一元的管理と子どもの出自を知る権利の保障、④精子・卵子・胚の一元的管理と保管の制度を確立すると共に、⑤生殖医療技術を利用できるものを法律上又は事実上の夫婦に限り、⑥第三者の精子・卵子を利用する際には厳格な条件を課し、⑦カウンセリングやインフォームド・コンセントを義務付け、⑧第三者から精子や卵子の提供を受けて出生した子どもの地位を定め、⑨胚の提供・代理母・借り腹 (ホストマザー) を禁止し、⑩商業主義を禁止すると共に、違反に対しては刑罰を科すことを提言する。

No79<47

体外受精

親子関係、民法で規定

法務省、法制審に諮問へ

体外受精をめぐる親子関係を法で規定するため、法務省は六日、今日十六日に開かれる法制審議会(法相の諮問機関)に民法改正を諮問することを明らかにした。旧厚生省の専門委員会が昨年末、夫婦以外の第三者の精子や卵子の利用を広く認める報告書を手こめ、生まれた子の「法的な地位」をどう定める必要があるか高まったためだ。高村正彦法相は六日の閣議後会見で「なるべく早く法整備を進めたい」と話した。

法務省によると、③第三

者提供の卵子を使った体外受精で生まれた子の母親は、卵子提供者か、その子を出産した女性なのか②第三者提供の精子で生まれた子の父親は、精子提供者なのか、その子を出産した女性なのか①現在の民法に明示されていないため、生まれた子の法的地位は不安定なものとな

の移種を認めるとし

精子や卵子の提供は、匿名で無償の第三者からの提供が原則で、提供者がいない場合は、特例として条件付きで近親者からの提供も認められることになっている。



2001年2月17日朝日

体外受精などの親子関係明確化も

体外受精や人工授精をめぐる親子関係を民法上、明確にするため、法務省は十六日、法制審議会に民法改正を諮問した。同省は、早正案を提出したい考えだ。

旧厚生省の専門委員会が昨年末にまとめた報告書では、第三者が提供した精子や卵子の利用を広く認めたうえで、生殖医療を使って生まれた子の父親は出産者の子供を産んだ女性を母、同夫とし、第三者提供の卵子で生まれた子の母親は出産者とする方向で検討を進める見通しだ。

2001.2.6朝日

人工授精

事実婚には認めず

産婦人科「代理母につながる」

婚姻届を出していない「事実婚」のカップルへの人工授精について、日本産科婦人科学会の倫理審議会が「容認すれば代理母につながる恐れもある」などの考えを示していたことがわかった。これを受けた学会の理事会は二十四日、事実婚カップルへの生殖補助医療を認めないことを決めた。学会のガイドライン(学会の指針)で事実婚は、現行の民法では事実婚で生まれた子どもが相続などでの不利に扱われることや、カップルが事実上の夫婦だと判断する態勢が整っていないことを問題点として挙げ、認めなかった。

さらに関係者によると、こうした現状では、夫の精子を妻以外の女性の子宮に注入する方法による代理母(サロゲート・マザー)を防ぎきれないという指摘が議論のなかであった。人工授精は本来、夫の精子を妻の子宮に入れる技術として使われる。しかし、女性が代理母なのに「事実上の妻だ」と偽った場合、治療側が見逃してしまいう恐れがある。

サロゲート・マザーでは産んだ女性が遺伝上も「母」となる。代理母について昨年、厚生省の専門委員会(厚相の諮問機関)の報告書は「女性が生殖の手段になる」といった理由で認めないとした。

2001.2.25朝日

由で罰則つき法律で禁じるべきだとする報告書を手こめている。理事会は三日、「近親者からの卵子提供による体外受精は認めない」などとした審議会の答申の内容を了承した。今後、一般から意見を募るなどして、学会の最終方針を決める。

卵子提供、近親者間認めず

産婦人科学会 厚生審側と相違

夫婦以外から卵子や精子を提供を受けた体外受精などを是非を検討していた日本産科婦人科学会の倫理審末、厚生省の専門委員会との相違が明らかになった。昨年、本学は「当面は近親者間での卵子提供は認めらるべき者間も認めるとし報告書

2001.2.22朝日

をまとめた。複数の学会幹部が明らかにした。昨年、本学は「当面は近親者間での卵子提供は認めらるべき者間も認めるとし報告書

問、審議してきた。答申を受け、学会は二十一日に開かれた倫理委員会と理事会を開き、学会としての方針を議論する。幹部によると、答申は

「中絶・退職迫られた」

松原の幼稚園 女性、園側提訴へ

園長は否定

大阪府松原市内の私立幼稚園に勤めていた女性教諭(以下、「園長」)が、園側から中絶を迫られるなど精神的苦痛を受けたとして、同園を経営する学校法人を相手として、慰料的支払いと地位確認を求める訴えを大阪地裁に起す。

女性は去年十一月、大阪地裁支部(稲葉重子裁判官)に仮処分を申し立てた。申立書によると、女性は去年七月、園長に電話で妊娠を告げたところ、「保護者が知ったら大変なことになる」と中絶を迫られた。園長は「産休は認められない」とし、九月中旬に解雇も無効となる余地が認められる」と判断、園長ら

に未払い分の給与などの支払いを命じる決定をした。園長は朝日新聞記者の取材に対し、「結婚していないのに突然、妊娠を告げられたが、中絶を迫るようなことは一切言っていない。依願退職で合意したのに、不当解雇といわれて困っている」と話している。

女性は「幼稚園の教諭は妊娠すれば退職を求められるケースが多く、裁判を通じて妊娠後働ける環境を築きたい」と話している。

つうしんを発行しているが、松原市と当該幼稚園に対する要望書を2作子作業をしいています。(6面参照)

松原市教育委員会 御中
松原市人権擁護委員会 御中

2001年3月3日
婚外子差別を闘う会

要 望 書

松原市の幼稚園で、未婚で妊娠した女性教諭が園長より中絶を求められ、出産の意志を伝えたところ退職届の提出を求められたと、2月19日付の朝日新聞夕刊で知りました。大変驚き怒っています。中絶を求めるなど、許すことの出来ない人権侵害です。中絶を拒否したことで退職を迫られるに至っては、言語道断です。生存は全ての権利に先立つ基本的人権です。いかなる状況で生まれた子どもも、その出生を祝福される権利を有します。子どもの人権を率先して守っていく責任が、貴教育委員会にはあるはずです。

私達は、松原市が同和行政に力を入れ、人権に対する差別の徹廃に日頃からご尽力なさっていることを高く評価しております。この問題に対しても、男女共同参画社会の実現の視点から、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

どうか、この女性教諭が納得できる解決が図られるように、幼稚園および関係各所に働きかけてください。さらに、市民に対して、シングルマザーや婚外子の人権を守るための啓発活動を推進していただくことを要望致します。



松原市のホームページに
あなたの意見を送ってください。
*市のホームページにリンクして教育委員会の
ホームページもあります。



【東京でのイベント情報】

● 第9回おんなたちの祭り「ここから女たちの21世紀つながってアクション」

分科会「女たちは語る『罪なく罰せられて—婚外子の声—』」

3月11日(日)10時~12時、東京ウィメンズプラザ視聴覚室

(JR渋谷駅から徒歩12分または地下鉄表参道駅から徒歩7分)。

主催：ビデオ「婚外子の声」東京上映会

当日1200円。託児は要予約。

連絡先：婦人民主クラブ

TEL03-3402-3238

● 今年こそ実現！民法改正市民と国会議員の大集会

～選択的夫婦別姓の実現と婚外子相続分差別撤廃を求めて～

3月15日(木)18時開場、18時半開会、弁護士会館2階クレオ

(営団地下鉄丸の内線または日比谷線「霞ヶ関」B1b出口)。

主催：民法改正ネットワーク

(全国38団体)

参加費：500円。

連絡先：吉岡法律事務所

TEL03-5379-7138

園長あての手紙も送ります。

拝啓 貴幼稚園で、未婚で妊娠した女性教諭が園長から中絶を求められ、出産の意志を伝えると退職届の提出を求められたと、2月19日付の朝日新聞夕刊で知りました。大変驚き、また大きな不安を感じております。

私たちは、未婚であれ、またどのような状況であっても、子どもを身ごもった女性が、その子の命を大切に思い、産むことを選択しようとしたときに、中絶を勧められることがあってはならないと考えます。園長先生が今回、どのような理由からであれ、妊娠した女性教諭に彼女の意志に反する中絶を勧め、退職を求めた行為に、私たちは深い憤りを感じずにいられません。

園長先生は、この世に生まれてきて良い子と生まれてきてはいけない子がいるとお考えですか。未婚である故に中絶を迫るということが、女性および子どもの人権を踏みつける行為であるとは自覚されていなかったのでしょうか。

私たちは、いかなる状況であってもこの世に生を受けた子を祝福し、少しでもすこやかに育つ社会の実現を願っています。また、そのためにこそ、活動を続けてきました。親が離婚していようが、未婚であろうが、子どもたちがすこやかに育つような社会環境を創り出すことが私たち大人に課せられた責任だと思えます。

今回の出来事を教訓として、園長先生が人権意識をさらに深められ、貴幼稚園の幼児教育を発展させていただけるように強く希望します。

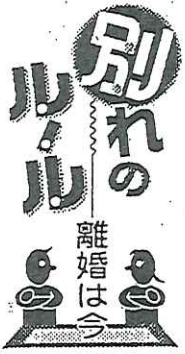
また、本人が望むならば、解雇された女性教諭を元の職場に復帰させて共に幼児教育の発展に尽くしていかれることを希望します。

敬具

子どもの面会権... これは子どもを中心に考えるべきものだし、私たちは考えています。

子に会わせますか

2000年12月9日 朝日



別れのルージュ



東京・池袋。サンシャイン80のビルの中に、その部屋はあふれる。テーブルの上には、五十枚四方の箱。その中に灰色の砂が数センチ詰められている。その砂には、小さな模様の木、いす、そしていくつもの人形が並ぶ。

「混雑避ける」は大人の理屈
元妻と直接話すのは難しい。家庭に「面接交渉権」の申し立てをする手段があるが、法的強制力はなく、母親が拒否すればどうしようもない。今は、別れた妻を刺す、気持ちよく水泳するの、待つことだ。

「混雑避ける」は大人の理屈

元妻と直接話すのは難しい。家庭に「面接交渉権」の申し立てをする手段があるが、法的強制力はなく、母親が拒否すればどうしようもない。今は、別れた妻を刺す、気持ちよく水泳するの、待つことだ。

別れた直後に一度、養育費が止まったときは、弁護士に相談し、内容証明を送った。そのときは住居は復活したが、今回は彼の生活も苦しく、それも難しかった。支払いは復活するが、それは家裁による勧告や、地裁に給料の差し

横浜市の四十代の男性公務員は、一年前に協議離婚した。八歳と五歳の二人の子がいて、離婚後は三回しか会っていない。わずかな時間の会話の中で、親の板挟みになっている子どもの気持ちを痛く感じている。

母子「お母さんが、お父さんの言うこと聞かなくていいよって言った」

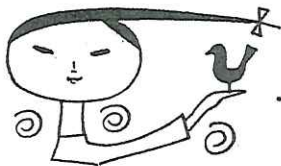
娘「お母さん、結婚指輪はすしでさっさと。悪いよね。逮捕しちゃって」

離婚したとき親権は妻が持ち、二人とも妻が引き取った。面会の取り決めはしなかった。

離婚—インシネマ

クレイマー、クレイマー
突然、妻が家を出た。七歳の息子を残された夫は慣れない家事に失敗の連続。だが、以前はかわりの薄かった息子と、次第に心が通じ合っていく。そして、「子どもを引き取りたい」と妻が現れる。裁判の判決は、子どもを妻が引き取った。ロバート・ベントン監督、ダスティン・ Hoffman主演、写真協力「川喜多記念映画文化財団」

のびやかに



まをたいね

婚外子、日本国籍取れず?

母は外国籍 父は日本人

訴訟で敗訴相次ぐ 国連は法改正勧告

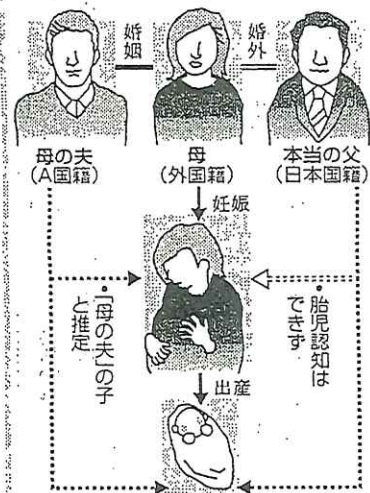
(2000年12月7日 朝日)

十月と十一月に判決があったのは、フィリピン籍、韓国籍の母と、戸籍上の父以外の日本人男性との間に生まれた子が、真の父親が関心が高まっている。大阪高裁ではこの秋、子の側が日本国籍の取得を求めた二件の訴訟で、相次ぎ原告敗訴の判決が言い渡された。生まれる環境は違くないにもかかわらず、子どもの国籍や権利に制限が生じており、国連の規約人権委員会は「出生による差別を禁じた国際人権規約に抵触する」として、日本政府にたびたび法改正を勧告しているが、動きは鈍い。「背負には婚外子に対する差別や、日本の排他性がある」と指摘する声もある。(社会部 曹 喜那)

今の日本の制度では、既婚女性の出生の時点まで「母の夫の子」という推定を受けるため、日本人の「母の夫」が持つ日本国籍をいったん得ても、親子関係がないと判断すれば失われる。一方、「本当の父」は出生前に子どもを認知できず、後から認知しても、出生時点にさかのぼって子に日本国籍を得させる効果はない。「三月以内」はその例外だが、短すぎて時機を逸する例が後を絶たない。母親が既婚か未婚かで子の国籍をめぐると結果に大きな差が生じ、婚外子に不利な扱いを受ける。在留資格や参政権など、享受できる権利には差がある。こうした扱いは、国籍法が父系主義から母系主義に改められても手つかずに残っていた。国連の規約

十月と十一月に判決があったのは、フィリピン籍、韓国籍の母と、戸籍上の父以外の日本人男性との間に生まれた子が、真の父親が関心が高まっている。大阪高裁ではこの秋、子の側が日本国籍の取得を求めた二件の訴訟で、相次ぎ原告敗訴の判決が言い渡された。生まれる環境は違くないにもかかわらず、子どもの国籍や権利に制限が生じており、国連の規約人権委員会は「出生による差別を禁じた国際人権規約に抵触する」として、日本政府にたびたび法改正を勧告しているが、動きは鈍い。「背負には婚外子に対する差別や、日本の排他性がある」と指摘する声もある。(社会部 曹 喜那)

既婚外国籍女性の婚外子の国籍をめぐり問題



母の夫(A国籍)と母(外国籍)が結婚し、母が妊娠し、母の夫の子として出生する。胎児認知はできず、出生後に認知しても原則として日本国籍は得られず。母の国籍のみ。夫の子でないことが判明すればA国籍を失う。

人権委員会はたびたび政府に勧告をしている。九八年の第四回勧告も「婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。すべての児童は平等の保護を受けられるという立場を再確認し、法改正のために必要な措置をとるよう」に迫った。日本政府の回答期限は二〇〇二年十月だが、外務省は「具体的な対応は実行されていない」という。この問題について、日本弁護士連合会の東沢靖・国際人権問題委員会事務局長は「行き過ぎた血統主義が、婚外子に過重な負担を強いている。日本国内で生まれたら日本国籍を与え、例外的なケースだけ考えればいい」という。

愛知県藤岡町で十月十六日、小学五年生の男の子が命を閉じた。裸の体を荷造り用の粘着テープでぐるぐる巻きにされ、自宅のベランダの雨どいに立っただま縛られて、目を粘着テープでふさがれていた。敗血症によるショック死だった。死ぬまで四十時間あまり、どんなに苦しんだか想像がたつ。

三十二歳の母親が傷害致死で起訴された。母親は、男の子が二年ほど前から家のお金を持ち出し、いざをいざしたりするようになってきたことに悩んでいた。

親のストレスのはけ口

子ども部屋の壁に「みんなしね」と書いてあるのをみつけて、うろたえた。病院で子ども専門医療施設を訪ね歩き、男の子の入院を強く望んだ。入院先が紹介されるのを待っているあいだに、事件は起きた。

学校も近隣の人たちの話から、一家の様子が少しずつわかってきた。

会社員の父親は、子どものことは母親

子育て支援

にまかせきりだった。母親は近所づきあいをあまりしなかった。夫婦の間はぎくしゃくしていた。一階に夫の母親が、二階には一家五人が住んでいた。しかし、養母が二階にあがることはめったになかった。

母親は、ふだんから子どもを虐待していたわけではない。三人の子どもの懸命に育てていた。それなのに、わが子を死なせてしまった。

虐待していたわけではない。三人の子どもの懸命に育てていた。それなのに、わが子を死なせてしまった。

幼い命をみんなで守る

2000.12.10 朝日

虐待してはいたわけではない。三人の子どもの懸命に育てていた。それなのに、わが子を死なせてしまった。

虐待してはいたわけではない。三人の子どもの懸命に育てていた。それなのに、わが子を死なせてしまった。

社説

夫婦別姓法案を提出

民主、共産、社民などの野党議員が三十一日、夫婦別姓を認めるための民法改正案を参院に提出した。内容は、夫婦それぞれが結婚前の姓を名乗ることを認めること。海が、子どもは父母どちらかの姓を名乗る。婚姻最低年齢を男女とも満十八歳とする。再婚禁止期間を百日に短縮する。非嫡出子に嫡出子と同様の相続権を認める。など。

(2000年11月1日 朝日)

今号は自信をもってお届けします。読者のみなさん、お読みください。私たちが社会を創り出していくために立ち止まるとは、いけません。時には落ちこんだりもするけれど、明日に向かってまた歩みを進めよう。その旅の道連れは、いまこれを読んでくたさう。あなたです。(入田)

入田の通信発行に参加。とても面白い。やばい事にも関わらず、おもしろい。来てもらった。たまたまおもしろい。私の戦いはこれから。負けたくない。せなから。悪魔に負けてはなりません。今にもうひとまわり自分を大きくするために、私も支えてくれる人達にアリアドネ。

後記

今日は大いにかーい。いつもより多くの人が来てくれた。助かった。でも最後は、やっぱり泣いてしまった。たいてい、よくよく話してしまえば、こころもどろどろ。民法改正が、親子差別撤廃の項目が、ささるかもしれない。情報に、おもしろい。このみんなの力をかけたい。政府に圧力をかけたい。みなさん、この集会に大集合してください。善積

戸籍なんつただの紙切れ... そんなふうにはなかなか思えないものなんですね。少しは変えたいかな。めげないでがんばろう!!

2001年1月19日 朝日

納得できない 孫の戸籍ミス

主婦 伊勢 輝美 (愛媛県伊予三島市 訂正)

昨年十一月に孫が誕生し、幸せな気持ちに包まれた。その孫の健康保険などの手続きのため、戸籍簿本を取りに市役所に行った。家に帰って戸籍本をながめると、名前が一字間違っているのを発見した。不安になり、市役所に連絡すると、謝罪の言葉の前に「人間だから間違もある。仕方がない」と言われた。ふに落ちない気持ちで訂正されるのを待ち、数日後に戸籍本を取ってみれば、間違っていた文字の上に黒線が引か

れ、その横に正しい文字が書き添えられていた。孫の戸籍をけがされたようで、涙が出る思いだった。こちらが名前を書き間違えたわけでも、変更をお願いしたわけでもない。市役所側の明らかなミスだ。そして、そのミスを背負っていくのは、生まれたばかりの孫なのである。 たった一本の黒線だろうが、私にはそう思えない。役所の間違いをどうして孫が背負わなければならないのだろうか。戸籍は一生、その人について回る。市役所の人に考えてもらいたい。これが、あなたたちの子や孫に起きたことなら、「仕方がない」の一言で納得できますか。

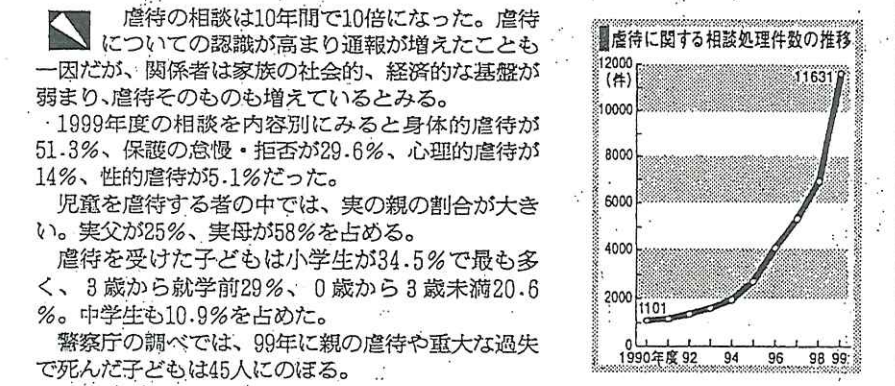
もど一時預かる市民団体もあらわれた。核家族の母親には頼りになる存在だ。地域社会の崩壊を嘆くだけでなく、再生への試みも始まっている。

たとえば川崎市では、十月から、七つの小学校に「わくわくクラブ」を開設した。毎日放課後、午後六時まで、一年生から六年生までの希望者全員が、空教室や体育館を使って遊んでいる。

何をして遊ぶかは子どもたちが自身が決める。地域の人たちもボランティアでかわっている。部屋でいっしょに本を読むこともあれば、校庭で一輪車やドッジボールに興じることもある。同市は、二年で百十四校すべてに「わくわくクラブ」をつくる計画だ。

子ども集団の再構築や、学校を核にした地域の人のつながりの回復がこれまでできなかった。昔から、親は、さまざまな人の手を借りながら子どもを育ててきた。人とのつながりが心細くなった今だからこそ、インターネットの活用も含めて新たな助け合いの知恵を生み出した。

子どもたちの微声や笑い声が響いてくる。そんな社会に生きたいと思ふ。



婚差会つうしん

2001.6.16 発行 婚外子差別と闘う会
GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区
郵便振替口座: 1005000000000000000

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail: konsakai@big.or.jp

2001.5.24.

時任玲子さん 大阪地裁に提訴

(非婚シングルマザーと婚外子への差別を)
+セクハラ 叩きおさない!!

「府議がセクハラ行為」

茨木の女性、損害提訴

大阪地裁

産経

後援会事務所が秘書として働くよう勧められたさい、ホテルで抱き寄せられるなどのセクハラ行為をされ精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の無職、時任玲子さん(39)が二十四日、加藤法瑛・大阪府議(65)を「自民」に座って抱き寄せるなどのセクハラ行為をしたと訴えている。

時任さんが手紙で加藤府議に抗議したところ、府議側からは不採用通知とともに郵便為替証書を送ってきただけで、謝罪など

後援会事務所が秘書として働くよう勧められたさい、ホテルで抱き寄せられるなどのセクハラ行為をされ精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の無職、時任玲子さん(39)が二十四日、加藤法瑛・大阪府議(65)を「自民」に座って抱き寄せるなどのセクハラ行為をしたと訴えている。

後援会事務所が秘書として働くよう勧められたさい、ホテルで抱き寄せられるなどのセクハラ行為をされ精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の無職、時任玲子さん(39)が二十四日、加藤法瑛・大阪府議(65)を「自民」に座って抱き寄せるなどのセクハラ行為をしたと訴えている。

「大阪府議がセクハラ」

370万円賠償求め提訴

茨木の女性

加藤法瑛・大阪府議(65)人暮らしであることなどを(自民)からセクハラを受けた上、後援会事務所への就職を急に断られ、精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の時任玲子さん(39)が二十四日、加藤府議に約三百七十万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

訴状によると、時任さんは生命保険会社の外交員をしていた昨年七月、加藤府議から自分の後援会事務所への就職を打診され、府庁内で面接を受けた。その後、「ホテルで昼食しながら話そう」と誘われ、大阪市内のホテルへ行き、部屋で、結婚せずに出産して母子二

産経

後援会事務所が秘書として働くよう勧められたさい、ホテルで抱き寄せられるなどのセクハラ行為をされ精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の無職、時任玲子さん(39)が二十四日、加藤法瑛・大阪府議(65)を「自民」に座って抱き寄せるなどのセクハラ行為をしたと訴えている。

当日、指定されたホテルの一室で、非婚の母であることなどを侮辱された上、力づくで抱き寄せられた。女性性は外交員を辞めたが、結局、事務所には採用されなかったという。

産経

加藤大阪府議をセクハラで提訴
女性、慰謝料求める

2001.5.24

「いきなり抱き寄せられるなどのセクハラを受けた上、シングルマザーであることを侮辱され精神的苦痛を受けた」として、大阪府茨木市の元保険外交員、時

任玲子さん(39)が加藤法瑛・大阪府議(65)に慰謝料約三百七十万円の支払いを求める訴訟を二十四日、大阪地裁に起こした。訴状などによると、女性性は保険外交員をしていた昨年七月、同府議から後援会事務所への就職の誘いを受けた。府庁で面接を受けた



記者会見風景

などとして慰謝料など約370万円の支払いを求めて大阪地裁に提訴した。

訴状などによると、時任さんは昨年7月下旬、保険の外交員を通じて知り合った加藤府議に後援会事務所へ働くよう誘われ、大阪市内のホテルの事務用机などが備えられた一室で面接を受けた。

加藤府議は、時任さんが非婚で子どもがいることを知ると「未婚の母か。そんなふしだらな人が事務所に来ていると言われろくなあ」と発言。時任さんが帰ろうとした時、握手を求め、握った手を強引に引き寄せて背中を回したという。

時任さんは勤務先を退職して採用を待ったが、同9月中旬に不採用の通知を受けた。105万円の郵便為替証書が同封さ

毎日

【玉瀧志郎】

なぜ私が裁判にもちこんだのか

* 初めの頃の私

当初私が今回の事態に抗議の手紙を送った段階では、府議からの誠実な謝罪を求めることが目的でした。離職して収入が得られなかった、ということに関しては、遺失利益分として、在職中の給料ひと月分×3を得られれば、事を荒立てるようなまねはしなかつたつもりでした。あくまでも先方が、誠実に謝罪の意を表してさえいれば、それで済んだかもしれません。ところが、彼の示した態度は、私の魂をより一層傷つけるものでした。きちんとした、私が納得できる謝罪の言葉もなく、わざわざ箇条書きにしてまで分かり易く説明を求めたことにもまったくふれないまま、いきなり、私に何の相談もなく200万近い額のお金を送りつけてきました。このことが私に非常に深い傷を与えました。そして、それ以前にこのことを相談するのに、貧しい私は公的な、無料の相談窓口を探していましたが、相談できる日は早くてもひと月後という返答でした。そして、その一月の間に、私に身近な人物が仲介役を買って出られ、195万のうち「生活費相当分」とされた120万を受け取ることにして終結を図るよう、そしてこの件はその金額を受けた以上は他にはしゃべらないようにと、やんわりとアドバイスされたのでした。その仲介役の人に多大な恩を感じていた私は、まずその意見に抗えませんでした。相手の府議が入院中で、多少の同情もありました。その上お金を突っぱねるとすれば再度相手からの手紙を待たざるを得ず、それもまた大きな心の負担となりました。

* カウンセリングの効果

このように、いったんは終結を迎えたかのような印象を与える経過があるのですが、この結論を受け入れようと思ってもどうしても心に重くのしかかるものを感じました。私は心の傷を癒すため、また生活者としての知恵を得るために、カウンセリングに通い始めました。9月27日から始まった月1回のペースのカウンセリングで、手紙のやりとりを一通り目を通してくださったカウンセラーは、「何これ、セクハラ？これであなたはすっかりしてるの？」とまずひと言。そのときの私はもう心底疲れていて、すっかりなんかしていないけど、今は関わりたくない気持ちの方が強いのです。」と暗い顔で答えたのを覚えています。その後アパートの立ち退きを迫られ、ギリギリのところで紹介されて転がり込んだ部屋へ引っ越し、家賃は大幅に上がるけれども、日当たりと風通しが素晴らしい新しい部屋での生活が始まりました。ゆったりと話を聞いてくれるカウンセラーの前で心をひらいてゆく、その時間の積み重ねによって、今回の裁判というかたちを導き出しました。きっかけとなったのは、2月下旬に新聞に掲載された、羽曳野市の教育長罷免の記事でした。新聞によりますと、その教育長は親睦会の席上で女性教員に「足が太いのう」と発言したらしいことが書かれていました。それを読んだ私は、発言だけで職を失う、名誉も失う人物が公表されているのに、それよりもっとひどい仕打ちに遭った私は一方的にお金を送りつけるという彼のやり方に屈服してるじ

やないの、お金じゃなく、彼が私に対して行ったことを心から反省し、詫びてもらいたい。そうしなければ私の心は本当には癒されないと思いました。

* 山の動く日の訪れるまで

事を起こすには連なる人びとが力をあわせなければなりません。共感を得られる賛同者を募り、支援の輪を広げるために、私は走りました。馬車馬のごとくという表現がありますが、私は自分が主人で、御者で、しかも馬車馬でした。抑圧を受け続けた者が、真っ暗闇の先に一条の光を見いだしたときの、自然の発露ともいえる、溢れてくるエネルギーを感じました。それこそ全身全霊にみなぎるパワーでした。天命といってもいいかもしれません。何か大きな力に後押しされているような、そんな感覚がありました。しかし相手は大阪府議会議員という政治家で、寺の住職、幼稚園の経営者でもあるという社会的に強い立場にあり、彼の地元での活動は、かなり厳しい道のりであったと言えます。「しがらみ」という負のネットワークが、あちらこちらで触手を伸ばし、絡みつき、私の行く手をさえぎろうとするのです。夫の親が後援会に名を連ねているから、姪が結婚式で仲人としてお世話になっているから、家族の葬式でお経をあげてもらっているから、などの理由で、表立っては支援できない、と言われることが多々ありました。また、弁護士への相談でも、4人に当たってみました。どの人も裁判での勝算は低い、このままの方がいいだろう、裁判に持ち込むよりはマスメディアに訴えて市民運動の一環として活動するのがいい、というような返答をされました。それでも言い続けていると、どこからか聴く耳をもった人が現れるもので、マスコミに知り合いのいる人から伝え聞いたという放送業界の女性記者が、私に電話をくれました。その取材を受けた後、私は告訴する決意を固めました。

* 弁護士探しに四苦八苦

しかし、私は「女の便利帳」の法律事務所のページを繰りながら頭を抱え込んでしまいました。お金のことも心配でした。いったいいくらぐらいの金額を要するものなのかしら？どういう手順を踏んで進められるものなのかしら？私の生活が抱えるリスクは？法律の世界のことはまったくもって初めての経験で、不安が不安を呼び集めるといった状況でした。こういうときに威力を発揮するのは情報です。パソコンのない私の話を聞いていた友人が、インターネットで調べてくれて、いろいろ役に立つ情報を集めてくれました。そのなかにノックのときに活躍された弁護士のひとりのかたの手記が寄せられていました。その手記を書かれたのが、雪田樹理さんでした。よし、この人だ、と言う思いで、私は雪田さんの法律事務所へ電話を入れたのですが、あいにくなかなか捕まらなくて、雪田さんからの連絡を待つことになりました。ようやく雪田さんからの電話が入り、最初の面談は3月26日月曜日の午後3時という話になりました。

3月26日、弁護士の雪田樹理さんに初めて会い、相談の機会を得た私は、彼女からの返答を待つばかりで、もし雪田さんがダメといわれたならこれはもう一人で裁判を起こそう、弁護士がつかなくても提訴は可能と聞いているからやっちゃおう、と、まさにファイティングポーズの構えでした。

そして、FAXで雪田さんから「奥野京子弁護士と一緒に担当いたします」との連絡が届きました。

た。

*** 婚差会の緊急集会で訴える**

4月15日の日曜日に、フィフティ・ネットのNPO法人設立記念フォーラムとその後のパーティーに参加した私は、そこで婚外子差別と闘う会のメンバーと出会うことができました。手渡された婚差会(婚外子差別と闘う会)のチラシは、「民法改正から900条4号但し書き前段を落とすな」という主旨の緊急集会の案内でした。見れば4月21日茨木市ローズマムにて開催されるとあります。昔から徒党を組むのが苦手で、メンバーではないけれどもこれまでずっと会の活動を気にとめていた私は、今回は是非とも訴えに足を運ばねばという思いでしたから、そのチラシは渡りに舟そのものでした。

当日は、集会が始まる前のミーティングに参加して、これから裁判を起こすこと、シングルマザーや婚外子への差別や偏見に満ち満ちた議員の言動が許せないこと、それを社会と共感したいと思っていることなどを話しました。そして当日のゲストスピーカーで、婚外子の相続差別に対して裁判を起こし勝訴した中田千鶴子さんの講演の後に、参加者からの発言を求める時間をつくるので、その時にしゃべってくださいと発言の機会を与えられました。私自身が非婚シングルマザーであること、その生き易さと生きづらさ、今回の許せない政治家との出会いと悲しみ、今後社会に向けて表現し発言してゆきたい思いなどを話しました。家制度、戸籍制度の縛りのなかにあって、様々な哀しみを抱えた人々の様でない苦しみを聴き、涙がこぼれました。国家のシステムがこれほどまでに罪なき人々を奈落の底に貶めている事実が、なまの声をとおして脳髓にピンピン迫ってくるようでした。ご自身が婚外子である立場の方、非婚シングルマザーとして生きる女性の方、一旦結婚したものの、その後解消して新たに子どもを出産したかた、自分の子どもを戸籍制度の枠の外で育てている(子どもが無戸籍の状態である)かた、そのほか役所などの窓口での対応にとっても嫌な思いをされた方など、それぞれの立場からの話を聞きました。どのかたの経験もドラマティカルで、小説や映画やTVドラマのワンシーンを凌駕するものでした。

*** 私にできること**

今回私が実名報道で顔も出してくださいとお願いいたしましたのは、まず私はなにも悪いことをしていない、そして抗議するものが名を伏せることに私自身違和感を覚え、相手は名前も顔もわかっている人物に対し、フェアな立場でもの申したい、という思いがありました。そしてこれは決して私憤をはらすだけの裁判にはしたくない、非婚を生きるひと、シングルで子どもを産み育てる女性たちに大いなるエールをおくりたい、もっと世の中で我々が生きやすい社会を目指したい。気持ちよく自分の人生を選択し、自由な空気を呼吸したい。女も男も個人としてできることをしたいことと重ねてやってゆける、そうして共生してゆける世界が、私はいいと思うのです。男として女として、期待される役割に自分をあてがおうとして息せききって、そしてそれにはみ出した自分自身を発見して、責めたり落ち込んだりさせられるのは、エネルギーの無駄使い。その時に必要なその人に用意された人生の苦悩ではあるのですが……。花を育てていて思うのですが、植物は光

の射す方向に伸びてゆきます。それは生命の法則としてDNAにしっかりと組み込まれている情報です。それに素直に従って花は無心に咲くのです。人間もみずからの欲ぶ方向や自分が楽だと思ふ生き方に身をゆだね、その上で自分ができる責任の取り方を選べばいいと思います。婚姻届を出して相手の姓を名乗りたければそうすればいいし、それを自身の幸せと受けとめられる人はそうすればいいと思います。けれどもそうしたくない気持ちの人が、そうしないことで不利益を被るような社会は、これはもう成熟していないとしか言いようがない。人の生き方はそれぞれの選択によって決定されるべきでしょうし、いろいろあっていいと思います。そうするために本人がなにを切り棄て、なにを失い、なにを獲得し、なにを遺すかは、その人の人生を生きていない赤の他人がとやかく言えるものではないのですよ。

それと今回の闘いの相手が府議会議員ということで、議員の熱烈な信奉者がいたとしたら、なんらかの圧力や嫌がらせがまったくないとはいえない状況がありました。何か起こったとき私であることが周知の事実であることのほうがいい、ことはオープンにしておいたほうがむしろ身を守るすべであるという思いが、実名報道で顔も出す、というかたちを私に選ばせました。とにかく、私のすることは、相手が誰であろうが私を侮辱し辱めた人物に対し、私が納得のいく謝罪を求め、そしてそれを得ることです。正々堂々と、背筋を伸ばし胸を張って。相手が男で年上で、しかも権力の座にある人物だからという理由で、傷つけられたものが傷つけたものに謝罪を求める、その態度を変えることのほうが、私にはできかねることでした。この場合怒るのは当然のことです。お金でごまかされるのではなく、ましてや泣き寝入りさせられるのでなく。そうして生きてゆく私のスタイルに少しでも勇気づけられる女性がいってくれたら、私はとても嬉しいと思います。

*** 報道機関に思うこと**

まずテレビが先行した今回の報道で、私はあらためてテレビの威力を思い知らされました。テレビでは誰の目にも明らかな議員の対応が映し出されていまして、ゆるぎのない言質を取ったと言っても過言ではないと思います。拍手を贈りたい。ただ、セクハラという言葉がひとり歩きしているような印象は持ちました。記者会見は本当に楽しかった。私の思いを聴こうとする心のある人々の前で、言葉を紡いでゆくのはとても快感でした。記者さんたちは耳を澄まして聴いてくれましたし、頷いてくださるかたもいらっしゃいました。とてもありがたかったです。

2001年5月24日の夕刊で新聞記事になった各紙の文面を並べてみますと、いわゆる保守派と言われている日経、読売が、私の思いの伝わる記事を書いていることを意外に思い、かつ感心しました。記者会見で、「未婚の母」という言われ方を好みませんので、「非婚シングルマザー」という扱いをしてくださるようお願いしたにも関わらず、私の購読紙である朝日が2回も「未婚で子供を産んだ」「未婚の母」(ここは加藤の直接発言ですが)と繰り返し記述されたことには、ちょっとがっかりしてしまいました。他紙は「非婚の母」(日経)、「結婚せずに出産して母子二人暮らしである」(読売)、「非婚で子どもがいる」(毎日)、「結婚せずに子育てしている」(産経)、「非婚で子どもを産んで育てている」(赤旗)という表記の仕方でした。毎日と赤旗は府議の直接発言のなかで初めて「未婚の母」という言葉を用い、日経、読売、産経の3紙には「未婚」という言葉はいっ

さい用いられていません。これは偉いと思う。きちんと私の話を聞いてくださったことがわかります。ここで朝日の読者である私は悲しくなりました。

さらに差が出てしまうのは、記者会見の席で話した私の思いを書いてくれたのが、日経と読売だったことでした。「裁判を通じて、心の傷をいやしたい」(読売)、「非婚の母ということで差別されている女性たちを勇気づけたいと思い提訴した」(日経)というふうに、事実関係だけでなく私のこの裁判に込めた思いにまで記事にしてくれた2紙の記者さんに感謝したいです。そして全国紙であるフライデーもこの件を掲載しましたが、やはり大見出しで「未婚の母」です。世間は未婚の母が好きなのかなあ。それからフライデーの記事の中で明らかに間違っているのは、見開き左ページの中段にある「あなた、子供に可愛そうなことしたなあ。(未婚の母という理由で)差別されるで」のところ。「可愛そうな」ではなく「可哀想な」です。ここは漢字の誤りですが、子どもに対する差別の理由に未婚の母はないでしょう。婚外子、あるいは非嫡出子という理由で、というのが正しいはず。 (講談社ともあろう大手出版社が。) もうちょっと勉強してください。婚差会の集まりにでも足を運んでいただきたい思いです。名刺をいただいたフライデーの記者さんに電話したら、

「ボクは未婚という言葉は使わないように伝えたんだけど、東京のデスクがそう書きちゃったんです、それは朝日新聞が未婚と書いてたからなんです、すみません」と早口で説明されました。

*なぜ、非婚の母にこだわるのか

言葉というものは使ってこそ命が与えられるものだとは思っています。使われると言葉は生きて働く。ですから取って使ってほしくない、その言葉のもつ力を縮小したいがために私は「未婚の母」ではありません。その言い方はしないでほしい」と申し上げているのに、一部の報道機関は大衆の心をキャッチしやすい、私が嫌う言葉を使う。断じて申し上げます。私は「未婚」ではなく「非婚」です。非婚のシングルマザーです。あるいは子どものいるシングルと言ってもいいでしょう。婚姻制度の枠の外で生きる生き方を選んだ女性で、個を生きたいと望むものです。結婚に至らなかったのではなく、婚姻制度の中に身を投じることを拒否した人間です。基本的に女と男がいて、その愛の関係を国家や社会に管理されたくない。個人のSEXになんで国家や社会の承認を得なければならないのでしょうか。第三者の許可を得ないところでの二人の愛の行為が、咎められないといけないのはいったいなぜなのでしょう。

「結婚もエレガントで棄てがたい」という思いも少なからずわかります。ひとりの女性がひとりの男性に一生愛を注ぐことを約束する、そして男もひとりの女性にだけ性行為を約束する。女はその男とだけの子孫繁栄に貢献するという契約。契約であるが故にそれを破棄したときの制裁が用意されている。けれどもこの世のたいていのカップルは、時間の早い遅いはあってもその約束を破っています。私は子どもの時にその現実を、私を育てた父親の態度で知ってしまいました。それが日常でした。約束を守れないのに「結婚」の状態を維持している父と母は、子どもの目から欺瞞に満ち満ちていました。一方は身の回り、家事のすべてを依存し、もう一方は生活費のほとんどを他方

の稼ぎに依存する、その形態は私の尊敬できるものではありませんでした。そして「嫁」とか「妻」とかいう社会的役割は、ものすごく重圧を感じさせるもので、「私はこんなこと絶対したくない」と思わせるにじゅうぶんでした。私が「結婚」を選ばなかったのは、生育歴から、まず自己の安全を図る手段であり方法でした。私のような育ち方、育てられ方をしてきて、なまじフェミニズムに出逢ってしまえば、非婚シングルマザーという生き方はむしろ自然なことのように私には思えます。人間という生きものは、抑圧を受けないと目が覚めないという変な習性があるようで、私の場合もその通りだと言えます。

生き方のスタイルはいろいろあると思います。そのことで制度として差別が設けてあること自体、ちょっと、いえ、ずいぶん変です。それをもっと社会に向けてアピールしたい。私の愛する子どもが生きやすい社会を築くためにも、努力は惜しまないつもりです。一緒に思いをはぐくんでゆきましよう。メッセージを社会に発信してゆきましよう。話せばわかる。どうぞ一緒に。

2001年6月14日
時任 玲子



2001.4.21 婚差会の集会で発言する時任玲子

セクハラで自民府議提訴

大阪の女性「生き方侮辱された」

自民党大阪府議から、非婚で子どもを産んで育てていることに対する侮辱やセクシュアルハラスメントを受け、精神的苦痛をうけたとして二十四日、大阪府茨木市の女性法瑛（ほうえい）府議が府議を相手取り、慰謝料など三百七十二万円の支払いを求める訴えを大阪地方裁判所におこした。

訴えたのは元保険外交員の時任玲子さん（59）現在無職で、訴えられたのは茨木市選出の加藤法瑛（ほうえい）府議。訴状によると、時任さんは保険外交員をしていた昨年七月初旬、業務を通じて加藤府議と知り合い、後援会事務所に就職するようすすめられました。同月下旬、ホテルの一室でおこなわれた面接で、結婚した時期を聞かれ、「婚姻届は出していない」と答えると、「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分の事務所にきてるといわれるとなあ」などと述べたと述べています。さらに、時任さんが退席する際、握手を求め、強く抱き寄せたと述べています。

時任さんはその後、採用されるものと思いついていましたが、九月中旬、不採用の知らせとともに百九十五万円の郵便為替

府議を提訴

セクハラで

大阪の女性 大阪府の加藤法瑛府議の後援会事務所への採用面接を受けた際、未婚で子どもを生んだことを侮辱されたうえ、セクハラ行為を受けたとして、大阪府在住の無職女性（39）が24日、同府議を相手に慰謝料など372万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁へ起した。

訴状によると、女性は加藤府議から後援会事務所就職するよう誘われた。昨年7月下旬、大阪府中央区のホテルの客室で加藤府議一人の面接を受けた。女性の履歴書を

朝日



▲5月24日、大阪地裁の記者クラブで会見を開いた時任さん（左から2番目）と弁護団

「私のようなシングルマザーだって、一生懸命生活しているんです。その生き方を、社会的に責任のある人から侮辱された。許すことはできません」

大阪府在住の時任玲子さん（39）は5月24日、大阪地裁の記者クラブで怒りをあらわにした。彼女が侮辱されたのは、セクハラ行為を受けた相手は加藤法瑛。大阪府議（65）。彼女は、加藤氏を相手に慰謝料など372万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起したのである。

加藤氏は7期連続で府議を務め、98年には府議会議員に就任した自民党府議連の重鎮。議会運営に影響力をもつ大物（府職員）だといっている。地元の茨木市の「慈光寺」住職にして、幼稚園園長でもある名士だ。

事件は昨年7月。当時、保険の外交員だった時任さんがセールスで加藤氏のもとを訪れた際、月給20万円という事務所で働かないかと自分の後援会事務所を誘われたことに始まっている。加藤氏自身から再三、勧誘され、時任さんは7月24日、大阪府庁内で面接を受けた。が、加藤氏は「今後のことも含めると、

未婚の母が訴えた65歳大阪府議の「セクハラ面接」



食事でもしながら話し合おう」と、彼女をなぜかホテルへと誘う。これが、3時間にも及ぶセクハラ面接の始まりだったと時任さんは訴える。

シティホテルの一室で1対1になると彼は、ルームサービスで刺身とちらし寿司を注文。あなたのことがもっと知りたい」と、履歴書を書かせた。が、彼女が「未婚の母」と知ると、「ふしだらな人が自分の事務所に来ているといわれるとなあ」と、態度を急変。あなた、子供に可愛そうなことだなあ。未婚の母という理由で差別されるで、」女が男と同じように仕事できるわけがない。カラダが違うんやから」などとセクハラ発言を連発。さらに、時任さんが退席の意思を伝えると、「ゆっくりできると思ってる。この部屋を取ったの」と手を差し出し、握手に応じようとした彼女をグイッと抱き寄せ、体に手を回しながら、自ら「こんなことをしてはいかんかな」と白々しく語ったという。時任さんは不快感に襲われ、帰宅後、風呂場に行きかけた。が、「彼女の両肩に手をかけて抱き寄せただけ。頑張れよ」という意味で、

とは、加藤氏の弁だが、なぜわざわざホテルの一室で食事をする必要があったのかは謎である。

一連の言動から採用されると思った時任さんは、面接から4日後、保険会社を退職。加藤氏からの連絡を待った。が、催促しても、ナシのつぶて。9月5日、業を煮やした彼女が返答がないことについて抗議文を送ると、「採用見合わせの通知とともに、府議からなんと10万円の郵便為替が送られてきたという。」

彼女に支払うはずだった4カ月の給与10万円と、事前に約束していたパソコン技能習得費などとして10万円。他意はない」と加藤氏はいうが、あまりに不自然。何かやましいことでもあったのか、と動揺されてもおかしくない大金である。

同じ自民党の府議が語る。

「面倒臭い」との評判がある一方で、負けず嫌いで短気。すぐに府の職員や部下を怒鳴り散らす暴君のような一面も持っていました」

加藤氏はセクハラ行為を否定しているが、5月29日、「裁判に専念したい」と自民党議員団を離脱した。

雑誌 No. 80 211冊 2001.6.16

「私が府議を訴えたワケ」

元生保外交員 本紙に激白

いきなり抱き締められ声も出なかつた



「事件」を再現する時任さん。顔も実名も伏せず、「堂々と加藤府議の非を訴える」という

個人事務所の採用をめぐり、元大阪府議会議員の加藤法瑛府議(65)が茨木市選出からセクハラ行為を受けたとして、慰謝料など三百七十二万円を求め訴えを大阪地裁に起こした茨木市の元保険外交員、時任玲子さん(39)が三十一日までに、夕刊フジの取材に応じ、セクハラを受けた経緯を激白した。「あれは愛人面接。シングルマザーへの冒険は許せない」と時任さん。一方の加藤府議は「覚えがない」として、全面的に争う構えだ。

「ちよちよ、子供を保育園に迎えに行く」と言っていて、面接があったホテルの部屋を出ようとするまで私を左隣に座り、左手で握手を求め、「こんなあれは愛人面接、許せぬ」と時任さんは、身振り手振り「とにかく驚きのあまりに声も出さず、再度『帰りませ』と言って席を立ちました。が、あまりに不快で帰宅後、すぐに浴室に入り、体を何度も洗いました」

きっかけは同月上旬、生保の外交員として、上司と顧客回りをしていた際、加藤府議から「今度一人で来るように」と自宅に呼び出され、個人事務所への就職勧誘を受けたことだった。同月下旬になって府庁の控室で議会事務局員による英語などのチェックを受けた時任さんは席上、「職員

加藤府議「覚えがない」と全面否定

「あれは愛人面接、許せぬ」と時任さんは、身振り手振り「とにかく驚きのあまりに声も出さず、再度『帰りませ』と言って席を立ちました。が、あまりに不快で帰宅後、すぐに浴室に入り、体を何度も洗いました」

きっかけは同月上旬、生保の外交員として、上司と顧客回りをしていた際、加藤府議から「今度一人で来るように」と自宅に呼び出され、個人事務所への就職勧誘を受けたことだった。同月下旬になって府庁の控室で議会事務局員による英語などのチェックを受けた時任さんは席上、「職員



加藤法瑛府議

の前で加藤府議から「今後このこともあつたので、お昼に近くのホテルに来て」と言われ、すっかり信用してしまつた」と振り返る。

部屋を訪れた時任さんは「一瞬、危ないかなと思つたけれど、部屋は応接セツ

め、シングルマザーである二十万円を失業中の給与分として貰つたのは受け取つたが、「謝罪を免れようとする姿勢に憤りを感じ、結局、自分の事務所に来てるといわれることなあ」などと暴言を浴びせられた直後、問題の行為が起つた。

その後、採用話は立ち消え、加藤府議に手紙などで何度も問いあわせたが、謝罪は一切なく、いきなり休業補償、などとして現金百九十五万円が送られてきたという。

時任さんはすでに外交員を辞めていたため、うち百

人面接。他人の生き方をおとしめたことが許せませぬ」と憤る。

一方、訴えられた加藤府議は「励ます意味で肩をたたかされたが、セクハラや暴言ととられる言動は覚えがない」と反論、裁判では「全面的に争う」としている。注目の第一回口頭弁論は六月二十九日に開かれる。

日刊ゲンダイ

2001年(平成13年)5月26日(25日発行)

未婚の母がセクハラで告訴

ベテラン大阪府議の評判

「未婚の母はふじたらだ」 当選7回、府議会議員の経歴もあるベテラン議員だ。母だったことに「ふじたら」な言葉を投げつけた自民党議員。価値を持ち、地元茨木市だ、と怒り、結局、採用の大府議がきのう(24)で幼稚園を退学した。訴状によると昨年7月、日、セクハラで告訴され、時任さんは、加藤府議から吐く議員だ、と聞かされて「後援会事務所秘書として働かされた」と訴わ

大阪市内のホテルの一室で、屋敷をこた。その際、加藤府議は「おまえを府議にしよう」と時任さんに抱き寄せ、「こんなことをしてはごめんなさい」と言った。記者にも、なんが用であるか、と大声を出

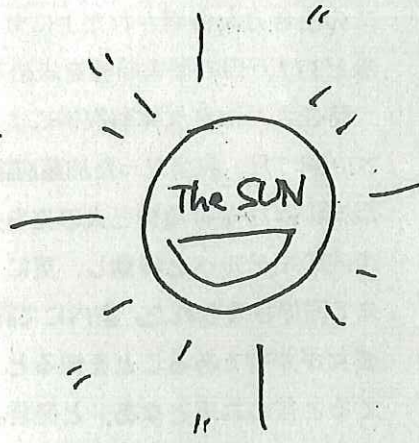
す。オンナ好きも有名で、外国人女性との間に、30年近くも議員ハシッとしていられたのが不思議な存在です。府議会関係者。大阪府では、公共工事の入札価格を業者が漏らし、見返りに多額のワイロを受け取っていた大府議が、この2年間で4人も逮捕されている。加藤府議の周辺でも不正入札の噂が、あつた。ベテラン府議も、ウカウカしてつられな

夕刊フジ No. 80 2001. 6. 16

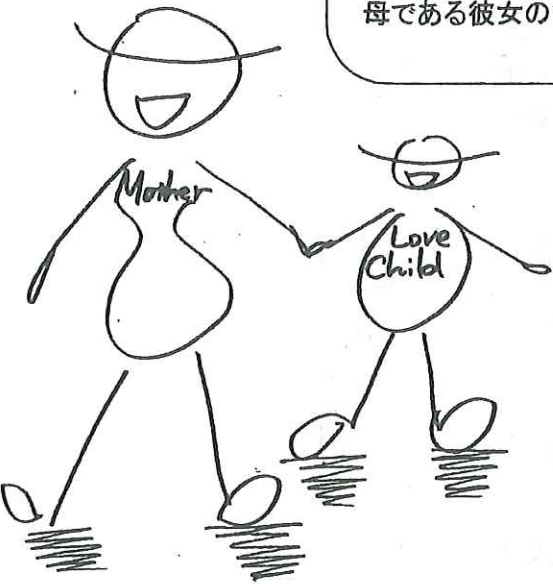
677/1080

時任玲子さんを支援する会

非婚シングルマザーと婚外子が
のびやかに生きていける社会は
すべての人が生きやすい社会。
そんな社会を一緒に
つくっていきましょう!!



非婚シングルマザーや婚外子への差別や偏見を容認し助長するような大阪府議の言動を、裁判に持ち込んで潔く闘っている、茨木市在住女性。セクシュアルハラスメントの被害にも遭い、傷つきながらも声を挙げて生きてゆこうとするひとりの母である彼女の言動をみんなで応援しましょう。



《 連絡先 》
〒530-0047
大阪市北区西天満3丁目14-16
西天満パークビル3号館 10F
北大阪総合法律事務所 気付
時任玲子さんを支援する会

非婚シングルマザーと婚外子への差別
そしてセクハラをゆるさない
私たちの活動に支援をお願いします。

カンパ窓口
郵便振替口座 0960-4-131195
時任玲子さんを支援する会

時任玲子さんの裁判とは……

原告の時任玲子さんは非婚のシングルマザー。婚姻届を提出せずに子どもを出産し養育している。2001年5月24日、加藤法瑛大阪府議を相手に、非婚シングルマザーとしての生き方を侮辱された上にセクハラも受けたとして、その精神的苦痛に対する慰謝料など372万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁へ起こした。

時任さんは育児休暇取得によるリストラに遭った後、生命保険の外交をしていたが、2000年7月、顧客だった加藤府議から後援会事務所への就職を打診され、面接を受けた。最初に府庁で府職員三人の立ち会いによる面接を受けた後、今後の説明を受けるため、市内のホテルへと移動し、更に「仕事上重要な話をするときは上の部屋を使う」と部屋まで同伴させられた。室内にて詳細な履歴書を作成した後、結婚の時期を尋ねた府議は、彼女が非婚であることを知ると「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分の事務所に来てると言われるとなあ」と発言。更に彼女が退室する際に握手を求め、握った手を強引に引き寄せて抱きしめようとした。

時任さんは勤務先を退職して採用を待ったが、一ヶ月以上も連絡がなく、彼女が抗議の手紙を出した後、9月になって採用見合わせの手紙とともに、生活費などとして合計195万円の郵便為替証書が送りつけられた。謝罪の言葉などはなかった。彼女は離職して収入がなかったため一時的に120万円を受け取ったが、3月までに全額を返還し、提訴にふみきった。

提訴後、会見した時任さんは「非婚シングルマザーという生き方を選んだことを社会的に責任のある人物から侮辱され、差別発言を受け、偏見のにじみでた言葉を浴びせられ、非常に傷ついた。非婚で子どもを産み育てている女性たちと元気と勇気をシェアしたいと思い提訴した」と話している。



こういう思いで
頑張っております。

皆さん、ご支援ください。

時任 玲子



婚外子について 80号別冊
2001.6.16.

民法900条4号但書
婚外子とあるは
何ら世帯の尊
厳を損なわぬ
を理由とする
(あるあるある)

民法900条4号但書撤廃に
国会議員に届けます。

非婚の母です。
母は非婚というだけで
悲鬱の心をもち、その
いらいまはせられ、
せむしりたかたに女
(私の人生にないはず)
が、この世に存在

民法900条4号但書
国会議員に届けます。

婚外子と非婚の母
は、同じ母から生まれ
共々に育った姉妹でも、
生まれた時に婚姻届の有
無で、姉は「嫡出子」、
妹は「非嫡出子」として

民法900条4号但書
国会議員に届けます。

日本国
94年
4.5
10.1
10.1
10.1
10.1
10.1
10.1
10.1
10.1

国会議員のみなさんへ メッセージ

私自身、非婚の母として育ち、正直に所感として
特に「非嫡出子」としての苦しみは何れも
感じ、特に「非嫡出子」としての苦しみは
何れも、それが「当り前」として受け取られて
いる。そして「当り前」として受け取られて
いる。そして「当り前」として受け取られて

民法900条4号但書撤廃に向けて、みなさんの
国会議員に届けます。

「基本的人権の尊重」と
いう理念を基に、
地球的な視点で
キーワードです。

民法900条4号但書撤廃に向けて、み
国会議員に届けます。

婚外子への差別は人間
の尊厳を容認し、
差別を拡大再生産して
本人に代わらず、婚外
子に代わらず

民法900条4号但書撤廃に向
国会議員に届けます。

100年前の明治27
年、国家のために出来
た生活や社会に
対して、900条
撤廃の子ども
達のためにあ
る理由には、
いざいざと
いって、
心にはある
一人一人

民法900条
国会議員に届

法律上の親にすぎない
と、断言したい。
法律婚という鎖は、女を
保護し、男という鎖は、
男を保護する。
国家を愛する男
は、女を愛する。
民法900条4号但書撤廃に向け
国会議員に届けます。

集会700人の署名文
が、生かされ、この
く内に書き入れ
私たちが、女に
対して、
民法900条4号但書撤廃に向け
国会議員に届けます。

出生による
国の入籍
と権利
をめぐり
民法900条4号但書撤廃に向け
国会議員に届けます。

私の子供は婚外子です。でも、おでこに
婚外子とは書いてありません。だからみんなに
愛されて育っています。ですが、そのシッテルが
紙に書いてあることで、子供は、言われのない
差別をうけなければなりません。
どんな子供でも、堂々と自信をもって
みんなに平等に愛されて生きる権利が
あるはずなんです。子どもの権利条約にも
うたわれています。

民法900条4号但書撤廃に向け
国会議員に届けます。

出生による差別は、男が不利
な状況に置かれています。
民法900条4号但書撤廃に向け
国会議員に届けます。

国会議員のみなさんへのメッセージ

以下にお届けするメッセージは集会前日までに私たちに届けられ、当日、会
場に掲示したものです。

● 「半分の価値の子ども」として生まれ、「1/2の人間」として死んで行く婚外子。
同じ母から生まれ共に育った姉妹でも、生まれた時に婚姻届のあるなしで、姉は「嫡
出子」で、妹は「非嫡出子」。
戸籍の続柄は、姉は「母親の『長女』」で、妹は「母親の『女』」。
相続差別が姉と妹の間に線を引く。婚外子は家族じゃないの？
家族を引き裂くように、国が黙って線を引き続ける…。
21世紀の日本、「人間の選別」「家族の分断」はもう、お・し・ま・い！
中田千鶴子

● 私自身非婚の子として育っていますが、今まで差別された経験はありません。
というよりも差別される理由もないので、それが当たり前だと思っています。
他の子達となんにも変わりません。
それが財産の話に限って、なぜ差別されなければいけないのでしょうか。
紙上には書かれていないものの、親は親です。
なんらかの理由で非婚の子として育っても、非婚の子を産んだ親も、
他の親子と変わりなく、お互いとても愛しい存在なはずです。
それは平等な愛です。
私たち婚外子へ平等な愛を。
たみ

● 婚外子差別とは、女とこどもを婚姻届の有無でより分ける差別。この差別がある限
り、たとえ別姓婚が認められようと、女の生き方の自由は無く、女とこどもの人権は
保障されない。女と男の関係を、婚姻届という枠組みで縛ることそのものがまちがっ
ているが、100歩ゆずって、社会の規範としてそれがあつたとしても、婚外子差別とい
うかたちで婚姻届を出せない関係を貶め、その責めを何の責任もないこどもが負わね
ばならない、そんな理不尽なことがあつていいのか！
何度でも言います。婚外子差別は女にとって踏絵であり、この差別がなくならない限
り、女と男の対等な関係はありえない。たとえ別姓婚が認められようとも。
私は非婚で子どもを生み、現在はいわゆる事実婚をしています。もし現在の関係で婚
姻届を出し、子どもを生めば、婚外子と婚内子、非嫡出子と嫡出子の両方をもつことにな
ります。私にとっては何も変わらない子どもたちが、法的に切り分けられる。
現実の人間関係を無視した、こんな差別は1日も早くなくなってほしい。別姓婚が認
められてもこの現実是不変です！
香川県 ハルとアヅキのママ

● 婚外子差別の最も残酷な点は、親子関係を傷つけることです。親に対しては、親自身のプライベートな生活の部分を理由に産まれてきた子どもを差別し、一方子どもに対しては、生まれてきたことで親に「汚名」を着せ、しばしば親達にとっての大切な人間関係の破壊者にしてしまう。誰にとっても自分のために誰かを不幸にしてしまうのはとても苦しいことです。婚外子が不幸なのは、婚外で生まれたからではありません。差別があるからです。900条4号但し書きは婚外で生まれたことを理由に子どもを「処罰」しています。婚外子を処罰することによって、女が配偶者以外の人と性関係を持つことを防ぐ一方で、男が自由に婚外の性を持てるようにし、その結果、生まれた子どもに対し責任を持たないでよいとする。そのために婚外子が不幸に甘んじるのはもうごめんです。900条4号但し書きは即時撤廃してください。

Y M

● ビデオ「罪なく罰せられて一婚外子の声」を見た方たちに

わたしは婚外子です。戸籍上で嫡出子登録された婚外子です。

わたしの父は戸籍上、「私生子」登録され、その後認知され「庶子」登録されました。婚姻して出生したのがわたしです。父が死んだ時、現在の民法になっていましたので、「嫡出子ではない子ども」の身分のまま一生を終えたこととなります。わたしは「嫡出子」として戸籍登録されている「婚外子」です。

民法900条4号但し書きは戸籍登録で、嫡出であろうとなかろうと、婚外子身分による相続差別をします。わたしにとって民法900条は身分制度であり、民法900条4号但し書きは出生差別です。

民法900条は子どもの間で身分をさだめる理不尽な人権侵害です。

わたしの15歳のときの被差別体験です。叔父や叔母と旅行中でした。その「話し」はパズルの一片でした。その一片が入ったことで自分に見えていなかった「親族・家族」の画像が、父や母がわたしに話ってきた「楽しいもの」とは正反対のものであることが見えた瞬間でした。

その話しを聞いたとき、わたしは突然吐き気を催し、止める間もなく、電車のなかで激しく吐きました。電車のなかで激しく吐く前、叔父と叔母はお正月に自分たちが毎年どんなに楽しい正月を過ごしているのかを、口々に話していました。

「毎年」

「全員集合して…」

「家族全員で楽しくドンチャン騒ぎをする」

わたしのなかで、「家族全員が集合する」なかに父が入っていないことを初めて認識しました。そういえば、父の姉妹兄弟は家に引きもきらず遊びにきていましたが、父は自分が産まれた家や育った家にはほとんど行っていないことなどが、同時に様々な欠片となって、頭のなかでまとまったかと思うと、とたんに爆発したようにはじけ飛んだのです。

この経験から40年近くがたっているのですが、このときのことに関連する単語や、感覚を刺激するようなものに触れるたび、現在のその状況に関係なく、意味なく吐き気

に襲われるのです。

婚外子差別を感じると言っている自分に、それは差別ではないと言った人がいます。そんなことどうでもいいじゃないと言った人がいます。そんなささいなこと気にすることはないといった人がいます。しかし、何年もたっているのに15歳のときのわたしが経験した激しく吐き、震えだし、叫び出したい衝動が起きるのです。

激しい吐き気

激しい慟哭

からだの震え

頭のなかの閃光

叫び出したい衝動

目的を持たずにどこまでも歩く衝動

断崖の上、橋の上、流れをただ見つめて立ち尽くす自分

婚外子としての体験を言えないのは

言いたくないのではなく

言えないのです

自分のからだが震えだし

頭は熱くなり

言葉はなくなるのです

語られていない差別がどんなに深く心やからだをさいなんているか

語られていない差別に向き合ってほしい

自分自身の立場から

山田満枝

参加者から国会議員のみなさんへのメッセージ

以下にお届けするメッセージは「民法900条4号但し書き撤廃に向けて、みなさんの思いを書いて下さい。国会議員に届けます」と呼びかけて、来場者に書いていただいたものです。（順不同・原文のまま）

■千種由美子

民法900条4号但し書きは、婚外子であるという、本人の人間性とは何ら無関係の、単なる出生時の状況（親が婚姻関係であったか、婚姻外であったか）だけを理由とする、明らかなペナルティ、見せしめであるのです。生まれてきた時、父親と母親の法的関係性を見きわめて、その状況を選んで生まれる人間など誰一人ありません。

多くの差別は「いわれなき差別」ですが、その差別の中でも、この900条但し書き差別程その不合理性、不条理性を露骨に内在させる差別は他にも類をみないと思います。

ただちに撤廃を要求します。

■時任玲子

非婚の母です。そして私自身が本当はLOVE CHILDです。

母は結婚というものを通して私を育てました。が、その結婚は悲惨なものでした。その母の姿を見てきた私はとても結婚する気持ちにはなれませんでした。私は結婚は望まないけれど母にはぜひなりたかった女性です。非婚の母にはごくあたりまえに（私の人生においては）なりました。それが、これまでの人生において学んだ、いちばん私が私であるための生き方を選択した結果でした。どういう生き方を選ぶにせよ、その責任を取る人は本人自身です。けれどその子どもが差別され、不幸になることは絶対に許せない。私はこの世にはびこっている差別に対してあらゆる方法で発言し表現してゆきたい。感じた人は行動する責任があります。私は社会を変革せしめる積極的な個体であり続けたいと強く思っています。明文化されてしまっているような差別を維持する制度を撤廃し、制度を変え、作ってゆけるのは国会議員の仕事です。よろしくお願い致します。

■齊加尚代

100年前の知性でつくられた民法。男たちの目で、国家のために出来上がった民法は、今生きている私たちの生活や社会にそぐわなくなっています。

なかでも900条4号但書は、生まれながらに平等であるはずの子どもを選別するものです。この選別・差別は誰のためにあるのでしょうか…。「法律婚を守る為」という理由は、婚姻カップルの3組に1組が離婚しているという現実の社会の下で、とても合理的な理由だとは言えません。ある年代以上の男たちが抱く幻想が、そこにはあると思います。社会は明らかに変化しています。1人1人の幸せを保障するのが法律のはずです。生まれた時点で、子どもの幸せに影を落とすような「900条4号但書」は絶対に撤廃すべきです。まったく責任のない子どもに、つらいペナルティーを与えていることに早く気づいて下さい。

■大田季子

婚外子への相続差別は人間の尊厳を傷つける差別です。

相続差別を容認していることそのものが、婚外子への差別を拡大再生産します。それらの差別は婚外子本人だけでなく、婚外子の親や周りの人々を苦しめます。人を不幸にさせる制度は一刻も早く改めてください。全国の婚外子の数は300万人とも500万人とも言われています。

民法900条4号但書の即時撤廃を求めます。

95年7月の最高裁判決でも「(現時点では)合憲だが立法的措置が必要」と言われ、それからもう6年がたっています。すべての子どもが平等に世の中に受け容れられる社会を作り出したいのです。お力をお貸しください。

■無記名

「基本的人権の尊重」と、国の根本の理念である憲法にうたわれています。地球的規模でも「人権」は当然のキーワードです。にもかかわらず、なぜ「出生による差別」が残っているのでしょうか。民法(これも国の基本法のひとつです)上における「相続」

における差別のみならず「人間の価値」をランク付けているのは許せません。国会議員の最も重大な仕事のひとつとして是非民法900条4号但書を撤廃して下さい！
法制度が真に人間ひとりひとりを大切にするよう早急に力を尽くして下さい！！

■無記名

私自身、非婚の母ですが、正直な所今まで特に「非嫡出子」だからという事で何かに疑問を感じたり、怒りを覚えたりという事はありませんでした。結局、それが「当たり前」と、割り切っていたのだと思います。そしてそれが「当たり前」な世の中だと思います。法律の事に関してはよくわかりませんが、自分の子供に置きかえた時、母親だけではふせぎきれない「法律」という名の差別がある事を知りため息が出ました。

■無記名

私の子供は婚外子です。でも、おでこに婚外子とは書いてありません。だからみんなに愛されて育っています。ですが、そのレッテルが紙に書いてあることで、子供は言われのない差別をうけなければなりません。どんな子供でも、堂々と自信をもってみんなに平等に愛されて生きる権利があるはずです。子どもの権利条約にもそう書いてあります。どうか、一刻も早く、このような理不尽な法律を改正していただきますようよろしくお願い申し上げます。

■無記名

出生による差別は卑劣であり、民法900条4号は撤廃されて当然であると思います。

■無記名

すべての子供の命の重さを結婚という制度に関わらせて、区別しているだけの法律だと思います。民法で定めなければならない法律がもっとある様な気がするんですが。

■江西ゆかり

法律が何の役にも立たないと、国も何も役に立たないと身にしみています。法律婚という鎖は、女を縛りつけるだけ。

保護しているという、囲いは、檻以外の何ものでもなかった。国家を支える「男」の為に慰安婦として用意される「妻」。家庭という囲いから出たら、不利益を与えるという宣言ですか？ 夫・男から何をされても辛抱したらその子供に関しては遺産という経済面では、多少の恩恵を与えますよ…か？ 子供を人質にとった檻は撤廃すべき！

■善積京子

人々の多様な生き方は、認めるめられるべきです。また、親の生き方もよって、子どもが差別されるのは不当です。憲法14条で「すべての国民は、社会的身分又は門地により、差別されない」と規定しています。民法900条4号但書は、出生時にその子どもの両親が婚姻関係にあるかどうかで、子どもの相続配分に違いを設け、婚外子を差別しています。民法のこうした差別規定は、相続問題にとどまらず、「婚外子は差別さ

れてもしかたがない」という意識を国民に植え付けています。すでに国連の規約人権委員会や子どもの権利委員会からは、日本政府に対して「婚外子是正のために立法措置を早急にとるように」という勧告が出されています。一日も早く、民法900条4号但書の撤廃を望みます。

■無記名

集会アピール声明文にある「どのような関係から生まれようが、この世に生まれてきた子どもは一人の人間として尊重されねばなりません」とは、私たちがあえて訴えるまでもなく、憲法にしっかりと謳われていることです。不合理な悲しみや苦しみを法律が表現しているということ、先進国としては、はずかしいことと受けとめていただきたいです。

■無記名

出生によって差別がある、というのは、日本という国の人権意識がいかに貧しいかということを示していると思います。すべての子供は、子供の権利条約によっても、平等とされているのに……。ぜひ撤廃して下さい。

■無記名

日本国憲法の平等原則、子供の権利条約から見ても、民法900条4号の相続分差別は明らかに合理的でなく、民主主義に反しています。さらに、この条文のみを根拠とする戸籍表記の諸差別も、子供自身から見ればよくわかるように、差別を公表することを制度的に保証していることは明らかです。一日も早く、婚外子差別撤廃に向けた国内の処方の改正手続に入るべきです。

■無記名

婚姻内でも外でも、生まれた子どもはみんな同じで尊重されなければなりません。ですから、婚外子への相続差別は1日も早くなくなしてほしいと願います。

■無記名

・非婚の母には寡婦控除が認められない、という事を改善してください。離婚・死別した母と同じように母子家庭として、金銭的には苦しいのです。平等に扱って頂きたいと思います。

・戸籍においての非嫡出子で女・男、嫡出子で長男・長女という記述の仕方を変えてほしいと思います。やはり、何らかの差別が生じるかと思うからです。又、父のん(の)がないという事から、戸籍全体を見直して欲しいです。

■Carolyn Wright

Japan has drawn international criticism for its discrimination against children born outside of legal marriage. Discriminatory practices and ideas affect foreign residents of Japan. My child, a British citizen who was born outside marriage,

was initially registered by mistake as "eldest son" on his Foreigners' Registration Card. However, this kind of ranking is reserved for the children of legally married parents, so "eldest son" was crossed out with red pen by the worker in the ward office, and replaced with the registration "child". The fact that the registration was changed shows how important the distinction is considered to be. My son now has a Foreigners' Registration Card which shows that he is different from children born to legally married parents and clearly stigmatizes him. In Britain, we no longer make any distinction between children born inside and outside of marriage. It is a source of shame discrimination when so many other countries have abolished it. I urge the Government to take the first step towards eliminating discrimination by deleting the fourth article of Clause 900 of the Civil Code.

<日本語訳>

日本は婚外子の差別に対し、国際的に批判されてきています。そして、その差別的な慣例と理念が日本に暮らす外国人を生きづらくしています。私の子どもは、結婚しないで生まれたイギリス人婚外子ですが、最初間違えて外国人登録に「長男」と記載されました。しかしながら、このような表記は法律婚で生まれた子どもに対して相当するものとされ、従って「長男」は区役所職員の手により赤いペンで×印をもって消され、「子」という登録に置き換えられました。登録が変更されたというその事実は、こうした区別がいかに重要とみなされているかを物語るものです。私の息子は現在、法律婚によって生まれた子どもと異なることを示す外国人登録証を持っており、そのことは明らかに彼にスティグマを負わせています。英国においては、私たちは婚外子・婚内子の区別をもちやしていません。多くの外国がそれを廃止している時に、このような差別を助長することは、日本の恥の根源となっています。私は、民法900条4項但書を削除し、差別撤廃に向けての第一歩を踏み出してほしいと、政府に強く要請いたします。

キャロリン・ライト

<訳者後記>

尊厳ある一個の生命に対し、赤いペンで消されるという卑劣な行為を、役所の窓口の人間に「仕事」としてさせる国家の罪の深さに Carolyn Wright は、外国から来たシングルマザーの目で鋭くついている文章です。自己の存在を表す書類に、土足で踏み込まれるごとく、まったくの他人から書き入れられて、快く思うものが果たして存在し得るでしょうか？ 踏みこじられた心が回復するには時間を要します。上質のワインがその芳香を酔すまでには、相当の歳月を経なければならぬように。生命の連続性を思えば、差別する制度が生みだした悲しみや苦しみはあまりにも深く重いものであることを思いはかっていたきたい。そのためには何よりも制度の変革が必要です。傷ついたものを放っておくことは、いずれ社会の損失になることは疑いなき事実です。早急に民法900条4項但書を撤廃すべきです。

訳者 時任 玲子

婚差会つうしん No.80

2001.6.16発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION
AGAINST CHILDREN
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒1 神戸市垂水区
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail: konsakai@big.or.jp

私たちが声を国会へ!! 今号に同封しているメッセージ集と下の集会アピール声明文をGW前に700人も超える全国会議員に送りました。お年頃いください、みなさんに感謝!!

集会アピール声明文

2001年4月21日

私たちは民法900条4号但書の婚外子相続差別の即時撤廃を求めて、2001年4月21日、茨木市立男女共生センターローズWAMに集まりました。私たちは、婚外子・婚内子の法定相続分同等化を盛り込んだ民法改正を早期に実現することを強く要求します。

婚外子への相続差別は、婚外子本人の人権を侵し、婚外子の親を苦しめています。ある人が婚姻外で生まれたことは罪ではありません。どのような関係から生まれようが、この世に生まれてきた子どもは一人の人間として尊重されねばなりません。

同様に、婚姻外で子どもを産むことも罪ではありません。どのような経緯であれ、自らの胎内に芽生えた命を大切にしたいという女性の思いも尊重されねばなりません。

民法900条4号但書の規定は単なる相続差別にとどまらず、婚外子本人の尊厳を深く傷つけ、親子関係に悪い影響を与えます。さらに法に明記されたこの相続差別は、まさに法が容認する差別であるがゆえに、「婚外子とその親は、差別されても仕方がない」という風潮を生み出す元凶となっています。人権侵害を容認する相続差別は、生活の様々な場面に波及し、社会的差別を助長し、当事者たちを苦しめているのです。

日本の婚外子の出生数は10年前から微増に転じ、1999年は18,280人。今や全出生児の1.6%は婚外子です。この子たちが差別されず伸びやかに生きていける社会をつくり出すことは、私たちすべての責務ではないでしょうか。

私たちは、この不幸な状況を生み出している民法900条4号但書の撤廃を一日も早く実現するために、私たちの代表として国会に送られている議員の方々が、立場の違いを超えてあらゆる努力を傾けていただくことを要請します。

緊急集会

「婚外子集まれ! 民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな!!」

集会参加者一同

※婚外子とは、婚姻届を出していない男女の間に生まれた子どものことで、民法では「嫡出でない子(非嫡出子)」と呼ばれています。

集会に参加し、今年一月から法務委員を務める共産党の林紀子参議院議員は「連休明けに野党は相続差別撤廃を含む民法改正案を提出する準備に入っている」と報告、参加者を勇気づけた。

婚差会は、当日採択した相続差別の即時撤廃を求める声明と参加者のメッセージを四月中に全国会議員に郵送、改正を強く求めたい。

「と語り、婚外子が声をあげたくてもあげられない状況を訴えた。

フリートークでは、非婚の母や婚外子、婚外子の家族らが次々に発言。相続差別が婚外子本人の人権を侵し、婚外子の親たちを苦しめている状況が語られた。また、出生届未済で戸籍に記載されない婚外子が児童扶養手当やバスポートを取れない問題も指摘された。

集会ではまず「罪なく罰せられて」婚外子の声(制作・著作/ビデオ)を上映。続いてこのビデオを中田千鶴子さんが講演した。

「一いつは婚外子が差別されていると告発する」と自身が、自分が婚外子であることを告白してしまつたことについて、第一はこの差別は遺産というお金に絡んでいる。第三にこの差別が家庭内差別であり、親の死という最も悲しい場面で、国から身内から新たな差別を受ける点。最後四点目は、私自身も含め婚外子は自分が生きていくことを肯定

大阪・茨木市で緊急集会

2001/5/5 3:30 PM

選択的夫婦別姓の導入や民法九〇〇条四号但書「婚外子の法定相続は嫡出子の二分の一」の撤廃などを柱とする民法改正の答申から五年。婚外子の相続差別撤廃を求める切実な声を、関西からも国会に届けようと、四月二二日、婚外子差別と闘う会(婚差会)が緊急集会「婚外子集まれ! 民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな!!」を大阪・茨木市立男女共生センターローズWAMで開いた。同会委員の大田季子さんの報告。

婚外子の人権侵す相続差別

報告 大田季子

定できない。「私は生まれてはいけなかった人間ではないか」という思いが常にこの胸の中にある



講演した中田千鶴子さん(右)

- ★7月7日(土)11時~事務局会議
 - ★9月1日(土)11時~事務局会議
 - ★10月6日(土)つうしん81号発行
 - ★10月27日(土)事務局会議
 - ★12月1日(土)11時~事務局会議
 - そのあと忘年会
 - ★1月12日(土)つうしん82号発行
- ☆2月2日(土)事務局会議
☆3月2日(土)事務局会議
以上、☆印の日は追手門大学善積研究室
阪急茨木市駅午前10時半集合。
★印の日は信岡法律事務所・現地集合。
TEL06-6362-0222

□会費納入のお願い□
今号つうしんに2001年度会費払込票を同封しております。昨年度の会計報告は終面に載せてありますが、本年度は上記4.21集会のため、支出がかなり多くなっております。余裕のある方はぜひカンパもお寄せください。

※なお、会費支払いの困難な方は会計・連絡先のYまでご連絡ください。ご相談に応じます。

目次

4.21集会特集	最近の新聞記事から	時任さんからのメッセージ
・中田千鶴子講演録 2~4p	・民法改正について 5p	・事務局会議録
・中田千鶴子メッセージ 4p	・3/11集会報告 4p	・2000年度会計報告
・Yさんとの対談 5p	・シングルマザー関連 5.7p	ほか

中田千鶴子さん講演録 2001. 4.21 集会

後に同じ所に行った時、彼の婚外子差別に対する考え方はかなり変わっていました。声をあげるというのは必ずしも沢山の人の前に出るのではなくて、一対一でも、たとえ自分が婚外子だと明さなくても、話をするとというのが世の中を変えていく大きな力になると思います。

その家庭内差別ですが相続差別というのは、当たり前ですが親の死という最も悲しい時に発生するんですね。普段、家族とはそんなに離しいものでもないと思いますが、何かあった時、病気や家族が亡くなった時には支えあうこともあるのではないのでしょうか。でも、相続差別はそのような時にこそ、婚外子を家族から孤立させ差別するのです。まず最初に国から宣言され、次に身内からと二重構造です。というのは身内が平等相続にしましようって言ったなら、国もそこまで口出しはできない。だから親の死というショック時に、国の差別があつて、身内の差別があつて、初めて完結する、という変な言い方ですけど、成立する。この三つがバン、バン、バンと来た時に「いや、それでも裁判をします」というのはかなり難しいと思います。

声をあげずらい理由の一番目が宣伝をしてしまうことになること、二番目が相続というお金の問題だということ、三番目が家庭内差別である事実。そして四番目がまさに相続差別が生み出しているものなのですが、婚外子自身が自分の生を肯定できないこと。私自身いけないとわかってはいますが、やはり肯定できない。全ての婚外子ではないけれど、そういうことを言う方は多いですね。そのように思われている人間が自分の意見を、しかもお金のことを主張するというのはとても難しい。相続差別と立ち向かわなければならぬ人間は、相続差別が存在することにより常に一それは相続時に限らず一それによって叩かれているので、なかなか声をあげられないんです。

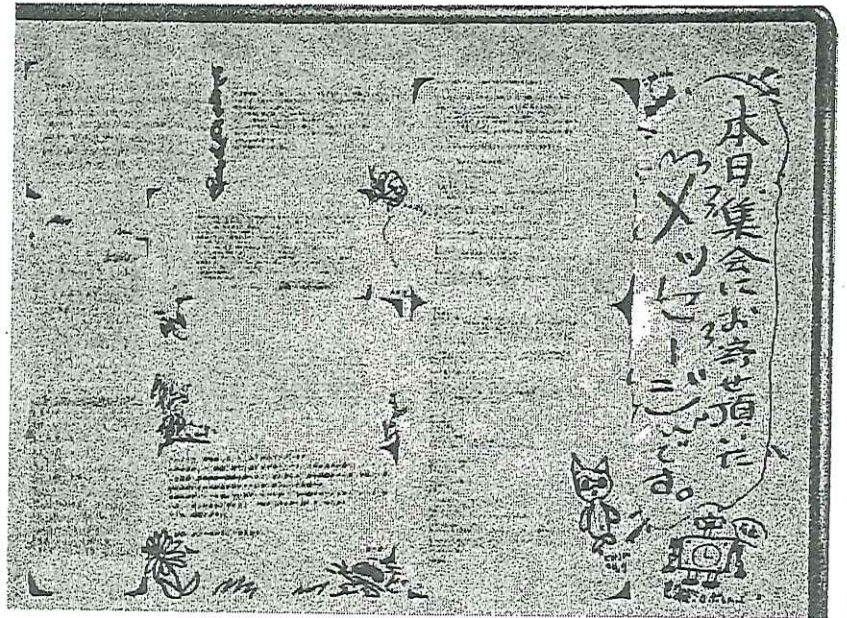
・婚外子の立場と母という関係

婚外子の立場と母という関係について考えることが最近あったのですが、先月、3月11日に日本画家の上村松篁さんが亡くなりました。朝日新聞に限ってのことですが、亡くなった翌12日、13日、26日と3回記事が出ました。一回目は署名なし、次は梅原孟さん、三回目が学芸部の森本俊司さんという方が書いていました。けれども全部でかなりの量になる記事の中で、松篁さんの父親のことは一言も触れていないんです。

ご存じだと思いますが、松篁さんは、上村松園さんの婚外子ですね。父親もやはり日本画家で、松園さんが美術学校に行っている時の先生だったそうです。これは作家の宮尾登美子さんが書いた『序の舞』という松園さんを書いた小説の中に出てくるのでフィクションがかなりあると思いますが、松園さんが松篁さんを生む前に、実はもう一人生んでいる。家から離れて出産して里子に出し、その養子先で五歳位で亡くなってしまったあとで、また松篁さんを身ごもるわけです。

妊娠の事実を、子どもの父に話したかどうかわかりませんが、少なくとも援助、助けは得られなかったのでしょう。松園さんは才能もあり小さい時から画の勉強をしているのですが、実際にお金は得られないわけです。今のように中絶が簡単にできませんで墮胎するために民間薬、かなり前に読んだものではつきり覚えていないんですけど、酸漿の根だっと思いましたが、それを煎じて飲もうとするんです。結局、自分で体に毒を入れて子どもを墮胎するしかない。しかもそれを買うためのお金さえもない。そこで画商へ行って春画、ポルノですよ、それを画くことによりやっといくばくかのお金を得て、墮胎薬を煎じて飲もうとする。その時に隣の部屋にいる母親が、今度の子供は生みなさい、子供はここで育てよう、というんです。私が一番最初にこの小説を読んだのは、新聞の連載で十五年以上前になりますが、何度読んでもこの部分は戻が出てきます。その子が、この度亡くなった松篁さんなんです。

松園さんは日本女性初の文化勲章を受賞され、松篁さんも受賞し、婚外子の母と婚外子と二代にわたり、いわば「功なり名遂げた」のですけれど、今回の報道には父の名前が一切書かれていない、ばかりか父親に触れる文章も全くない。これは何なのだろうと思いましたね。結局、婚外子の責任は母が負うということ、しかも社会的に成功した人であっても。松篁さんの父親も有名な画家でしたので、そちらの妻子、家族を守るためのものかもしれませんが、といっても松篁さんが98歳で亡くなっているのに、松篁さんの父やその妻子も多分もういらっしやらないでしょう。その子孫の方への配慮なんですか。それと一方、松篁さんには



やはり日本画家の淳さんという御子息がいらっしやいますが、松篁さんの父を報道することにより、淳さんの父である松篁さんは婚外子で、祖母の松園は婚外子の母というプライバシーを広めることになってしまう、つまり淳さんへの配慮でもあるということなのかなど。多分両方への配慮ではあると思いますが、とにかく婚外子であることは「恥ずべきこと」扱いだからでしょう。

婚外子である宮尾登美子さんが、婚外子の母になった上村松園さんを主人公にして書いた『序の舞』、小説ですので全て事実ではないでしょうが、少なくとも「その時代に妊娠した未婚の女性の事実」ではあるような気がします。そして、それは残念ながら現代でも続いているのではないのでしょうか。婚姻外で妊娠した時に、父親が社会的地位があつてもなくても責任は女性の体、女性が負わなくてはならない。父が無責任であつたら、子どもの養育費も墮胎費用も女性が負担する。経済的弱者の女性、松園さんは能力のある女性でありながら、隠れるように、多分意に染まない春画、ポルノを描いてやっとお金を用意する。それで買った民間薬を飲み体を痛めながらの墮胎。そして子どもを出産したら社会的非難は母である女性がうけ、父方は配慮される。この何重もの差別、女性に負わされているものを、私はとても興味深くというか、悲しく感じました。

・婚外子差別をなくしていくために

それをなくしていくためには結局、先程も申しましたが地味ですが声をあげる、訴え続けることしかないのではないかと思います。判決が出る前のことですが、国会でロビ-活動をしている時に、議員秘書の方が、その時40代位でしたが、「自分たちが不都合なことをしながら、法律が不都合だつて言っても困るよ」と笑いながらおっしゃるんです。私は少し話をし、書いたものをお渡ししたんですが、それから一か月もしないうちに、子どもの権利条約の新聞のコピーを送って下さって差別をなくしましょう、と。ふーん、こんなふうになるんだ、と思いましたね。

それから1980年の民法改正に残念ながら婚外子差別は落ちましたけれど、その改正後にジュリストに民法改正についての座談会の記事が載ったんです。そこで東京高裁の判事さんが、自分は最初婚外子相続差別は改正しなくていいと思っていた、なぜなら婚外子で平等相続を主張する人はいなかったからと。しかしその後、学者や他の人と話をしているうちに改正した方がいいと意見が変わった、というようなことを話しているんです。私は法律の専門家が素直におっしゃるのを聞いてちょっと驚きましたが、でもそれが本当のところなんじゃないかな、その方が正直におっしゃっているだけで。私たちは何も言わないで黙っていて、これもしてくれない、あれもしてくれないと不満に思っているだけではやはりいけないのではないかと感じました。

たとえばふざわしくないかも知れないんですけど、イギリスの湖水地方の美しい自然を守る運動から始まったナショナル・トラストという国

(4ページへ続く)

中田千鶴子エン講演録 2001.4.21.集会

今日はこのような機会を与えて下さってありがとうございます。

善積さんからビデオの補足と国会情勢、婚外子がなぜ声をあげられないのかの三点についてお話するようにということでしたが、国会情勢については日本共産党の林紀子参議院議員がお見えになっていますので、お話して頂ければありがたいと思います。後ほどよろしく願います。

・ビデオ「罪なく罰せられて—婚外子の声」に寄せこ

まずビデオの補足ですが、昨年の10月に東京で上映された時に、主催者の方が「中田さんも言っていますが、自分は婚外子だけれど、母親が望んで生まれてきたことで納得でき……」とおっしゃっていたのです。ビデオでの私の発言だけを聞くとそんなふうにも感じられるのかなと、その時に少々驚きましたので少し補足させていただきます。

自分が望まれた子であることは嬉しいことですが、望まれない子であっても、これは婚外子に限りませんが婚内子でも、あるいはハンディキャップ、あつ、ハンディキャップって言葉いけなかったんだ、何て言うんでしたっけ--ひらがなのしょうがい--を持った子も、全ての子は「生まれてきてよかった子」として、世界や社会が暖かく迎えてあげたいと思っています。たとえ親が受け入れない、あるいは育てられなかった子だとしても、というよりはむしろそのような子こそ社会が抱きとめてあげたいと。

私自身は単に事実を知りたいだけなのに「なぜ、私を生んだの？」と母に聞くことは、それだけで母を責めることになりはしないかと結局聞けませんでした。その答えは本当は重要ではなく、また重要にしてはいけないのではないかと考えています。それは自分の母親さえ望んでくれたのなら、とある意味で納得してしまい、国その他の扱いに目をふさぎかねないことと、自分の親が望む子か否かで、自分の生を肯定したり否定したり、大切な子、あるいはいらぬ子、などと子どもが考えることがあつては決してならないからです。子どもは往々にしてそう考えがちです。でも一人の人間を生んだ人が、その子どもをどのように捉えていたかによってその子の価値や命の重さにかわりがあつてはならないのですし、子どもは親の所有物でもないのですから、親が望んだか否かを重要視し過ぎることは問題ではないかと、私自身は思っています。

母が亡くなって数年後に叔母から聞いたことなんですけれど、私が生まれた日に母と叔母は一晚泣き明かしたそうです。離婚した母は私の姉を、姉の父の援助もなく育てていましたので、母が叔母と姉の生計を立てていたところに私が生まれたわけなんです。次の朝には、三週間たった私を父親の家の前に置いてくるように、と叔母が言ったそうです。この話をしたら私が怒ると思った叔母は言っていました、私は笑ってしまいました。勿論、実際に捨てられなかった気楽さから言えるのかもしれませんが、そのような状況だったら多分そうだと思いますものね。その時点で私は誰にとっても、100%ではなかったにしろ、かなり「望まれない子」だったことは確かでしょう。だから生まれてはいけなかったなんて思うことはないんですよ、といいつつ私自身は自分の生を肯定できない部分があります。でもそれはこの事実を知ったからではなく、

婚外子の法的差別がもたらしたものです。ちなみにその後、私が小学生の「まだ良い子」だった頃、学校から返ってきた私の声が聞こえると母は叔母に「ほら捨てなくてよかったでしょう？」とよく冗談を言って笑ったそうです。

いろいろな理由で親は子どもを一時的にせよ、いらぬと思うこともあるかも知れませんが、生まれてきた子は、生まれてきたというそれだけで世界や社会が歓迎してあげたいなって思います。母が私を欲しいと思って生んだか否ではなく、「どのようにして生まれたか、父は誰なのか」が婚外子差別がある現状では聞くことさえはばかられ、「婚外子差別がある社会に生まれたことは不幸だが、婚外子に生まれたことは不幸だと思っていない。生んでくれてありがとうと言いたかった。まわりの人が全て待ち望んだ出産ではなかったにしろ、そうであればなおのこと、本当にありがとう」ということが、私の最も言いたいことです。ここにいらつしやる方には蛇足と思いましたが、私にとって重要な点ですので申し上げます。

・なぜ婚外子が声をあげられないのか

次のなぜ婚外子が声をあげられないかは、皆さんが考えていらつしやることと同じだと思いますが--。まず第一に、婚外子差別は大抵の場合、黙っていればわかりませんが、差別をなくす運動をすることにより、自分が婚外子だと宣伝してしまう結果になってしまうこと。私自身は、「人間を選別する婚外子という名で呼ばれたくない、それ以上でもそれ以下でもない一人の人間、一人の子どもとして生まれたのだ」と主張したくて裁判をしました。しかし、そうすることにより、一層明白な婚外子として生きることになってしまったのは、ちょっと皮肉な事実で、正直に言えば、今でも戸惑いを感じることがあります。私は社会的常識がないまま大人になってしまったので、裁判で私が婚外子とわかった後での人々の反応に今更ながら驚いている現状です。

私自身は、裁判を決意した時と、判決が出た時の二回、覚悟のようなものをした記憶があります。裁判を決意した時は、親も兄も亡く、夫も子もいないということがある意味でプラスになった。ただ、この裁判は父の相続に関してなのですから、家族の中で唯一生存している姉とは本来関係ないものなのですが、やはりこの裁判をすることにより既に関係の薄くなっている姉とも、本当に決別することになるのだ、ということは強く感じましたね。正真正銘、一人になる決意をしました。それと、これは他の婚外子と違う感覚かも知れませんが、母が生きているうちに裁判をしたかったという思いもあります。実際は父の死以前に母が死亡しているのですが、もし父の死が先で母がいて私が裁判をしようと思ったら、母は喜んでくれたのではないかという気がします。勿論想像に過ぎませんが、母自身はどんな苦勞をしても一言の愚痴も言いませんでしたが、私が裁判をするのは「一人の人間としての誇りを失わないこと、堂々と主張しなさい」と考える人であったように思うからです。話がそれましたが、二回目の覚悟は、という大げさですが、判決の時です。違憲判決など夢にも思っていなかったので名前を出すかどうかは考えていませんでした。当然実名報道と思っていた記者会見で改めて問われて、ほんの一瞬心が揺れました。私には忘れられない一生のうちの0.何秒間です。

二番目が、900条がお金に関する事柄であるということです。戸籍や住民票の裁判には理解を示しても、相続のことはちょっとという雰囲気がありますね。落合恵子さんが判決の後におっしゃったのだけれど、やっぱり日本人はお金のことを言うのは卑しい、というところがあると。普通の遺産相続でも、骨肉の争いというイメージがありますから。

もう一つは婚外子差別が家庭内差別だということが、私はとても大きいと思います。判決の数日前に婚外子差別の話をする機会があつたのですが、帰りに話を聞いて下さった方と一緒にした時に「うーん、婚外子差別ってたいしたことないね」って言われたんです。彼は在日の方だったんですが、「在日は厳しいよ」と説明してくれたのを聞いていて、私は「こういう言い方をしてはいけませんが、私はその厳しい社会の中で家族が一体となって立ち向かっているというのは羨ましい」と。彼は顔色を変えて、「そんなふうには考えてみたことはなかった」と言うんです。勿論どつちの差別がひどいのかの競争をするつもりではありません、どの差別も受けている人には一番辛いものですから。そして判決の数日



(2ページから続きます)

民的な運動がありますよね、現在は国を越え、世界24カ国に広がっています。1995年にナショナル・トラストが誕生して百年と聞いて、やっぱりイギリスは日本と違って自然を大切にしている国なんだ、国会議員の意識が高いんだわと思っていました。でも実は『ピーターラビットのおはなし』を書いたビアトリクス・ポターや、彼女の知人のハードウィツク・ローンズリーたちが湖水地方を守る活動を一生懸命したことが始まりなんです。産業革命によって自然破壊が進行しているイギリスの自然と歴史的環境を守るナショナル・トラストに協力するかたちでビアトリクス・ポターは、『ピーターラビット』の本で得た印税で湖水地方の土地を買収し、死後寄付されて現在は誰もが訪れることのできる場所になっています。それを知った時に、私は反省しました。日本にはこんなにいい憲法があるのに、憲法の草案を作ったベアテ・シロタ・ゴードンさんは婚外子差別をなくす法案を憲法に入れようと努力して下さったのに、日本の民法は正反対の婚外子差別の規定を作って、と一人でブーブー言っているだけ、そう思った人から声をあげなくてはいけないんですね。それが義務だと思いました。ナショナル・トラストを知ってそう感じました。

婚外子差別を訴える時一番悲しいと思うのは、この差別が本当は女性差別、性的基準の男女差、性のダブルスタンダードをつくっているおもとであるにもかかわらず、この差別が妻・女性を守っていると思込まされている点ですね。反対する女性国会議員もいますが、よく言われることは議員自体は反対ではなくても、「支持してくれる女性議員が反対するので、平等相続に賛成することはできない」ということです。本当のからくりが見えてないんです。婚姻届を出させるために子どもを使った卑劣な差別であり、それはとりもなおさず女性差別、性のダブルスタンダードをつくっているということを、やはり訴えていかないといいなと思います。

・婚外子差別は日本人の生き方の問題

婚外子差別は実は子どもの問題ではなくて、大人の、男性と女性の、男女がどのような関係性を持つか、日本人がどのように生きるかという問題なんですよ。まあそれを罪もない子どもに罰を負わせることで維持するので、勿論子どもの問題であるのですが、日本人全体の生き方、人を愛する、人と暮らす、子どもを生む、という人間にとって重要な事柄を日本人がどのようにとらえていくかという問題なんです。現在の仕組みがあってそれにあわせて生きていくとあまり損をしないように見えるけれども、本当かな、上辺の損得にとらわれて、本当の幸せを失っているのじゃないかなと思います。現在の法律の中でいかに生きたら有利かではなく、どのような法律が一番望ましいかということ、みんなで考えたいですね、政治家だけではなくて。

少年法も改悪されてしまいましたが、私がとてもショックだったのはオウムの子どもの就学拒否をする人々です。オウムの子供たちは犯罪に何の関わりもないし、ある意味ではオウムの子供というものはスティグマともいえるのに、その子どもたちに追い討ちをかけるような就学拒否を、堂々と言う大人たちがいる。そのように拒否され続けて育つ子どもが、一体どんな大人になるのかを考えないのでしょうか。それはオウムの子どもの人権擁護の観点からだけではなく、将来の私たちの社会のためにもマイナスのはずです。それとも自分の子と同じ学校でさえなければ、他の学校ならばよいということなのでしょうか、とても不思議でした。

国が悪い、法律が悪いと言うことは簡単だけれども、私たち一人一人が日々暮らす中で小さな一つ一つのことをやはり大切に考えて行動していかなければならないと思います。子どもの側に立つ、弱者の側に立つことの重要性、これは私を含めてですけど、真剣に考えていきたい。住民票続柄裁判というのは皆さんもご存じだと思いますが、その『Voice』に村上玲子さんという方が書いていらした「この国は子どもの権利さえ守らないで一体誰の権利を守ろうというのか」という文に感動したことがあります。私たちは婚外子差別をなくす運動をしていますが、日々の暮らしの一つ一つを自分の頭で考え、おかしいと思ったら声をあげ、それを続けていくことが大切だと思います。それを私自身肝に銘じるために今日は参りました。この機会を与えていただきありがとうございます。まともな話で申し訳ありません。本当にありがとうございました。

「婚外子集まれ!」の集まりに「みんなにはお集まりの皆さん」
私は今衆議院議員として国会にいます(ただ今、総裁選のため休会中ですが、...)。グットタイミングの集まりを開催され、参加し意見交流をしたかったです。月一回の尼崎での国会報告会と重なり、参加できず残念です。
我が家の婚外子は中学三年と中学一年になりました。一緒に参加して一〇代の婚外子の意見に耳を傾けてみたかったです。野党三党(社民・共産・民主)で婚外子差別撤廃を落とさない民法改正を提出する予定ですが、成立させるには数が足りません。KSD汚職で逮捕された村上正邦が抜けたあとの自民党の中でどのような見解が多数を占めているのかわかりませんが、以前よりは絶対阻止派は減っていると思われ(ゆさぶりがききです)。参院選もあるので世論の盛り上がり大事です。みなさんに連帯し国会で頑張ります。
北川れん子

3・8国際女性デーおんなたちの祭り

「3・8国際女性デーおんなたちの祭り」
「みんなにはお集まりの皆さん」
「不要な子」なんていない!!
分科会

「不要な子」なんていない!!
分科会
「不要な子」なんていない!!
分科会
「不要な子」なんていない!!
分科会



「不要な子」なんていない!!
分科会
「不要な子」なんていない!!
分科会
「不要な子」なんていない!!
分科会



私は 婚外子差別と闘う会の屋代と申します。ビデオの中に出ておりました。私を産んだ人は私の出生届を出さずに養母に私を手渡して、いっさいの連絡を絶ちました。今日、ラヴ・チャイルドという言葉がありますが、私は自分を婚外子とは呼べてもラヴ・チャイルドとは呼べないんです。と言いますのは、私の母が妊娠をしたときに相手の男は母との関係を絶って、つまり捨てたんです。つまり、私は出生によって、親の恋愛を壊してしまった人間であって、したがってラヴ・チャイルドとは言えないんです。もちろん私は望まれて生まれたわけでもありません。愛されて生まれたわけでもありません。この世の誰一人としておめでとうという祝福してくれた人はいなかったんです。私はクリスチャンですから、神が私を祝福してくれたというふうに信じております。それゆえにいかなる生れ方をした人間も人権を保障されるべきだと信じております。そういう意味ですから、私はあえてラヴ・チャイルドとは言いません。私は養母によって育てられたのですが、そのことは私自身にとっては決して悪いことではなかったと思っています。この話の中にもでたように、血縁の親が血縁の子どもを育てることが常にベストではないって言うことを、私は自分の体験で知ってしまったんです。私自身の婚外子としての心の傷は、生母と私との関係に限定されるのでして、養母と私というのは山ほどもめましたけれども、ごく普通の親と子が、もめるようなもめかたをしました。養母によって育てられたことが悪くなかったというのは、戸籍や住民票に非嫡出子と書かれなかったからではありません。育ててくれた人が私と血縁関係がなかったから、婚外子差別と闘えるという理由において良かったなと思うわけです。その理由は後で詳しく述べさせていただきます。

私が受けている相続財産の額は、そういうわけですから900条4号但し書きとは全く無関係です。でも、私はこの条文によって差別されていると強く感じています。900条4号但し書きには遺産相続において嫡出でない子の相続分は嫡出である子の二分の一である、と書いてあるだけなんです。婚外子以外の人にとってはそれはただ単に遺産相続でもらえる額の問題、つまり婚外子が欲張って正妻のお金まで欲しがっている問題みたいにとらえられてるんです。実は、婚外子以外のシングルマザーの人もそう考えてしまっている人がほとんどです。だから欲張ってお金を取ろうとしているみたいと言われてたくないということで、900条4号但し書きの撤廃に対しては賛同しない人もいます。でも婚外子自身にとってはこれは相続財産だけの問題ではないのです。これは婚外子自身にとっての人間の価値や尊厳と不可分の問題なんです。法の下での平等は基本的人権の中の一つです。しかし、900条4号但し書きは婚外子の法の下での平等を民法の条文の中で否定しています。そのことこそが最も根元的な問題なんです。そして、ゆるがせにはいけない問題なんです。私の人間としての尊厳とか基本的人権ってというのはこの条文によってディスカウントされているわけです。これを黙ってみていることは、私の人間としての価値は他の人より低いんだということを認めてしまうことに他ならないんです。私はそれを自分で認めるわけにはいきません。だから、闘っています。

一方でまた、この条文は法律にだって婚外子を差別していいと書いてあるじゃないか、だから婚外子を差別したって構わないという想いを多くの人に抱かせ、社会全体からの婚外子と婚外子に関わる、具体的にいいますと婚外子の母親ですね、それに対するさまざまな差別を助長する要因になっています。そして、その様な差別があるゆえ、差別的な雰囲気がある故に、婚外子を産んだ親たちは社会や自分の親族や、ひいては自分が産んだ子ども本人にまで、婚外子を産んだことで迷惑をかけたと思いついて、苦しみのあまり婚外子に対して怒りを感じたり暴力をふるったり、逆に過度の罪悪感を婚外子に対し感じたりする原因になっています。また一方でこうした婚外子差別は、婚外子自身に自分が生まれたことで親に汚名

をぎせてしまった。スティグマですね。また、自分の親に対し、自分を産んだことによって様々な苦しみを与えてしまったという、一種の生まれてきたことに対する「うしろめたさ」、罪悪感を感じさせてきています。このように婚外子差別は、婚外子の親子関係を傷つけて親と子の双方の心に深い傷を負わせ、婚外子の人生を生きにくいものにしていくんです。

また、婚外子自身の自分が生まれてことで親を苦しめてしまったという想いが、自分が婚外子であることを差別されたくないという想いを防いでしまっているんです。多くの婚外子にとっては苦しむ親を、自分を産んだがゆえに苦しんでいる親を人質に取られているために差別するなど言い出せない状況なのです。さらに、差別反対の声が上げられる婚外子が少ないことを理由にして、婚外子は差別されていないと言い出す人がいます。そのことはすでに他の方が発言してくださいました。それでご存じだと思います。差別されていないのではないのです。差別されていると言い出すことすらできないほど、がんじがらめの状態に落とし込まれているんです。婚外子が差別反対を叫んだとき、親が苦しむと言って、婚外子の口が封じられます。私自身これまでいろんな形で、婚外子自身による差別反対運動を批判されてきました。本名を名のって差別反対運動をしてきたほとんどの婚外子は、そのことを経験しております。この批判は、婚外子差別を賛成する側の人だけではないのです。実は婚外子自身が差別を反対することは親のプライバシーを侵害してしまったり、あるいは親のせいで私が苦しんだと言っているようなイメージを親に与えてしまうのです。しかし、もっと考えてください。差別しているのは本当は誰なんでしょうか。この差別の構造そのものが、親に対しては自分は子どもを婚外子で産んでしまったことによって子どもを苦しめてしまったという負担感を与え、子どもに対しては自分が生まれてしまったために親を苦しめてしまったという負担感を与え、両者をいわば噛み合わせ、戦いあわせるような状況をつくり出しているんです。そういう差別なんです。本当のところは婚外子が婚外子の親を苦しめているのではないのです。婚外子の親が婚外子を苦しめているわけでもないんです。婚外子差別という差別そのものが婚外子と婚外子の親を苦しめているのです。だから婚外子差別を根元から断ち切らないとダメなんです。そして、婚外子差別を相続差別という問題に矮小化させてしまっ、婚外子が財産を取りたいがための欲だと思わせることで、差別を維持している900条4号但し書きを、撤廃させなければならぬんです。

ですから900条4号但し書き撤廃の声を国会に届けるためにもみなさんどうぞ声を上げてください。協力してください。お願いします。

なぜ私は婚外子差別と闘うのか 相続差別撤廃の意味するもの

2001.4.21 集会 まとめの発言

Y M エン

アメリカ シングルマザー急増 核家族25%切る

2001.5.19 朝日

移民国家である米国の00年国勢調査結果から家族構成やアジア系移民の变化を拾った。夫婦と18歳以下の子どももからなる核家族が初めて全世帯の4分の1を切り、母親ひとりで子どもを育てるシングルマザーなどが急増している。

核家族は全世帯の23.5%と10年前に比べ2.1%減少。60年は45%を占めていた。逆に、シングルマザーはこの10年間に25%増えた。1人暮らしや、婚姻関係のない人との一掃に替わっている「非家庭世帯」が約3分の1に達した。また、約2億8千万人の全人口のうちアジア系は約1千万人。この10年間に48%増えたが、日系人だけは90年の約85万人から00年は約80万人に減った。アジア系で最も多いのは中国系の243万人。(ニューヨーク州都立修)

民法改正

2001.4.5. 3.22h

5年ぶりに活性化の動き

与党女提協は別姓を検討

市民団体が東京で集会

五年ぶりに選択的夫婦別姓など民法改正の動きが活性化している。与党女性政策提言協議会もプロジェクトチームをつくった。三月十五日、「すすめよう、民法改正ネットワーク」が市民と国会議員の集会を開催し、市民約二〇〇人と一九人の国会議員が出席した。

自民、保守、公明三党の女性議員でつくる与党女性政策提言協議会(与党女提協)は、選択的夫婦別姓プロジェクトチームを作り、調査や意見交換を行ってきた。選択的夫婦別姓を、子どもの姓は出生時に決める案を検討しているという。三月五日に開かれたプロジェクトチームでは、「すすめよう、民法改正ネットワーク」から、ヒアリングを行い、旧姓使用の不便さや、婚外子差別の状況などについて話を聞いた。



男性議員も多数出席し、国会での民法改正の進展を期待させる集会だった

一方、野党の民主、社民、共産の三党は、すでにいつでも出せる状態を待っている。三月十五日の「今年こそ実現、民法改正 国会議員と市民の大集會」には、与党女提協の座長大



婚外子相続分差別撤廃にもとりこんでほしいと相続分差別で裁判を闘った経験を交えながらの訴えも会場からあった

森山議員(公明)、副座長の松島みどり議員(自民)など自民、公明、民主、社民、共産、自由の六会派の国会議員が出席した。松島みどり議員は「結婚して夫の姓に改姓したが、新聞記者の時代も旧姓を使ってきた。衆議院

議員に当選して、当選証書は戸籍姓なので馬場みどり宛に来た。こんな屈辱的なことはない。早く選択的夫婦別姓を実現するよう、今、女提協でがんばっている」と話した。大森議員も「自民党女性議員への応援をしてほしい」と。これに対し、市民からは婚外子の相続分差別の撤廃は法案に入らないのか、という質問があり、松島議員からは、「婚外子の問題は自民党議員から賛同が得にくいので、まず、別姓からやってみよう」と話した。

議員は、「民主・社民・共産で用意した案は婚外子差別の撤廃も入ったもの。これを出して、国会の場で両方議論したい」と話した。その他、別姓を美談し、妊娠中の水島広子衆議院議員(民主)が「九月

の第二子出産までには別姓の法案を通したい」と、また植田至紀社民党衆議院議員は事実婚を美談していると言及し、国会の中が変わってきたことを実感させた。

一六日、高村正彦法務大臣が「選択的夫婦別姓制度について、今年中に世論調査を実施する」と発表した。これで今国会での実現はむずかしくなった反面、政府の姿勢を一步前進と受けとる動きもある。(赤石千衣子)

民法改正で 森山法務大臣に申し入れ

2001.6.15. 与党案秋にも提出か 3.22h

五月三日、「すすめよう、民法改正ネットワーク」(全国三八団体)が森山法務大臣へ、選択的夫婦別姓の導入と婚外子相続分差別撤廃を含む民法改正の早期実現を求めて申し入れを行った。

「すすめよう、民法改正ネットワーク」は、野田聖子衆議院議員の立ち会いで別姓推進派として知られている森山法務大臣に民法改正の早期実現を要請した。申し入れでは、野党の議員立法案は何回も提出しているが、与党の中でも法案を練っているところだと野田聖子議員が報告すると法務大臣は国会の中では、自分への質問が相次ぐなど、かなり雰囲気が変わってきている。与党案と野党案が出たところで早く話し合いを持つように述べた。

また、内閣府が秋までに世論調査を実施する予定なので、その結果を受けて、すすめよう、と法務大臣は強調した。同ネットワークは、九六年に行われた世論調査の方法には、質問が誘導的であるなどいくつかの問題点がある指摘し、この点の改善を求めた要望書も手渡した。たとえ

は婚外子(非嫡出子)が「結婚している夫婦が婚外にもうけた子」のみを想定しており事実婚の子どもその他さまざまな婚外子がいることには触れていないなどである。また、選択的夫婦別姓ということばは分かりにくいので、「希望すれば別姓になれる制度」というような言い方をしたらどうか、という提案も法務大臣からあった。

秋に、世論調査の結果を受けて、与党案が臨時国会で議員立法で提出される。すでに案を提出している野党とも協議して審議入りするというのも、とても早い道かもしれない。九六年の法制審議会の答申以来五年目、民法改正へのチャンスが到来したようだ。市民側で希望してきた選択的夫婦別姓と婚外子の相続分差別が切り離される可能性があり、むずかしい問題が残る。(赤石千衣子)

5/8 衆議院に 5/10 参議院に 婚外子相続差別撤廃を含む民法改正案が提出されました...

離婚から300日以内の出産

出生届の不受理相次ぐ

神戸の女性ら 調査

離婚が成立する前に生まれた子どもは夫の子と推定する。そんな民法の規定により、夫と血のつながりのない子どもの出生届が受理されないケースが相次いでいることが、神戸市の女性グループ「民法と戸籍を考える女たちの連絡会」の調査でわかった。同会は「婚姻関係だけで親を推定する規定は時代に合わない」と改正を求めている。

調査は昨年十一月末までに、市町村の戸籍窓口三千三百七十四カ所に質問用紙を郵送し、今年一月末までに五百二十六件の回答があった。民法七十七条は「妻が婚姻解消の日もしくは取り消しの日から三百日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する」と定めている。これに抵触して出生届が受理できない、または補正が必要ないケースが「あった」と二百二十二市町村(二二%)が答え

「出生届を受け取らないまま、家庭裁判所で先に親子関係を確定するように促した」五十六件。届け出期間を長く過ぎた後、出生届を受理したケース

があるかどうかを尋ねたところ、二二%にあたる百七十七市町村が「ある」と答えた。その理由の約半数が民法七十七条によるもので、以下、「外国で出生または親が外国籍」「届け出遅れ」「非嫡出子のため、届け出をためらった」など。子が成人に達しても受理されていないケースもあった。また、七二条は女性の生き方を制約していると思



回収した調査票を前に民法の改正を訴える「民法と戸籍を考える女たちの連絡会」のメンバー神戸市役所で

母子家庭の年々増加

母子家庭が五年間で二割以上増えていることが、厚生労働省の調べで分かった。ははは五年(二〇〇〇)に行っている「全国母子世帯等調査」で、一九九八年十一月に行われた。



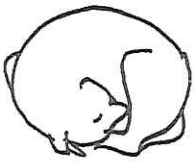
(2001.3.3 朝日)

九十五万五千世帯。九三年の前調査より二%増えた。母子家庭になった理由は夫の死が約二割で残りは離婚や未婚での出産など。離婚は前調査の約五十七万世帯から約六十五万世帯へと二九%増え、未婚の出産も八五%増えている。母親の職業はパート勤務が四割で、世帯の平均年収は約二百三十万円。全国に約十六万三千世帯と推計される父子世帯の場合、正社員が八割で年収も約四百二十万円。母子家庭の経済基礎の弱さが際立っている。

女性進出 制度調査

政府の男女共同参画会議のもとに置かれた「影響調査専門調査会」(会長・大塚真理東大教授)の初会合が18日、首相官邸で開かれた。来年秋をめざして報告書を出す。女性の社会進出などの妨げとなっている制度の点検を対象とし、①各官庁が実施の企画・立案段階から目録評価できるチェックリストの作成②女性がライフスタイルを選択する際に妨げとなる税制や社会保障制度、雇用システムの調査などに取り組む。

(2001.5.19 朝日)



伝統的な家族像が崩壊してきている現代。だからこそ、昔風の「強い父親」への回帰、その復権を望む声も高まっている。しかし、家族の在り方は時代とともに変わっていく。懐古趣味を持ち出しつつも時代とずれていくばかりだ。シリーズの最後は、数多くの臨床経験を積み精神科医の斎藤さんに、これからの父親のあるべき姿について聞いた。

最近父親の復権

「私たちが自分の経験から家族に対してあるイメージを持っている。それが裏切られて不安になった父親たちが、その原因を『父性の喪失』という言葉に置き換えて安心しようとしているだけだ。この現象の背景には、おきてを守りない少年たちの登場がある。だから、おきてを教える存在としてしか父親を存在してはいけない、そこから導き出される父親論は、いつもフロイト流の非常に厳しい父、子供を恐怖させる父というイメージでしかない」

家族の基本は母と子 身を滅ぼして仕える

2001.5.10 朝日



斎藤 学さん

さいとう・さとる 1941年生まれ。慶応大学医学部卒業。家族機能研究所代表。著書に「家族の間(やみ)をくぐる 現代の親子関係」(小学館)など。

「母と子を助けて生きられるようにすることが父の役割だ。男はまず女を愛することから始まる。そして、女が大切にしているものを一緒に大切にしよう。人間は普通、自分が愛する者が愛する者を憎む。しつこくするわけです。父性愛は、これを乗り越えた崇高な感情です。男に限りません。こうした利他主義を示せる者はみんな父です」

「母と子を助けて生きられるようにすることが父の役割だ。男はまず女を愛することから始まる。そして、女が大切にしているものを一緒に大切にしよう。人間は普通、自分が愛する者が愛する者を憎む。しつこくするわけです。父性愛は、これを乗り越えた崇高な感情です。男に限りません。こうした利他主義を示せる者はみんな父です」

「女性があんまり子供を産める制度、いわゆる社会的父性だと思っ。シングルマザーなんてこともないから風潮が残っているから、おっかなく子供を産めな。女性性がリソースをたないから、行き着く先は少子化しかない。つまり日本には本体的な父性が存在していない。これこそが父性の不在だ。男性はこれまで子育てには参加しな

「江戸時代は藩主のために死ぬ男にならな。先達としての父親像があった。今論じられる意味の父性という概念が出てきたのは、せいぜい明治になってから

「江戸時代は藩主のために死ぬ男にならな。先達としての父親像があった。今論じられる意味の父性という概念が出てきたのは、せいぜい明治になってから

4/21集会以発言する
時任玲子工ん



婚差会は時任さん裁判を全面支援します。

事務局会議録

- 2000年4月7日 (参加4名)
「相続差別をおとすな！」緊急集会の準備
- ①集会内容 ビデオ上映「罪なく罰せられて」
 - ②新聞社、テレビ局に集会案内と取材依頼
 - ③婚外子にメッセージを依頼分担
 - ④声明文の準備
 - ⑤当日手伝いの依頼
 - ⑥国会議員へ集会案内と参加願いを送付の分担
- 2000年4月14日 (参加4名)

- 4月21日の集会準備
- ①当日スケジュールの決定
 - ②用意するもの等の確認
 - ③当日手伝いの確認
 - ④集会参加者及び婚外子のメッセージ、集会アピール文を国会議員に送る準備
- 2000年4月21日
「婚外子集まれ！」集会
懇親会
- 2000年5月19日 (参加7名)

- 4月21日集会反省会
- ・国会議員へのメッセージを集会参加者に送付
- 時任さん裁判
- ・時任さんから裁判に至る経過報告
 - ・婚差会として支援を決定
- 2000年5月24日 (参加6名)

- 時任さん裁判
- ・裁判提訴後の記者会見の報告
 - ・時任さんを支える会の発足

はじめまして、時任玲子です。
今回私が婚差会メンバーとしてシングルマザーや婚外子への差別や偏見に満ち満ちた大阪府議 加藤法珠を提訴するにあたり、一人でも多くの人の思いを共感したくペンを取りました。かねてより婚差会の活動と共に関わってまいりましたが、ずいとい匹狼でやってきました。が、裁判を起すとなるとこはもう力が要ります。一人ではやっつけられないと痛感して、四月五日廿日木曜日までの緊急集会的場を訴えさせていただきました。
私が非婚で子どもを出産し育てているのは、こどもの私の人生の歴史から学んだ女性の生き方のひとつのスタイルで、個人の自由な意思に基づくものです。
愛する子どもの未来も社会的に責任のある人物から「差別される」と言われたこと少なからぬショックを受けました。この世に迎えられる生命に対して、親がどう生きるべきかという優劣をつけようとする社会のシステムは、こははすごくおかしい。そして私がシングルマザーであることに、「ふーだろーんて言葉も冷むせよたこと」深く悲しみを覚えます。そして私の資質や能力と離れたところ、その扱いは軽んぜられ、それにあたりますように振舞う議員の態度に失望しました。
私はこの深い悲しみと社会に向けて発言し、ひるまずに表現してゆこうと思ひます。そして共有したい。その上で社会も変革せよめる積極的な個体でありたいと強く望むもろです。感じたかたはどうか行動してください。応援よろしくお願ひします。

別冊もご購ひください。

★ 2000年度婚差会会計報告 ★ (会計・尾代)

収入の部	
前年度繰越金	302,418
会費	140,500
カンパ	20,000
パンフ売上	13,000
81'かしましカーニバルより寄付	50,000
合計	525,918
支出の部	
郵送料	61,270
つうしん用紙封筒ラベル等費用	14,952
事務費	3,000
パンフ印刷代	35,000
ホームページ関連費用	9,800
他団体参加費	18,000
慶弔費	3,675
次年度繰越金	380,221
合計	525,918

＜編集後記＞

★ 今日ほとして一日中 徳太郎くん(1才)と遊んでました。私のスゴク年下のボーイフレンドになってくれたヨ (Y)
★ 時任さんの裁判勝利を願ひます。おさんを支援して下エいね。おさんに非婚シングルマザー(婚外子)への差別を止め思ひます。(勇気) (EのEのEのE)
★ 急に予定がキャンセルになったので 親子で手伝いにやって来ました。手伝、たんだか、邪魔したんだか…。いろんな仕事と同時に進行で「行われたいのを見るのは楽しかったです。裁判勝ちますように。(松田)

論説室

江上諭子さん制作のビデオ「罪なく罰せられて」婚外子の声」を見るのだから、あるいは「妻の機会があった。江上さん座が守られているのは一九六三年、東京生まれ。女性による女性のための映像制作集団「ビデオ工房AKAME」(大阪)に所属する彼女が、第一作といえるこのビデオのテーマに「婚外子」を選んだのは父親が婚外子だったからで、作品化までには長いかつづきがあったという。
ビデオは、婚外子の人たちがインタビューによって淡々と語られていく。相続の問題、そして親の死に目に会えなかった悲しみなどが彼女たち(登壇は、守られていないの場するのはいずれも女性だ。これもまた、人間のだを傷つけている。相大切な本性にかかわると続分が少なくても思われるのに。「妻の」ではなく、相続分が少座が、本心に社会にならざるにあって優先されるべきなのさまにされる、いわば社か、再考が必要と思つ。会的制裁によって傷つく (林 夏子)

『婚外子の声』を聞いて
結局、好きなように「子を産む」女の権利しみなど彼女たち(登壇は、守られていないの場するのはいずれも女性だ。これもまた、人間のだを傷つけている。相大切な本性にかかわると続分が少なくても思われるのに。「妻の」ではなく、相続分が少座が、本心に社会にならざるにあって優先されるべきなのさまにされる、いわば社か、再考が必要と思つ。会的制裁によって傷つく (林 夏子)

★ 今回の内容の濃い つうしんをありがとう。読んで元氣にな、こたさる方がたにこえいとうれしいのですが……。民法改正し婚外子相続差別撤廃を実現させるまでまだ道のりはありとありますが、ハコたれるものか!! がんばり (大田) 一緒にがんばり。